



ISSN 1884-9199

郵政歴史文化研究会編

郵政資料館 研究紀要

平成21年度 創刊号



日本郵政株式会社郵政資料館

郵便取扱の図（郵政資料館所蔵）絹本着色 縦270mm×横450mm 14点

当館が所蔵する「郵便取扱の図」は、明治17年（1884）12月から明治18年（1885）5月までアメリカのニューオーリンズにおいて開かれた万国博覧会に、日本における郵便の取扱状況を紹介するため出品されたものである。

この図は、幕末から明治にかけて活躍した著名な画家で漆工芸家の柴田是眞^{ぜしん}の作とされていたが、中村日出男氏⁽¹⁾の調査で、農商務省博物局工芸課（博覧会関係を所掌する部局）が柴田是眞の次男である柴田真哉^{しんさい}に依頼して制作したものであることが判明した。

真哉の日記によると、彼は明治17年10月から11月にかけて江戸橋の駅通局や横浜郵便局に出かけ局内の写生を行っている⁽²⁾。そのため、この図には当時の郵便局の様子がリアルに描かれており、郵便局の窓口や局内作業の状況を詳細に知ることができる。

第一図 東京郵便局窓口ロビー

天井にはシャンデリア、壁には「駅通局」と書かれた扁額が掛けられている。扁額の下にあるのは私書箱である。

この扁額に「駅通局」と書かれているのは、明治19年（1886）に逓信管理局が置かれ、この郵便局が組織上東京郵便局として分離されるまで、駅通局がこの郵便局を直接管理していたためである。

床に座りベンチを机代わりに手紙を書いている人、ステッキを股に挟んでメモを見ながら話している紳士、外国郵便窓口と思われる方を帽子で示す西洋人など様々な人々が生き生きと描かれており、ロビー内の雰囲気は忠実に伝わってくる。

第二図 郵便局窓口の内部

窓口内側の引受作業が描かれている。窓口には西洋人と思われる婦人や子どもの顔が見え、局員の持つ横文字で書かれた封書について質問しているようである。

局員は革靴を履きスーツ姿で事務を行っており、椅子に座っている局員は万年筆を使って書類を書いている。机の上には西洋式のはかり、壁には大きな柱時計が設置されている。

西洋式の時計やはかりが全国の郵便局に配備されたのは明治7年（1874）頃であった。

1 元郵政研究所附属資料館主任学芸官

2 中村日出男「柴田真哉筆のいわゆる「郵便現業絵図」について」（『どんぐり』第3号、1983）

創刊にあたって

『郵政資料館 研究紀要』創刊のことば	石井 寛治	1
--------------------	-------	---

論文

日本郵政史研究の現状と課題	石井 寛治	3
---------------	-------	---

明治後期三等郵便局の局員構成 —三島郵便局の事例—	磯部 孝明	16
------------------------------	-------	----

戦前期三等郵便局の経営実態 —滋賀県山上郵便局の事例より—	田原 啓祐	30
----------------------------------	-------	----

高度成長期郵便貯金の発展とその要因 —郵便貯金増強メカニズムの形成をめぐって—	伊藤 真利子	48
--	--------	----

近代日本における電信電話施設の道路占用	北原 聡	66
---------------------	------	----

研究ノート

明治前期における郵便局配置に関する分析 —千葉県郵便局ネットワークに着目して—	小原 宏	83
--	------	----

資料紹介

郵政資料館所蔵資料概要	井上 卓朗	96
-------------	-------	----

『各線鉄道線路図』～東京・高崎間を中心として～	杉山 正司	144 ⁽¹⁸⁾
-------------------------	-------	---------------------

郵政資料館蔵「東海道宿毎応対日記 上」	「駅通志料」を読む会	156 ⁽⁶⁾
---------------------	------------	--------------------

郵政資料館所蔵の中世東大寺文書と往来軸	田良島 哲	161 ⁽¹⁾
---------------------	-------	--------------------

新刊紹介		164
------	--	-----

展覧会紹介		165
-------	--	-----

編集後記		169
------	--	-----

YUSEISHIRYOKAN KENKYUKIYO

Journal of Postal Museum

Table of Contents

The Comment for the First Issue of YUSEISHIRYOKAN KENKYUKIYO Vol. 1	ISHII Kanji..... 1
--	--------------------

Article:

Studies on the History of Communication in Modern Japan	ISHII Kanji..... 3
Clerks Organization of the Third Class Post Office in the late Meiji era – A Case Study of Mishima Post Office in Sizuoka Prefecture –	ISOBE Takaaki.....16
The Realities of Management of Japanese Third Class Post Office before World War II – The Case Study of Yamagami Post Office in Shiga Prefecture –	TAHARA Keisuke.....30
Expansion of the Japanese Postal Savings and its Factors in the High-growth era : On the Formation of the Reinforcement Mechanism	ITO Mariko.....48
Road and Telecommunication in Modern Japan	KITAHARA Satoshi.....66

Note:

Survey on Arrangement of Post Office at the first term of Meiji era – Focus on the Post Office Network in Chiba Prefecture –	OBARA Ko.....83
--	-----------------

Introduction to the Historical Material:

Outline of the Postal Museum Collection	INOUE Takuro.....96
Railroad Maps between Tokyo and Takasaki from “Railroad Plan of Japan” in Meiji era	SUGIYAMA Masashi.....144 ⁽¹⁸⁾
A Journal of Interviews with Each Post Stage of the TOKAIDO in Edo Period (Part I) The Society of Reading EKITEI SHIRYO(The Documents on the Communication in Modern Japan)	156 ⁽⁶⁾
The Document of the Todai-ji temple in Heian period	TARASHIMA Satoshi.....161 ⁽¹⁾

Notices:	164
----------------	-----

『郵政資料館 研究紀要』 創刊のことば

石井 寛治

この『研究紀要』は、日本郵政株式会社郵政資料館のもとに組織された「郵政資料館の所蔵資料を活用した郵政の歴史・文化に関する研究会（略称・郵政歴史文化研究会）」の研究成果を広く学界および社会に公開するために刊行される。初めに同研究会の成り立ちと活動について説明しよう。

郵政歴史文化研究会は、現在NTTおよびNHKとともに通信総合博物館を構成する郵政資料館が、新しい形式と内容をもつ現代に相応しい博物館としてさらに発展してゆくための構想を模索する中から誕生した研究会である。郵政資料館では、同館所蔵資料がどのような価値をもっているかを5名の有識者に依頼して評価したところ、「駅通資料」、「電気通信資料」、「美術資料」、「切手類資料」、「通信関係公文書資料」の何れについても、1902年（明治35）以来収集した約190万点と言われる資料の中には、通信の歴史はもちろんのこと美術の歴史においても掛け替えない独自の価値を持つ資料がきわめて多いことが明らかにされた。ただし、その中には数多くの未整理資料もあり、それらの確認と整理が必要であるが、そのためには博物館内部においても諸資料の分析・研究が恒常的に行われる必要があることが指摘された（『郵政資料館所蔵資料 資産価値評価報告書』、2007年）。

そこで、2008年（平成20）10月10日、郵政歴史文化研究会の第1回会合（座長・石井寛治東京大学名誉教授）が開かれ、①「第二次大戦以前における郵便局の経営史」（第一分科会、主査・石井寛治）、②「近代日本における郵便と戦争——戦地と銃後のポスタル・コミュニケーション」（第二分科会、主査・新井勝紘専修大学文学部教授）、③「日本における公的金融と郵便貯金」（第三分科会、主査・杉浦勢之青山学院大学総合文化政策学部教授）、④「通信と地域社会」（第四分科会、主査・杉山伸也慶応義塾大学経済学部教授）、⑤「郵政資料館所蔵近世交通資料群の研究」（第五分科会、主査・山本光正国立歴史民俗博物館教授）の5分科会を発足させること、各分科会の主査5名と、田良島哲東京国立博物館学芸研究部室長（個別研究）、藤井信幸東洋大学経済学部教授（第四分科会所属）からなる親委員会が研究会全体の方針を立て運営にあたることになった。こうして各分科会の調査・研究活動が開始され、2009年（平成21）3月5日の第2回研究会（親委員会）において、研究成果を公表するために、『郵政資料館 研究紀要』を、2010年（平成22）3月に創刊することを決定したのである。その場合、『研究紀要』が研究者向けの学問的水準を維持し、アカデミックな独立性を保つようにするために、研究会の親委員会メンバーからなる編集委員会を郵政資料館に設置し、投稿論文の査読を行い、水準に達したと判断されたもののみを掲載することとなった。

二

このように、郵政資料館が『研究紀要』を刊行するのは、冒頭で触れたように、今後の新しい郵政関係の博物館が、その所蔵する世界的にも貴重な資料群を有効に活用するためには、博物館自体が自前の研究機能を内包し、高度の情報発信機能を持たなければならないためであるが、郵政資料館の『研究紀要』の刊行は、それに止まらない大きな学問的・社会的意義をもっている。それは、郵政資料館が、100年を超えて存続してきた間に、近世日本の飛脚による通信関係資料から始まって、近代日本の郵便・電信・電話等に関する多様な通信関係資料、さらには、近代世界各国の膨大な切手類資料を収集してきたことに関わっている。すなわち、郵政資料館の所蔵資料の整理と公開・利用は、近世日本と近代日本の通信史に関するきわめて広範な領域の研究を可能にするものであって、そうした研究は、急速な情報化によって特徴付けられる現代社会の歴史的位相を掴むために不可欠の重要性をもつものと言ってよい。

今日進行しつつある情報革命がどのような歴史的意義をもつかについては、一方の極に、人類史における古代農業革命や近代産業革命に匹敵する画期的な社会変化であって新しい社会が生み出されつつあるとする見解があるかと思うと、他方の極には、これは産業革命にさいして不発に終わった情報化が遅れて実現しつつあるに過ぎないとする見解がある。いずれの見解が正しいかは、今日の情報化がどのような社会変化を生みつつあるかを冷静に見極めてゆくなかで、やがて判明するであろうが、歴史的 position 付けということになれば、近代社会を通ずる情報技術の革新が、どのように社会的に受け止められ、社会を如何に変容させたかを歴史的に跡付ける作業が必要であろう。

ところが、通信史の研究は、永いこと「不毛の分野」とされ、実証研究の不足が嘆かれてきた（山口修「不毛の通信史学」（『日本歴史』262号、1970年）。その後、1990年代に入ると、さまざまな個別研究が現れ、1995年には郵便史研究会が発足するなど、研究状況はかなり好転したといって良い。しかし、通信史が抱える課題と期待の大きさを考えると、これまでの研究成果は決して充分とはいえない。詳しくは、本『研究紀要』の巻頭の「日本郵政史研究の現状と課題」と題するサーベイ論文を参照されたいが、郵政省編『郵政百年史』（通信協会、1971年）に代表されるかつての研究水準は、その後、飛躍的に高められたとはいえ、究明すべき課題の大きさと比較すると、われわれは、まだ研究の入り口にとどまっていると言っても過言ではないのである。

『郵政資料館 研究紀要』は、通信史研究の持つ無限ともいえるべき大きな可能性と、これまでの通信史研究が達成しえた成果の限界との巨大なギャップを少しでも埋めることを目指して創刊された。新しい郵政資料館の発展のためにも、この『紀要』が今後すくすくと育つことを祈るものである。

（いしい かんじ 東京大学名誉教授）

日本郵政史研究の現状と課題

石井 寛治

① はじめに

近代日本における通信事業は、明治維新直後に官営電信（1869年）と官営郵便（1871年）が開始されて以来、日本電信電話株式会社（1985年）と日本郵政株式会社（2007年）が出現するまで、主として官営事業の形で行われ、通信省ないし郵政省の下に置かれた郵便局は、郵便貯金・簡易保険の事業も併せて行った。現在、小泉自民党内閣以来の郵政民営化の方針が、鳩山民主党内閣の手によって見直されつつあり、その行方は不透明であるが、郵政事業全体が、かつてと全く同じ官営事業へ回帰することはもはやありえないであろう。何故ならば、郵政改革は、単なる通信分野の改革に止まらず、世界に類例のないほど巨大化した公的金融分野（郵貯・簡保）の改革を含んでおり、それらを含めた郵政改革は、日本の経済と社会の健全な発展にとって避けて通ることのできない重要課題のひとつだからである。郵政史の研究は、目下進行中の画期的な郵政改革の進行を見据えつつ、その行方を見通す上で必要な歴史的経験を掘り起こし、その意義を確定していかなければならない。

ここでは、官営郵便開始（1871年）からの1世紀の郵政史を総括した郵政省編〔1971〕を差し当たりの出発点として、その後の郵政史研究がいかなる問題に取組み、どこまで史実を究明したかを振り返りながら、今後究明すべき課題を探ることにしたい。同書は、監修者の土屋喬雄東京大学名誉教授が、客観的説明に努めたために「科学性」の高いものとなったと述べただけでなく、「情報の経済史」の研究史を回顧した杉山伸也〔1992a〕も、「たんなる郵政省史というよりも研究書といってよい」と評価しているからである。ただし、第二次大戦後については、現状分析的な研究はあるものの、歴史的研究がきわめて乏しいため、ここでは、主として戦前の日本郵政史を対象とすることをお断りしておく。

② 官営事業の方式を長く維持した理由

郵政省編〔1971〕によると、官営方式で出発した理由は、郵便と電信と電話とで異なっていた。最初に政府が取り組んだのは、全く新しい通信手段である電信であったが、外国人による敷設の出願を拒否しつつ1869年に官営方針が決められたのは、日本の通信主権を守るためであり、民営では不可能なためであった。そして、デンマークの大北電信会社による海底電線の敷設要求に対して、自前の敷設技術を持たなかった日本政府は、やむなく敷設権を与えてしまったため、政府は同社による長崎～横浜間の電線敷設を防ごうと、大至急で工事をを行い、1873年に東京～長崎間の電信を開始した。他方、郵便については、1871年に官営郵便が開始されたが、当時は近世以来の民間の飛脚問屋も健在で、官民相互で激しい競争が展開された。1873年に官営独占体制を成立させたのは、欧米並みに全国どこでも同一料金とするには、割高となる近距離郵便における在来の飛脚問屋の競争を排除する必要があったためであった。交換電話事業につ

いては、官営か民営かについて政府内部で対立があったが、渋沢栄一らによる電話会社の度重なる出願が退けられた末、1890年から官営の交換事業がスタートした。工部省・通信省が官営に固執した理由については、「官庁・警察などの電話を民営事業が取り扱うと、機密維持が困難である」という点が指摘されている。

対外電信において、日本は1943年に大北電信会社が撤収するまで、十分な通信主権をもたなかったが、その分析は遅れている。日本電信電話公社海底線施設事務所編 [1971] や石原藤夫 [1999] によって、技術面・外交面からの研究は進んだが、板橋祐己 [2007] が指摘するように、肝心の大北電信会社の経営分析がなかったのである。2006年に富士研修センターにおいて内外の研究者を集めて開催された第28回富士コンファレンス「20世紀前半における電気通信産業の発展」は、そうした遅れを大きく解消するものであった。例えば、若林幸男報告 [2006] は、ヨーロッパからウラジオストック・長崎経由の大北電信会社ルートによる上海までの送信料が1語2.95フランであるのに対し、同じルートによる長崎までの送信料が1語4.07フランであることを指摘したが、それは、大北電信会社が他会社と競争する上海と異なる独占的利益を長崎において獲得していたことを示すものと言えよう。そうした不利益が日本の対外経済活動に如何なる影響を及ぼしたかという問題は、しばしば指摘される日露戦争時の欧米との通信の途絶の可能性の問題とともに、さらに立ち入った究明が必要であろう。

電話を官営とした理由を公的通信における機密維持に求める見解に対しては、石井寛治 [1994] が、官庁や警察関係の電話は専用電話の形で一般の交換電話より先に開始されており、交換電話が機密維持のために官営とされたとは言えないと批判し、官営に踏み切った真の根拠は、「通信官僚の事業拡張への意欲・熱意」にあり、1900年代に入ってから、その収益が政府の有力財源となるために、官営方式が維持されることになる」と展望した。

郵便・電信・電話からなる郵政事業が中央政府にとって有力な財源となったことは、郵便貯金という郵便局が集めた巨額の資金が大蔵省預金部によって集中管理されたことと並んで、郵政事業が官営であり続けた最大の理由であり、そのことは、郵政省編 [1971] においても簡単に指摘されていたが、詳しい実態は明らかでなかった。1995年に発足した郵便史研究会における講演をまとめた石井寛治 [2000、2005] は、1899年の郵便料金の引き上げと1934年からの通信事業特別会計の発足に至る経緯をそれぞれ検討しつつ、通信省の管理する通信事業が、年々大幅な黒字を出して一般会計に剰余＝納付金を納め続けたことを示した上で、そうした状況を支えたのは、国民の払う通信料金が所得水準を考慮すると国際的に見て割高であった事実とともに、通信サービスのためのコストが郵便の鉄道輸送や三等郵便局の請負制度によって節減された事実であったとし、その実態の具体的究明が必要であると指摘した。例えば、1899年の料金値上げの理由として、政府は、日本の書状料金が為替換算すると西欧諸国のその半分程度に過ぎないので、国際水準に少しでも合わせるために1.5倍に引き上げると説明したが、それは国民の所得水準が西欧諸国の3分の1以下であることを度外視した議論であって、値上げの真の狙いはロシアとの戦いに備えての軍拡予算の原資調達にあったのである。同論文 [2005] は、また、電信電話事業のための設備資金を賄う公債を引き受けた大蔵省預金部の資金の大部分は郵便貯金であり、郵政事業の拡張資金の基本部分は同事業のそうした金融活動を通じて調達されたことになること、1925年の預金部改革を通じて郵便貯金の中心的用途は国債購入から地方への低利資金の供給へと転換するが、そのさいに、預金部の資金コストの一部を通信省が負担することによって低利での資金供給を可能にしていたことを指摘した。このように、郵政事業は国民に通信サービスと金融サービスを提供することを通じて多額の剰余と資金を入手したのであるが、1934年に年々8200万円という税収の10分の1に相当する巨額の納付金を条件に

特別会計に移行するまでは、剰余の計算と運用はもっぱら大蔵官僚に委ねていたのであった。通信官僚の度重なる特別会計への移行の提案が、何故に政府によって容れられなかったのか、また、通信省レベルでの剰余の計上が如何にして可能になったのかを掘り下げる作業は殆ど進んでおらず、今後の大きな検討課題と言えよう。

③ 近世飛脚制度と近代郵便制度の断絶と連続

郵政省編〔1971〕は、1883年当時5663局を数えるに至る郵便局（1等から5等）を管理するために、「地方名望家を準官吏待遇として若干の給料で郵便取扱役に任じ、自宅を局舎として提供してもらって請負制で業務を担当させるという方針が、一応成功した」と評価した。1886年には、郵便局の等級が1・2・3等に区分され、郵便取扱役は三等郵便局長と改められた（1941年さらに特定郵便局と改称）。この三等郵便局こそが、低コストでの郵便サービスを支えたのであるが、その実態の分析は最近ようやく始まったところである。

藪内吉彦〔1975、2000〕は、東海道石部駅・草津駅・守口駅などの郵便創業事情の実証を通じて、日本の近代郵便がもつ近世の宿駅・飛脚制度との関連性・連続性を強調した。藪内の指摘を受けて、山根伸洋〔2002〕は、明治前期における通信事業は、新規に移植された電信事業と、在来の通信業の再編成である郵便事業という異なる近代化の経路を辿って進行し、明治十年代を通じて電信線路網が郵便線路網並みに全国化したことを前提に、1885年に電信と郵便を統合管理する通信省が設立されたと論じた。近世との断絶と連続の問題は、郵便制度の担い手である郵便局とりわけ三等郵便局の個別分析を通じて最近深められつつあり、具体的には後述しよう。

ここで地方名望家とされている郵便取扱人の系譜については、藪内吉彦〔1997〕が、具体例を挙げつつ郵便創業時に取扱所が設置された東海道62駅の場合、原則として伝馬所（元問屋場）で郵便御用が行われたとし、中山道でも島崎藤村が『夜明け前』において描いた妻籠駅のように郵便取扱人は「問屋時代と同じ調子でやった」場合が多いと指摘するとともに、奈良県長谷街道沿いの桜井駅や阿保駅、長野県善光寺街道の郷原駅の場合も同様だと指摘した。さらに藪内吉彦〔2006a〕は、郵便取扱人は原則として宿駅の問屋役になったが、飛脚屋が郵便局になった例もあるとして、幾つかの事例を挙げている。しかし、石黒正英〔2001〕が紹介する、新潟県郵便掛が郵便取扱人の選定依頼状に「飛脚渡世之者」は推挙しないようにと記した事実や、増田廣實〔2003〕が山梨県に即して実証したように旧飛脚問屋は陸運元会社=内国通運会社での現金・貨物輸送に業務転換することを考えると、飛脚系譜の郵便局をそれほど重視することには疑問が出るだろう。藪内の連続説自体は今や揺るぎない通説の地位を占めているが、郵便線路が近世的な街道筋に沿った線状なものを超えて近代的な網状のものに成長するには、街道筋から外れた村落内の名望家を広く動員する必要があるはずである。近辻喜一〔1997〕が紹介する甲州街道に近い田無村の郵便局や、田原啓祐〔2004〕が取り上げる滋賀県の江頭郵便局の担い手は問屋でも飛脚でもない事例だが、そうした事例も数多いと思われる。

この問題を究明するためには、近代史の方から郵便取扱人の出自を遡って調べるだけでなく、近世とりわけ幕末の飛脚制度の実態を明らかにすることが必要なことは言うまでもない。近世交通・通信史の研究は古くからあり、最近では、丸山雍成編〔1992〕、宮地正人〔1994〕、岩下哲典〔2000〕、岩田みゆき〔2001〕のように、情報史の観点から歴史を捉え直す試みが盛んであるが、情報伝達のシステムの鍵を握る飛脚に関する研究は意外と遅れている。丸山雍成編〔1992〕のなかで第8章「情報伝達者・飛脚の活動」を執筆した藤村潤一郎は、飛脚研究を一

貫してリードしてきた研究者であり、同章で江戸・京・大坂三都の飛脚問屋の盛んな活動振りを描いている。江戸の定飛脚問屋島屋佐右衛門店が、三都間の通信・輸送だけでなく、福島・伊勢崎・高崎・藤岡・仙台に支店網を張り巡らして絹を西陣に送る「シルクロード」を支える一方、同じ江戸の定飛脚問屋十七屋孫兵衛店が、勘定奉行所と癒着して幕府公金を使い込んで潰れた跡を継承した京屋弥兵衛店もまた、19世紀前半には、島屋と並んで旺盛な活動を展開するが、これらの飛脚問屋は、資産番付から見た場合には、「長者、つまり問屋【商人—引用者】の世話役として働くくらいの存在である」とやや低目に位置付けられている。そして、三都飛脚問屋の行方については、「明治期には三者のうち江戸が中心になって郵便の成立に対処し、内国通運になっていく」と述べつつ、最後に、「郵便の開設は飛脚の実績の上に成立したと考えるべき」だと結んでいる。問題は、藤村自身が認める通り、内国通運路線と官営郵便路線の比較抜きに、そうしたやや矛盾した面をもつ仮説を提起していることであろう。この点は、まさに実証によって判定されるべき問題のはずである。藤村の研究論文は、上州における島屋・京屋、あるいは甲州における京屋の活動を分析した藤村潤一郎〔1968、1970〕を初めとして数多いが、著書として纏められていないこともあって、全体としてどのように近世飛脚像を提示しようとしているのかが分かりにくい。

藤村が孤軍奮闘してきた感のある飛脚史研究にも、最近、巻島隆のような若手による研究が現れたことは心強い。巻島隆〔2004〕は、19世紀前半の桐生新町の京屋と嶋屋の出店が何れも10数人の奉公人を擁し、その中には脚夫だけでなく織物の江戸輸送に際して馬方を差配・統括する「宰領」も含まれていたこと、藩御用金の取立の時は最有力買次商佐羽・書上両家の各100両に対して京屋・嶋屋の桐生出店もそれぞれ50両を負担するほど高い地位にあったこと、桐生のような在郷町に大手定飛脚問屋が並存できたのは、藩権力による独占許可を前提に得意先を「すみ分け」たためではないかと論じている。巻島隆〔2008〕は、さらに、武州北部では地元の飛脚問屋が活動するとともに、上州桐生の京屋・嶋屋の出店の傘下の取次所があって、村名主から江戸の領主への送金業務などを担当していたことを明かにし、同〔2009〕は、奥州伊達郡の一生糸商が、京屋ないし嶋屋の福島出店を通じて京へ生糸を登せる際に、預け金を基礎に逆為替を取り組んだ事実を明らかにした。今後、このような街道筋の専門飛脚問屋の活動が西日本についても究明されるとともに、街道筋を外れた村落において公的連絡を担当した御用村送飛脚や堂島米穀取引の情報を各地へ伝えた米相場飛脚などの実証が積み重ねられれば、近世・近代の輸送・通信・為替業の史的関連を、新たな水準に立って把握できるようになるだろう。

④ 低コストのサービスを支えた三等郵便局体制

ところで、郵便取扱人の中には短期間で辞退するものがかなりいたことも指摘されている。藪内吉彦〔2006 b〕は、地方名望家を薄給で名誉職的に動員した郵便取扱役のシステムを構想した前島密が、そうした制度を一時的な便法と考えていたことを指摘しつつ、郵便取扱役の手当の増額が早くから問題とされていたが、なかなか実現しなかったこと、郵便物数・郵便線路の増加にもかかわらず、郵便局数が1883年をピークに減少・横這いとなる一因は、薄給の故に郵便局の維持が困難だったことにあると指摘した。山崎善啓〔2006〕も、四国4県の事例から明治期には開設された郵便局の3分の1が、10年以内に廃止される原因を問題とし、郵便取扱役（三等郵便局長）はその処遇の悪さの故に、不況などで資産を失ったときに辞職したと指摘する。1886年当時の四国地方の三等局長の手当は、月3円1人、2円2人、1円50銭10人、1円63人、80銭192人であり、平均89銭に過ぎなかった。最低額の80銭（10等下級）の者がもっ

とも多数を占めており、1899年の改定から1912年まで最低額は2円（6級）へと引き上げられるとはいえ、絶対額は依然として一般官吏の10分の1にも満たなかったとも指摘されている。これらの分析を踏まえると、最近の通信史研究の水準を示す藤井信幸〔2005〕が、1886年に三等郵便局長への手当が増額され、その後も漸次引き上げられたため、「必ずしも生活に余裕ある者でなくとも局長には就任できた」としているのは、少なくとも手当の「増額」についてはきわめて過大な評価に陥っているように思われる。

郵便サービスのコスト縮減については、上述のような郵便取扱役（三等郵便局長）の経済的負担という非合理的な消極的要因だけでなく、郵便事業をより効率的に遂行するさまざまな合理的な努力という積極的要因が存在した。この点を、郵便局のデータに即して初めて本格的に分析したのが、田原啓祐〔2001〕である。同論文は、明治前期の郵便網の形成過程を、近世以来の主要街道を線状に結ぶ「幹線郵便ネットワーク」と、地域の郵便集配を中心として面状に展開する「地方郵便ネットワーク」に区分することを論じた田原啓祐〔1999〕を前提に、両ネットワークにおけるコスト削減の方法は当然異なっているとした上で、ネットワーク双方を有する滋賀県甲賀郡の東海道宿場町石部の郵便局の事例を分析する。1871年の郵便創業とともに開始された石部局の郵便業務支出の圧倒的部分は、隣の草津局（京都方面）および水口局（東京方面）との間の郵便物を脚夫によって運ぶ費用であったが、1876年に馬車通送が始まると、そうした脚夫賃は臨時便を除いてゼロとなり、地域の郵便集配については、石部の郵便局長が地域の景況を考慮して近隣の郵便局の開設や脚夫の差立回数の最適化を図るべく提言することによって経営効率を向上させた。こうした地方レベルでの収支改善の結果が、全国レベルでの郵便事業の早期黒字化をもたらしたと指摘する。また、田原啓祐〔2004〕は、明治前期における滋賀県野洲郡の江頭郵便局を検討し、同局が、直接的なコスト削減でなく、地元商人のニーズに応じた郵便線路の改善を提言することにより集配業務を拡充し、集配費用の費用逡減的性質によって黒字幅を増加させたことを明らかにした。もっとも、そこで示されている郵便収入額は「切手類売捌代」であり、黒字幅は江頭郵便局にとっての黒字ではないことが留意されなければならない。個別郵便局にとっての収入は、「切手類売捌代」の手数料や、逡信省から下付される局長手当と諸経費であり、個別郵便局が黒字になるか否かと、郵便事業全体の黒字化とは、関連はあるとはいえ、それ自体は別次元の話である。

郵便事業全体のコストを明らかにするには、郵便物の輸送方法の変化が検討されなければならない。山根伸洋〔2004〕は、郵便史を交通史へ埋め戻す必要を説いたが、具体的には、例えば、郵便輸送の効率化とコスト削減を明らかにすることによって、郵便事業全体の黒字化の秘密の一端を解明する手掛りが得られよう。郵便創業期の郵便物の輸送については、山本弘文〔1998〕が、東京周辺や京阪地区での郵便馬車会社が悪路のために苦労したことや、上信・甲武地方では中牛馬会社が参入したことを紹介しているが、コスト削減の決定打となったのは言うまでもなく鉄道輸送であった。明治後期の鉄道逡送を分析した田原啓祐〔2003〕は、「幹線郵便ネットワーク」では道路逡送から鉄道逡送に転換して輸送コストを低減したのに対し、「域内郵便ネットワーク」では郵便線路の合理的再編成と人夫送から人車送・馬車送への転換を試みたが費用の低減には限界があったことを実証した。また、田原啓祐〔2006〕は、道路輸送を鉄道輸送に転換することにより経費が2分の1以下に減少したが、そのさい鉄道逡賃が交渉の結果、低く押さえられていた事実留意すべきだと主張した。

個別郵便局の経営実態そのものを直接の検討対象とした研究としては、磯部孝明〔2006〕が注目される。同論文は、埼玉県旛羅郡において1881年から85年にかけて活動した下奈良郵便局の毎月の収支とりわけ郵便経費について検討し、駅逡局から下げ渡される「当月分経費仮御渡

高」から、「御手当」・「職務取扱諸費」などの「取扱費」と市内外の「集配費」とを差し引いた「収支は、当初やや赤字だったものの、後に少し黒字となり最終的には一定を保つようになっている」と指摘し、その理由は、「郵便局の仕事量が次第に明らかになっていくにつれて、徐々に郵便経費とその実費の差がなくなっていったのではないだろうか」と述べている。駅通局からの仮渡し金が次第に必要な経費と見合うようになったことは指摘の通りであろうが、これらの経費の仮渡しとその使用だけを見ていたのでは、郵便局の全体の収支を明らかにしたとは言えないのではあるまいか。同論文が分析する「金銭出納帳」には、「切手・葉書の売り下げ代」収入が計上されているようであるが、それが販売手数料でないとすると、割引での購入代金が支出されていないのは解せないし、何れにせよ、郵便局の収支分析にさいしては、郵便切手の手数料の問題を欠かすことはできなからう。半田実〔2003〕が紹介する史料によれば、郵便局は切手と端書を10%引きで購入しており、それによる利益は、郵便局にとって重要な意味をもったはずである。さらに、郵便貯金や簡易保険の取扱が始まれば、それに伴う手数料相当分が何らかの形で入って来ることになるだろう。したがって、個別の三等郵便局の経営分析は、これから本格的な取り組みが期待される大きな課題であると言わなければならないが、局長に経営としての自覚が乏しく、帳簿組織も不完全な郵便局を、経営体として考察し、収支を明らかにするためには、分析上の工夫が必要となるように思われる。

三等郵便局の経営分析にさいして欠かせないのは、局長の下で働く従業員の雇用と待遇の問題であるが、この点についての言及は、郵政省編〔1971〕には殆ど見られず、同書の大きな欠陥となっている。杉浦勢之〔1991 b〕は、そうした研究史の欠陥を大きく埋める労作であった。すなわち、同論文は、第一次大戦期における通信業務の急膨張にさいして郵便局員の増員が認められなかったために、労働が著しく強化され、賃金水準の低い郵便局から次々と従業員が流出し、さらなる労働強化が必要とされるという悪循環が見られたこと、経営を圧迫されて赤字に転落する三等郵便局では、モラルが低下し、貯金や保険にかかわる犯罪がしばしば発生したことを明らかにした。こうした三等局体制の根底的動揺に直面した1919年の通信局長会議では、三等局体制の見直しが議論されたが、結論は、犯罪を防ぐために郵便局長の任用にさいしては能力より資力を重視しようという姑息なものに過ぎなかったという。労働市場が拡大するなかで、優れた郵便局員を如何に確保したかは、三等郵便局の経営分析にとっても重要な論点であるが、松田裕之〔2001、2004〕の業績を除くと、研究は乏しく、今後の大きな課題であろう。

⑤ 通信の発達による政治・経済・社会の変容

郵政省編〔1971〕の内容は、通信サービスがどのように提供されたかという供給サイドの問題が中心であり、そうしたサービスを誰がどのように利用し、その結果として人々の生活がどのように変容したかという需要サイドの問題はほとんど記されていない点に、大きな限界があった。

そうした研究状況を突破する役割を果たしたのは、近代日本における「情報革命」を論じた杉山伸也〔1990〕であった。同論文は、従来バラバラに扱われ勝ちであった郵便・電信・電話の通信ネットワークを全体として扱い、通信需要量において電話が急速に伸びて電信を抜き、第一次大戦前に郵便に迫る勢いを示していること、軍事的・政治的利用よりも経済的利用が進み、「通信の利用は各々の地域の経済発展あるいは産業構造に相応しており、全体的には平準化の傾向にあった」と主張した。杉山伸也〔1992 b〕は群馬県、同〔2001〕は長野県をそれぞれ取り上げ、明治前期に郵便と電信のネットワークが蚕種・製糸・織物業などの発展に伴う地元か

らの要請を受けて整備され、盛んに利用されたことを明らかにした。

杉山の研究と並行して、藤井信幸〔1998〕に集約される近代日本の電信・電話に関する藤井の実証研究が次々と発表された。それらの研究では、通信省が地方開発重視の電話投資政策を採ったために、大都市の電話加入希望者の不満が高まったことが指摘されるとともに、在来商人と地方生産者は電信の利用によって遠隔地取引における不確実性を削減し、近代企業は本支店間の電報伝達によって広域的な活動を円滑に行ったことが、さまざまな経営史料に含まれる電信文を丹念に読み取ることを通じて明らかにされた。もっとも、通信省の電話投資が、漠然とした地方一般の重視でなく、地方都市と区別された意味での地方農村を明確に重視していたか否かについての実証は決して充分とは言えない。藤井信幸〔2005〕は、近代日本の通信網の歴史を、地方名望家を中心とした地域社会との関わりに留意しつつ跡付けたものである。同書は、郵便・電信・電話がいずれも地方資産家の資金にも大きく依拠しながら整備されたことを強調するとともに、その普及・利用の地域差を克明に追い、郵便物の受発信比率を見ると大都市で発信機能が強い事実や、農村の電話普及率が地方都市に比べて低いのは、積滞比率の低さから見て電話需要自体が少なかったためだというような数多くの興味深い事実を明らかにしている。

石井寛治〔1994〕は、杉山や藤井が、通信の役割を主として市場経済の発展との関連で究明したのに対して、市場経済だけでなく政治・軍事や人々の日常生活との関連にも注目しつつ第二次大戦前の日本の郵便・電信・電話の発展を究明した。その結果、郵便の利用は広く普及して多くの人々による情報の共有を促進し、電信の利用も上層から下層に拡大するに伴い情報独占を打破して市場経済のあり方を変容させたのに対し、普及の限られた電話は情報格差を広げ、政治的・経済的格差構造を拡大再生産した、と主張した。石井の方法は、杉山や藤井が産業化と情報化を相互促進的、並行的に進むものと把握しているのに対して、両者は必ずしも並行しないばかりか、産業化の内部に簡単には解消できない情報ギャップを生むことに注目し、その特徴を時代毎に把握しようというものであったが、充分に実証できたとは言えない。とくに、藤井の主張する戦間期の地方重視政策に関連して、地方都市には特設電話方式で普及した電話が、農村部にはなかなか普及しなかったと指摘した点は、実態面と政策面から今後さらに詰められる必要があろう。戦争との関連では、石井寛治〔2002、2006〕が、日露戦争と満州事変とアジア太平洋戦争のときの厳しい報道管制とそれに妥協した新聞報道がもたらした悪影響を論じ、情報通信技術の発達だけでなく通信内容の正確さが重要であることを主張した。

6 軍事郵便から見た兵士たちの戦争経験

最近では、軍事郵便を収集・分析することを通じて、兵士とその銃後のコミュニケーションの歴史を明らかにする試みが広がりつつあり、小野寺拓也〔2007〕によれば、同様な試みがドイツでも盛んだという。郵政省編〔1971〕が述べるように、日本では、1894年の緊急勅令によって軍人・軍属の発する郵便物が無料とされ、師団ごとの野戦郵便部で通信省職員が担当して、日清戦争時には戦地から533万通、内地から戦地あて707万通の郵便を扱い、日露戦時には従軍記者の郵便や内地から戦地への郵便も無料とされた。竹山恭二〔2004〕は、丸亀郵便局の「停止電報綴」を分析して、日露戦時の郵便局が行った電報検閲によって新聞報道が如何に歪められたかを、兵士が自由に書いた軍事郵便と対比しつつ浮かび上がらせた。通信検閲については、山崎善啓〔2005〕が、電信法（1900年）による電報検閲と臨時郵便取締令（1941年）による郵便検閲を中心に検討している。日露戦争の時の軍事郵便1500通を分析したものに、大江志乃夫

〔1988〕があるが、最近も、例えば丑木幸男〔2008〕のように、多数の軍事郵便の発掘・分析が進められており、新たな日露戦争像が生まれる準備が整いつつあるように思われる。

最近では、昭和の戦時期に書かれた軍事郵便の発掘と分析がとくに盛んである。その幾つかを紹介すると、藤井忠俊〔2000〕は、兵士の手紙だけでなく日記や体験記を合わせて読み解きながら、日中戦争からアジア太平洋戦争にかけて、「死」を覚悟せざるを得ない日本軍兵士の心情を、妻の行く末を心配する招集兵と母を思う特攻兵の違いに注目して分析することを通じて、兵士が必ずしも「尽忠報国」を受容して死んだわけではないことを明らかにし、末端兵士の記録に示された民家での食糧徴発＝略奪に何のためらいも感じないという状況から戦争そのものの本質に迫ろうとした。鹿野政直は、岩手県の一教員にあてた元児童からの7,000通の軍事郵便についての国立歴史民俗博物館の共同研究に加わったときの報告論文〔2003〕を中心に、鹿野政直〔2005〕を編み、中国戦線での農民兵士の精神の変容振りを、例えば南京攻撃に関わった兵士の郵便の分析を通じて明らかにした。山辺昌彦も、同共同研究の報告論文〔2003〕において、かつて小池善之〔1998〕が南京事件についての手紙を通して、兵士たちが『殺人』をためらいもなく行っている様子を明らかにしたのと同様な手紙を幾つも紹介した。さらに、新井勝紘〔2006〕は、三井高陽他編〔1939〕、佐々木元勝〔1938〕に始まる軍事郵便の研究史を整理した上で、同〔2007〕において、上海近傍の集落で行った「土匪の掃討」のさいの虐殺の写真を含む詳細な記録を5日間に亘って手紙にして発信した事例を紹介・分析し、検閲の厳格さも疑ってみる必要があると論じた。新井勝紘〔2008〕は、また、個人的に収集した6,000通を超える軍事郵便を学生とともに解説・分析・展示した経験を述べ、歴史教育の場で軍事郵便に再生の光を与えることの重要性を論じた。その他にも兵士の書いた軍事郵便に関する研究は多いが、家族が兵士にあてた軍事郵便はあまり残ってなく、その収集・分析がひとつの課題であろう。

7 郵便局による公的金融の展開

郵便局にとって、通信サービスだけでなく、1875年に開始された郵便為替や郵便貯金、あるいは1916年に開始された簡易生命保険などの金融サービスも、きわめて重要な業務であった。

郵便為替の創設について、郵政省編〔1971〕は、維新期の経済変動で両替商が打撃を受けて為替業務が衰退する一方で、1872年の国立銀行政策の不調のために、送金手段の創設が必要と考えた結果としている。しかし、明治初年を両替商不在の金融空白期とみる見解は、石井寛治〔2007〕が維新の動乱を潜り抜けて存続した両替商の活動の継続性を実証した結果、成り立たなくなっただけと言えよう。郵便為替は、小口で便利な送金手段として創設され、発展した。その担い手である「掛屋用達」に選ばれた民間金融業者の実態は、従来全く分からなかったが、磯部孝明〔2009〕による九州日田の広瀬家の場合を見ると、日田では呉服商の郵便取扱人とは別に、代官所掛屋として為替業務や大名金融に習熟した広瀬家が掛屋用達に命ぜられ、為替の窓口である郵便局と連繫しつつ、駅通寮から抵当と引換に預った為替資本金300円をもとに為替業務を行ったが、毎月の手数料が資本金の1000分の5（1円50銭）に過ぎなかった上、預り金が資本金を少しでも越えると上納を命じられたため、広瀬家は僅か2年で掛屋用達を退職したという。

郵政省編〔1971〕は、イギリスに範をとり、「細民」の貯蓄形成を目指して発足した郵便貯金は、500円の総額制限が撤廃された松方デフレ期には大口利用者中心に伸びたため、1884年に1,000円以上の利率を引き下げ、1891年には総額制限を500円に復して零細貯蓄機関としての性格を明確にしたが、その後、日清戦後にかけては、高利率の貯蓄銀行に顧客を奪われて伸び

悩み状態になったこと、日露戦争前後の貯蓄奨励策のもとで郵便貯金は拡大して1910年には貯蓄銀行の貯蓄預金を追いつくが、政府の低金利政策のために再び停滞期を迎えるとした。この時期の郵便貯金の発展要因を分析した迎由理男〔1981〕は、都市有力銀行が零細預金の吸収に消極的で、貯蓄銀行や中小銀行が不健全で破綻しがちな状況の下で、全国的な貯金吸収網を築いた郵便貯金が、国家的な貯蓄奨励策に支えられて主として農民から零細な貯蓄を集中したと指摘した。

こうした見解に対して、杉浦勢之〔1986〕は、郵便貯金が大衆的零細貯蓄機関に再編されたのは、日清戦前ではなく、日清戦後に三等郵便局長を含めた地方有力者が中小銀行・貯蓄銀行を設立し、大口貯金を奪ったために余儀なくされた消極的小口化と、共同貯蓄形式での下層の貯蓄主体の捕捉による積極的小口化によってであると批判した。続いて杉浦勢之〔1990〕は、日露戦後の郵便貯金の急増は、戦争の論功行賞に対して支払われる賜金公債とその売却代金が郵便貯金に振り替えられたために生じたもので、零細預入者層を拡大したが、1910年からの米価上昇は彼等の貯蓄余力を奪い、郵便貯金の停滞を招いたと論じた。杉浦のこうした主張は、通説が想定してきた貯蓄銀行と郵便貯金の立脚する預貯金市場の連絡・競合という把握への批判を導くことになる。杉浦勢之〔1991a〕は、日露戦後には、日清戦後と異なり、農業者優位の郵便貯金と商業者中心の貯蓄預金の間には「市場の分断」があったことを指摘し、非市場的要因によって決まる郵貯金利が市中金利に対して非弾力的であるため、郵便貯金は金利選好の低い下層の民衆に依存する度合いが強く、彼等が物価上昇期に貯蓄余力を失うと郵便貯金も停滞したと論じた。郵便貯金と貯蓄預金の関連についての重要な問題提起であるが、預貯金者の階層によっては競合面もあるはずであり、物価上昇の影響にも階層差があるのではなかろうか。さらに立ち入った実証が望まれるところである。

1920年代とりわけ1927年金融恐慌にさいしての郵便貯金の激増について、郵政省編〔1971〕は、銀行破綻のために郵便貯金の「確実性」が信頼されたのと、民間金利が低下したため貯金利率が相対的に高くなったためだとしている。杉浦勢之〔2001〕は、そうした「安全性」の評価は1927年金融恐慌によって初めて確立したものであるが、東京・大阪・京都とその関係地域では早くから郵便貯金への資金シフトが生じたのに対し、その他の地域では昭和恐慌下になって資金シフトが本格化するという具合に、当時の預貯金市場は依然として情報セグメントの状態に置かれていたと論じた。

ところで、郵政省編〔1971〕によれば、郵便貯金は当初第一国立銀行と大蔵省に預けられる特別会計で運用され、その利子収入で預入者への支払利子と取扱経費を賄っていたが、1884年から全額大蔵省預託となり、経費は一般会計から支出されることになり、特別会計は終了した。大蔵省では1885年制定の預金規則によっていわゆる預金部が預託資金の運用に当ることになり、逓信省は資金運用への発言権を喪失した。運用は国債・地方債の購入から次第に多角化し、第一次大戦後は不良貸付への批判が高まり、遂に1925年の預金部改革によって、資金運用の明朗化が図られたが、資金の地方還元は大きくは改善されなかったという。

かかる把握に対して、宮本憲一〔1974〕は、預金部改革によっても運用委員会が諮問を受けるだけで大蔵省による一元的運用は変わっておらず、地方資金も地主制の救済が目的であって、改革は真の民主化ではなかったと論じた。迎由理男〔1987a〕は、1911年以降の預金部改革論を跡付け、当初は内務省・逓信省官僚による改革論だったのが、大戦後は財界からの提案を反映しつつ、大蔵省官僚のヘゲモニーによって改革がなされたこと、それは従来の運用を追認したものにすぎなかったが、大蔵大臣による恣意的運用が排除された点は画期的であると評価した。運用内容については、金澤史男〔1985〕をはじめ、さまざまな研究があり、例えば永廣顕

〔1993〕によると、改革後は地方資金が新規運用計画の過半を占めるようになり、高橋財政期の大蔵省は、「時局匡救」のための低利での地方資金の融通と、預金部資金の安全性を確保するための積立金の充実という相矛盾する課題を同時に果すべく努めていた。このように、次第に改革の評価は高まってきているが、地方資金の末端での実態が不分明のままでは、議論の空転が避けられないであろう。

最後に、簡易生命保険については、郵政省編〔1971〕が、1916年に小口官営保険として創設されるまでの経緯を記しており、保険金最高額が250円に過ぎず、保険料の支払能力のない階層を切り捨てている点で限界があるとはいえ、貧弱な日本の社会政策を一步進めるものであったこと、発足後は形成されつつある都市労働者層を中心に予想以上の好成績を上げ、1943年まで特別会計の下で社会政策的配慮を加えた運用がなされたことを指摘した。資金運用について迎由理男〔1987b〕は、自作農創設維持資金の供給が、地元還元原則と矛盾し、利回り上の制約もあって限界が大きかったために、預金部資金との統合論を呼び起こし、通信省の反対で阻止されたが、それは運用の効率性よりも省庁の「縄張り」が優先されたのだと指摘する。簡保資金の運用における機能不全の実態については、西田美昭〔1997〕などが指摘する農民運動と自作農創設事業の関連を踏まえての立ち入った検証がさらに必要であろう。

なお、加藤三郎〔2001〕は、預金部資金と簡保資金とくに後者の歴史分析を行い、通信省では、低金利での簡保資金の地方還元を可能とするために利子補給という独自の方策を提案し、それによって預金部資金との統合運用論に対抗したこと、1925年の預金部改革は、従来の簡保預金の運用制度に範をとった大蔵省主導の改革として把握すべきだという注目すべき仮説を提示した。

8 おわりに

以上の研究史のサーベイから判明することは、最近、とくにここ20年間の実証研究の進展は著しいものがあり、郵政省編〔1971〕に代表されたかつての研究水準は今や飛躍的に高められたが、究明すべき課題の大きさを考えると、われわれはまだ研究の入り口にとどまっているに過ぎないということである。例えば、郵政事業が巨大な剰余を生み出して国家財政に寄与したさいの剰余形成の秘密については、三等郵便局体制の実態を郵便局経営の内実在即して究明する作業が始まったばかりであるし、通信サービスの発達が人々の生活をどのように変えたかという問題も、歴史家ブローデルのように政治・経済・社会の三層構造全体に切り込もうとすると果すべき作業は限りなく多い。とくに情報化の進展が市場経済の変容とどう関わるかという難問に取り組むためには、分析対象を時間的にも空間的にも拡大する必要があるだろう。公的金融の問題も、日本の財政金融の特徴をなすものとして、立ち入った歴史研究が不可欠である。そうした日本郵政史の歴史的特徴を把握するためには、星名定雄〔2006〕が試みたような比較史的検討が必要であることを付言しておこう。

【引用文献】

- 新井勝紘 2006 「軍事郵便の基礎的研究（序）」（『国立歴史民俗博物館研究報告』126号）
—— 2007 「パーソナル・メディアとしての軍事郵便」（『歴史評論』682号）
—— 2008 「軍事郵便への複線的アプローチ」（『郵便史研究』25号）
石井寛治 1994 『情報・通信の社会史』有斐閣
—— 2000 「近代郵便史研究の課題」（『郵便史研究』9号）
—— 2002 『日本史リブレット60 情報化と国家・企業』山川出版社
—— 2005 「戦間期の財政金融史における郵政事業」（『郵便史研究』20号）
—— 2006 「情報の政治経済史」（『経済史研究』10号）
—— 2007 『経済発展と両替商金融』有斐閣
石黒正英 2001 「新潟郵便役所と荒川太二」（『郵便史研究』11号）
石原藤夫 1999 『国際通信の日本史』東海大学出版会
磯部孝明 2006 「五等郵便局の経営実態」（『郵便史研究』21号）
—— 2009 「明治初期の郵便為替掛屋用達」（『郵便史研究』28号）
板橋祐己 2007 「大北電信会社と花岡薫の役割」（『郵便史研究』24号）
岩下哲典 2000 『幕末維新の情報活動』雄山閣
岩田みゆき 2001 『幕末の情報と社会変革』吉川弘文館
丑木幸男 2008 『群馬県兵士の見た日露戦争』みやま文庫
永廣 顕 1993 「預金部資金運用政策の変化」（『証券経済』185号）
大江志乃夫 1988 『兵士たちの日露戦争——1500通の軍事郵便から』朝日新聞社
小野寺拓也 2007 「歴史資料としてのドイツ野戦郵便」（『歴史評論』682号）
加藤三郎 2001 『政府資金と地方債』日本経済評論社
金澤史男 1985 「預金部地方資金と地方財政」（『社会科学研究』37巻3号、6号）
小池善之 1998 「南京事件を追う——軍事郵便の中の日中戦争」
『静岡県近代史研究』24号
鹿野政直 2003 「軍事郵便からみる兵士」（『国立歴史民俗博物館研究報告』101号）
—— 2005 『兵士であること——動員と従軍の精神史』朝日新聞社
佐々木元勝 1938 『野戦郵便旗』私家版（1973、現代出版社）
杉浦勢之 1986 「大衆的零細貯蓄機関としての郵便貯金の成立」
（『社会経済史学』52巻4号）
—— 1990 「日露戦後の郵便貯金の展開と貯蓄奨励政策」（『社会経済史学』56巻1号）
—— 1991 a 「日露戦後の郵便貯金と預貯金市場」（『経済科学』38巻1号）
—— 1991 b 「1910年代の通信省の危機」
（『年報近代日本研究13 経済政策と産業』山川出版社）
—— 2001 「金融危機下の郵便貯金」
（石井寛治・杉山和雄編『金融危機と地方銀行』東京大学出版会）
杉山伸也 1990 「情報革命」（『日本経済史5 産業化の時代下』岩波書店）
—— 1992 a 「情報の経済史」
（社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣）
—— 1992 b 「情報ネットワークの形成と地方経済」
（『年報近代日本研究14 明治維新の革新と連続』山川出版社）
—— 2001 「通信ネットワークと地方経済」（『郵便史研究』12号）

- 竹山恭二 2004 『報道電報検閲秘史』 朝日新聞社
- 田原啓祐 1999 「明治前期における郵便事業の展開と公用郵便」
(『経済学雑誌』100巻2号)
- 2001 「明治前期における郵便事業の展開とコスト削減」
(『社会経済史学』67巻1号)
- 2003 「明治後期における郵便事業の成長と鉄道通送」
(『日本史研究』490号)
- 2004 「明治前期商業発達地における郵便事業の実態」
(『経済学雑誌』105巻1号)
- 2006 「日本における鉄道郵便の創始と発達」(『郵便史研究』21号)
- 近辻喜一 1997 「明治期の田無郵便局(1)」(『郵便史研究』4号)
- 西田美昭 1997 『近代日本農民運動史研究』 東京大学出版会
- 日本電信電話公社海底線施設事務所編 1971 『海底線百年の歩み』 電気通信協会
- 半田 実 2003 「尾張国清洲郵便局(その2)」(『郵便史研究』16号)
- 藤井忠俊 2000 『兵たちの戦争——手紙・日記・体験記を読み解く』 朝日新聞社
- 藤井信幸 1998 『テレコムの経済史』 勁草書房
- 2005 『通信と地域社会』 日本経済評論社
- 藤村潤一郎 1968 「上州における飛脚問屋」(国文学研究史料館『史料館研究紀要』1号)
- 1970 「甲州における飛脚問屋」(国文学研究史料館『史料館研究紀要』3号)
- 星名定雄 2006 『情報と通信の文化史』 法政大学出版局
- 巻島 隆 2004 「江戸後期、上州桐生新町の定飛脚問屋について」(『地方史研究』309号)
- 2008 「武蔵国北部における上州の飛脚利用」(『群馬文化』295号)
- 2009 「近世後期における奥州福島飛脚問屋」(『日本地域政策研究』7号)
- 増田廣實 2003 「陸運元会社による全国運輸機構の確立と郵便関連事業」
(『郵便史研究』16号)
- 松田裕之 2001 『明治電信電話ものがたり』 日本経済評論社
- 2004 『通信技手の歩いた近代』 日本経済評論社
- 丸山雍成編 1992 『日本の近世⑥情報と交通』 中央公論社
- 三井高陽他編 1939 『軍事郵便概要』 国際交通文化協会
- 宮地正人 1994 『幕末維新期の文化と情報』 名著刊行会
- 宮本憲一 1974 「大蔵省預金部改革前後」(『経済論叢』113巻1号)
- 迎由理男 1981 『郵便預金の発展とその諸要因』 国際連合大学
- 1987 a「大蔵省預金部の改革」
(渋谷隆一編著『大正期日本金融制度政策史』 早稲田大学出版部)
- 1987 b「簡易生命保険制度の成立と展開」
(渋谷隆一編著『大正期日本金融制度政策史』 早稲田大学出版部)
- 藪内吉彦 1975 『日本郵便創業史』 雄山閣出版
- 1997 「問屋場から郵便局へ」(『郵便史研究』3号)
- 2000 『日本郵便発達史』 明石書店
- 2006 a「近世飛脚—郵便の前史としての視点より」(『郵便史研究』21号)
- 2006 b「郵便取扱役制度の一考察」(『郵便史研究』22号)
- 山崎善啓 2005 「通信検閲のたどった道」(『郵便史研究』20号)

- 山崎善啓 2006 「明治期における郵便局所開廃の実態」(『郵便史研究』22号)
- 山根伸洋 2002 「工部省の廃省と通信省の設立」
(鈴木淳編『工部省とその時代』山川出版社)
- 2004 「郵便史の社会的位置とその射程」(『郵便史研究』18号)
- 山辺昌彦 2003 「軍事郵便に見る兵士と戦場」(『国立歴史民俗博物館研究報告』101号)
- 山本弘文 1998 「創業期の郵便通送」(『郵便史研究』6号)
- 郵政省編 1971 『郵政百年史』通信協会
- WAKABAYASHI Yukio 2006
(若林 幸男) The Great Northern Telegraph Co. and its Competition in Japan
1920-1950 from the Viewpoint of a Subscriber, *The 28th Fuji
Conference, Global Development of the Telecommunication
Industry: Network and Equipment Business 1900-1950*, Business
History Society of Japan

(いしい かんじ 東京大学名誉教授)

論文

明治後期三等郵便局の局員構成

—三島郵便局の事例—

磯部 孝明

① はじめに

近年、郵便史研究において、郵便局の経営に関する研究が進められている。そこでは、主に郵便局長を中心に検討が進められており、郵便局の局員についての研究は少ない⁽¹⁾。その中で大島藤太郎氏の研究⁽²⁾は、三等郵便局員の労働環境が劣悪であること、それに比して給与の低いことを明らかにする貴重な研究である。ただし、労働者の実態を明らかにしている部分は戦後の史料を使用している。そこで本稿では静岡県三島郵便局を事例に、郵便局の局員構成について、勤務年数・年齢、住所・続柄、学歴・職歴、給与の4点から明らかにしていきたい。これによって、その地域の郵便局がどのように捉えられていたかを労働の問題から言及できると考える。なお、史料の残存状況から、時期は明治19年（1886）から同42年（1910）を中心に、局員は内勤業務の者（詳しくは後述）を中心に話を進める。

② 三島郵便局の沿革

ここでは、三島郵便局がどのような郵便局であるかを簡単に触れておきたい。まず静岡県の三島宿についてであるが、三島宿は東海道の宿場として、江戸時代から栄えていた。当初幕府領であったが、明治元年（1868）韮山県、同4年（1871）足柄県を経て、同9年（1876）静岡県に所属した。明治22年（1889）市制・町村制施行により三島宿は三島町となった。明治3年（1870）の石高は2103石余、戸数1,074戸、人口4,636人（男2,174人、女2,462人）であり、同24年（1891）の戸数1,516戸、人口8,750人、同44年（1911）の戸数1,998戸、人口11,536人であった。

三島郵便局は、明治4年3月の郵便創業の際、伝馬所に取扱所が置かれたのが始まりである（表1参照）。明治8年（1875）に為替、同12年（1879）に貯金、同24年に電信、同41年（1908）に電話交換業務を開始している。局長は、山口氏から渡辺氏へと代わり、明治19年（1886）に渡辺寿太郎が局長となっている。彼は、大正11年（1922）に亡くなるまで、30年以上にわたって郵便局長を務め続けた。

このような変遷をたどる三島郵便局は、どの程度の規模であったのだろうか。明治12年時点での郵便物の年間発信数を表2にまとめた。静岡県内では、静岡郵便局が群を抜いて取扱数が多く、三島郵便局は県内6位となっている。また、三島郵便局の郵便物取扱数を表3にまとめた。今回取り扱う明治後半期は、郵便の取扱数が急激に増加していることが明らかとなる。

1 野上敏夫『備前西特定局長会史』（備前西地区特定郵便局長会、1997年）では、三等郵便局の労働条件（169～185頁）を取り上げ、その問題点を指摘している。ただし、明治後半期における法令やの雑誌『交通』の記事をまとめるにとどまり、郵便局の史料を使用した分析はない。

2 大島藤太郎『封建的労働組織の研究—交通・通信業における—』（御茶の水書房、1961年）。

以上述べてきたように、三島郵便局は、東海道の宿場という立地から重要な業務をいち早く開始しており、また静岡県内でも郵便取扱量が多かったのである。こうした点から、三島郵便局はこの地域の中心的な役割を果たしていたといえよう。

年 月 日	事 項
明治4年3月1日	三島宿御伝馬所にて三島飛脚取扱所開設、取扱役は特に置かれず。
明治5年9月3日	山口余一が自宅での郵便取扱を足柄県より命ぜられる。
明治6年4月5日	三島4等郵便役所と改称。山口佐左衛門（余一の息子）が7等郵便取扱役を命ぜられる。
明治8年1月1日	三島郵便局と改称。
明治8年11月3日	為替業務開始。
明治9年5月1日	山口佐左衛門が4等郵便取扱役を命ぜられる。
明治9年10月11日	渡辺佐平次（余一の義理の叔父）が4等郵便取扱役を命ぜられる。それに伴い、三島郵便局は渡辺佐平次の自宅（三島宿大中島町181番地）に移転。
明治12年2月1日	貯金業務開始。
明治13年11月9日	渡辺佐平次が3等郵便取扱役を命ぜられる。三島郵便局は3等郵便局となる。
明治19年6月12日	渡辺寿太郎（佐平次の息子）が3等郵便局長を命ぜられる。
明治24年3月16日	三島郵便電信局と改称。電信業務開始。
明治36年4月1日	三島郵便局と改称。
明治41年8月1日	電話交換業務開始。
大正11年11月16日	三島郵便局は三島市久保町1496に局舎新築移転し、2等郵便局となる。今までの郵便局は三島大中島郵便局となる。

出典：郵政資料館所蔵文書GD-B14（明治）「三島郵便局原簿」、『三島市史 中巻』318～322頁、『三島市史 増補資料編Ⅰ』476、483、497頁より作成

表1 三島郵便局の沿革

局名	等級	年間発信数（通）	順位
静岡	2	279,955	1
掛川	3	79,139	2
浜松	2	73,799	3
沼津	4	64,597	4
藤枝	4	64,165	5
三島	4	43,250	6
清水	4	22,665	7
見付	4	20,648	8
江尻	4	19,682	9
下田	4	18,767	10
熱海	4	18,421	11
吉原	4	15,008	12
菰山	4	11,716	13
島田	4	10,978	14
森町	4	10,073	15

出典：『静岡県史』通史編5 近現代1（静岡県、1996年）165頁

表2 静岡県内主要郵便局における年間郵便発信数（明治12年（1879））

年 次	引受（通）	配達（通）
明治19年度	82,613	91,748
明治20年度	93,732	108,520
明治21年度	105,123	119,678
明治22年度	105,139	133,813
明治23年度	111,125	139,472
明治24年度	133,426	178,559
明治25年度	151,071	195,469
明治26年度	184,675	226,777
明治27年度	187,978	244,469
明治28年度	197,229	268,298
明治29年度	248,186	324,753
明治30年度	275,505	351,590
明治31年度	298,379	363,640
明治32年度	330,303	434,130
明治33年度	402,321	550,350
明治34年度	499,859	720,656
明治35年度	504,280	725,648
明治36年度	536,552	758,256
明治37年度	588,396	742,158
明治38年度	917,293	905,003
明治39年度	735,346	852,352
明治40年度	711,559	1,004,237
明治41年度	681,443	810,604
明治42年度	632,110	854,981

出典：郵政資料館所蔵2941-25「郵便物計算書」より一部抜粋

表3 三島郵便局通常郵便取扱数

3 三島郵便局局員の構成

それでは、三島郵便局の局員構成について見ていきたい。使用する史料は、郵政資料館所蔵GD-B27（明治31年）三島郵便電信局局員現在調、同GD-B33（明治39年）「三島郵便局所属員給料諸手当支払簿」、同GD-B35（明治）「逋送人原簿」、同GD-B36（明治）「三島郵便電信局解免事務員原簿及履歴書保証書」、同GD-B37（明治）「三島郵便電信局雇員原簿」の5点である。それぞれ性格の違う史料であり、必ずしも全ての局員が明らかになるわけではない。特に、これから検討する住所や学歴が判明するのは逋送人・集配人を除く、いわゆる内勤の局員のみであることをお断りしておく。

(1) 勤務年数、年齢

まず、全体像を表4に示した。この表の内、A欄・B欄の数字がそれぞれの局員を示す⁽³⁾。A欄は、局員を服務順に並べたもので、ここから合計105名の局員がいたことが判明する。B欄は、局員の中で住所や学歴・職歴など詳細が明らかになることを示している。この点については後述するので、ここでは省略する。また、表の○はその時点で勤務していたことを示し、●はこの時期以降も勤務し続けていたことを示す。そして、服務欄は郵便局内での仕事内容、年齢欄は勤務開始時の年齢を示している。

さて、表4から明らかになることを挙げてみたい。まず勤務開始時の年齢と服務との関係を表5に示した。残念ながら、年齢が明らかになる局員は半分に満たない46名である。しかし、この46名中、約4割が20歳未満であり、特に電話業務ではほぼ全てが当てはまる。逆に25歳以上の採用は、46名中12名であり3割に満たない。このことから、明治後期における三島郵便局の局員は比較的若者が多いことがうかがえる。このことは、郵便業務（内勤）に限っても同じ傾向が読み取れるのである。外勤である逋送人・集配人についてはほとんど明らかにできなかったが、勤務内容⁽⁴⁾を考えればやはり若者を採用したのではないかと考えられる。次に、勤務年数と勤務開始時の年齢の関係を表6に示した。ここでは便宜的に、勤務年数を5年以上・1年以上～5年未満・1年未満・1年以上のみ確定⁽⁵⁾という段階に分けた。全体の局員から勤務年数不明分を除くと81名となり、5年以上勤務する者は19名、1年未満で勤務を終えるものは26名となっている。これらのことから、郵便局員は勤務年数が5年未満と短い者が多い傾向にあることがいえる。また、年齢の若い者のほうが、勤務年数が短いということもいえよう。

(2) 住所・続柄

さて次に、局員の住所やその家での続柄を見ていきたい。ここでは、郵便局に勤務する局員はどこから来ていて、家庭内においてどのような地位にある者なのかを分析する。これら詳細が明らかとなる局員は44名であり、それをまとめたものが表7である。この内B欄は、前述した表4のB欄の数字に対応するものである。表7においては、生年月日順に並べてある。本籍

3 個人情報保護の観点から、局員の氏名は省略した。ただし、論旨の関係から本文中で紹介する人名は除く。

4 逋送は他の郵便局へ郵便物を運ぶことであり、集配は自局管轄区内の郵便物を集配することである。これらの業務は全て男性が行っていた。また逆に、電話業務は全て女性が行っていた。今回端的に示す表の作成を省略したが、表4と後述する表7からそのことが明らかとなる。

5 1年以上のみ確定とは、1年以上勤務していることは明らかであるが、勤務を終えた時期が不明なことを示すものである。そのため、5年以上勤務したものも含まれる可能性があることをお断りしておく。

A	B	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	服 務	年 齡	
1	12																	○	○	○	○	○	○	○	●	局長代理	21	
2	4	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				電信、郵便	15	
3	1					○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				郵便	41	
4	3													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			郵便	33	
5	10															○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	郵便	21	
6	7																○	○	○	○	○	○	○	○		郵便兼務予備員	24	
7	8																○			○	○	○				郵便	24	
8	11																	○	○	○	○	○	○	○	●	郵便	22	
9	2																		○	○	○	○	○	○	●	郵便	39	
10	15																		○	○	○	○	○	○		郵便	22	
11	13																			○	○	○				郵便	23	
12	25																							○	○	郵便	19	
13	28																				○	○	○	○	●	郵便兼電信	15	
14	29																					○	○	○		郵便	16	
15	36																						○	○	●	郵便	15	
16	18																						○	○	●	郵便	23	
17	－																							○		郵便	22	
18	32																							○		郵便	18	
19	20																							○		郵便	22	
20	14																							○		郵便	27	
21	26																							○	○	郵便	19	
22	21																							○	●	郵便	22	
23	27																								○	郵便	20	
24	33																								○	郵便	18	
25	16																								●	郵便	26	
26	34																								○	郵便	18	
27	－																								●	郵便	不明	
28	－																								●	郵便	不明	
29	24																					○	○	○		為替貯金事務	17	
30	9												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	電信	19
31	－																○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	電信	25
32	22																							○	○	電信	21	
33	17																							○		電信	25	
34	35																							○	○	電話	17	
35	37																							○	○	電話	15	
36	41																							○	●	電話	14	
37	38																							○	●	電話	15	
38	30																							○	●	電話	18	
39	31																								○	電話	19	
40	40																									電話	不明	
41	－										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	逕送人	24
42	－											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		逕送人	35
43	－												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	逕送人	不明
44	－													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	逕送兼集配人	不明
45	－															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	逕送人	36
46	－															○											逕送人	不明
47	－															○	○	○									逕送人	不明
48	－															○	○	○									逕送人	不明
49	－																	○	○	○	○	○	○	○	○	●	逕送人	46
50	－																	○									逕送人	不明
51	－																	○									逕送人	不明
52	－																	○	○	○	○						逕送兼集配人	不明
53	－																	○	○	○	○						逕送人	不明
54	－																			○	○	○					逕送人	不明
55	－																				○						逕送人	不明

表 4 三島郵便局局員変遷表 (明治19年～42年)

A	B	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	服 務	年 齡	
56	—																							○		遞送人	不明	
57	—																							○	●	遞送人	30	
58	—													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	集配人	不明
59	—																					○	○	○	○	●	集配人	不明
60	—																					○	○	○	○	●	集配人	不明
61	—																					○	○	○	○	●	集配人	不明
62	—																					○	○	○	○	○	集配人	不明
63	—																						○	○	○	●	集配人	不明
64	—																							○	○	○	集配人	不明
65	—																							○	○	○	集配人	不明
66	—																							○	○	○	集配人	不明
67	—																							○	○	○	集配人	不明
68	—																							○	○	●	集配人	不明
69	—																							○	○	●	集配人	不明
70	—																								○	●	集配人	不明
71	—																								○	●	集配人	不明
72	—																								○	●	集配人	不明
73	—																								○	●	集配人	不明
74	—																								○	●	集配人	不明
75	—																								○	●	集配人	不明
76	—									○	○	○	○	○	○	○											不明	不明
77	—												○	○	○	○											不明	不明
78	—												○	○	○	○											不明	不明
79	—												○	○													不明	不明
80	—												○	○													不明	不明
81	—													○													不明	不明
82	—													○	○	○											不明	不明
83	—													○	○	○											不明	不明
84	—														○	○											不明	不明
85	—															?											不明	不明
86	—															○											不明	不明
87	—															?											不明	不明
88	—															○	○										不明	不明
89	—															○	○										不明	不明
90	—															○	○										不明	不明
91	—															?											不明	不明
92	—																?										不明	不明
93	—																○										不明	不明
94	—																?										不明	不明
95	—																?										不明	不明
96	19																					○	○	○		不明		22
97	—																						○	○	○	●	不明	不明
98	—																						○	○	○	●	不明	不明
99	5																								○	●	不明	35
100	39																										不明	不明
101	43																										不明	不明
102	6																										不明	不明
103	44																										不明	不明
104	42																										不明	不明
105	23																										不明	不明

凡例：局員の氏名は省略した。Aは勤務順、Bは住所や学歴など詳細な情報が判明する局員で、他の表と照合可能。○はその年に勤務していたことが判明する者、●は明治42年以降も勤務していたことが判明する者、？は採用・退職月日が不明な者。

出典：郵政資料館所蔵GD-B27（明治31年）三島郵便電信局局員現在調、同GD-B33（明治39年）「三島郵便局所屬員給料諸手当支払簿」、同GD-B35（明治）「逡送人原簿」、同GD-B36（明治）「三島郵便電信局解免事務員原簿及履歴書保証書」、同GD-B37（明治）「三島郵便電信局雇員原簿」より作成

服 務 年 齢(歳)	郵 便			郵便小計	電 信	電 話	不 明	合 計	割 合
	事 務	通 送	集 配						
40以上	1	1	0	2	0	0	0	2	1.8%
35～39	1	2	0	3	0	0	1	4	3.7%
30～34	1	1	0	2	0	0	0	2	1.8%
25～29	2	0	0	2	2	0	0	4	3.7%
20～24	12	1	0	13	1	0	1	15	13.8%
15～19	10	0	0	10	3	5	0	18	16.5%
14未満	0	0	0	0	0	1	0	1	0.9%
不 明	2	12	20	34	0	1	28	63	57.8%
合 計	29	17	20	66	6	7	30	109	100.0%

※兼務を含むため合計人数は多くなっている

出典：郵政資料館所蔵GD-B33（明治39年）「三島郵便局所属員給料諸手当支払簿」、同GD-B35（明治）「通送人原簿」、同GD-B36（明治）「三島郵便電信局解免事務員原簿及履歴書保証書」、同GD-B37（明治）「三島郵便電信局雇員原簿」より作成

表5 勤務開始時の年齢

年 数 年 齢(歳)	5 年以上	1 年～ 5 年未満	1 年未満	1 年以上 のみ確定	不 明	合 計
40以上	2	0	0	0	0	2
35～39	3	0	0	0	1	4
30～34	1	0	0	1	0	2
25～29	1	0	2	0	1	4
20～24	6	3	4	2	0	15
15～19	3	3	7	3	1	17
14未満	0	0	0	1	0	1
不 明	3	15	13	8	21	60
合 計	19	21	26	15	24	105

出典：郵政資料館所蔵GD-B33（明治39年）「三島郵便局所属員給料諸手当支払簿」、同GD-B35（明治）「通送人原簿」、同GD-B36（明治）「三島郵便電信局解免事務員原簿及履歴書保証書」、同GD-B37（明治）「三島郵便電信局雇員原簿」より作成

表6 勤務年数と年齢の相関関係表

欄はその局員の本籍を、現住欄は勤務時点での現住所を町村単位で示した。そして肩書欄は勤務開始時における局員の肩書きを、服務欄は表4と同じように具体的な仕事内容を示している。まず住所、特に現住に注目したものを表8にまとめた。ここから、やはり局員は三島郵便局のある三島町に多く住んでいることが明らかとなる。ただし、三島町に隣接している村から勤務しているものもある。隣接していない遠方の者は、そこから勤務しているのか、それとも三島町に寄留しているのか、残念ながら明らかとはならない。次に局員の続柄に注目したものを表9にまとめた。ここから、郵便局員が戸主本人であることは少なく、戸主の子供であることが多いことがいえる。子供はつまり若者であり、これは（1）勤務年数・年齢のところで明らかにした、郵便局員は比較的若者が多いという傾向と一致する。また、次男以下も多く見られ、家の口減らしのために働きに出された可能性も考えられる。

(3) 学歴・職歴

つづいて、局員の学歴や職歴を見ていきたい。それらについてまとめたものが表10である。

B	生年月日	本 籍	現住	続柄	肩 書	服 務
1	嘉永元年10月18日	駿東郡沼津町本町	三島	戸主	不明	不明
2	元治元年2月5日	田方郡三島町	三島	不明	通信事務員	郵便
3	慶応元年4月8日	田方郡三島町	三島	不明	通信事務員	不明
4	明治4年3月20日	駿東郡小泉村富沢	小泉	養子	通信技術員謙代理事務員	電信兼郵便
5	明治6年1月20日	田方郡中郷村新谷	中郷	不明	通信事務員	不明
6	明治7年2月5日	田方郡三島町	三島	戸主	不明	不明
7	明治10年3月7日	駿東郡清水村堂庭	清水	養子	通信事務員	郵便兼務予備員
8	明治10年9月4日	田方郡三島町	三島	不明	通信事務員	不明
9	明治11年11月1日	田方郡三島町	三島	長男	予備技術員	電信
10	明治12年11月	田方郡中郷村青木	中郷	不明	通信事務員	郵便
11	明治13年4月	駿東郡長泉村竹原	長泉	長男	通信事務員	郵便
12	明治14年1月15日	駿東郡清水村戸田	清水	不明	不明	局長代理
13	明治14年9月	田方郡錦田村谷田	錦田	不明	通信事務員	郵便
14	明治14年10月28日	富士郡吉原町	吉原	不明	事務員	郵便
15	明治14年12月	駿東郡長泉村竹原	三島	不明	通信事務員	郵便
16	明治16年3月	田方郡田中村三福	田中	叔父	通信事務員	不明
17	明治16年5月	神奈川県三浦郡葉山村堀内	不明	長男	事務員	電信
18	明治17年8月23日	田方郡三島町	三島	戸主	通信事務員	郵便事務
19	明治17年11月日	田方郡中郷村平田	中郷	不明	通信事務員	
20	明治19年6月8日	田方郡錦田村谷田	錦田	戸主	事務員	郵便
21	明治19年9月11日	田方郡函南村塚本	函南	弟	不明	郵便
22	明治20年7月15日	田方郡熱海町大字熱海	熱海	不明	事務員	電信
23	明治21年2月17日	田方郡三島町	三島	戸主	不明	不明
24	明治22年1月15日	浜名郡白脇村三島	沼津	長女	通信事務員	為替貯金事務
25	明治22年6月	駿東郡清水村長沢	清水	不明	通信事務員	郵便
26	明治22年8月15日	駿東郡小泉村久根	深良	長男	不明	郵便
27	明治22年8月	駿東郡楊原村下香貫	楊原	四男	通信事務員	郵便
28	明治23年2月20日	田方郡三島町	三島	長男	通信事務員	郵便并電信
29	明治23年2月21日	駿東郡富士岡村電	富士岡	次男	通信事務員	郵便
30	明治23年4月23日	田方郡三島町	三島	三女	通信事務員	電話
31	明治23年10月1日	駿東郡清水村堂庭	清水	長女	通信事務員	電話
32	明治23年12月23日	田方郡中郷村青木	中郷	次男	事務員	郵便
33	明治24年1月1日	田方郡三島町	三島	不明	通信事務員	郵便
34	明治24年3月6日	田方郡北上村徳倉	北上	次男	通信事務員	郵便
35	明治24年7月4日	鹿児島県〇〇〇市新町	三島	長女	事務員	電話
36	明治25年4月23日	田方郡三島町小中島	三島	三男	通信事務員	郵便
37	明治26年1月3日	駿東郡清水村柿田	清水	四女	事務員	電話
38	明治26年4月30日	田方郡三島町茶	三島	次女	通信事務員	電話
39	明治26年6月7日	田方郡三島町	三島	次男	不明	不明
40	明治27年1月8日	鳥取県東伯郡倉吉町字東仲町	不明	妹	不明	電話
41	明治27年7月9日	駿東郡清水村伏見	清水	三女	事務員	電話
42	明治28年6月17日	田方郡三島町	三島	弟	不明	不明
43	明治28年8月23日	田方郡三島町	三島	長女	不明	不明
44	明治30年3月19日	田方郡三島二日町	三島	長男	不明	不明

出典：郵政資料館所蔵GD-B27（明治31年）「三島郵便電信局局員現在調」、同GD-B33（明治39年）「三島郵便局所屬員給料諸手当支払簿」、同GD-B35（明治）「通送人原簿」、同GD-B36（明治）「三島郵便電信局解免事務員原簿及履歴書保証書」、同GD-B37（明治）「三島郵便電信局雇員原簿」より作成

表7 三島郵便局局員住所ほか一覧表

郡名	町村名	人数
田方郡	三島町	19
駿東郡	清水村	6
田方郡	中郷村	4
田方郡	錦田村	2
田方郡	田中村	1
田方郡	函南村	1
田方郡	北上村	1
田方郡	熱海町	1
駿東郡	深良村	1
駿東郡	小泉村	1
駿東郡	長泉村	1
駿東郡	富士岡村	1
駿東郡	楊原村	1
駿東郡	沼津町	1
富士郡	吉原町	1
	不明	2
	合計	44

出典：表7の現住欄を集計

表8 局員居住地集計表

	男	女	合計
戸主本人	5	0	5
長男・長女	6	4	10
次男・次女	4	1	5
三男・三女	1	2	3
四男・四女	1	1	2
その他（弟・妹・養子など）	5	1	6
不 明	13	0	13
合 計	35	9	44

出典：表7の続柄欄を集計

表9 局員続柄集計表

学歴や職歴が明らかになる局員も、(2) 住所・続柄と同じく44名であり、B欄の数字は共通している。学歴は、高等小学校を卒業したかどうか、その卒業年月、中学校を卒業したかどうか、その他特記事項の順で項目立てした。これを見ると、表10にあげられている44名中35名の局員が高等小学校に入学し、そのほとんどが卒業していることが明らかとなる。当時（明治39年（1906）まで）は尋常小学校4年が義務教育であり、その後高等小学校→中学校・師範学校・実業学校などへ進学する道があった。さらに中学校や実業学校などさらに上級の学歴を持つものは35名中25名にのぼる。ところで、この時期の全国的な小学校卒業者の進学状況は表11の通りとなっているが、この表から、尋常小学校を卒業しないものも3割おり、さらに高等小学校や中等学校へ進学するものは全国的に見てかなり少なかったことが明らかとなる。進学するには付近に学校があること、学費を納められるだけの経済力が必要であった⁽⁶⁾。このような状況下で、高等小学校を卒業している者がほとんどであり、さらに上級の学校へ進学しているものも多いということは、三島郵便局の局員は高学歴であったといえよう。またこのことは、郵便局に勤務できる者は、居住地の中で中上層に位置した、経済的に豊かな家の出身であることが考えられる。例えば、B欄27番の奈良橋庫三は、下香貫村の地主⁽⁷⁾の四男であることがその例である。また、電信業務に携わるために横浜電信郵便局へ伝習生として進学しているものも確認できる。

次に職歴をまとめた表12を見ると、以前郵便局員だったものが12人確認できる。表10において各地の郵便局へ、あるいは郵便局からの異動が見られるのは、横浜郵便電信局から転勤を命じられていたと考えられる。これは、明治26年（1893）から、横浜郵便電信局が1等局として

6 天野郁夫『教育と選抜の社会史』（筑摩書房、2006年、『教育と選抜』第一法規出版、1982年の再刊）
7 明治14年8月「不動産見立鏡」（森田家文書、沼津市明治史料館所蔵）は、下香貫村（のち楊原村となる）の土地所有者の番付表である。所有地の地価が高いものから並べられており、奈良橋庫三の父親である弥作は地価2100円と番付中5位に当たる。

B	学 歴				職 歴
	高等 小学校	卒業年月	中学校	そ の 他	
1				水野出羽侯の外儒西尾辞角の門に入る、所修の科目読書珠算作文習字	水野出羽侯の城下に町割の伍長をなし、町頭をなす、商業に従事す、三島駅伝取締所に備書記を務む、商業に従事、三島郵便局備勤務、辞職、商業に従事
2					任裁判所書記、補浜松区裁判所書記、補静岡区裁判所検事局書記、台湾総督府へ出向、任台湾総督府法院書記、補台南地方法院検察局書記、台南地方法院検察局鳳山出張所詰、台南地方法院検察局鳳山出張所監督書記、依願免本官
3	○	12年6月	○	静岡師範学校	
4	○	17年12月		静岡県士族吉原呼我に就き漢字修業、電気通信技術氏伝習生（静岡郵便電信局）	三島郵便局傭に採用、解雇、駿東郡佐野村外十二ヶ村戸長役場傭、筆生及会計掛勤務、三島郵便電信局傭、三島郵便電信局電気通信予備技術員
5					
6				伊勢神宮皇学館第2学年修了、病気退学	三島高等小学校教授、辞職、三島町株式会社伊豆銀行計算課および官庁課を勤務、辞職、三島町株式会社三島銀行計算課庶務課預金課等に勤務、都合上退職
7	○	18年		電気通信術伝習生	
8	○	25年3月			商
9	○	28年3月		電気通信技術伝習生（横浜郵便電信局）	横浜郵便電信局助手
10	○	26年3月			三島郵便電信局通信事務員
11					
12					
13	○	29年3月	○	東京神田区簿記精修学館卒業、埼玉県川越博仁堂病院に於て理科学薬剤学修業	錦田村役場書記、錦田村立尋常小学校代用教員、錦田村立塚原尋常小学校代用教員、錦田村役場雇書記
14	○	28年			商業に従事
15	○	28年		電気通信技術伝習生（横浜郵便電信局）	横浜局臨時通信助手、箱根郵便局通信技術兼務予備員
16	○	30年3月	1学年修了		大仁郵便局事務員、第3師団輜重兵大隊第22補助輪卒隊入営、三島乾燥株式会社事務員、辞職
17	○	31年3月		横浜長者郵便局養成所	三浦郡葉山村役場書記、養成所入学の為辞職、葉山郵便電信局へ採用、家事上の都合により辞職、武蔵溝の口郵便局に採用、横須賀局電信部へ転勤、病気のため辞職、相模□□郵便局へ採用、為替貯金事務に従事、病気のため辞職
18					
19	○	32年3月		予備歩兵中尉栗原賢雄氏に就き英語漢文数学及博物学を修む、中郷尋常小学校校長薬剂士佐久間俊麿氏に就き物理化学及植物学を修む、薬学得業士奈良桓郎氏に従い薬物分析術衛生試験法動物学を修む	製薬業に従事
20	○	35年3月	2学年修了		静岡県田方郡伊東町伊東郵便局通信事務員

表10 局員履歴表-1

B	学 歴				職 歴
	高等 小学校	卒業年月	中学校	そ の 他	
21	○	35年3月	2学年 修了		農業に従事、函南村役場勤務、横浜桜木郵便局勤務、吉原郵便局勤務、吉原郵便局郵便主任、都合上三島郵便局へ勤務
22				電気通信技術伝習生（横浜郵便電信局）	
23	○	35年3月	○	千葉県補習学校修了、明治大学予科退学	
24	2学年 卒業	34年3月		駿東郡高等女学校3学年修了	沼津郵便局通信事務員、特定郵便局に改定の結果退職
25	○	35年3月			三島郵便局集配人
26	3学年 修了	36年3月		佐野農業学校2学年編入、退学	深良村役場書記、免依願職務、佐野郵便局通信事務員（郵便主任兼現金）、局長代理
27	○	36年3月	○	電気通信技術伝習生（横浜郵便電信局）	
28					
29	○	35年3月		御殿場農業学校	農業に従事
30	2学年 修了	35年3月		田方郡立三島高等女学校	
31	○	38年3月		（三島力）高等女学校3学年編入、卒業	
32	○	38年3月		沼津商業学校	
33	○	38年3月		沼津商業学校甲種科	
34	○	39年3月		田方郡立農業学校	
35	○	38年3月		駿東郡高等女学校3学年修了	
36	○	40年3月			
37	○	41年3月			
38	○	41年3月			
39	○	41年3月			
40	○	41年3月			
41	○	41年3月			
42	○	43年3月			
43	○	43年3月			
44	○	44年3月			

凡例：○は正規の課程を修了したことを示す。

出典：郵政資料館所蔵GD-B27（明治31年）「三島郵便電信局局員現在調」、同GD-B33（明治39年）「三島郵便局所属員給料諸手当支払簿」、同GD-B35（明治）「通送人原簿」、同GD-B36（明治）「三島郵便電信局解免事務員原簿及履歴書保証書」、同GD-B37（明治）「三島郵便電信局雇員原簿」より作成

表10 局員履歴表-2

神奈川県・静岡県内の郵便局を監督していたことによる⁽⁸⁾。また、前職が教員や官公吏（役場勤務が多い）のものも含めれば、公務員からの転職が多く、一般的な職業からの転職は少ない傾向にある。郵便業務に携わるには、ある程度の知識が求められたためと思われる。

(4) 給与

最後に局員の給与を見ておきたい。局員給与をまとめた表13では、明治39年から42年にかけて

8 横浜市役所編『横浜市史稿』政治編三（名著出版、1973年）490頁。

(単位：％)

		全体	男	女
尋常小学校入学者(明治38年)		100.0	100.0	100.0
尋常小学校卒業生(明治43年)		68.4	76.4	60.1
中等学校入学者 (明治43年)	中 学 校	2.9	5.7	—
	高等女学校	1.5	—	3.2
	実 業 学 校	2.7	5.3	—
	師 範 学 校※	0.5	0.7	0.3
	小 計	7.6	11.7	3.5
高等小学校入学者(明治43年)		30.1		

※第一部(高等小学校卒業が入学資格)のみ
出典：天野郁夫『教育と選抜の社会史』(筑摩書房、2006年)225頁、『文部省年報』各年度より)

表11 全国小学校卒業生の進学状況

職 業	人数
郵 便 局 員	12
官 公 吏	6
教 員	3
農 業	2
商 業	3
一 般 企 業 ほ か	4
小 計	30
新 卒	23
合 計	53

※1人で複数の職業についていた場合も回数に入れているため、合計人数は多くなっている。

出典：表4の職歴欄を集計

表12 局員職歴集計表

での月給の推移が明らかとなる。この表からおおまかな金額を述べると、局長代理・通送人(外勤)が1ヶ月に11円から17円程度、集配人(外勤)が6円から12円程度、郵便・電信(内勤)が6円から13円程度、電話(内勤)が5円から6円程度という形で、服务内容によって月給に差があることが明らかとなる。電話業務の月給が安いのは、女性が勤務しているせいであろうか。これらの月給を単純に年収として計算すると、局長代理・通送人が132円から204円、集配人が72円から144円、郵便・電信が72円から156円、電話が60円から72円となり、その差はかなり大きいことがわかる。ここで、他の職業についても少し見て比較しておきたい。明治29年から30年にかけての他職業の賃金は、東京の土方人足が日給10銭から12銭(年収37円から44円)、洋服仕立職が全国平均約48銭(年収175円)、小作人の平均が1年で約50円となっている⁽⁹⁾。これらと比較すれば郵便局員は優遇されているように見えるが、明治40年代の小学校教員の平均月俸約16円(年収192円)、官立専門学校卒業生の初任給約30円(年収360円)と比べると安いものであった。さらに、例えば明治40年代に中学校で教育を受ける費用は、通学生の場合で月に約5円であった。また教育費には授業料だけでなく、生活費、さらには義務教育を終えるか、せいぜい高等小学校2年を終えれば就労するのが普通という時代に、20歳をすぎるまで働かないで勉強をすることから生じる「マイナスの所得」もふくめなければならない⁽¹⁰⁾。こういったことも含めて考えると、教育に投資した額に比べて局員になってからの給料はかなり安いといえよう。

4 おわりに

以上述べてきたことをまとめたい。

三島郵便局では、明治19年から同42年の間に、105名の局員を確認できた。その中で、(1)勤務年数・年齢では、年齢が明らかになる46名中約4割が20歳未満であり、25歳以上の採用は12名と3割に満たなかった。明治後期における郵便局においては、比較的若者が局員として採用されていたことが明らかとなった。勤務年数では、5年以上勤務するものは19名であり、5

9 東京の土方人足は明治31年2月、洋服仕立職の全国平均は明治29年、小作人の全国平均は明治29年の調査による(横山源之助『日本の下層社会』岩波書店、1949年、原典は明治31年)。

10 天野郁夫『学歴の社会史—教育と日本の近代—』(新潮選書、1992年)83頁。

服 務	番 号	明 治 39 年												明 治 40 年											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
局長代理	B12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
郵便	B11																						5	9	
郵便	B25																								
郵便兼電信	B28	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
郵便	B29																								
郵便	B36																						3	6	
郵便	B18																				7	7	7	7	
郵便	B21																								
郵便	B27																								
郵便	B33																								
郵便	B16																								
郵便	B34																								
郵便	A27																								
郵便	A28																								
電信	B22																								
電話	B38																								
電話	B30																								
電話	B31																								
電話	B41																								
通送人	A41	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	13
通送兼集配人	A44	10	10	10	10	11	11	11	10	11	11	11	11	11	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
通送人	A45	14	13	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	13	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
通送人	A49	12	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	13
通送人	A57																								
集配人	A58	12	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
集配人	A59	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	6	7	7	7	7	7	7	7	7	8	9
集配人	A60											7	7	7	6	7	7	7	7	7	7	7	7	8	9
集配人	A61											7	7	7	6	7	7	7	7	7	7	7	7	8	8
集配人	A62	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	6	7	7	7	7	7	7	7	7	8	9
集配人	A63																				8	8	8	8	
集配人	A64																								
集配人	A67																								
集配人	A66																								
集配人	A65																								
集配人	A68																								
集配人	A69																								
集配人	A70																								
集配人	A71																								
集配人	A72																								
集配人	A73																								
集配人	A74																								
集配人	A75																								
不明	A97																7	7	7	7	7	7	7	7	7
不明	A98																				8	8	8	8	8
不明	B5																								

凡例：番号のA、Bは表4に対応している。表中の数字は1ヶ月あたりの給料（単位：円）を示す。

出典：郵政資料館所蔵GD-B33（明治39年）「三島郵便局所属員給料諸手当支払簿」

表13 局員給料変遷表

明治41年												明治42年												番号	服 務
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
13	13	13	14	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	17	17	17	17	17	17	17	17	B12	局長代理
9	9	9	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	14	14	14	14	14	14	14	14	B11	郵便
7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	3								B25	郵便
8	9	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	11	11	11	11	11	11	11	11	B28	郵便兼電信
																					10	10	10	B29	郵便
6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	B36	郵便
7	7	7	9	9	9	9	9	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	B18	郵便
										9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	B21	郵便
																1	6	6	6	4				B27	郵便
																		5	8	8	8	8		B33	郵便
																						2	12	B16	郵便
												1	6	3	6	6	7							B34	郵便
																					5	5	5	A27	郵便
																					5	5	5	A28	郵便
										6	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	5			B22	電信
												5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	B38	電話
																3	5	5	5	5	5	5	5	B30	電話
												0	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6		B31	電話
						5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	B41	電話
13	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	A41	遞送人
11	10	11	11	11	11	12	12	11	12	11	12	12	11	12	11	12	11	12	12	11	12	11	12	A44	遞送兼集配人
14	13	14	14	14	14	15	15	14	15	14	15	15	13	15	14	15	14	15	15	14	15	14	15	A45	遞送人
13	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	A49	遞送人
						5	11	11	11	11	11	11	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	A57	遞送人
12	12	12	12	12	12	12	12	13	12	13	12	12	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	A58	集配人
9	8	9	8	9	8	9	9	9	9	9	9	9	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	A59	集配人
9	8	9	8	9	8	9	9	9	9	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	A60	集配人
8	7	8	8	8	8	9	9																	A61	集配人
9	8	9	8	9	8	9	9	9	9	9	9	9	9	10	9	10	9	10	5					A62	集配人
8	7	8	8	8	8	9	9	9	9	9	9	9	9	10	9	10	9	10	10	9	10	9	10	A63	集配人
		6	6	6	6	3																		A64	集配人
		6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	6	7										A67	集配人
						4	8	8	8	8	8	8	7	8	8	8	8	8	8	9	8			A66	集配人
						4	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8					A65	集配人
9	8	9	8	9	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	A68	集配人
9	8	9	8	9	8	9	9	9	9	9	9	9	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	A69	集配人
														9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	A70	集配人
																			10	9	10	9	10	A71	集配人
																			4	7	7	8	7	A72	集配人
																				7	7	7	7	A73	集配人
																				8	8	8	8	A74	集配人
																					7	6	7	A75	集配人
7	7	7	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	A97	不明
8	8	8	8	8	8	9	9	9	9	9	9	9	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	A98	不明
																			8	8	8	8	8	B5	不明

年未満で勤務を終えている者が多数派であったことを指摘した。(2)住所・続柄では、住所の判明する局員の半分が三島町に住んでおり、周辺村落から通勤する者より多いことが明らかとなった。また、続柄の分析から、局員は戸主よりもその子供が多く勤務していることを指摘した。(3)学歴・職歴では、学歴の判明する44名の内35名が高等小学校を卒業しており、高学歴であると共に、多少経済力に余裕のある家庭から内勤の局員として勤務していることを指摘した。また職歴を見ると、以前にも郵便局員であったものが12名おり、横浜郵便電信局による管理によって人材の異動があることを指摘した。また、教師や村吏などの公務員経験者が、郵便局の内勤局員に比較的多い傾向にあった。(4)給与では、通送人の月給が高く、集配人や電話交換業務での月給が低いというように、郵便局内でどのような仕事をしているかで、給料に差が出ていることが明らかとなった。ただし、郵便局員は激務であり、また教育に投資した金額に比べてもらえる給料は少なかった。

これらのことを総合して考えると、次のことがいえる。①明治30年代以降、三島郵便局員は次第に増加していた。このことは郵便物取扱数との増加と深いかわりがあると考えられる。②つまり、郵便物数の増加に対応して郵便局員の増員を図ったと考えられる。局員に比較若者が多いのは、通送や集配といった業務に耐えうる者を郵便局が必要としていたからであろう。しかし、戸主ではなくその子供が勤務することが中心であり、勤務期間が5年以下のものが多かった。その後は転勤しているのか、郵便局を退職した後に家業を継ぐなどしているのか不明である。③郵便局に勤務するには高等小学校卒業以上の学歴が必要と考えられ、当時の進学水準から考えると、郵便局員は周辺の村の中で経済力に余裕のある家庭がその供給源であろう。④三島郵便局に勤務する以前から、郵便局員として働いていたものも多く、郵便業務にはある程度の専門性が求められたと考えられる。これは、③で見たような、高学歴の局員が多いことから指摘できよう。⑤月給は最高でも20円に満たず、専門性が求められた割には給料が安かったと考えられる。②で指摘したように、勤務年数が短い者が多かったのは、この点にも原因を求められる。三島郵便局の局員が、長男以下戸主でない者が多数派だった点も含めて考えれば、郵便局員は本業として勤めるものではなく、家業を継ぐまでのつなぎ、あるいは給料や社会的地位の高い職業に就くための踏み台としての役割があったと考えられるのではないだろうか。また、郵便局員の学歴がある程度高く、また前職に公共的な職業に就いていたことは、江戸時代において村役人層の子弟が他所において教育を施され、のちに村に戻り村役人としての業務を行っていたことと同じ構造ではないだろうか。郵便局員のその後の職業は明らかにできないため、まったく同じとはいえないものの、郵便局がそういった人々の受け皿として存在していたとも考えられるのである。労働の場という視点で捉えると、地域の人々にとって、郵便局とは以上のような存在であった。

本稿では、三島郵便局という1つの郵便局に焦点を絞って郵便局員について検討し、局員という労働者の側の視点からも郵便局を捉えることができることを指摘した。ただし、三島は江戸時代より東海道の宿場の一つとして栄えており、三等郵便局としては規模の大きい郵便局であったと考えられる。そのため、今後は他の郵便局についても検討し比較することで、本稿で取り扱った事例の普遍化を図っていきたい。また、郵便局員のその後の就職状況、外勤局員の学歴・職歴の検討、地域における局員の家の位置づけなどは、本稿では検討できなかった。今後の課題としたい。

論文

戦前期三等郵便局の経営実態 —滋賀県山上郵便局の事例より—

田原 啓祐

① はじめに

全国で2万4539局（2009年3月現在）におよぶ郵便局は、国民に最も身近な公共機関であるといえよう。そして2007年10月の郵政民営化以前に存在した特定郵便局は、全国の郵便局のおよそ4分の3を占めていた。

この特定郵便局に関する厳密な定義はなく、1950年2月1日の公達11号において、「特定郵便局長を長とする郵便局」と定義されているのみである。比較的規模が小さく、本来的に局長が転勤せず、地縁性を持つ郵便局として国民になじみのあった特定郵便局の起源は、郵便創業期まで遡ることが出来る。1871年4月20日（明治4年3月1日）に、郵便が東京・京都・大阪の三府間で創業し、三府には郵便役所が、東海道筋の宿駅62か所には郵便取扱所が設置された。このうち郵便取扱所および郵便取扱役が、特定郵便局および特定郵便局長の最初の形であった。1872年1月26日（明治4年12月17日）の大蔵省議によって、郵便取扱人を各地方の有力者から採用し、準官吏として高い社会的地位を名目的に与え、取扱人の自宅を局舎として無償提供させる方針が決定された。1875年1月に郵便役所および郵便取扱所は郵便局と呼称され、郵便局は一等から五等に区別されることとなった。さらに、1886年3月の地方通信官官制により各地の郵便局の等級は従来の五等級制から一等・二等・三等の三等級に区分され、従来の郵便取扱役は三等郵便局長となった。

明治後期以降、郵便局全体の9割を占めた三等郵便局の経営のあり方が、低コストでの郵便サービスの提供の支えとなったと言っても過言ではないだろう。三等局制度については、長所として、①1888年に定められた請負経費の制度（1903年より渡切経費制度が新たに設けられる）により、あらかじめ一定額を見積もって局経営に必要な一切の経費を三等局長へ支給し、職員の給料や局内物品や設備などの一切の費用について責任を負わせることにより経理業務の簡便化を図ること、②地方名望家を国家事業に参加させることにより、その財力・才幹によって経済的な郵便局経営を可能ならしめること、③地方名望家の局長起用により郵便が地元と円滑かつ密接に結びつき、さらなる郵便事業の普及に多大なる効果があること、等があげられる。一方で、④三等局へ支給される経費が必ずしも潤沢でない場合、従業員に対する給与をはじめとする待遇が悪化し、人材の採用が困難となること、⑤創業時と異なり、取扱業務等の増加などにより局の規模が拡大し、局舎や局内設備充実のため、三等局長に相当額の負担を強いられること、⑥郵便創業時より局長に対する手当が僅少であること、⑦切手および印紙類の不正売捌きおよび土地の経済状況の差による収入の不均衡等が問題点として指摘されてきた^①。

① 通信省郵務局『三等局制度の改善に就て』（1937年10月）、10～17頁。

ところで、三等郵便局制度の沿革について述べた文献は多く見受けられるが⁽²⁾、この制度の実態や問題点を検討した研究は少ない。管見の限りでは、大島藤太郎と野上敏夫による研究があるのみである。大島藤太郎は、特定局制度の歴史をたどりながら、特定局制度の封建性が通信事業のスムーズな発展を阻害しているとし、労働条件の面においても特定局の職員が劣悪な待遇を受けたと指摘した⁽³⁾。しかし、その議論の焦点は主として戦後の特定局制度のあり方に対する批判に向けられている。野上敏夫は、特定局制度（三等局制度）および局長会史を中心に、郵便事業の歴史を創業当初から昭和後期まで通史として纏めている⁽⁴⁾。岡山県下の郵便局史料を駆使した野上の研究は、特定郵便局（三等郵便局）の実態と問題点について詳細な部分まで明らかにした。しかしながら、三等郵便局経営の焦点ともいえる渡切経費に関する経営史料は現在ほとんど見つかっておらず、渡切経費制度の実態を実証的に解明した研究はまだ出ていない。郵政省編『郵政百年史』においても、渡切制度について「実費精算の方法によらず、事務費の全部または一部を当該局長または主務の官吏に渡切りで交付し、實際上過不足があっても、これを追給したり返納させたりしないことをいう」とあり、1905年に本制度の基礎が確立したことが述べられているに過ぎない⁽⁵⁾。そこで、本研究では、郵政資料館が所蔵する滋賀県の山上郵便局（現在の永源寺郵便局。滋賀県東近江市山上町）の史料を検討し、戦前期の三等郵便局の経営実態を明らかにすることを目的とする。

2 三等郵便局および経費請負制度の沿革

1886年の内閣制度の発足に伴い、様々な法制度が確立・整備されたが、通信関係における法制度の整備、特に三等郵便局長の前身となる郵便取扱役に関する法制度の整備は、既に内閣発足に先立つ1885年より進められている。1885年6月29日に郵便取扱費給与規則、7月9日に郵便取扱役採用規則と郵便取扱役服務規則、11月30日に郵便取扱役手当給与規則が制定された。

その後、1886年3月の地方通信官官制により、郵便局の三等級制が採用された。郵便取扱役が在勤していた郵便局は三等郵便局となり、郵便取扱役は三等郵便局長と改められた。また、従来郵便業務は郵便局と電信業務は電信分局と別々に経営されていたが、1886年11月、これらを合併して郵便電信局とすることが定められた。

郵便局の再編により、従来の局長採用方法や服務規程について改める必要が生じた。そこで、1886年から1888年にかけて「三等郵便局経費受渡規則」、「三等郵便局長採用規則」、「三等郵便局長服務規約」など、三等郵便局関連の規則が次々と制定された。その概要は次の通りである。

- ① 三等郵便局局長は判任とし、満20歳以上の男子で、所定の資産を所有し、なるべく局所在地にある者から適材を選ぶこと。
- ② 郵便受取所取扱人は判任とせず、満20歳以上の男子で、所定の資産を所有し、かつ、受取所所在地にあることを要件として適材を起用すること。
- ③ 局長、取扱人には俸給を支給せず、手当を支給する。
- ④ 局長、取扱人および家族は営利会社の社長、役員となることができ、原則として商業を営

2 例えば、通信省編『通信事業史』第7巻（通信協会、1940年）、郵政省編『続通信事業史』第9巻（財団法人前島会発行、1962年）、小池善次郎編・発行『特定局大鑑』（1950年）、小川常人・高橋善七『特定郵便局制度史』（示人社、1983年）、などを参照。

3 大島藤太郎『封建的労働組織の研究—交通・通信業における—』（御茶の水書房、1961年）。

4 野上敏夫『備前西特定郵便局長会—特定局制度と局長会の歴史』（備前西地区特定郵便局長会発行、1997年）。

5 郵政省編『郵政百年史』（吉川弘文館、1971年）318～319頁。

むことが許される。

- ⑤局舎または受取所の土地建物は、局長、取扱人が義務として無償提供しこれを確保する。
- ⑥従業員は局長、取扱人が随意に採用するものとし、適宜の給与を支給する。判任官である局長以外の職員は、全て雇員か傭人であった。
- ⑦局務、所務運営のための経費は渡切として局長または取扱人に支給し、局長または取扱人はその支給額をもって人件費、物件費一切を支弁する。
- ⑧局長または取扱人は、局務または所務運営上の全責任を課せられ、損失を生じた場合には原則として弁償責任を負う。
- ⑨郵便局、郵便受取所で売りさばく切手類は局長、取扱人の私金により一定の割引額で調達させる。

①～⑨を見ると、一定の資産を有していること、土地・家屋無償提供の義務、三等局長に対しては俸給ではなく（ほとんどが低額の）手当が支給される等、三等郵便局（郵便受取所）の業務運営のあり方は請負式であったことがわかる。また、三等局長の他職兼務については、もともと局務に支障のあるものは認められなかったが、議員の兼職については、府県会議員の兼職禁止（1891年）、局務に支障のない場合に限り町村会議員兼職の許可（1893年）が明示された。

その後、三等郵便局は1890年以降着実に増加していった。一方で郵便局の窓口で取り扱う業務も拡大していた。明治後期における地域経済の発展により、郵便利用が飛躍的に増加した。1892年10月の小包郵便の取扱開始、1906年3月の郵便振替制度創始（当初は貯金の一種として郵便振替貯金と呼称）など取扱業種も拡大した。

このような窓口業務の拡大により、三等局の中には局の規模を拡大し、地方通信機関として以前より重要性を持つものが増えてきた。従来、業務規模の拡大した三等局は、二等局に改められてきたが（1896年以降の二等局の増加はほとんど三等局が改定されたものである）、予算の問題で改定されない局も多かった。しかし、業務の規模が拡大した三等局を従来のように請負式の業務形態で存続させることは不適当と考えられていた。そこで、1903年3月の「通信官署官制」の制定を機会に、「特定三等郵便局規程」が定められ、大規模となった三等郵便局は徐々に特定三等郵便局としてその業務運営の一部が改められ、従来の三等郵便局（普通集配三等局）と区別されることとなった。また、同時に郵便電信局の名称は廃止され、郵便局、電信局、電話局に整理された。郵便局は、郵便業務と電信業務を取り扱う現業機関となった。さらに1905年4月に全国の郵便受取所が無集配三等局に改定され、三等郵便局は、特定、（普通）集配、無集配の3種類となった。

特定三等局と従来の三等局を比較して最も顕著な相違点は、経費の支給方法である。従来の三等局においては局務運営のための経費は局長が一括して請け負い、特定三等局の経費は、これを管轄する一等局の経理に属する直轄経費と局長が請け負う払切経費に分割され、局員の給与は直轄経費から直接本人へ支給された。また、特定三等局の事務員の任免は局長ではなく通信管理局長もしくは一等局長が行う、特定三等局長の兼職兼務は認められない、月額で局舎料が支給される等の相違点もあった。

郵便局制度の改定とほぼ同時期の1903年3月19日、勅令第44号により、「郵便経費渡切規則」が定められた。従来年末年始の業務に忙殺される職員に対し、慰安のために買い与えるミカンなどの費用は次官、局課長、現業局長等の拠金によるもので、これを経費中から捻出できないかと考えていたところ、たまたま在中国郵便局長で領事を兼務していた人から、外務省ですでにそのような経費は渡切制度によって出されていることを知り、逋信省でも現業局にこの制度を適用してはということになったのが、この制度が採用されるに至ったそもそもの動機だと

されている⁽⁶⁾。全2条からなるこの規則は、通信省の官署で初めて設けられた渡切経費の制度であり、通信大臣は特に指定した郵便局に限り経費の一部を当該局長に交付し、その歳出科目の区分は大蔵大臣と協賛して決めること（第1条）、渡切経費は年額を12分して毎月交付すること（第2条）が定められた。当時この規則が適用されたのは、在外局22局と小規模な二等局34局のみであった。

翌年、勅令第30号（1904年4月6日）により「郵便局経費渡切規則施行細則」（全10条）が定められ、①渡切経費として、器具器械費、式紙帳簿雑品費、図書購買費、薪炭費、点灯費、通信運搬費、傭人費、賄費、諸雑の9種目が定められ、②局長は交付額で所定の経費の一切の支出を負担し、その支出に責任を持つこと、③その支払いに関しては其局所長の責任とし、政府はその責任を負わないことが定められた。

この段階での適用局は、一、二等局であったが、1905年3月、郵便局経費渡切規則を廃止、同月22日に新たに勅令第62号により「通信官署経費渡切規則」が制定され、渡切制度を三等局において実施することとなった。

この渡切規則では、従来の「経費の一部」という記述が「全部又は一部」に改められ経費の範囲が拡大しており、三等局以下通信官署に交付される渡切経費は、従来の9種目に追加して13項目とする。三等局以下事務費、同集配費、同通送費、船舶車両費の4種目が追加された。

さらに、1907年4月1日、全3章34条におよぶ「通信官署渡切経費施行規程」（公達第258号）が定められ、第3章の「三等郵便局以下ノ局所ニ関スル経理」において、渡切経費の種目は大きく事務費、集配費、通送費の3種に分けられ、さらにそれぞれの種目において、通常費・臨時費の2種に区分された。この規程の附則において、それ以前の「本規程ニ抵触スル従前ノ規程」が廃止されることが定められており、従来の三等局経費支給関係の全ての規程が廃止された。

そして、渡切経費関係の規程は、1941年に三等郵便局が特定郵便局と改称され第二次大戦を経て2002年度で廃止されるまで100年近くにおよぶ長い間、その後も幾度か細部の点で改正が重ねられながらも基本的な形態は変えられることなく、郵便局の運営費用として存続することとなったのである。

③ 三等郵便局における渡切経費の実態

(1) 山上郵便局について

郵政資料館には、179点におよぶ主に明治末期から昭和初期までの滋賀県山上郵便局の史料が所蔵されている。以下では、滋賀県山上郵便局の事例から、三等郵便局における渡切経費の実態を検討していくことにしたい。

山上郵便局は、1873年7月1日、滋賀県神崎郡山上村に郵便取扱所として開設された。1875年1月に五等郵便局となり、1886年3月の地方通信官官制により郵便局が三等級制に改められたことに伴い、同年4月26日に三等郵便局になり、さらに1903年3月の「通信官署官制」制定後は、集配三等郵便局となった⁽⁷⁾。山上郵便局の局長は、初代今井治郎右衛門から6代局長まで今井家の出身者が務めている⁽⁸⁾。今井家の出自についての詳細は不明であるが、3代局長を務めた今井治郎右衛門（任期1902年1月～1908年10月）が局長を退職して3年後の1911年9月

6 通信省編『通信事業史』第7巻（前掲註2）、620頁。

7 なお、山上郵便局は、1973年7月1日に永源寺郵便局と改称し、現在まで続いている。

8 近畿地方特定郵便局長会史編纂委員会編『近畿地方特定郵便局長会史』（近畿地方特定郵便局長会発行、1990年）11頁。

に神崎郡の郡会議員に当選しており⁽⁹⁾、地方名望家・有力者の出身であると思われる。

「近江国山上郵便局通信事務概要表 明治四拾年度」⁽¹⁰⁾に当時の山上村およびその周辺村の地勢および運輸交通の状況が記されている。これによると、東北南の三方は山岳に囲まれ、西は八日市、南は日野、北は蚊野局区内に接している。山上郵便局の集配区域である市原村・西小椋村・角井村・高野村そして山上村の各村は、「住民比較的進化ノ気風アリ、古来関東各地ニ店舗ヲ授ケ、或ハ行商実業ノ発達ハ益々進捗ノ域ニ発展シツツアリテ、交通自ラ頻繁、随テ郵便物数モ年々歳々増進セリ、其他各部落ハ農ヲ専業トシ傍ラ製茶、養蚕、木材、薪炭等製出ニ従事シ広ク他町村ニ供給ス」とあり、産業が盛んであることが記されている。また、「輸出ハ重ニ東京、信濃、神阪地方、北海道ニシテ、未タ当局ニ電信電話ノ架設ナキ為不便ナルヲ地方人ノ常ニ遺憾トスル所ナリ」とあるように、他地域との交流も盛んであることがうかがえる⁽¹¹⁾。

一方で、「独り山上村ノ東部及東小椋村ノ各部落ハ伊勢ノ国境ニ隣接シ愛知川ノ水源ニ添蟠起伏セル山麓ニ散在セル集落ナレバ、未タ完全ノ道路ヲ有セス土地險阻屈曲多ク不便ノ地ニシテ、氣候寒厳冬降雪期ハ積尺七八及至一丈ニ垂シトシ、夏期愛知川ノ出水汎溢シ時々交通ヲ途絶シ至難ノ地ナリ」とあり、この地域の交通が不便であったことも記されている。同時期の郵便線路を見ると、山上郵便局は八日市郵便局と接続しているが、1924年まで通送人1人による郵便物通送が続いていた。

1907年当時の局員構成は、局長1名、通信事務員3名（全て男子）、集配人6名、通送人1名であり⁽¹²⁾、局の人的規模は、同時期の集配三等郵便局の全国平均値（通信事務員3.4人、集配人4.3人）⁽¹³⁾から見て平均的な規模であったことがうかがえる。

(2) 渡切経費施行初期における山上郵便局の郵便局経営（1905年度）

山上郵便局関係資料には、渡切経費の詳細について記録した史料「明治四拾貳年度 渡切経費整理簿」⁽¹⁴⁾、「大正拾貳年三月従 経費整理簿」⁽¹⁵⁾が残されている。表1は、「明治四拾貳年度 渡切経費整理簿」にもとづき1905年度における山上郵便局の渡切経費受入・払出を示したものである。

「渡切経費整理簿」は、上段が「受入の部」、下段が「払出の部」に分けられ、それぞれが記載されており、「通信官署渡切経費施行規程」（公達第258号）に基づいて種目（受入22種目、払出29種目）が定められ、それぞれの種目に金額を記入する形式になっている。表1では、山上郵便局に適用された受入、払出額の種目のみを抜き出した。

受入高とは、山上郵便局に毎月交付された渡切経費のことである。渡切経費の経理は、三等局長の裁量に任せるものであるが、「渡切経費整理簿」には、「受入の部」として、事務員給料が何円、郵便集配費が何円、というように、それぞれの経費が銭単位まで厳密に算出された上で交付されていることが分かる。また、当時は局長手当も渡切経費に含まれていた（局長手当が渡切経費の項目から外れ、直轄経費となるのは1911年度からである）。

9 滋賀県神崎郡教育会編・発行『近江神崎郡志稿』上巻（1928年）、683頁。

10 山上郵便局資料、9000-15-12。

11 なお、山上郵便局では、1913年より電信業務、1914年より電話通話、1917年より特設電話事務が開設されている。

12 「近江国山上郵便局通信事務概要表 明治四拾年度」（前掲註10）。

13 逓信省通信局編『通信統計要覧（明治40年度版）』（1909年）より算出。

14 山上郵便局資料、9000-15-16。

15 山上郵便局資料、9000-15-38。

(単位：円)

年 月		1905年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1906年 1月	2月	3月	年度計
受入の部	局長手当	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	事務員給料	16.48	16.48	16.48	16.48	16.48	16.48	16.48	16.48	16.48	15.48	16.48	16.48	196.76
	同 雑 費	4.64	4.64	4.64	4.64	4.64	4.64	5.44	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	57.28
	郵便集配費	52.5	52.5	52.5	52.5	52.5	52.5	55.8	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6	638.8
	普通通送費	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	119.7
	過人夫通送費	1.55	0.99	0.68	0.93	0.8	1.08	0.51	1.98	0.7	0.89	0.32	0.12	10.55
計		86.97	86.41	86.1	86.35	86.22	86.8	90.33	88.96	87.68	86.87	87.3	87.1	1047.09
払出の部	借 家 料	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	66
	事務員給料	16	16	16	16	17	17	17	17	17	17	18	18	202
	宿 直 料	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15
	集配人給料	42	44	44	44	45	45	45	45	45	45	45	45	534
	集配人制服代	21.7										4.22		25.92
	通送人給料	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120
	過人夫通送料	1.55	0.99	0.68	0.93	0.8	1.08	0.51	1.98	0.7	0.89	0.32	0.12	10.55
	通送人制服代	4.47				2		0.2	0.35					7.02
	雪 紙 代	6.55	0.15				0.15		0.1	0.2	0.09		0.12	7.36
	封 筒 代	3.9		0.15	0.11	0.96	0.19	0.105	0.12	0.11	0.14	0.1	0.14	6.025
	外式紙何点代	4.505	0.25	0.155	0.07	0.09	0.26	0.1	4.25	0.5	0.3	0.08	0.18	10.74
	行囊締紐代	0.2												0.2
	筆 墨 代	0.35	0.09	0.24	0.18	0.15	0.285	0.24	0.15	0.25	0.35	0.15	0.2	2.635
	炭 及 石 油 代	2.12	1.57	1.65	1.4	1.22	1.5	1.43	2.08	3.2	3.29	3.14	2.38	24.98
	蠟 燭 代	0.1	0.07	0.05	0.13	0.08	0.05	0.1	0.3	0.6	0.75	0.6	0.65	3.48
	協議会費						2.15		0.26					2.41
	通信協会費						1.8							1.8
計		119.445	79.12	81.925	78.82	83.3	85.465	81.685	88.59	84.56	84.81	88.61	83.79	1040.12
各月過不足高		-32.475	7.29	4.175	7.53	2.92	1.335	8.645	0.37	3.12	2.06	-1.31	3.31	
累積過不足高		-32.475	-25.185	-21.01	-13.48	-10.56	-9.225	-0.58	-0.21	2.91	4.97	3.66	6.97	

(出所)「明治四拾弐年度 渡切経費整理簿」(山上郵便局資料、9000-15-16)より作成。

表1 1905(明治42)年度における山上郵便局の渡切経費受入・払出

「払出の部」は、実際に渡切経費として交付された額の使途が詳細に記載されている。受入の部の6種目が払出の部のどの種目に充てられたのか、明確でない部分もあるが、事務員給料と過人夫通送費はそれぞれの部で同一名の項目があり、「郵便集配費」(受入)は「集配人給料」と「集配人制服代」(払出)、「普通通送費」(受入)は「通送人給料」と「通送人制服代」(払出)、残りの払出については、「局長手当」や「雑費」等で賄われているように思われる。通信事務員や通送人の給料は、わずかな差はあるが、ほぼ受入の部で定められた額どおりに支払われていた。集配人の給料は郵便集配費52.5円に対し、42円と10円程度の差額があるが、これは集配業務に伴う制服代や備品代等を差し引いた上で、給料が支払われているからと考えられる。1909年の局員構成は、局長、通信事務員(男)2人、集配人6人、通送人1人であったから⁽¹⁶⁾、それぞれ1人当たりの月給は、通信事務員が8～9円、集配人が7～7.5円、通送人は10円と推計できる。そして、局経費の85%以上が郵便局に勤務する職員の給料であったことが分かる。この時期の山上郵便局における渡切経費の経理を見る限り、局員の給料においていわゆる「ピンハネ」の実態は見受けられない。しかしながら、局員の給与面での待遇は決して厚かったわけではなかった。山上郵便局における1909年度の通信事務員の月給は8～9円、集配人の月給は約7円である。1905年の事例であるが、全国三等局の事務員13,372人の給料の平均月額

16 「近江国山上郵便局通信事務概要表 明治四十二年度」(前掲註10)。

は9円35銭であり⁽¹⁷⁾、山上郵便局の局員の月給は平均を若干下回っている。また、南和三等局長協議会において提出された「三等郵便局事務員待遇法に関する上願」⁽¹⁸⁾によると、三等局員の月給は、郡役所の郡書記(18円)、郡吏員(30円)、警察署巡查(14円)、町役場書記(17円)、尋常高等小学校の訓導(男23.3円、女16円)らの月給と比較して半額程度とかなり低かったことがうかがえる。

次に受入額から払出額を引いた過不足高(渡切経費の収支)に注目してみると、年度初めの4月に集配人や通送人の制服や局内の備品などに費用がかかり、この月の収支は32.475円の赤字が出ている。その後は各月の収支は黒字となっているため、徐々に当初の赤字が解消されていき、年度末には6.97円とわずかながら黒字となっており、ほぼ交付額通りに使用されていたと言えよう。また、年度を通してその収支がほぼ均衡していたことから見て、山上郵便局の渡切経費制度は施行初期の段階においては合理的に機能していたと言えよう。

(3) 大正末～昭和初期における山上郵便局の渡切経費

次に、渡切経費が施行されて20年後の大正末期から昭和初期にかけての山上郵便局の渡切経費の実態をみていこう。

この時期の渡切経費について記載された「経費整理簿」⁽¹⁹⁾は、まず各月の最初に各月分の経費受入高が記され、続いて、事務員給料、集配人給料、局舎料、電灯料といったように、支払項目が順に記されるという形態で、明治末期の「渡切経費整理簿」と比較してシンプルなものになっている。「経費整理簿」には、受入額の明細が記されていないため、どのような計算に基づいて支給されているのかについて知ることはできない。明治末期の渡切経費と比較して、使途がある程度自由になったように思われるが、同時期の「統計資料調査表」の会計の項目には、渡切経費とは別に、経費の内訳が記されている(本稿ではこの経費を名目経費と呼称し、渡切経費と区別することにする)。名目経費は、「通常費」と「臨時費」の2種に大別され、その内訳は、「通常費」が「事務費」、「集配費(郵便)」、「集配費(電信)」、「通送費」の4項目、「臨時費」の場合1926年度以前は明確な分類はなかったが、1927年度以降「月掛貯金臨時事務費」、「局所外貯金臨時事務費」、「郵便別配達費」、「時間外電報取扱費」、「電報別紙配達費」、「其他」の6項目に分類されるようになった⁽²⁰⁾。なお、局長手当は、1911年以降会計項目に計上されているが、経費の項目から外れている。

表2は、「統計資料調査表」の会計項目に記載されている山上郵便局の名目経費のうち、1925～1930(大正14～昭和5)年度の月別推移を示したものの、表3は、「経費整理簿」より、同時期における山上郵便局の渡切経費受入・払出高のうち郵便の部の詳細を月別に示したものである。この2つの表を比較することにより、山上郵便局の名目上の経費と実際の使途について比較することができる。

表2から、事務費と集配費2種目の合計額が名目経費の常に9割程度を占めていることが分かる(1925年度の臨時費は計上されておらず、記載漏れと思われる)。通信事務員は1925年に5人所属していたのが翌26年に3人まで減り、1928年に一旦4人となるが、1929～30年に再び3人に減るなど人員数に3度の変化があったにもかかわらず⁽²¹⁾、事務費はこの6年間を通して

17 中村稲造「三等郵便局員優遇論」(『交通』第376号、1906年10月)13頁。

18 『交通』399号(1907年10月)29～32頁。

19 「大正拾貳年三月従 経費整理簿」(前掲註15)。

20 「昭和四年度統計資料調査表」(山上郵便局資料、9000-15-30)。

21 「局務原簿」(山上郵便局資料、9000-15-27)。

(単位：円)

年 月	局長手当	名 目 経 費			経費合計 (A)	渡切経費受入高 (B)	(B-A)
		通 常 費		臨時費			
		事務費	集配費				
1925年 4 月	16.0	176.1	263.95		440.05	439.46	-0.59
1925年 5 月	16.0	176.1	263.95		440.05	449.55	9.5
1925年 6 月	16.0	176.1	263.95		440.05	494.81	54.76
1925年 7 月	16.0	176.1	263.95		440.05	476.54	36.49
1925年 8 月	16.0	176.1	263.95		440.05	458.63	18.58
1925年 9 月	16.0	176.1	263.95		440.05	475.27	35.22
1925年10月	16.0	176.1	263.95		440.05	478.18	38.13
1925年11月	16.0	176.1	263.95		440.05	475.85	35.8
1925年12月	16.0	176.1	263.95		440.05	472.57	32.52
1926年 1 月	16.0	176.1	263.95		440.05	488.23	48.18
1926年 2 月	16.0	176.1	263.95		440.05	459.66	19.61
1926年 3 月	16.0	176.1	263.95		440.05	469.55	29.5
1926年 4 月	16.0	176.1	263.95	4.49	444.54	444.54	0
1926年 5 月	16.0	176.1	263.95	24.33	464.38	464.38	0
1926年 6 月	16.0	176.1	263.95	19.96	460.01	463.28	3.27
1926年 7 月	16.0	176.1	263.95	22.23	462.28	466.86	4.58
1926年 8 月	16.0	176.1	263.95	26.81	466.86	476.99	10.13
1926年 9 月	16.0	176.1	263.95	36.94	476.99	455.4	-21.59
1926年10月	16.0	176.1	263.95	15.35	455.4	469.46	14.06
1926年11月	16.0	176.1	263.95	29.41	469.46	463.12	-6.34
1926年12月	16.0	176.1	263.95	23.07	463.12	484.29	21.17
1927年 1 月	16.0	170.43	263.95	49.91	484.29	468.64	-15.65
1927年 2 月	16.0	170.43	263.95	34.26	468.64	475.17	6.53
1927年 3 月	16.0	169.67	200.36	105.14	475.17	389.82	-85.35
1927年 4 月	16.0	177.66	217.4	13.91	408.97	397.15	-11.82
1927年 5 月	16.0	177.66	217.4	50.45	445.51	461.51	16
1927年 6 月	16.0	177.66	217.4	15.5	410.56	426.56	16
1927年 7 月	16.0	177.66	217.4	21.05	416.11	432.11	16
1927年 8 月	16.0	177.66	217.4	12.7	407.76	423.76	16
1927年 9 月	16.0	177.66	217.4	25.76	420.82	436.82	16
1927年10月	16.0	177.66	217.4	24.39	419.45	435.45	16
1927年11月	16.0	177.66	217.4	22.63	417.69	433.69	16
1927年12月	16.0	177.66	217.4	75.38	470.44	486.44	16
1928年 1 月	16.0	177.66	217.4	5.17	400.23	416.23	16
1928年 2 月	16.0	180.95	217.4	122.07	520.42	431.42	-89
1928年 3 月	16.0	180.95	217.4	82.06	480.41	403.73	-76.68
1928年 4 月	16.0	180.95	217.4	21.4	419.75	421.95	2.2
1928年 5 月	16.0	180.95	217.4	18.72	417.07	419.27	2.2
1928年 6 月	16.0	180.95	217.4	30.91	429.26	431.46	2.2
1928年 7 月	16.0	180.95	217.4	23.8	422.15	424.35	2.2
1928年 8 月	16.0	180.95	217.4	21.99	420.34	422.54	2.2
1928年 9 月	16.0	180.95	217.4	36.21	434.56	436.76	2.2
1928年10月	16.0	180.95	217.4	30.26	428.61	430.81	2.2
1928年11月	16.0	180.95	217.4	23.76	422.11	424.31	2.2
1928年12月	16.0	180.95	217.4	35.91	434.26	436.46	2.2
1929年 1 月	16.0	180.95	217.4	15.4	413.75	414.4	0.65
1929年 2 月	16.0	180.95	217.4	80.43	478.78	479.43	0.65
1929年 3 月	16.0	180.95	217.4	28.82	427.17	427.82	0.65
1929年 4 月	16.0	180.95	217.4	34.2	432.55	421.34	-11.21
1929年 5 月	16.0	180.95	217.4	32.39	430.74	429.64	-1.1
1929年 6 月	16.0	180.95	217.4	28.26	426.61	427.83	1.22
1929年 7 月	16.0	180.95	217.4	32.06	430.41	425.31	-5.1
1929年 8 月	16.0	180.95	217.4	45.545	443.895	417.54	-26.355
1929年 9 月	16.0	180.95	217.4	33.155	431.505	446.75	15.245
1929年10月	16.0	180.95	217.4	35.275	433.625	428.32	-5.305
1929年11月	16.0	180.95	217.4	29.66	428.01	432.2	4.19
1929年12月	20.0	180.95	217.4	24.465	422.815	427.07	4.255
1930年 1 月	20.0	180.95	217.4	20.35	418.7	399.17	-19.53
1930年 2 月	20.0	180.95	217.4	19.025	417.375	406.18	-11.195
1930年 3 月	20.0	180.95	217.4	15.435	413.785	380.61	-33.175
1930年 4 月	20.0	180.4	203.06	17.82	401.28	395.67	-5.61
1930年 5 月	20.0	180.4	203.06	20.09	403.55	397.03	-6.52
1930年 6 月	20.0	180.4	203.06	17.54	401	404.66	3.66
1930年 7 月	20.0	180.4	203.06	10.6	394.06	401.15	7.09
1930年 8 月	20.0	180.4	203.06	16.55	400.01	354.21	-45.8
1930年 9 月	20.0	178.75	213.3	15.03	407.08	393.68	-13.4
1930年10月	20.0	178.75	213.3	22.79	414.84	413.82	-1.02
1930年11月	20.0	178.75	213.3	22.09	414.14	419.45	5.31
1930年12月	20.0	178.75	213.3	23.19	415.24	415.98	0.74
1931年 1 月	20.0	178.75	213.3	14.65	406.7	418.96	12.26
1931年 2 月	20.0	178.75	213.3	13.96	406.01	412.62	6.61
1931年 3 月	20.0	178.75	213.3	19.685	411.735		

(出所) 局長経費および名目経費については、「大正十四年度統計資料調査表」～「昭和五年度統計資料調査表」(山上郵便局資料、9000-15-30、郵政資料館所蔵) 渡切経費受入高は、「大正拾貳年三月従 経費整理簿」(山上郵便局資料、9000-15-38) より作成。

表2 1925～30(大正14～昭和5)年度における山上郵便局名目経費の月別推移

(単位：円)

年 月	渡切経費 受 入 高	渡 切 経 費 支 払 高										三等局長会 費・局員奨 励会費	臨時 支払	支払 高計	過不足高
		事務費 (事務員給料)	集配費 (集配人給料)	局舎料	電灯料	新聞代	炭代	制服代	用紙・ 封筒・ 備品代	電報別 配達費	雑費				
1925年 4 月	439.46	156	266	12	2	1.05	6.24			38.65	1.54			483.48	-44.02
1925年 5 月	449.55	161	266	12	2	1.05	6.24	27.48	17.9	33.2	1.54			528.41	-78.86
1925年 6 月	494.81	170	269	12	2	1.05	6.24			17.2	1.54			479.03	15.78
1925年 7 月	476.54	170	269	12	2	1.05	6.24			32.7	1.54	18.11		512.64	-36.1
1925年 8 月	458.63	170	269	12	2	1.05	6.24			34.3	1.54			496.13	-37.5
1925年 9 月	475.27	170	269	12	2	1.05	6.24			36.55	1.54			498.38	-23.11
1925年10月	478.18	170	269	12	2	1.05	6.24			32.15	1.54	6.5		500.48	-22.3
1925年11月	475.85	170	269	12	2	1.05	6.24	34.81		18.85	1.54		20	535.49	-59.64
1925年12月	472.57	170	269	12	2	1.05	6.24		17	14.2	1.54			493.03	-20.46
1926年 1 月	488.23	161	269	12	2	1.05	6.24				1.54			452.83	35.4
1926年 2 月	459.66	93	269	12	2	1.05	6.24			20.2	1.54			405.03	54.63
1926年 3 月	469.55	105	269	12	2	1.05	6.24			27.15	1.54			423.98	45.57
1926年 4 月	444.54	101.4	269	12	2	1.05	6.24	17		18.6	1.54			428.83	15.71
1926年 5 月	464.38	102.6	269	12	2	1.05	6.24		6.38	25.55	1.54	5.5		431.86	32.52
1926年 6 月	463.28	93	269.5	12	2	1.05	6.24			25.85	1.54	13.7		424.88	38.4
1926年 7 月	466.86	97	276.05	12	2	1.05	6.24			35.55	1.54	17.08		448.51	18.35
1926年 8 月	476.99	100	276.05	12	2	1.05	6.24			28.57	1.54			427.45	49.54
1926年 9 月	455.4	109	269.5	12	2	1.05	6.24			27.35	1.54	14.4		443.08	12.32
1926年10月	469.46	100	276.05	12	2	1.05	6.24	22.66		19.8	1.54			441.34	28.12
1926年11月	463.12	100	269.5	12	2	1.05	6.24			20.85	1.54			413.18	49.94
1926年12月	484.29	100	276.05	12	2	1.05	6.24		4.56	25.65	1.54			429.09	55.2
1927年 1 月	468.64	100	276.05	12	2	1.05	6.24			31.55	1.54			430.43	38.21
1927年 2 月	475.17	100	256.4	12	2	1.05	6.24			22.65	1.54			401.88	73.29
1927年 3 月	389.82	100	207.15	12	2	1.05	6.24			28.67	1.54			358.65	31.17
1927年 4 月	397.15	106	198	12	2.06	1.05	6.24	10.78		32.85	1.54		317.31	677.05	-279.9
1927年 5 月	461.51	106	198	12	2.06	1.05	6.24			27.55	1.54	7.7		372.92	88.59
1927年 6 月	426.56	106	198	12	2.06	1.05	6.24			33.7	1.54	16.55		377.14	49.42
1927年 7 月	432.11	106	210.9	12	2.06	1.05	6.24			24.65	1.54	14.24		378.68	53.43
1927年 8 月	423.76	106	210.9	12	2.06	1.05	6.24			35.75	1.54			375.54	48.22
1927年 9 月	436.82	106	207	12	2.06	1.05	6.24			40.85	1.54	3.06		379.8	57.02
1927年10月	435.45	106	210.9	12	2.06	1.05	6.24	13.64		34.5	1.54			387.93	47.52
1927年11月	433.69	102	207	12	2.06	1.05	6.24			27.1	6.7			364.15	69.54
1927年12月	486.44	102	217.9	12	2.06	1.05	6.24			19.25	1.54			362.04	124.4
1928年 1 月	416.23	102	237.4	12	2.06	1.05	6.24			29.9	1.54			392.19	24.04
1928年 2 月	431.42	102	210.1	12	2.06	1.05	6.24			18.3	1.54	4.64		357.93	73.49
1928年 3 月	403.73	102	217.9	12	2.06	1.05	6.24			22.18	1.54	3.24		368.21	35.52
1928年 4 月	421.95	102	214	12	2.06	1.05	6.24	9.56	1.76	26.35	1.54			367	54.95
1928年 5 月	419.27	95	217.9	12	2.06	1.05	6.24			29.75	1.54	6.4	0.52	382.02	37.25
1928年 6 月	431.46	95	214	12	2.06	1.05	6.24			20.74	1.54	13.75		366.38	65.08
1928年 7 月	424.35	95	217.9	12	2.06	1.05	6.24			22.61	1.54	22.69	14.5	395.59	28.76
1928年 8 月	422.54	95	217.9	12	2.06	1.05	6.24			33.23	1.54			369.02	53.52
1928年 9 月	436.76	95	214	12	2.06	1.05	6.24			26.86	1.54	7.83		366.58	70.18
1928年10月	430.81	95	217.9	12	2.06	1.05	6.24	9.6		22.86	1.54			368.25	62.56
1928年11月	424.31	95	214	12	2.06	1.05	6.24			32.72	1.54			364.61	59.7
1928年12月	436.46	95	217.9	12	2.06	1.05	6.24			36.12	1.54			371.91	64.55
1929年 1 月	414.4	135	233.5	12	2.06	1.05	6.24		3.04	38.16	1.54		15.5	448.09	-33.69
1929年 2 月	479.43	135	206.2	12	2.06	1.05	6.24			14.53	1.54			378.62	100.81
1929年 3 月	427.82	135	217.9	12	2.06	1.05	6.24		3	25.85	1.54			404.64	23.18
1929年 4 月	421.34	135	214	12	2.06	1.05	6.24	9.76	11.4	30.3	1.54			402.19	19.15
1929年 5 月	429.64	135	217.9	12	2.06	1.05	6.24			27.2	1.54			424.15	5.49
1929年 6 月	427.83	135	214	12	2.06	1.05	6.24		77	23.29	1.54	24.64	10	506.82	-78.99
1929年 7 月	425.31	102	217.9	12	2.06	1.05	6.24		0.59	26.35	1.54		0.93	370.66	54.65
1929年 8 月	417.54	102	217.9	12	2	1.05	6.24			40.2	1.54	4.03		386.96	30.58
1929年 9 月	446.75	102	214	12	2	1.05	6.24			27.8	1.54	3.8		370.43	76.32
1929年10月	428.32	102	217.9	12	2	1.05	6.24	12.06		30.17	1.54			384.96	43.36
1929年11月	432.2	102	214	12	2	1.05	6.24			28.3	1.54			367.13	65.07
1929年12月	427.07	102	217.9	12	2	1.05	6.24			6.88	1.54			349.61	77.46
1930年 1 月	399.17	104	217.9	12	2		6.24			15.3	1.54		33	391.98	7.19
1930年 2 月	406.18	104	206.2	12	2	1.05	6.24		3.94	14.36	1.54			351.33	54.85
1930年 3 月	380.61	104	217.9	12	2	1.05	6.24			9.1	1.54			353.83	26.78
1930年 4 月	395.67	104	214	12	2	1.05	6.24	8.36	8.27	13.09	1.54			362.19	33.48
1930年 5 月	397.03	104	217.9	12	2	1.05	6.24			15.39	1.54	28.16		396.64	0.39
1930年 6 月	404.66	104	214	12	2	1.05	6.24			13.26	1.54	2.94		357.03	47.63
1930年 7 月	401.15	104	217.9	12	2	1.05	6.24			6.5	1.54			351.23	49.92
1930年 8 月	354.21	138	203.9	12	2	1.05	6.24			11.87	1.54			376.6	-22.39
1930年 9 月	393.68	138	217.9	12	2	1.05	6.24			26.35	1.54			405.08	-11.4
1930年10月	413.82	138	203.9	6	2	1.05	6.24	10.54		22	1.54	5.1		396.37	17.45
1930年11月	419.45	138	200	6	2	1.05	6.24			19.98	1.54			374.81	44.64
1930年12月	415.98	138	203.9	6	2	0.9	6.24		1.12	12.57	1.54	2.83	11.53	386.63	29.35
1931年 1 月	418.96	113	203.9	12	2	0.9	6.24			13.54	1.54		11.7	364.82	54.14
1931年 2 月	412.62	113	206.2	12	2	0.9	6.24			9.98	1.54			351.86	60.76

(出所) 「大正拾貳年三月従 経費整理簿」(山上郵便局資料、9000-15-38) より作成。

表3 1925～1930(大正14～昭和5)年度における山上郵便局の渡切経費受入・払出高の月別推移
(郵便の部)

ほとんど変化がない。一方、集配費は1927年3月に月額が約60円減少しているが、これは集配人が1人減員したためだと考えられる。従って、臨時費を足した名目経費の合計は、集配費の減額分を除いて目立った変化は見受けられない。

また、表中の(B-A)は、各月の名目経費の合計額(A)と渡切経費受入高(B)の差額を示したものであるが、両経費はほとんどの月で一致していない。完全に一致しているのは、1926年4～5月のみで、この6年間に限って見れば、前半は、概ね渡切経費の方が名目経費に対して一定額多めに支給されていることがうかがえる。しかし、やがてその有余分は年度を経る毎に徐々に減少していき、1929年以降は逆に渡切経費が名目経費分に対して不足している。

次に表3をみると、表2と同様、事務費と集配費が渡切経費支払高の8割以上を占めている。また、局舎料、電灯料、新聞代、炭代、雑費の5種目はこの6年間を通してほぼ固定的であり、夏冬2度の衣替えの季節に制服代が発生し、用紙・封筒など備品代、三等局長会費・局員奨励会費(会への出席に伴う旅費等も含む)は必要な都度支払われていたことが分かる。

受入高から支払高を引いた過不足高(渡切経費の収支)に注目すると、1925年度は、170.61円もの赤字を計上しているが、それ以後の年度の場合、赤字を計上している月が何度か生じているが、1926年度は442.77円、1927年度は391.29円、1928年度は586.85円、1929年度は381.91円、1930年2月までは303.97円の黒字と、年間通してみればいずれも大幅な黒字となっていることが分かる。赤字、黒字いずれにせよ、明治末期の渡切経費と比較して、収支の均衡が大きく崩れていることがうかがえる。

まず、1925年度の渡切経費がなぜ大幅な赤字となったのかについて検討してみよう。名目経費の項目(表2)と渡切経費の支払高の項目(表3)を比較すると、わずかな差額はあるものの、事務費(事務員給料)、配達費(配達人給料)ともほぼ名目経費で定められた額通りに支払われていることが分かる。しかし、その場合、受入高から事務費と集配費を差し引いた残額のみでその他8項目を賄うことはできず、その結果赤字を計上する月がほとんどであった。赤字を計上しているにもかかわらず、受入高の動向からは、山上郵便局に対して少なくとも不足分の補填のために渡切経費を増額した様子は見受けられない。

次年度以降は、赤字から一転して大幅な黒字を計上している。その原因は、事務費の大幅な削減である。名目経費では、1926年度も変わることなく、事務費は176.1円と定められているが、渡切経費における事務費は、名目経費よりも約70円程度削減して、100円程度に定められている。その約70円分を配達費を除く残りの10項目の費用に充てても毎月有余金が生じるため、年間で大幅な黒字となっているのである。

渡切経費の事務費70円分の減額は、山上郵便局の通信事務員人数が5人から3人に減員されたことによるものであろう。渡切経費の事務員給料から事務員1人当たりの月給を推計したとき、大体35円前後であったから、70円の減額は事務員2人減員分とほぼ一致する。しかし名目経費の事務費は事務員の減員にも関わらず減額されていないから、渡切経費の事務費の減額は、局長の裁量によるものと考えられる。名目経費の事務費給料に事務員の減員が反映されず、渡切経費受入高にも減額が見られなかったのは、支給者側に浮いた額で残りの経費に充てさせようとした意図があったためかどうかは不明だが、いずれにせよ渡切経費制度施行当初のような厳密かつ適切な経費配分は見られない。

集配費の場合、1925～26年度までは、名目経費より若干上回る額が支給されていたが、1927年度は一転してほとんどの月で低めに支給されている。1928年度以降は、ほぼ名目経費どおりに支給されている。2、4、6月など日数が少ない月は名目経費より若干低めに支給され、逆に1月のような繁忙期には多めに支給される場合があった。1929年以降景気の悪化に伴い、渡

切経費が総じて名目経費よりも少なめに支給されるようになると、渡切経費の黒字分も減少してくる（1928年度の586円から1929年度は381円と200円以上黒字幅が減少した）。その影響からか、1930年度後半には集配費において15円程度の削減が行われた。

このように、大正末期～昭和初期における郵便の部の渡切経費を見ると、三等郵便局の経営実態に合わせて厳密に定められた経費支給はなくなり、三等局長は、限られた渡切経費で局経営をやり繰りしていかなければならなかったのである。

また、渡切経費は簡易保険業務にも支給された。簡易生命保険は、「社会改良及び下級民の生活状態の改善」（箕浦通信大臣の所信）を目的として1916年10月より実施された。山上郵便局では1917年より記録が残っており、同年に13口の契約申込があった⁽²²⁾。表4は、1925～1930年度における山上郵便局の渡切経費のうち保険の部の詳細を月別に示したものである。

「経費整理簿」の保険の部については記載漏れが多く、完全な統計は作成できないが、簡易保険業務に支給される渡切経費は、配達人の集金活動に支給される「集金費」、集配人が集配先であるいは局員が窓口にて保険加入の勧誘を行い、契約が成立した際に一定の割合で支給される「集配人勧誘手数料」、「局員窓口勧誘費」、簡易保険業務（主として勧誘活動）に伴う「集配人・局長出張費」、「特別手当・謝金」、「備品代」の6項目に分類することができる。支払高の大部を占めるのは「集金費」であり、受入高の約4分の1を占める。「集配人勧誘手数料」がそれに次ぐが、大口の契約が成立した場合、手数料が集金費を上回ることもある。渡切経費の統計上から、三等郵便局の簡易保険業務の普及において重要な役割を果たしたのは、集配人であったことがうかがえる。

保険の部の渡切経費支払高は、「集金費」を除き、契約が成立した際の報酬や、不定期に生じる出張費や備品代などであるため、経費の過不足高はほとんどの月で黒字となっている。その支払高の性質によるためか、渡切経費が全く支給されない月もあったが（表4の期間では6度）、それでも年間合計で毎年500円前後の有余金が生じている。

従って、郵便の部と保険の部の渡切経費の過不足金を単純に合計すれば、郵便の部で赤字となっていた1925年度でも470円の黒字、郵便の部でも黒字となった1926年度は940円、1927年度は911円の有余金を計上することになった。

4 三等郵便局制度の抱える諸問題

(1) 三等郵便局経営上の問題

山上郵便局の渡切経費について検討の結果、渡切制度施行当初は局の経理に見合った額が交付されており、収支はほぼ均衡していたが、約20年後の大正末期～昭和初期になると、経費の使途の厳密性は薄れ、局長の裁量により主に人件費（事務員給料、集配人給料）を調節しながら経営していたことがうかがえた。野上敏夫によると、当時渡切経費の性質については、渡切経費制度施行当初の法規にあるように、経費は「交付」されるものであり、「支給」ではなかったため、一種の私金の交付であるから公金であるという「公金説」と、支給された者の私金ではあるが、当該官署の事務費として指定された目的に対する義務が付加されているとする「私金説」の2つの主張があった⁽²³⁾。その「交付」の文字は、1921年に会計法が改正された際に「支給」と改められており、時代が下っていくにつれ、渡切経費を局長の「私金」とする解釈が強

22 「局務原簿」（前掲註21）。

23 野上敏夫（前掲註4）149頁。

(単位：円)

年 月	渡切経費 受 入 高	支 払 高							過不足高
		集 金 費	集配人勧誘 手 数 料	集配人・局長 出 張 費	局員窓口 勧 誘 費	特別手当・ 謝 銭	備 品 代	支払高計	
1925年4月	59.16		2.78					2.78	56.38
1925年5月	0		0.75					0.75	-0.75
1925年6月	112.65		1.5					1.5	111.15
1925年7月	0		27.36	8.72				36.08	-36.08
1925年8月	56.42							0	56.42
1925年9月	59.1		17.48	7.58				25.06	34.04
1925年10月	99.71							0	99.71
1925年11月	58.14		16.88	6.86				23.74	34.4
1925年12月	144.89		0.75					0.75	144.14
1926年1月	0		0.68					0.68	-0.68
1926年2月	90.84	17.36	2.65				18	38.01	52.83
1926年3月	129.57	21.72	18.65					40.37	89.2
1926年4月	96.89	20.58	0.5					21.08	75.81
1926年5月	84.5	21.32	1.5					22.82	61.68
1926年6月	69.57	20.22	3.75					23.97	45.6
1926年7月	67.87	21.16	45.13	15.61				81.9	-14.03
1926年8月	61.87	22.7	0.25					22.95	38.92
1926年9月	121.64	23.2	12.5	9.85			10.75	56.3	65.34
1926年10月	73.89	24.32	6.15	5.65		6		42.12	31.77
1926年11月	104.34	26.56	3.95	1.2				31.71	72.63
1926年12月	84.94	26.24	0.65					26.89	58.05
1927年1月	0	24.82	1.05					25.87	-25.87
1927年2月	96.3	25.94	0.75	2.25	1			29.94	66.36
1927年3月	80.1	13.36	16.1	15.58	2.25	11.5		58.79	21.31
1927年4月	88.47	13.62	1.9					15.52	72.95
1927年5月	0	13.58	1.15					14.73	-14.73
1927年6月	112.56	13.58	1.5					15.08	97.48
1927年7月	60.18	13.72	6.8	11.76		7.5		39.78	20.4
1927年8月	50.13	14.2	8					22.2	27.93
1927年9月	41.54	13.9						13.9	27.64
1927年10月	76.57	14.32	7.2					21.52	55.05
1927年11月	54.72	14.32	2.8	5.5		3.5	14.35	40.47	14.25
1927年12月	136.14	14.74	11					25.74	110.4
1928年1月	76.31	15.56	3.8					19.36	56.95
1928年2月	49.93	14.44	1.5					15.94	33.99
1928年3月	50.87	15.28	17.4					32.68	18.19
1928年4月	81.41	15.06	2.2					17.26	64.15
1928年5月	61.8	15.28						15.28	46.52
1928年6月	56.16	15.18						15.18	40.98
1928年7月	49.2	15.4	13.5	5.1				34	15.2
1928年8月	72.26	16.16						16.16	56.1
1928年9月	55.02	16.16						16.16	38.86
1928年10月	55.44	16.18						16.18	39.26
1928年11月	54.83	16.04	23.6	8.4				48.04	6.79
1928年12月	0	17.52						17.52	-17.52
1929年1月	75.52								
1929年2月	57.62								
1929年3月	71.82								
1929年4月	50.07								
1929年5月	79.08								
1929年6月	60.26								
1929年7月	71.31	18.52	19.55	3.8		5		46.87	24.44
1929年8月	54.09	18.64						18.64	35.45
1929年9月	99.07	18.66	5.62					24.28	74.79
1929年10月	60.97		28.1	4.28				32.38	28.59
1929年11月	80.44	17.7	1					18.7	61.74
1929年12月	83.84	17.24	1.5					18.74	65.1
1930年1月	74.2	17.06						17.06	57.14
1930年2月	55.66	17.06	4.97					22.03	33.63
1930年3月	92.12	16.9	6.85	12.94				36.69	55.43
1930年4月	83.68	16.84	1.5					18.34	65.34
1930年5月	51.86	16.6						16.6	35.26
1930年6月	1.88	16.48	0.55					17.03	-15.15
1930年7月	102.78	17	26.5	9.07				52.57	50.21
1930年8月	60.54	16.5	0.5					17	43.54
1930年9月	124.31	16.76	1.75					18.51	105.8
1930年10月	96.57	16.66	26.5	6.6				49.76	46.81
1930年11月	59.72	16.32						16.32	43.4
1930年12月	70.89	16.84	11.45	5.5		3		36.79	34.1

(出所) 「大正拾貳年三月従 経費整理簿」(山上郵便局資料、9000-15-38) より作成。

表4 1925～1930(大正14～昭和5) 年度における山上郵便局の渡切経費受入・払出高の月別推移
(保険の部)

まったのではないだろうか。

局長のやり繰りによって、山上郵便局における渡切経費の収支は概ね黒字であったが、その黒字分が局員の給与面の待遇改善に回されたわけではない。明治後期より三等郵便局の局員の待遇が低下している状況は度々問題視され、局員からも待遇改善を求める声が多く出ている。明治末期における山上郵便局の通信事務員および集配人の月給がそのほかの公務員の月給と比較して低額であったことについては前章で述べたが、その傾向は郵便局の取扱業務が増え局員が多忙となっていく大正末期～昭和初期に至っても変わらず、同時期の巡査の初任給は45円、小学校教員の初任給は45～55円、公務員（高等文官試験に合格した高等官）の初任給は75円、銀行（第一銀行水準）の初任給が75円、日雇い労働者の賃金が1日1円63銭～2円13銭であったことに対し⁽²⁴⁾、山上郵便局の局員の平均月給が、事務員が34.3円、集配人が36.8円とかなり低い⁽²⁵⁾。

では、なぜ渡切経費の収支が黒字であったのにもかかわらず、局員の給料を切り詰めなければならなかったのだろうか。主な理由として3つ考えられる。

まず、三等局長は、職務上局舎を供出する義務を負っていた。従って三等郵便局の局舎は局長の私有物であり、局舎の修繕や維持、電信・電話業務の開始に伴う機械設備等の設置のための拡張工事でも局長の私費をもって行わなければならなかった。山上郵便局の場合、局舎は局長の私有物ではなかったと考えられ、渡切経費支払高に毎月「借家料」（「局舎料」）が含まれていた。

また、三等局長または局員の過失により、事業に損失をきたした時は、当該局長はその事情の如何に関わらず弁償する義務があった。取扱業務の増加に伴い、郵便局業務も複雑かつ多忙になっていったが、同時に局員の業務上の過失および犯罪も増加した。小堀春樹は、「現在の三等局制度ほど非違に都合の良い制度はない、子供が現金を動かすことの多き現在他に例を見ない。もし発見を恐れずに無茶苦茶やる考えならばどんな事でも出来るのが今の制度である。又一面現在の制度での非違は当然として事業欠損に予め計上しておいても本来ならばいい筋合である。それはあたかも自動車経営に於て過失による人ひきを予め計上しておかねばならぬと同様である」⁽²⁶⁾と指摘している。実際、大正年間において局員の過失および犯罪は854件生じており、局長はこのような不測の事態に対してある程度、非違対策のための費用を確保しておかねばならなかった。

そして、郵便切手や収入印紙買受のための資金確保である。郵便切手類の売捌きに対する報酬は、当初は手数料として交付し、その手数料は現金あるいは郵便切手類をもって交付する等の変遷があったが、1900年10月より買受金額について割引を行い前金制を採用する方法に改められた。収入印紙の売捌制度は1909年より割引買受、前金制にて施行された。つまり、売り捌くべき郵便切手類や収入印紙を一定の割引（切手割引額は1000分の40、印紙割引額は1000分の35）をもって買い受け、それらを基本的に定価で売ることによって収益を得ていたのである⁽²⁷⁾。しかし、三等郵便局の経理は渡切経費であり、郵便切手類や収入印紙の買受・売捌は私的な取引関係であったから、実際には定価だけでなく割引額で売り捌かれることもあった⁽²⁸⁾。後述の山上

24 同時期の他職の初任給については、週刊朝日編『値段の風俗史 上巻』（朝日文庫、1987年）を参考にした。

25 「大正拾貳年三月従 経費整理簿」、「局務原簿」により算出。

26 小堀春樹『三等局経営の話』（克明堂、1925年）142～143頁。

27 高田重吉『郵便読本』（通信学館、1935年）87～89頁。

28 郵便局の統計数値が詳細に記されている「統計資料調査表」の会計欄には、郵便切手類や収入印紙の売捌代について「定価」と「割引」に分けて記すようになっていた。

郵便局の場合も、統計資料から郵便切手類や収入印紙は相当な部分が割り引いて売り捌いていたことがうかがえる。集配三等郵便局において切手類の買受を行うときは請求書を作成し、代金と共に配給局⁽²⁹⁾に差し出し、その売り渡しを求めることとなるが、集配三等郵便局は自局における売り捌きのためだけでなく、管轄区内の無集配三等郵便局や切手類売捌所の買受請求にも応じる必要があり⁽³⁰⁾、そのため相当種類および相当数の郵便切手類および収入印紙を確保しなければならなかった⁽³¹⁾。それゆえに郵便切手類・収入印紙の買い受けは、集配三等郵便局にとって資金的に相当な負担となったと思われる。例えば山上郵便局における1909年度の切手類売捌代は、定価が981.03円、割引が1656.685円、収入印紙売捌代は、定価が106.48円、割引が292.12円であったが⁽³²⁾、1925年度に至ると切手類売捌代は、定価が3949.05円、割引が3088.13円、収入印紙売捌代は定価872.33円に対し、割引が2633.95円と、時代を下るにつれ急増しており⁽³³⁾、自局の売捌代だけで渡切経費の受入高を大きく上回っていた。高額分の切手類を買い受けるための資金確保のため、局経費をやり繰りしてある程度の有剰金を残しておく必要があったのではないかと考えられる。

以上の事情を考慮すれば、三等郵便局の渡切経費にある程度の黒字が計上されようとも、局経営が順調であったとは言い難い。全特顧問であった富塚太郎は、自身が局長になった頃の三等局の実態について「私が昭和十年に就任した時分はまだ請負で、本当に月に何円かの渡切費によって、物が安いとはいいいながら、外務員の被服、自転車、それから薪炭など、あらゆる物を僅かの経費でやらせるんですからね。だから、正直言って、一つの事業として極端に切り詰めた人数で、そして、無理をして経営をしていたんですね」⁽³⁴⁾と回顧している。

(2) 逓信省の三等局待遇改善の不徹底

三等郵便局に対する待遇の低下は、局員の職離れを招く結果となった。野上敏夫は、岡山県牛窓郵便局（岡山県瀬戸内市牛窓町）における内勤職員別移動状況を検討し、大正年間の雇員（事務員等）の採用は延べ42名、退職は35名、傭人（集配人等）の採用は延べ41人、退職は42名と、局員の退職が頻繁であるため、業務の運行を確保するために常に局員を募集せねばならない苦労があったことを指摘している。また、退職者の55%は依願退職、30%は他局への転出によるものであった⁽³⁵⁾。山上郵便局における局員の異動状況を知り得る史料は残されていないが、山上郵便局と同じ滋賀県の石部郵便局（現在の滋賀県甲賀市、当時は三等郵便局）の明治年間における雇員の異動状況をみると、25人中14人が1年未満で退職している。また退職理由については、9人が「家事の都合」等による依願退職、11人が他局への転勤であり、牛窓局の例と同様に異動が頻繁であったことが分かる⁽³⁶⁾。

また、逓信業務の機関誌である『交通』においても、三等局職員から、「将来は郡衙所在地

29 郵便切手および収入印紙の配給局は監督局によって定められる。山上郵便局の場合、大阪逓信局規画課長より出された「規線第11832号通牒」（1927年9月21日）により、同年10月1日より、彦根局（特定三等郵便局）が配給局に定められたことが記録に残っている（「大正拾四年 例規之綴」、山上郵便局資料、9000-15-47）。

30 無集配三等郵便局や切手類売捌所は、受け持ちの集配三等局から、郵便切手類を1000分の30、収入印紙を1000分の25の割引歩合にて買い受けしていた。

31 直鯉「三等局の郵便切手類買受制度の改正を望む」（『交通』第373号、1906年8月）、2～3頁。

32 「近江国山上郵便局通信事務概要表 明治四十二年度」（前掲註16）。

33 「大正十四年度統計資料調査表」（山上郵便局資料、9000-15-30）。

34 「座談会 特定郵便局の果たしてきた役割と将来」（『全特』№479、1993年11月）、7頁。

35 野上敏夫、（前掲註4）230頁。

36 「身分ニ関スル書類」第壹号、第貳号、第参号（石部郵便局資料、8905-17～19、郵政資料館所蔵）。

若や枢要の地の三等局を特定局に改定せらるゝことなきや」(東北の雇)⁽³⁷⁾と三等局の特定三等局への昇格を期待する声や、「通信官吏練習所へは三等局からすぐ入学する訳には行きませんか」(越中東端の一局員)⁽³⁸⁾、あるいは「小生は無集配三等局事務員ですが何年くらい勤続したら文官普通試験委員の詮考を経て通信官署の判任文官に任用さるゝや」(茨木、郵務生)⁽³⁹⁾、「小生は山郷の三等局に奉職する一少年ですが将来通信官吏として斯業に奮励せんとす、通信官吏練習所へは中学卒業生でなければ入学できませんか」(SS生)⁽⁴⁰⁾など、特定三等局以上の大規模局への勤務や通信官吏への昇進を志望する旨の投書が寄せられている。

さらには、1936年10月中旬より約1ヶ月間、青森県のN郵便局において局長と5名の「傭人」(集配人・逓送人ら)が待遇問題(服務加重や低賃金)をめぐる争議が起こり、その結果「傭人」3名が辞職するなど、三等局内における労使間の争議にまで拡大した事例も見られた⁽⁴¹⁾。

三等局長たちも、このような職員の「三等局離れ」の実態を無視していたわけではない。例えば、1913年5月に開催された第10回近江国三等局長協議会において、通信大臣元田肇に建議書が提出されているが、その3項目目に、「三等局傭人ニ対スル給料支給額ハ殆ド實際ノ給与ヲ充スニ足ラザルヲ以テ適切ナル改善方法ヲ講ゼラレンコトヲ望ム」とあり、県下三等局員の待遇改善を訴えている。その理由を、「逐年諸物価ノ騰貴ニ伴ヒ民間労働者賃金ハ往年ニ比シ約五割以上増加セルニ不拘、独リ三等局傭人ノ支給ハ旧来ノ儘据置カル、ニ依リ、身体壮健忠実勤勉ナルモノハ全然他業ニ転ズルノ止ムナキニ至リ、最早適當ナル傭人ヲ得ザルニ至レル故ナリ」⁽⁴²⁾としている。

通信省(政府)側の反応は、同協議会における当時の大阪通信管理局長・坂野鉄次郎の訓示演説から見て取れる。「今日ノ我が事業ニ於テ行政整理ヲ為スニ方リ、種々整理ガ有ラウガ而モ経費ノ節減ヲ為ス行政整理ガ出来ルカ否ヤ…(中略)…吾ガ見タル状況ニ拠レハ種々制度ノ整理スベキコトガアルデアリマシヨ、只多大ノ経費ヲ節スルコトハ余程困難デアリマス、既ニ諸君ノ三等局ノ経営ガ至難デアルト云フコトハ充分本省当局ヲ始メ我々モ察シテ居ル処デアリマス、上ニ尚此際経費ノ節減ニ仍ル整理ヲサレルノdealカラ、本省及ビ我々並ニ諸君ハ共ニ一大決心ヲ以テ之ヲ実施シ、天下公衆ニ向ツテ迷惑ヲ感ゼシメサル様ニセネバナラヌノデアリマスカ実ニ此レハ困難deal、從テ本省ニ於テモ種々ナル方面ニ向ツテ考慮ヲ廻ラシ苦心サレ、或ハ二等局ヲ特定三等局ニ下ゲ、或ハ市内ノ無集配局ヲ減ズル様ナ計画モアリマシタカ、此ノ如キ公衆ニ不便ヲ感ゼシメルト云フ整理ハ甚ダヨロシクナイ、夫レ程迄ニシナクモ整理ヲスル途ハアルダロウト云フコトニナツタ、從テ如何ニ本省カ苦心シツツアルカハ察スルニ余リアル次第デス」とあり、さらに「今日ト雖モ決シテ諸君ノ処ノ経営ガ容易テナイ困難ナル上ニ物品モ査定ヲ加ヘ充分ノ給与ヲシテナイ、尚此上ヲ儉約スル事ハ非常ニ苦痛dealノデ萬々御察シスルカ、今少シク考ヘラレタナラハ、其結果ハ累々トシテ必要ナル設備ニ代ハルノデアリマス、要スルニ比較問題ヲ根拠トシ、必要ニ応ジ現状ヲ維持シテ公衆ニ迷惑ヲ掛ケナイト云ウ位デハ満足スル事カ出来ナイカラ、進ンデ公衆ニ利便ヲ与フル為メ、絞り出シテモ進運ニ伴フ設備ガシタイノdeal」⁽⁴³⁾とあり、三等局の窮状を重々察しながらも、打開策を講じることがで

37 『交通』第368号(1906年5月)、24～25頁。

38 『交通』第369号(1906年6月)、25頁。

39 『交通』第375号(1906年9月)、23頁。

40 『交通』第381号(1907年1月)、25頁。

41 「機密書類綴」(山上郵便局資料、9000-15-89)。

42 「協第83号」(1913年6月3日)(近江国三等局長協議会『近江国三等局長協議会決議録(第十回)』1913年5月)、15頁。

43 『近江国三等局長協議会決議録(第十回)』(前掲註42)2～4頁。

きないでいる苦しい思いが坂野の演説から伝わってくる。

また、三等郵便局制度の見直しについて、国の財政を握る大蔵省から理解を得られなかったことも待遇改善を遅らせる一因となった。小池善次郎が編纂した『特定局大鑑』によると、「大蔵省に対する予算関係で、経理当局が三等局に関する説明で苦勞していたのは昔から聞いた話で、『三等局長には弾力性があるから後廻しにせよ』とか、『その位の事業増進は渡切費で賄えよう』とか辛辣なる査定眼をもつた大蔵当局から逆襲され、ついに取りるべき予算が取れぬ。斯ういうのが累積して重大なる結果を持来す」⁽⁴⁴⁾とある。これは、三等郵便局が持つ経済性、利便性を逆手にとった論理の展開といえよう。

さらに、通信省当局の取った施策も三等郵便局の待遇を低下させた。表5は、1905～1933年における1局当り事務員および集配人人数の推移を等級別（特定三等局以上と普通三等局）に分けて示したものである。この期間に、特定三等局以上の局数は、184から359へと倍増した。一方、集配三等郵便局はもともと局数合計の9割を占めるほどその数は膨大であるが、同時期に4,071から5,022と、さらに951局増加している。無集配三等郵便局を合わせれば、この時期3,066局もの普通三等郵便局が増加したことになる。以上、局数の趨勢を踏まえた上で表5をみていこう。事務員の人員数は、増加率の上では特定三等局以上の場合が1.70倍、普通集配三等郵便局の場合が1.67倍と大差はないが、増員数自体を見ると、特定三等局以上では平均22人増加したのに対し、普通集配三等郵便局では2人程度しか増員していないことになる。また、集配人の場合は、特定三等局以上で1.57倍（約20人）増員したのに対し、普通集配三等郵便局では1.35倍（1.5人）増員と、増加率、増員数ともに事務員に比べて両者の間でさらに差が生じている。

この時期に見られる大規模局に変更した局員の拡充は、「三等局の為に得た少しの予算や定員などがあっても、之を焼石に水的に（膨大な数の普通三等郵便局に一筆者）バラ撒くよりも、重点的に普通局（一等、二等、特定三等局以上の大規模局一筆者）に廻した方が効果的であるという見方、寧ろ必要からその方に傾く」⁽⁴⁵⁾という通信省の施策（「重点主義」と呼ばれる）の影響による。すなわち、三等郵便局は、国家財政の支援を得られないばかりか通信省の「重点主義」政策により経費を吸い取られることによって、ますます苦境に立たされることになったのである。

5 むすびにかえて

本稿では、山上郵便局の事例を中心に、渡切経費施行初期の明治末年、および大正末～昭和初期における三等郵便局の経営実態をみてきた。

明治末期における渡切経費は銭単位まで厳密に査定され、月単位では一時赤字を出すことがあったとしても、年度末にはほぼ収支は均衡するよう調整して交付されていた。しかしながら時代を下ると、渡切経費に関する査定の適正性が薄れ、年度によっては、大幅な赤字もしくは黒字を計上することもあった。また、局経営の安定のため、受け入れた渡切経費の経費配分が局長の裁量によって変更された実態も見られた。そして、この時期一貫して、局員の給料は、他の公務員の月給と比較してもかなり低く抑えられていたことが明らかになった。

さらに、大正期以降は簡易保険業務にも渡切経費が支給されるようになり、当時の郵便・保険2部門の渡切経費の収支を合計すると、かなりの有余金が局長の手もとに残ったと思われる

44 小池善次郎編、(前掲註2) 50頁。

45 同上書、50～51頁。

年度	1局当り事務員人数			1局当り集配人数	
	特定三等局以上	普通（集配）三等局	無集配三等局	特定三等局以上	普通（集配）三等局
1905	31.4	3.4	—	35.3	4.2
1906	27.5	3.3	—	30.6	4.2
1907	28.1	3.4	—	31.7	4.3
1908	28.7	3.7	—	31.8	4.4
1909	27.0	3.8	—	31.1	4.3
1910	22.4	3.1	1.6	28.4	4.3
1911	22.3	3.1	1.6	27.3	4.5
1912	22.3	3.2	1.7	26.6	4.5
1913	24.6	3.2	1.7	28.8	4.4
1914	25.3	3.3	1.7	29.4	4.4
1915	25.4	3.4	1.7	30.3	4.5
1916	26.4	3.4	1.7	28.7	4.5
1917	27.9	3.4	1.9	28.7	4.5
1918	32.2	3.5	1.9	32.9	4.6
1919	38.6	4.0	1.9	33.9	4.8
1920	43.5	4.2	1.8	44.0	5.0
1921	47.4	4.3	2.1	47.4	5.2
1922	45.7	4.5	2.1	47.4	5.3
1923	45.1	4.5	2.1	47.8	5.4
1924	44.1	4.5	2.1	48.3	5.4
1925	46.1	4.7	2.2	51.3	5.5
1926	47.3	4.8	2.3	52.3	5.5
1927	49.8	5.1	2.3	55.3	5.4
1928	51.1	5.2	2.4	56.1	5.5
1929	54.8	5.4	2.4	57.6	5.5
1930	53.4	5.5	2.4	56.4	5.6
1931	49.9	5.5	2.5	53.1	5.6
1932	52.6	5.3	2.4	55.5	5.6
1933	53.5	5.7	2.4	55.6	5.7

（出所）『通信統計要覧』（明治38年度～昭和8年度版）より作成。

表5 明治後期～昭和初期における等級別郵便局1局当り事務員および集配人数の推移

が、その有余分を局員の待遇向上のために回せなかったのは、従来の郵便・電信業務の増加に加え、特設電話や簡易保険などの開始に伴い各局の取扱業務が多様化している中、局員の数的質的低下による業務上の過失および犯罪に備えるため、また、高額におよぶ切手類を買い受けるために、ある程度の資金を確保しておく必要があるからだと考えられる。

三等郵便局の渡切経費が切り詰められ、三等局員の待遇が悪化した要因は、景気の悪化だけでなく行政側の無策にもあった。財政を握る大蔵官僚からの理解が得られなかったことに加え、郵便局への設備・人員補強を特定三等局以上の大規模局のみ偏重するという逋信省当局の「重点主義」政策は三等郵便局の経営悪化にさらなる拍車をかける結果となった。

1925年7月に開催された第12回滋賀県三等局長会では、建議案の第3号として、逋信大臣安達謙藏に、「職務ニ忠実ナラシメ能率増進セシムルハ待遇方法ノ改善ヲ必要ト」し、三等局現

業員委員会の設立、雇員傭人給料を直轄経費とすること、雇員傭人に対し年功加俸制度を設けること、通信手は試験任用制度とし任用者には経費上十分の待遇をあたえることを要求した⁽⁴⁶⁾。三等郵便局の雇員職員の給料が渡切経費から外れ直轄経費となるのは1937年10月1日のことであり、この建議案が出されて実に12年もの歳月がかかることとなった。本稿では、渡切経費改正後の三等郵便局の経営状況の変化、および1934年の特別会計への移行との関連について検討することができなかった。これらの課題については別稿に譲ることにしたい。

(たはら けいすけ 大阪経済大学 日本経済史研究所 特別研究所員)

46 「滋第272号」(1925年7月16日)。滋賀県三等郵便局長会『滋賀県三等郵便局長会議事録(第拾貳回)』、(1925年7月)。

論文

高度成長期郵便貯金の発展とその要因

—郵便貯金増強メカニズムの形成をめぐって—

伊藤真利子

1 はじめに

わが国の郵便制度は、2003年4月1日、日本郵政公社に改組され、さらに2007年10月1日、民営化によって日本郵政株式会社となり、郵便貯金も株式会社ゆうちょ銀行として再出発することになった。しかし、2009年9月の政権交代によって、政府保有株式の売却による完全民営化については予断を許さない状況にある。郵便貯金民営化論については、これまで財政投融资の原資としての役割や、民間銀行との競合の問題等が議論されてきた。また、その議論の前提となる郵便貯金の歴史、とりわけ戦後郵便貯金の発展とその要因については、政策論争や時論などで一般的に述べられることはあっても、歴史分析として十分検討がなされてきたとは言い難い。そこで本稿では、従来一本調子で伸び続けてきたとされる高度成長期の郵便貯金の発展要因について、当該期における景気循環の動向や金融・財政政策との葛藤、さらにこれまで注目されてこなかった証券市場の展開過程にも目配りしながら再検証を試みる。行論において明示するように、この時期こそが、それ以降の郵便貯金の特徴であるとされる増強メカニズムが整えられ、定着していく時期であるにもかかわらず、これまで必ずしもそのことが明らかにされてこなかったと考えるからである。

郵便貯金の歴史について先行研究を簡単に紐解くと、その設立趣旨は近代的金融機関が全国的に未発達な状況のもと、国民に簡易かつ確実な少額貯蓄手段を提供し、わが国の所得下層に貯蓄を生み出すことにあった⁽¹⁾。戦前の郵便貯金の資金性格について、杉浦勢之「大衆的零細貯蓄機関としての郵便貯金の成立」では、①需要調整による国際収支政策の一環という同時期の政策的要請に規定されつつ、②大蔵省預金部を通じ、政策的な資金配分にも活用されたことが明らかにされている⁽²⁾。さらに、杉浦勢之「金融危機下の郵便貯金」では、両大戦間の金融不安定性を機に、郵便貯金は③民間金融機関で担うことの出来ない安全な資産としての役割が再認識され、その公的役割が金融資産としての面からも定着していったとされる⁽³⁾。

しかし、占領政策の過程で戦前・戦時の政策金融機関は、財政投融资に再編成され、荒廃した国内インフラの復興、ついで産業基盤の整備を第一課題とし、日本経済の供給の不足に対応する拡大が目指された。これに対し、戦後の郵便貯金は、郵便貯金法第1条により「簡易で確実な手段としてあまねく公平に利用させることによって、国民の経済生活の安定を図り、その

- 1 明治23年5月28日付閣議請議「郵便貯金条例制定ノ件」中「理由書」の「第一」では、「元来郵便貯金ノ事タル細民ニ貯金ヲ奨励シテ之ヲ保護スル目的ヲ以テ設ケタルモノニシテ決シテ富民巨額ノ貯金ヲ預カル為メニ設ケタルモノニアラス」としている。郵政省編『郵政百年史資料 第5巻』（吉川弘文館、1970年）、48頁。
- 2 杉浦勢之「大衆的零細貯蓄機関としての郵便貯金の成立」（『社会経済史学』第52巻第4号、1986年）。
- 3 杉浦勢之「金融危機下の郵便貯金」（石井寛治・杉山和雄編『金融危機と地方銀行』東京大学出版会、2001年）。

福祉を増進する」ことが目的とされ、量的拡大とともに②の戦後的展開である「第二の予算」＝財政投融资の原資として、戦後復興および成長の政策的な重点的資金配分のための機構の一環に再定置されるようになっていった。さらにその過程において、戦前の度重なる金融恐慌および世界大恐慌の経験から、郵便貯金のみならず銀行も、公的役割を担うものであるとの認識が広く国民に共有され、金融行政における護送船団方式が定着していくことで、戦前の郵便貯金が有していた③の安全な資産としての意義は徐々に弱まっていったとされる⁽⁴⁾。しかしこの点は、金融資産選択の問題として、銀行との関係ではなく、1965年の証券恐慌との関係で再考する余地が残されているように思われる。

高度成長期の郵便貯金は、財投原資を供給する一方で民間金融機関と競合・補完しあいながら、戦前に開発された定額貯金を梃子として著しい発展をみることになる。周知のごとく郵便貯金は、1970年代より民間銀行との競合が論じられるようになり、80年代になると財政投融资の肥大化とのかかわりから、その趨勢的増加が批判されるようになっていった。従来の研究においては、この間の郵便貯金の急速な拡大が公的金融に様々な悪影響を及ぼすとともに、その規模や定額貯金の商品性をめぐって、銀行から「民業圧迫」との批判を受ける根拠となった点が強調されている。本稿は、それらの論争の前提になったと考えられる、郵便貯金の増強メカニズムの形成過程を探ることによって、郵政民営化の歴史的な位置づけを行うための一助とすることを課題としている。

② 高度成長と郵便貯金の概観

日本経済は、1955年から70年代初頭にかけて、年平均成長率が10%を超える高度成長を経験した。その前半は、投資主導の成長ではあったが、経済成長にともなう雇用の拡大と個人所得の増大を背景として、家計最終消費は安定的に増加を続け、家計の貯蓄率は60年代を通じて平均約15%で推移した。このような貯蓄を基礎に、企業の積極的な設備投資が進められ、国内需要の急増が景気の力強い牽引力となり、「投資が投資を呼ぶ」という経済成長を生み出した⁽⁵⁾。しかしそれは一本調子のものではなく、物価上昇と輸入急増をともなう景気の過熱→国際収支の赤字→外貨準備の減少→日本銀行の金融引締め→市中金融の引き締め→景気のV字型回復といった景気変動のパターンを描き、限られた国内資源が設備投資に振り向けられる一方、消費の節約と貯蓄の増強によって消費財需要が相対的に抑制された⁽⁶⁾。このような国民所得の増大を背景とした、高度成長期全般の高い家計貯蓄率の持続は、郵便貯金事業に飛躍的な拡大の機会をもたらすこととなった。

高度成長期の郵便貯金の概観を、まず政策面からみれば、高度成長の幕開けとなった1955年、郵便貯金事業は創業80周年を迎えた。この年を記念して、年度当初から「郵便貯金創業80周年記念増強運動」と呼称した郵便貯金の推進が図られたものの、その成果は不振を極めた。このことから、郵便貯金増強のための施策として、資金運用部の郵貯資金の運用面における地方還元状況などを周知徹底させ、貯蓄奨励を進める目的で、郵政省（松田竹千代大臣）・大蔵省（一万田尚登大臣）・自治三省庁（川島正次郎大臣）の3者間で郵便貯金増強の基本協定が締結され、新たに「国土建設郵便貯金特別増強運動」と銘打たれた第2次増強運動が展開されることになった。

4 寺西重郎『日本の経済システム』（岩波書店、2003年）、岡崎哲二・奥野正寛・植田和男・石井晋・堀宜昭編『戦後日本の資金配分』（東京大学出版会、2002年）など。

5 経済企画庁『昭和36年度 経済白書』（大蔵省印刷局、1961年）295頁。

6 香西泰『高度成長の時代』（日本評論社、1981年）、119頁。

年度	年度末残高（対前年比）								構 成 比				寄 与 率			
	郵貯 合計	対前 年比	通常	対前 年比	定額	対前 年比	積立	定期	通常	定額	積立	定期	通常	定額	積立	定期
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	億円	%	%	%	%	%	%	%	%
1955	5,383	(18.3)	2,642	(12.9)	2,228	(26.7)	512	—	49.1	41.4	9.5	—	36.2	56.4	7.2	—
56	6,569	(22.0)	3,098	(17.3)	2,908	(30.5)	563	—	47.2	44.3	8.6	—	38.4	57.3	4.3	—
57	7,567	(15.2)	3,346	(8.0)	3,555	(22.2)	665	—	44.2	47.0	8.8	—	24.8	64.8	10.2	—
58	8,538	(12.8)	3,618	(8.1)	4,206	(18.3)	714	—	42.4	49.3	8.4	—	28.0	67.0	5.0	—
59	9,867	(15.6)	4,081	(12.8)	5,037	(19.7)	749	—	41.4	51.0	7.6	—	34.8	62.5	2.6	—
60	11,231	(13.8)	4,584	(12.3)	5,809	(15.3)	839	—	40.8	51.7	7.5	—	36.9	56.6	6.6	—
61	13,106	(16.7)	5,535	(20.8)	6,636	(14.2)	927	8	42.2	50.6	7.1	0.1	50.7	44.1	4.7	—
62	15,393	(17.5)	6,362	(14.9)	7,929	(19.5)	1,090	11	41.3	51.5	7.1	0.1	36.2	56.5	7.1	0.1
63	18,374	(19.4)	7,380	(16.0)	9,710	(22.5)	1,269	14	40.2	52.8	6.9	0.1	34.1	59.7	6.0	0.1
64	22,297	(21.4)	8,591	(16.4)	12,239	(26.0)	1,450	18	38.5	54.9	6.5	0.1	30.9	64.5	4.6	0.1
65	27,025	(21.2)	9,765	(13.7)	15,569	(27.2)	1,669	23	36.1	57.6	6.2	0.1	24.8	70.4	4.6	0.1
66	33,099	(22.5)	11,219	(14.9)	19,958	(28.2)	1,895	27	33.9	60.3	5.7	0.1	23.9	72.3	3.7	0.1
67	41,093	(24.2)	13,062	(16.4)	25,816	(29.4)	2,181	34	31.8	62.8	5.3	0.1	23.1	73.3	3.6	0.1
68	51,027	(24.2)	15,303	(17.2)	33,192	(28.6)	2,492	40	30.0	65.0	4.9	0.1	22.6	74.3	3.1	0.1
69	63,165	(23.8)	17,960	(17.4)	42,477	(28.0)	2,687	42	28.4	67.2	4.3	0.1	21.9	76.5	1.6	0.0
70	77,439	(22.6)	20,140	(12.1)	54,338	(27.9)	2,909	52	26.0	70.2	3.8	0.1	15.3	83.1	1.6	0.1
71	96,541	(24.7)	23,006	(14.2)	70,442	(29.6)	3,019	72	23.8	73.0	3.1	0.1	15.0	84.3	0.6	0.1
72	122,932	(27.3)	26,798	(16.5)	92,792	(31.7)	3,217	110	21.8	75.5	2.6	0.1	14.4	84.7	0.8	0.1
73	153,765	(25.1)	30,940	(15.5)	117,758	(26.9)	3,482	1,531	20.1	76.6	2.3	1.0	13.4	81.0	0.9	4.6
74	194,311	(26.4)	36,990	(19.6)	152,726	(29.7)	3,949	521	19.0	78.6	2.0	0.3	14.9	86.2	1.2	-2.5

〔出所〕 郵政省『郵政統計年報 為替貯金編』各年度より作成。

表 1 種類別郵便貯金の概観

た。この運動では、「郵便貯金で国土の建設」をスローガンとして、広範かつ組織的な郵便貯金増強運動が強力に展開された。その結果、11月末に郵貯残高が5,000億円に達し、前年同期の実績を超える伸長を示した。これを受け、第3次増強運動として「郵便貯金5千億円突破記念増強運動」が実施されることになった⁽⁷⁾。以上にみられるように、この時期における郵便貯金の増強政策は、貯蓄奨励運動および預金部資金の地方還元によるその誘導という戦前型を超えるものではなかった。ただしこのとき以降、高度成長期を通じ、郵便貯金の資金は成長政策の重要な梃子の一つとされる財政投融资の主要原資として、民生、とりわけ住宅・生活環境整備、道路・運輸通信等社会資本の充実など、高度成長を支えるインフラ整備、地域開発の大きな柱として位置づけられ、変わることがなかったという点で、この3省協定は大きな意味を持つものであったと言えよう⁽⁸⁾。

このような政策的支援のもとで、郵便貯金はどのような発展をみたのであろうか、次にその点を確認しておこう。高度成長期の郵便貯金について、表1でその発展過程をみると、年度末残高は、1958年のなべ底不況によってやや伸びなやんだ停滞期を除き、60年以後、一貫して増加し続けた。55年度に5,000億円台であった郵貯合計の年度末残高は、74年度末には約19兆5,000億円と加速的に増加した。55年度から74年度にかけて、GNPが約16倍に伸びたのに比べ、郵便貯金残高は約36倍の伸びを示しており、増加率の伸びを5年ごとの平均でみると、55～59年度は16.8%、60～64年度は17.7%であったのに対し、65～69年度は23.2%、70～74年

7 以上、郵政大臣官房史料編集室『続通信事業史 第7巻』（郵政省、1963年）233～238頁。「基本協定」が結ばれた際、全国地方銀行協会および全国農業協同組合中央会からは「このような協定は民業圧迫である」との理由から要望書が提出されたが、これに対して別段の措置はとられなかった。その後、「国土建設郵便貯金特別増強運動」は、郵便貯金の増強運動のなかで名称が改めながら展開されていった。

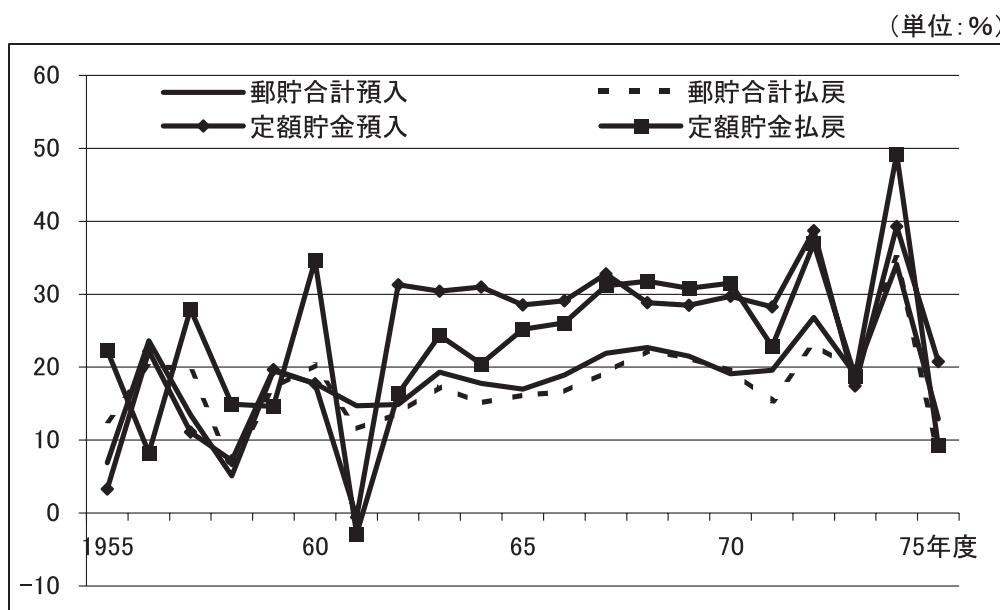
8 郵政省貯金局監修『為替貯金事業百年史』（郵便貯金振興会、1978年）580頁。

度は25.2%という目覚ましい発展を続けた。

これを郵便貯金種別の構成比変化でみると、戦争直後においては、通常貯金が全体の75%以上を占めていたのに対し、1950年代以降その構成比の割合が年々低下し、65年度36.1%、70年度26.0%、74年度には19.0%まで低下した。これに代わるように定額貯金の構成比が高まり、57年度に通常貯金の構成比割合を抜き、59年度には50%を超え、61年度以降も一貫してその割合を高めている。これを定額貯金の郵貯全体の増加率に対する寄与率でみると、50年度から64年度までは40~60%代で不安定に推移しているものの、65年度には70%に達し、その後は75年度の約90%まで一貫して上昇している。高度成長期を通じて郵便貯金の中心が通常貯金から定額貯金に移行していき、とりわけ高度成長期後半になると、定額貯金の非常に大きな増加率が郵便貯金全体の伸びを牽引し、その趨勢的増加を規定するようになっていったことがわかる。

この限りでは、高度成長期に郵便貯金は種別の構成変化を含みつつも趨勢的に伸び続けたということになりそうである。しかし、図1より郵貯合計および定額貯金の預払フローの対前年増加率の推移をみると、事態はもう少し複雑であった。まず郵貯合計は、1960年度以前および72年度の石油危機時に増加率が大きく変動しているのに対し、62年度から70年度までの変動幅は比較的緩やかに推移し、非弾力的な高まりがみられる。とりわけ60年代後半には、預入増加率が趨勢的に払戻増加率を上回るようになっている。定額貯金の動向をみると、56~61年度に残高の伸びが落ち、預払の振幅が極めて激しかったことがみてとれる。これは、後述する同時期の証券ブームおよび預貯金金利の改定の影響を受けたものと考えられる。周知のごとく、「銀行よ さようなら、証券よ こんにちは」と言われた証券ブームの影響により、60年代初頭には預貯金から証券への資金のシフトが起き、銀行だけでなく郵便貯金においても定額貯金の伸びの著しい鈍化がみられる。これは一見単調に発展し続けたようにみえる高度成長期の郵便貯金が、60年代前半に特異な時期を経て、飛躍的な増大の時期に繋がっていったことを示唆するものであろう。

郵便貯金の著しい伸びの中心となった定額貯金は、最長10年間の預入期間に応じて、預入時の利率が半年複利で元加されるという高い利回りが保証されるとともに、据置期間を過ぎれば随時払戻しができるという流動性を備え、さらに貯金払戻時には預入日に遡って最高利率が適



〔出所〕 表1に同じ。

図1 郵便貯金および定額貯金 対前年比の推移

用されるという有利な商品性をもった長期貯蓄型の商品である。このような特異な性格を有する定額貯金制度は、1941年に戦時経済への対応のため国民貯蓄の増強が要請されたことから、長期性預貯金の吸収を図るとともに、取扱上手続きの簡素化や用紙類などの節約を図ることを目的として創設された。創設当初の定額貯金は、一定の据置期間を定め、小口に設定される一定金額を一時に預入し、分割払い戻しをしないことが条件とされた。制度施行後、利息や据置期間、預入金額等について数回にわたる改正が行われたものの、預入期間が長期となるにしたがい高率を適用して長期性の貯金を優遇するとともに、簡素な取扱により事業の運営を合理化するという特色を持ち、その後もその特色は貫かれた⁽⁹⁾。

しかし、戦後の激しいインフレのもとにおいては、定額貯金の特徴である長期貯蓄型の商品性は魅力の乏しいものであった。このことから、旧法から切り替えられた1947年の新郵便貯金法に基づき、49年6月に据置期間が1年から6ヶ月に短縮され、その増強が図られた⁽¹⁰⁾。これによって、定額貯金は預入6ヶ月後になると流動性が備えられるとともに、最長10年の預入期間に応じて、預入時の固定金利が半年複利で元加されるようになり、さらに52年には6ヶ月未満でも有利な条件で解約できる中途解約金利が設定された⁽¹¹⁾。預入期間が短期の場合は不利になるが、預入期間が長期となる場合には適用利率が高率となるよう有利に設定されていたにもかかわらず、前述のとおり、インフレが進行した戦後しばらくの間、郵便貯金に占める比重はさして大きくなかった。まだ長期性の貯金に所得を振り向けるだけの余裕が、国民全般になかったことも理由として挙げられよう。その定額貯金が高度成長期になって急速に郵便貯金の大宗を占めるようになった主な要因としては、論点先取的になるが、次の3点を挙げることができる。①高度経済成長を通じて所得上昇が生じ、家計金融資産が徐々に蓄積されるという市場要因と、②池田内閣の高度成長政策における低金利政策により、預貯金金利が低めに抑えられていたという政策要因が重なり、家計貯蓄が少しでも利回りのよい定額貯金へシフトしたこと。さらに、その背景として、③郵便局が毎年相当数新設され、店舗網において預貯金の吸収に有利な地位を占めていたという制度的要因が働いていたことなどである。これら各要因について、それぞれ詳しくみていこう。

③ 郵便貯金増強メカニズムの形成過程

(1) 市場要因

高度成長によって、日本経済の規模は飛躍的に拡大した。前半は投資主導の成長であったが、雇用の増加によってそれを追うように家計の所得水準が上昇し、1950年代の後半を通じ、金融資産が急増した。表2にみられるとおり、55年度に約5兆円であった家計金融資産残高は、およそ4～5年毎に倍増し、64年度には26.6兆円、74年度には142.9兆円と飛躍的に増加した。その内訳をみると、前半には預貯金から証券へと資金がシフトする傾向が見出され、金融資産の多様化が検出される。55年度から64年度にかけて現金通貨性預金の比重が著しく低下する一方、50年代後半から60年代初めにかけて急増した家計金融資産は、有価証券投資の飛躍的な高まりとなって現れた。これは、所得の上昇と貯蓄の増大によって、金融資産に対するニーズが多様

9 以上、前掲『統通信事業史 第7巻』、67頁。通信省令第84号をもって「定額郵便貯金規則」は1941年に制定され、同年10月1日に施行された。

10 前掲『為替貯金事業百年史』、347頁。

11 戸原つね子『公的金融の改革』（農林統計協会、2001年）17頁。銀行預貯金金利は、臨時金利調整法によって機関別、種類別に統制されていたのに対し、郵便貯金は郵政省自身による金利や商品性の変更が可能であった。

(単位：百億円、%)

年度	合 計	現金通貨性 預 金	定期性預金	信託・保険	株 式	投資信託	国債・金融債	そ の 他
1955	504 (100)	128 (25.4)	226 (44.8)	61 (12.1)	59 (11.8)	5 (1.0)	969 (1.9)	2 (3.0)
56	621 (100)	152 (24.5)	278 (44.8)	75 (12.1)	80 (12.9)	7 (1.1)	920 (1.5)	3 (3.1)
57	737 (100)	153 (20.8)	339 (46.0)	94 (12.7)	94 (12.8)	14 (1.9)	1,026 (1.4)	6 (4.5)
58	879 (100)	170 (19.3)	409 (46.5)	123 (14.0)	106 (12.1)	20 (2.3)	1,723 (2.0)	6 (3.8)
59	1,062 (100)	201 (19.0)	488 (46.0)	157 (14.8)	124 (11.7)	32 (3.0)	2,216 (2.1)	7 (3.5)
60	1,306 (100)	249 (19.1)	587 (44.9)	197 (15.1)	143 (11.0)	76 (5.8)	2,704 (2.1)	13 (2.1)
61	1,559 (100)	288 (18.5)	682 (43.8)	244 (15.7)	191 (12.3)	106 (6.8)	2,663 (1.7)	13 (1.3)
62	1,889 (100)	338 (17.9)	796 (42.1)	301 (15.9)	222 (11.8)	118 (6.2)	3,520 (1.9)	13 (4.2)
63	2,217 (100)	392 (17.7)	940 (42.4)	367 (16.6)	285 (12.9)	126 (5.7)	4,443 (2.0)	23 (2.8)
64	2,661 (100)	458 (17.2)	1,128 (42.4)	442 (16.6)	322 (12.1)	122 (4.6)	6,452 (2.4)	31 (4.7)
65	3,047 (100)	534 (17.5)	1,350 (44.3)	535 (17.5)	332 (10.9)	103 (3.4)	8,975 (2.9)	43 (3.4)
66	3,582 (100)	624 (17.4)	1,617 (45.1)	655 (18.3)	340 (9.5)	92 (2.6)	13,193 (3.7)	54 (3.4)
67	4,247 (100)	725 (17.1)	1,935 (45.6)	786 (18.5)	354 (8.3)	85 (2.0)	16,009 (3.8)	72 (4.8)
68	4,994 (100)	851 (17.1)	2,309 (46.2)	948 (19.0)	375 (7.5)	84 (1.7)	19,964 (4.0)	92 (4.5)
69	5,931 (100)	1,039 (17.5)	2,773 (46.8)	1,142 (19.3)	397 (6.7)	104 (1.8)	23,764 (4.0)	111 (4.0)
70	6,996 (100)	1,202 (17.2)	3,280 (46.9)	1,369 (19.6)	446 (6.4)	127 (1.8)	27,972 (4.0)	142 (4.2)
71	8,279 (100)	1,439 (17.4)	3,909 (47.2)	1,652 (19.9)	450 (5.4)	154 (1.9)	37,944 (4.6)	182 (3.6)
72	10,226 (100)	1,899 (18.6)	4,910 (48.0)	1,977 (19.3)	433 (4.2)	182 (1.8)	48,163 (4.7)	219 (3.4)
73	11,997 (100)	2,207 (18.4)	5,967 (49.7)	2,346 (19.6)	452 (3.8)	224 (1.9)	52,378 (4.4)	277 (2.3)
74	14,296 (100)	2,535 (17.7)	7,219 (50.5)	2,775 (19.4)	483 (3.4)	270 (1.9)	61,731 (4.3)	325 (2.8)

(注) () 内の数値は家計金融資産残高の合計に占める構成比 (%) である。

〔出所〕日本銀行調査局『資金循環勘定』より作成。

表2 家計金融資産残高の推移

化し、収益性、確実性、流動性の変化に対して敏感な反応を示すようになったことの表れであり、預貯金の増加によって資産保有の長期化、安全性から収益性への貯蓄動機の変化が生じていたことを表している⁽¹²⁾。

一般的に高度成長期の金融は、間接金融優位の体制であったとされるが、少なくともその前半には、間接金融から直接金融への動きが検出され、とりわけ投資信託を中心とした証券投資の著しい高まりによってそれらの傾向が加速されていたわけである。家計金融資産残高に占める投資信託の構成比は、1955年度の1.0%から59年度には3.0%へ、さらに61年度には6.8%へと飛躍的に拡大したが、これをピークとして減少に転じ、65年のいわゆる証券恐慌を機に大きく減退している。景気の好・不況にともなう企業の資金需要の多寡によってムラがあったものの、61年1月に発足した公社債投信と株式投信の飛躍的な伸長が証券大衆化の進捗度に拍車をかけた⁽¹³⁾。特に公社債投資信託は、実質的に元本保証つきであり、応募者予想利回りが1年もの定期預金よりも1%以上高いうえ解約自由で、解約時には応募者予想利回りに基づく理論価格での買い取りが約束されるというかたちで流動性が付与された商品であった⁽¹⁴⁾。大部分を株式で運用する従来の投資信託に対し、主に公社債を中心とした運用がなされる公社債投資信託は手堅さと手軽さを兼ね備えていたことから、投信ブームを引き起こし、それがまた株式市場に跳ね返り、株価の高騰要因となって、株式投資信託の人気を高めるというサイクルが株価高騰を

12 東京証券取引所『東京証券取引所50年史』（東京証券取引所、2002年）245頁。

13 大蔵省銀行局『銀行局金融年報 昭和47年度版』（金融財政事情研究会、1973年）68頁。

14 前掲『東京証券取引所50年史』、262頁。大蔵省財政史室編『昭和財政史 昭和27～48年度 金融(2)』（東洋経済新報社、1991年）589～590頁にも詳しい。

	公社債投信設定			貯蓄性預金			定額貯金			対前月比		
	設定額	解約額	純増減	受 入	払 戻	純増減	預 入	払 戻	純増減	投信設定額	預金受入	定額預入
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%
61/ 1	460	—	460	4,506	4,205	301	1,858	1,290	568	—	-31.1	-35.2
61/ 2	340	—	340	5,103	4,330	773	1,565	1,816	-251	-26.1	13.2	-15.8
61/ 3	303	—	303	10,296	8,576	1,720	3,147	2,772	375	-11.0	101.8	101.1
61/ 4	208	—	208	4,289	4,296	-7	1,271	1,594	-324	-31.5	-58.3	-59.6
61/ 5	220	—	220	4,665	4,409	256	1,368	1,402	-34	6.2	8.8	7.6
61/ 6	188	76	112	5,304	4,780	524	1,493	1,252	240	-14.9	13.7	9.1
61/ 7	167	105	62	5,056	4,711	345	1,820	1,270	551	-10.9	-4.7	21.9
61/ 8	176	150	26	5,215	4,682	533	1,503	1,313	190	5.1	3.1	-17.4
61/ 9	146	245	-99	6,556	5,679	877	1,382	1,318	65	-17.1	25.7	-8.1
61/10	146	95	51	5,273	4,993	280	1,746	1,317	429	0.5	-19.6	26.3
61/11	103	75	28	4,940	4,531	409	1,569	1,265	304	-29.4	-6.3	-10.1
61/12	65	138	-73	7,301	6,156	1,145	3,483	1,527	1,957	-37.0	47.8	122.0

〔出所〕 東京証券取引所『東京証券取引所50年史』262頁、日本銀行統計局『経済統計月報』、郵政省貯金局『郵便貯金参考統計』67頁より作成。

表3 公社債投信、貯蓄性預金、定額貯金の月別推移

演出することになり、株式市場の規模を急速に拡大させた⁽¹⁵⁾。

表3は、1961年の公社債投信および貯蓄性預金（公金、金融機関預金を除く）、定額貯金の動きを月別に表したものである。これにみられるとおり、証券会社の過熱した募集競争のなかで公社債投信が売り出され、1月の純増額は460億円と貯蓄性預金を上回った。流動性と高利回りの商品性を兼ね備える公社債投資信託は、発売開始後3ヶ月で設定額が1,000億円を超える極めて華々しい出足を記録した⁽¹⁶⁾。証券ブームのなかで、流動性の高い1口5千円や1万円という小口の投資信託が預貯金者層の人気を集めると、定額貯金から投資信託に乗り換える動きが現れ、定額貯金預入の伸び率は著しく鈍化した⁽¹⁷⁾。しかし、4月1日から預貯金金利など金利全般の引下げが決定したことから、3月には引下げ前の固定金利で高利の預金を作っておこうとするいわゆる「駆け込み預入」によって、貯蓄性預金受入および定額貯金預入が激増した⁽¹⁸⁾。4月には預貯金金利などの引下げと同時に公社債の発行条件も引下げられたため、公社債投信を含む3者の対前月比は大きく落ち込んだ⁽¹⁹⁾。5月以降、景気の行きすぎを調整する目的で日本銀行による金融引締め政策がとられ、その影響が徐々に浸透しだすと、公社債投信は陰りを見せ始め、6月の設定額は200億円を下回り、初の解約が生じた⁽²⁰⁾。さらに、国際収支改善のため7月22日に公定歩合が引上げられたことから、7月18日をピークとして下落に転じていた株価は、東京証券取引所開設以来の大幅下落を示し、公社債投信解約の動きは加速した⁽²¹⁾。9月には、日本銀行による公定歩合引上げ、預金準備率の引上げ、高率適用強化の実施など、いわゆるトロイカ方式による一連の本格的な金融引締め政策が講じられたため、公社債投信の解約ラッシュがピークをむかえることとなり、99億円の純減に転じたのである⁽²²⁾。

15 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史 第6巻』（日本銀行、1986年）131頁。

16 大蔵省銀行局『銀行局金融年報 昭和36年度版』（金融財政事情研究会、1962年）44頁。

17 郵政省編『郵政百年史』（吉川弘文館、1971年）876頁。

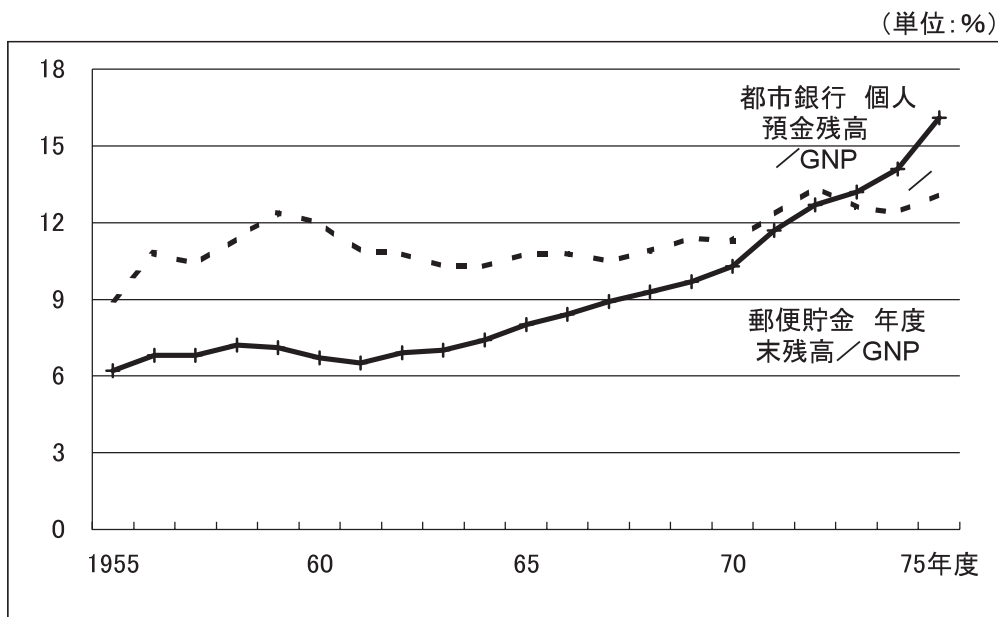
18 前掲『昭和財政史 昭和27-48年度 金融(2)』、591～592頁。

19 同上、590頁。

20 前掲『東京証券取引所50年史』、263頁。公社債投資信託募集をめぐる問題点については、経済企画庁『昭和37年度 経済白書』（大蔵省印刷局、1962年）でも詳しく指摘している。

21 同上、269頁。

22 前掲、『日本銀行百年史 第6巻』、126頁。



〔出所〕 日本銀行調査統計局『経済統計年報』、郵政省『郵政統計年報 為替貯金編』各年度より作成。

図2 郵便貯金および都市銀行 年度末残高対GNP比の推移

こうした1961年7月の株式大暴落による証券ブームの崩壊にともない、証券から預貯金への選好が回復していった⁽²³⁾。特に65年、それまでの証券不況がさらに証券恐慌の様相を呈することによって、この転換は決定的となった。このときの危機については、戦後証券金融の制度的欠陥により、証券金融の担保の中心であった金融債をめぐる、長期信用銀行の経営危機に発展する可能性が生じことに注目し、証券恐慌が金融危機へと繋がる可能性があったことが指摘されている⁽²⁴⁾。また、割引金融債は人為的な低金利政策の下で、安定的な産業資金を長期信用銀行に確保するため、政策的に個人に開かれていた安全有利な大衆貯蓄の手段であったから、この面でも証券の持つリスクが強く意識されるようになったと言えよう⁽²⁵⁾。65年の危機は、田中角栄大蔵大臣の果敢な決断による日銀特融によって切り抜けられ、その後の高度成長に繋がっていくことになるが、この危機を介し、65年度以降になると、高度成長期前半に見出された間接金融から直接金融への移行の動きは後退し、それまで投資信託を中心とする証券貯蓄に向けられていた小口の貯蓄性の資金は、比較的利殖性の高く、安全性が高い定期性を中心とする預貯金へ向けられるようになっていったのである⁽²⁶⁾。図2をみる限り、この証券ブームとその崩壊の影響は、従来「銀行対証券」という構図で語られてきた銀行よりも、むしろ郵便貯金のほうに大きかったと言えよう。55年から60年代初頭、都市銀行個人預金残高は景気の変動を受けつつ、ゆるやかに伸びているのに対し、郵便貯金年度末残高は停滞的で、景気循環の影響も明確ではない。しかし62年以降になると、郵貯残高は都市銀行個人預金残高に対し、相対的に伸び率を高めると同時に、構造的に増大する傾向を示しており、その伸び率の差は時を経て次第

23 前掲『為替貯金事業百年史』、585頁。

24 杉浦勢之「日本の経済成長と産業資金供給」（『ファイナンスとファンダメンタルズ』青山学院大学総合研究所経済研究センター研究叢書第11号、2002年）、182～184頁。

25 同上、152頁。

26 寺西重郎『日本の経済発展と金融』（岩波書店、1982年）では、1971年に預金保険制度が制定されるまで、銀行倒産があった場合の預金払戻が担保されておらず、銀行預金の払戻しは銀行の信頼に依存していたことから、制度上も確実な貯金手段であるとは必ずしも言い切れない面があったことを指摘している。

に大きくなっていった。さらに73年度には都市銀行個人預金残高の伸び率を凌駕するようになり、第一次石油危機後、都市銀行個人預金残高が低下傾向を示すのに対し、郵貯残高だけは一本調子で増加し続けていったのである。

以上みてきたように、60年代前半の投資信託の拡大の過程では、国民の金利選好が高まっていった半面、金融証券市場の不安定局面に際すると資産の安全性が選好されるようになっていった。このことから、郵便貯金のなかでも有利性と流動性を兼ね備えた定額貯金が再評価されることとなり、それ以降、飛躍的な増加を開始することになったのである。

(2) 政策要因

高度成長期には公定歩合が改定されることに関わりなく、預貯金金利は臨時金利調整法によって規制されており、この期において預貯金金利が改訂されたのは、1957年（引上げ）、61年（引下げ）、70年（引上げ）、71年（新設）のわずか4回に過ぎず、きわめて固定的に設定されていた。60年代は典型的な人為的低金利政策のもと、預貯金金利が据え置かれ続けた特殊な時期であった⁽²⁷⁾。また、定額貯金の制度創設以来、大蔵省は定額貯金の利率について通常貯金利率よりわずかに有利にしておけば足りると考えていたことから、郵便貯金金利の引上げについて消極的な姿勢を示していたため、銀行預金利率以上に硬直的であった⁽²⁸⁾。しかし、52年4月、民間金融機関の数次にわたる引上げによって生じた利率格差を是正するとともに、国民の貯蓄心を刺激して貯蓄増強を図ることで財政資金を確保し、郵貯事業自体の経営改善に資するため、戦後長らく据え置かれていた各種郵便貯金利率の大幅な引上げが行われた。その後、57年7月に民間金融機関の3ヶ月、6ヶ月もの定期預金の利率がそれぞれ0.3%、0.5%引上げられたため、格差が再度広がった。この是正のため、郵貯利子率の再引上げが要請されたが、その折衝の際、郵政省案では民間金融機関と同等の水準とする大幅な引上げ利率が提示されたものの、結果的に大蔵省案に基づく利率に決定し、同年12月に預入2年以下の貯金の利上げが実施された⁽²⁹⁾。

郵便貯金と銀行の利率の変遷について表4でみると、通常貯金の利率は銀行普通預金より有利に設定されており、55年には181:100であったところ、55年の普通預金の利上げによって155:100と格差がやや縮小し、さらに61年の利下げによって164:100となった。一方、定額貯金と銀行定期預金の1年ものの利率を比べれば、定期預金利率が大きく上回って有利に設定されている。さらに国民貯蓄組合の非課税額を考慮すれば、80:100と定期預金がより高利回りになる⁽³⁰⁾。もっとも前述したとおり、定額貯金には半年間の据置期間を置くことが定められているものの、据置期間経過後は払戻が自由となり、半年複利で元本に組み入れられることから、実質年利回りが名目利子率を上回ることになる⁽³¹⁾。この点を考慮し、60年時点の定額貯金と銀行定期預金の実質年利回りを比較すると、6ヶ月の場合90:100と定期預金利率の有利さは若干低まっている。しかし、2年以上預けた場合には、これが逆転し、定額貯金の実質利回りは

27 香西泰「高度成長期の経済政策」（安場保吉・猪木武徳編『日本経済史8 高度成長』岩波書店、1989年）、229頁。

28 郵政大学校『昭和41年度 本科事業研究報告書 為替貯金』（郵政大学校、1967年）、221頁。

29 前掲『昭和41年度 本科事業研究報告書 為替貯金』、222頁。

30 定額貯金における税制上の有利性に対し、民間金融機関については国民貯蓄組合によって郵貯の総額制限額と同額まで非課税とされていた。

31 金融問題調査会専門委員会『わが国の金利体系（中間報告）』（1961年）、77頁。定額貯金の利子率について、たとえば、預入期間が1年以内で名目利率が4.5%の場合、実質利回りは4.55%となる。

(単位：％)

	郵貯総額 制限額(円)	定額貯金						通常	積立	定期	定期預金					普通 預金	利子非課 税限度額 (円)
		1年未満 /以下	1年～ 1年半	1年半 ～2年	2年～ 2年半	2年半 ～3年	3年 以上				3か月	6か月	1年	1年半	2年		
1952. 4. 1	100,000	4.20	4.80	5.40	6.00			3.96	4.20				6.00			2.19	
1955. 6. 7	200,000															2.56	
1957. 7. 1											4.30	5.50					
1957.12. 1		4.50	5.00	5.50	6.00												
1961. 4. 1		4.20	4.70	5.00	5.50			3.60	4.08		4.00	5.00	5.50			2.19	
1961.10. 1										5.00							
1962. 4. 1	500,000																
1963. 4. 1																	500,000
1965. 4. 1	1,000,000																1,000,000
1970. 4.20		4.25	4.75	5.25	5.75	(新設)			4.08	5.25			5.75	(新設)		2.25	
1971. 2. 1		4.25	4.75	5.50	5.75	6.00*				5.50				6.00*			
1972. 1. 1	1,500,000									5.50							
1972. 4. 1																	1,500,000
1972. 7.17											3.75	4.75	5.25	5.50		2.00	
1972. 8. 1		4.00	4.50	5.00	5.25	5.50		3.36		5.00							
1973. 4.23		4.25	4.75	5.50	5.75	6.00	(新設)	3.60		5.50	4.00	5.00	5.75	6.00		2.25	
1973. 7. 1		4.25	4.75	5.75	6.25		6.50*			5.75					(新設)		
1973. 7.16													6.00	6.25	6.50*		
1973.10.15		4.50	5.00	6.00	6.50		6.75	3.84	4.32	6.00	4.25	5.25	6.25	6.50	6.75	2.50	
1973.12.15	3,000,000																
1974. 1.14		5.50	6.00	6.75	7.25		8.00	4.32	4.80	7.00	5.25	6.25	7.25	(廃止)	7.50	3.00	
1974. 4. 1																	3,000,000
1974. 9.24									5.04	7.50	5.5	6.75	7.75		8.00		
1975.11. 4		5.00	5.50	6.25	6.75		7.00	3.84	4.56	6.75	4.50	5.75	6.75		7.00	2.50	

〔出所〕 郵政省貯金局『為替貯金事業百年史 別冊資料編』郵便貯金振興会9～10頁、大蔵省銀行局『銀行局金融年報』各年度より作成。

表4 預貯金金利の推移

110：100と定期預金の利回りを上回った⁽³²⁾。長期性の資金が慢性的に不足する中、一見民間金融機関に配慮を見せているようで、2年以上の資金については、郵便貯金が有利になるよう、政策的ないし政策誘導的に仕組まれた預貯金利率体系になっていたのである。

ところで、すでに述べたように、60年代には、預貯金金利の改定は、61年の一度きりであり、高度成長期を通じ、預貯金金利の切下げが課題となったのも61年の1回だけであった。預貯金利率が政策的に固定化されていたこの特異な時期に、ただ一度行われたこの改定は、預貯金市場における定額貯金の性格と特徴を余すところなく示すことになった。この点につきやや詳しくみていくことにする。

1960年7月、日米安保条約を巡って退任した岸内閣に代わって池田内閣が成立すると、同年12月に10年間で国民所得を倍増させることを標榜する「国民所得倍増計画」が発表された⁽³³⁾。同計画では、年率9%の成長を持続させ、「国民生活水準の顕著な向上と完全雇用の達成に向かっての前進」を目的に、①社会資本の充実、②産業構造の高度化、③貿易と国際経済協力の推進、④人的力の向上と科学技術の更新、⑤二重構造の緩和と社会的安定、などの諸施策が打ち出された。金融面においては、高度成長を支えるための資金供給という考え方から、「経済成長を決定する重要な要件」として金融市場の正常化と金利水準低下の推進が掲げられた⁽³⁴⁾。

32 前掲『わが国の金利体系（中間報告）』、79頁。中間報告によると、定額の平均滞留期間は2年半であるから、実際に支払われる利率は定額貯金のほうが割高となっており、据置期間経過後の払戻自由という性格を考えると、結果としては長期になったものに、このような割高な金利が支払われることには問題があると指摘されている。

33 経済審議会『国民所得倍増計画案』（1960年）。

34 大蔵省銀行局『銀行局金融年報 昭和36年版』（金融財政事情研究会、1952年）、31頁。

その狙いは、貿易および為替の自由化を進めるうえで障害とされている高金利を排除し、企業の利子負担を軽減して国際競争力を高めようとするところにあった⁽³⁵⁾。政府の低金利政策推進への強い姿勢を背景に、金利引下げへの予想や期待が高まりつつあるなか、日本銀行は政府の積極方針に即応するかたちで、60年8月と61年1月の2回にわたって、公定歩合を引下げ、金融緩和の姿勢を示した⁽³⁶⁾。大蔵省（水田三喜男大臣）においても、金利引下げが長期の政策として採り上げられ、長期金利および預貯金金利、郵便貯金金利を含む全般的な金利水準の引下げが図られた⁽³⁷⁾。

この預貯金金利引下げ過程の銀行預金金利と郵便貯金金利との調整において、大蔵省、郵政省、日本銀行の3者間で確執が生じた⁽³⁸⁾。民間預金金利引下げのために必要な環境として、郵便貯金利率をどの程度、いつ下げるかが大きな問題とされたが、郵政省は政府の低金利政策の推進に協力し、郵便貯金金利と預（貯）金金利の兼合いを図る意向であった。1961年1月に水田三喜男大蔵大臣と小金義照郵政大臣との間で折衝が行われ、その結果、44年以来17年ぶりに同年4月1日から預貯金金利の同時引下げが実施されることとなった。利下げの決定にあたっては、郵便貯金法の一部が改正されることになるため、銀行等の預（貯）金に比べて不利とならないよう、また預金者の貯蓄意欲を減殺しないよう配慮することとし、定額貯金は1年半超0.5%下げ、1年半以下0.3%下げとし、利下げ幅については3種の郵便貯金ともに銀行の預金利率とのバランスがとられた。さらに、事業の信用保持の観点から郵政省側の主張眼目である経過措置の設定については、利下げ前に預入したものについては引下げ前の旧利率を、預入期間内は適用するという郵政省案が認められた⁽³⁹⁾。同時に、定額貯金の利率引下げが郵貯増強に支障をきたすのではないかと危惧されたことから、これをカバーするために年利5%の一年物の定期貯金が新たに創設され、同年10月1日から実施されることとなった⁽⁴⁰⁾。郵便貯金における定期貯金の利率は銀行の定期預金の1年ものの税引後利回りよりわずかながら有利に利率が設定されたが、前述のとおり、1年半経過後は最高利率の適用によって、定額貯金のほうが有利になるということから、同貯金のその後の成長は必ずしも芳しいものではなかった⁽⁴¹⁾。

以上の調整過程において、預金金利の引下げ決定後から実際の利下げまでに国際収支が悪化したことなどから、銀行預金金利の変更と郵便貯金の変更の際にタイムラグが生じることで、迅速な金利改定措置が取りにくく、金融政策に負の影響を与えることが日本銀行によって問題視された⁽⁴²⁾。郵便貯金の利率決定方法は、1947年以降、法律事項によって定められることになり、郵政省による金利や商品性の変更が可能である半面、金利変更の際には法律の改定を必要としていたのである。このため、63年8月に日本銀行の金融政策の弾力的な実施に支障をきたさないようにするとともに適時適切に一般金融情勢に即応することを目的として、郵便貯金

35 前掲『銀行局金融年報 昭和36年版』、36頁。

36 前掲『日本銀行百年史 第6巻』、25頁。

37 前掲『銀行局金融年報 昭和36年版』、31頁。

38 大蔵省財政史室編『昭和財政史 昭和27～48年度 金融(1)』（東洋経済新報社、1991年）、167頁。

39 以上、中央郵政研修所『昭和36年度 本科事業研究報告書 為替貯金』（中央郵政研修所、1962年）、30頁。

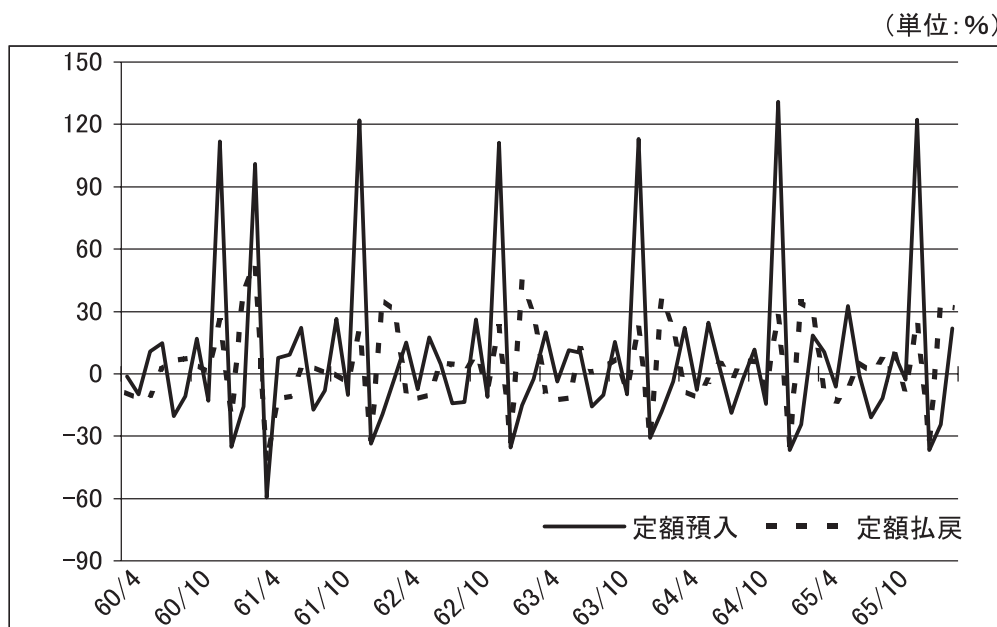
40 前掲『郵政百年史』、570頁。

41 このことから、郵便貯金における定期貯金が定額貯金に取って代わることはなく、また貯金募集の際にも郵便局員や外務員が強いて勧誘することはなかったとされる。

42 前掲『日本銀行百年史 第6巻』、25～26頁。日本銀行は公定歩合引下げに際し、預貯金金利を引下げうる環境が整備されることが前提であるとの観点から、郵便貯金法の改正を要する郵貯金利と一緒に引下げうるかなどの問題の推移を見守っていたことにより、公定歩合引下げの適切なタイミングを見失ったとされる。

法が改正され、利率改定は政令委任事項に改変された⁽⁴³⁾。もっともこれに際し、郵便貯金法第12条第2項では、政令で利率を定め、また変更する場合には「郵便貯金が簡易で確実な少額貯蓄の手段としてその経済生活の安定と福祉の増進のためにあまねく国民大衆の利用に供される制度であることを留意し、その利益を増進し、貯蓄の増強に資するよう十分な配慮を払うとともに、あわせて一般の金融機関の預金の利率についても配慮しなければならない」との基本原則を掲げ、同条3項で政令の制定または改正の立案をしようとするときは、郵政大臣は郵政審議会に諮問すべきことが義務づけられた⁽⁴⁴⁾。これは明らかに、円滑な利子率改定よりも郵便貯金の増強にプライオリティーを置いた政策スタンスと言えよう。事実、このような法律改正にあたって、当時の池田首相は衆議院本会議（1963年6月7日）で「一般の預貯金と郵便貯金の利率の差について検討したが、今後においても郵便貯金自体を考えるべきで、他の金融機関との関係を主にして考えるべきではない」、「一般金融問題の問題も考慮しなければならないが、それ以上に大衆の貯蓄制度ということを考えなければならない」と答弁し、利率の決定につき、郵便貯金への配慮を強く滲ませている。池田内閣は、人為的低金利政策を展開するうえで、銀行と郵便貯金の利率改定についてのバランスを意識しつつも、郵便貯金が「大衆の貯蓄制度」であることの意義を認め、政策的配慮を堅持することを明らかにしたのである。なお、日本銀行の金融引締め政策が進められるなかで、預貯金利率は60年代を通じて据え置かれたが、利上げの代替策として、62年4月に国民貯金組合の非課税限度額と郵貯総額制限額がそれぞれ30万円から50万円に引き上げられるという税制上の優遇措置が取られた⁽⁴⁵⁾。

次に、このような関連する各省および日本銀行による複雑な政策決定過程を経て実施された同年の利下げによって定額貯金にどのような動きがみられたかを確認することで、表面利率だけでは明らかにできない定額貯金の商品特性を検出することとする。図3でみると、高度成長



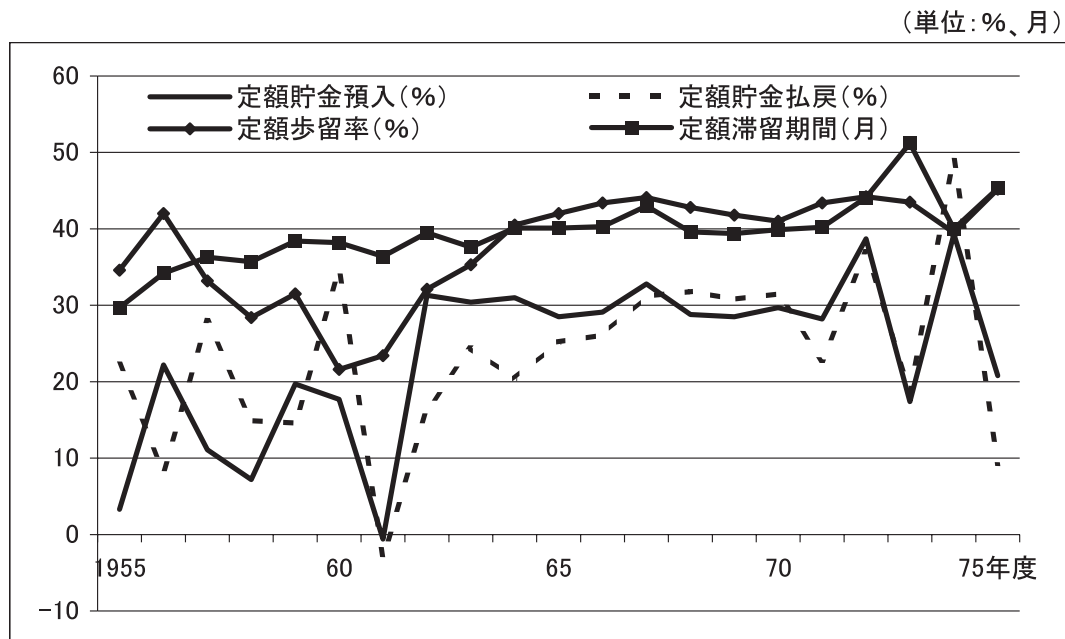
〔出所〕 表1に同じ。

図3 定額貯金預払 対前月比の推移

43 前掲『為替貯金事業百年史』、348頁。

44 前掲『昭和40年度 本科事業研究報告書 為替貯金』、119頁。

45 大蔵省銀行局『銀行局金融年報 昭和38年版』（金融財政事情研究会、1964年）208頁。その後、1963年6月10日の全国銀行大会における挨拶のなかで、田中角栄大蔵大臣は預貯金金利について、情勢に著しい変化が認められない限り、当面これを据え置く考えであることを表明した。



(注) 歩留率=(預入額-払戻額)/預入額、滞留期間=月平均残高の年間平均/月平均払戻額、定額貯金預入および定額貯金払戻は対前年比(%)である。

〔出所〕 表1に同じ。

図4 定額貯金 預払の対前年比と歩留率・滞留期間の推移

期の郵便貯金は年末に預入が、年度末に払戻が増加するという季節変動が見出される。注目すべきは、1961年4月の利下げ直前の3月に預入と払戻が急増し、図中の季節変動の動きが乱れていることである。この間は、前述のとおり、証券ブームによる株価の高騰のもとで公社債投資信託が個人の長期性預貯金と競合した時期であることから、預貯金金利の改定と証券ブームが錯綜する時期に当たっている。利率改定決定後から実施日までの経過措置として、利下げ前に契約された預入については、引下げ前の利率が適用されたため、利下げの告知から実施日までの経過期間中に、定額貯金の商品特性が「意識」され、駆け込みの預入が集中することで、季節変動が攪乱されたものと考えられる。その後においても、払戻しがやや先行しつつ、預入が急増し、預入急増後は払戻しが増加しないという同様のパターンが捻出される。72年に11年ぶりの引下げが行われた際に、駆け込み預入が激増し、とくに銀行が7月17日から利下げが実施されたのに対し、郵便貯金が8月1日からと実施日が半月遅れたため、この間に駆け込み預入および駆け込み預入のための払戻が目立った⁽⁴⁶⁾。70年代以降の金利改定の際、常に問題となった「預け替え」の動きは、すでにこの61年の改定から始まっていたのである。

以上のような定額貯金の商品特性による変動の影響は、60年代の郵便貯金の歩留率の変化に顕著に現れることになった。図4によれば、61年度までは投信ブームの影響を受け、定額貯金の歩留率が下落を続けたものの、61年度を機として上昇に転じ、62年度以降は一貫して上昇し続けている。その間、滞留期間は55年度の29.7ヶ月から上昇傾向で推移し、65年度に40ヶ月を超えるようになった。歩留率が56年度から60年度にかけて低下しているのに対し、滞留期間がさほど短期化を示していないことをみれば、この間に払い戻された定額貯金が滞留期間の平均と同程度である30数ヶ月前後と、定額貯金が銀行の定期預金より有利な金利となる2年以上の預入期間のものであったと考えられる。さらに、61年度以降、預入の増加率が30%程度で推移していることと並行して歩留率が上昇していることを考え合わせると、61年4月の利率引下げ

46 前掲『為替貯金事業百年史』、596頁。

実施以前の措置期間に預入および預け替えされた可能性のある定額貯金が、利率変動のない60年代に郵便貯金に留まり続け、同期間の郵便貯金全体の歩留率の高さとなって表れたものと考えられる。預入期間が長いほど有利となる商品特性から考えれば、相対的に有利な定額貯金への安定的な預入によって郵貯残高が趨勢的に増加していったことに加え、定額貯金の歩留率の高さに表れているように、それらの資金が郵貯に留まり続け、60年代後半からの郵貯残高の伸びを規定する基盤となったと考えてよいであろう。さらに、このような歩留率の高い定額貯金資金が、安定的な長期資金として財投を支えていくことになる。池田首相が国民貯蓄への配慮として、その「公益性」を強調したその背景には、成長過程から生み出された安定的かつ長期的資金の一部を財投に確保することにより、国債発行を抑制し、均衡財政主義の大枠を守りつつ、成長政策を推進したいという意図があったと考えてよからう。さまざまな郵貯優遇策はそのことを示しており、61年の改定によって、そのベースとなる定額貯金の威力をこのとき初めて見せつけたのである。

(3) 制度要因

続いて、郵便貯金の飛躍的な発展を支えた郵便局拡充政策の展開についてみてみよう。郵便局舎の新設および改善について、普通局は全局が国費によって運営されている一方、特定局は1957年8月の田中角栄郵政大臣の諮問を受けた特定局制度調査会の答申において国有局舎と借入局舎の併用の原則が提案され、普通局への種別改定が予定される局や個人負担による改善が困難な局については国費によって、それ以外については私費あるいは郵政互助会投資によって行うことが郵政省の基本方針とされた⁽⁴⁷⁾。このため、改善が自費となる大部分の特定局はその進捗が遅延しがちになる半面、国費による普通局および一部の特定局の局舎改善については、大規模な長期計画が策定され、それが順次実施されていくことになった⁽⁴⁸⁾。

(単位：局)

年度	総 計		普 通 局				特 定 局				簡易郵便局	
	局数	対前年 増加数	局数	対前年 増加数	うち無集配局		局数	対前年 増加数	うち無集配局		局数	対前年 増加数
					局数	対前年 増加数			局数	対前年 増加数		
1955	15,566	44	683	2	645	2	13,646	29	8,420	65	1,237	13
56	15,599	33	683	0	644	1	13,668	22	8,487	67	1,248	11
57	15,657	58	733	50	694	0	13,668	0	8,556	69	1,256	8
58	15,828	171	746	13	705	2	13,814	146	8,717	161	1,268	12
59	16,038	210	754	8	710	1	14,012	198	8,930	213	1,272	4
60	16,234	196	797	43	752	1	14,162	150	9,139	209	1,275	3
61	16,374	140	813	16	767	0	14,314	152	9,320	181	1,247	-28
62	17,057	683	820	7	775	-1	14,480	166	9,505	185	1,757	510
63	17,639	582	844	24	799	0	14,657	177	9,704	199	2,138	381
64	18,180	541	870	26	826	-1	14,902	245	9,997	293	2,408	270
65	18,740	560	894	24	748	2	15,182	280	10,311	314	2,664	256

(注) 郵便局合計は、普通局、特定局、簡易郵便局の合計局数である。

〔出所〕 表1に同じ。

表5 種類別郵便局数の推移

47 郵政大学校『昭和40年度 本科事業研究報告書 郵便』（郵政大学校、1966年）81頁。

48 同上、82頁。

1955年度を初年度とする「郵便局舎緊急改善8カ年計画」では、戦中戦後の資材および資金難、さらにインフレによる財政の逼迫下で応急処置的に復旧がなされた局舎改善に重点的が置かれたが、同計画発足後、大都市への著しい人口集中とその周辺地域の目覚ましい発展によって郵便需要が急増したことにともない、郵便局の狭隘化が進行し、次第に円滑な業務運行の確保が困難となっていた⁽⁴⁹⁾。このことから、60年に池田内閣の長期経済計画に呼応するかたちで、8カ年計画を修正統合し、61年度を初年度とする「郵便局舎改善5カ年計画」が策定された⁽⁵⁰⁾。5カ年計画では、老朽化および狭隘化した局舎の増改築を行うと同時に、大都市における人口の集中と経済発展にともなう郵便需要の増大による集配作業難を改善し、利用者に対するサービスを確保することを目的に、東京をはじめとした大都市とその周辺地域の局舎施設の改善が重点的に行われることとなった⁽⁵¹⁾。

これらの計画によって、表5にみられるとおり、郵便局の数は1955年度の15,566局から60年度には16,234局、65年度には18,740局に急増した。対前年増加数をみると、とくに62年度から飛躍的に増加している。種類別でみれば、普通局は、700～900局程度と局舎割合が比較的少なく、57年度に50局、60年度に43局の増加がみられたにすぎない。ところが特定局は、57年度には13,668局であったのが、58年度から激増し、65年度には15,182局となっている。なかでも、田中角栄郵政大臣のもとで、58年度以降、無集配特定局が毎年大幅に増設されており、さらに64年度からは毎年約300局という増加がみられる。こうした無集配局は為替貯金、なかでも郵便貯金業務の取り扱いを主業とするものであったことが重要である。さらに簡易局については55年度から微増で推移していたが、61年度に28局減少したのち、62年度には510局が新設され、これ以降、従来の増設数を大幅に上回る著しい増加がみられる。簡易局は業務委託によるものであったことから、郵便局舎の新たな建築も、特定局のように局舎の提供を求める必要もないため、財政的にコストをかけずに郵便窓口を一気に増加させ、稠密な通信ネットワークの構築を可能にするものであった。

以上のような大拡張政策を通じ、郵便局は急激に増設されるようになっていたが、本稿との関係で重要なことは、これらの局の窓口においても、郵便貯金や保険業務が行われたということにある。郵便局業務の軽減によるサービス向上を直接の政策目的としていたとはいえ、郵便局＝郵貯取扱窓口の大拡張は、支店・出張所開設などが銀行店舗では許されないなかで、追従することのできない貯金の吸収網を形成するものでもあった⁽⁵²⁾。預金者側からみれば、郵貯取扱窓口の数やその普及度、窓口取扱時間が銀行より比較的長く、同一店舗において貯金業務と国民生活と密接な関係をもつ郵便業務など取扱うワンストップ・オフィスが続々と提供されるものであった。これらはまた、銀行では提供できない圧倒的な利便性を持った全国ネットワークによって支えられていたのである。

預金吸収力は、預貯金金利がほぼ一律に規定されている人為的低金利政策のもとでは、金融機関の安全性に大差がないという条件のもとでは、主として店舗の数と立地条件によって規定される⁽⁵³⁾。すでに述べたところであるが、護送船団方式が定着したこの時期において、郵貯と

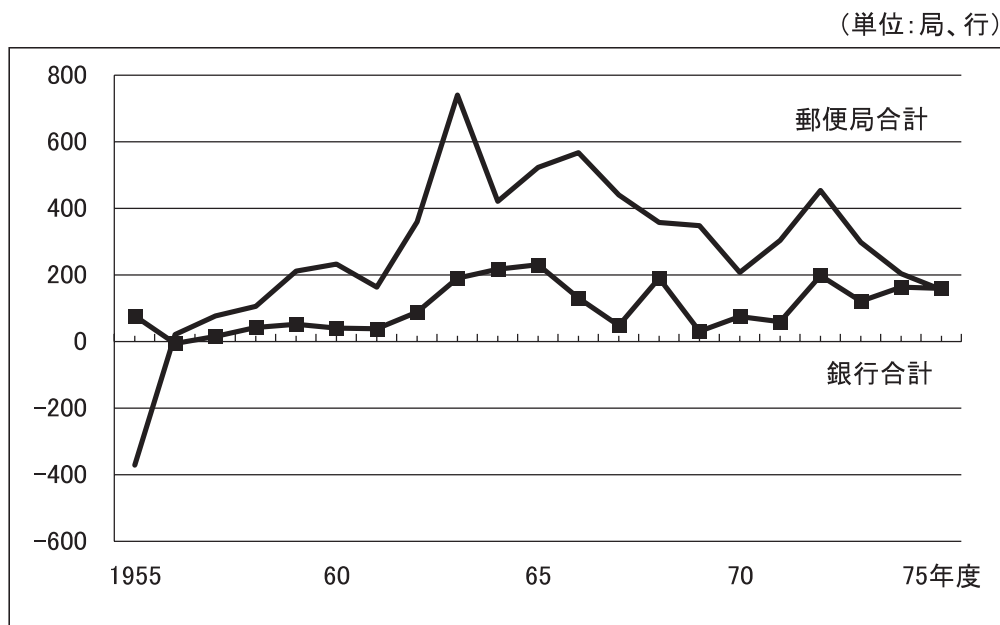
49 郵政大学校『昭和44年度 本科事業研究報告書 為替貯金』（郵政大学校、1970年）156頁。

50 「通信文化新報」第1488号、1960年8月20日。

51 「通信文化新報」第1565号、1961年5月17日。なお、「5カ年計画」は、初めての郵政三事業全般にかかわる長期計画（郵便事業・貯金事業は5年計画、簡易保険事業は10年計画）として策定された。

52 前掲『昭和36年度 本科事業研究報告書 為替貯金』、124頁。

53 前掲、寺西重郎『日本の経済発展と金融』、500頁。同書では、各種金融機関に対する店舗行政の結果、店舗認可において一般に厳しくなされた都市銀行の預金吸収力は、その他の金融機関にくらべて相対的に劣位であったと結論を得ている。



(注1) 郵便局合計(局)は、普通局、特定局、簡易郵便局の合計局数である。

(注2) 銀行合計(行)は、本支店およびその他営業所を含む都市銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行の合計店舗数である。

〔出所〕 日本銀行調査統計局『経済統計年報』各年度、郵政省『郵政統計年報 為替貯金編』各年度より作成。

図5 郵便局および銀行店舗 対前年増加数の推移

銀行預金との間で安全性にそれほどの懸隔がなかったと仮定しても、図5から郵便局数と銀行店舗数の増加数の推移を比べてみると、その預金吸収力の差は圧倒的であり、それが彼我の競争力格差となっていたことは明らかである。銀行店舗数は、55年度の1,821行から58年の1,784行に減少したが、これを底として増加に転じ、65年度には2,040行となった。都市銀行の店舗数は、戦前昭和期におよび戦時期に激増したことを受け、戦後は大蔵省による抑制的店舗行政の対象となり、これが引き継がれて53年12月以降原則不承認とされ、58年までは本支店が絶対減となる厳しい規制を受けていた⁽⁵⁴⁾。銀行の店舗数は59年から62年まで停滞的に推移したのち、63年4月の店舗行政方針に関する通達改正によって、「貯蓄の増強、大衆へのサービスの向上に資するとともに、経営基盤の拡充強化その他銀行経営の改善合理化に役立つと認められるときに」営業所の設置が認められるようになったことから、ようやく増加がみられるようになった⁽⁵⁵⁾。このため、銀行店舗数は51年度以降62年度までは増加しておらず、その後63年度から多少増加がみられる程度にとどまっている。厳しい規制の下にあって、高度成長にともなう都市化が進むなか、銀行は三大都府県の各周辺地域に店舗を集中させることによって、営業基盤としたのである。

このように店舗行政によって規制に縛られていた銀行に対し、この期の郵便局数の増加＝郵便貯金吸収網の拡張は、局舎のみに限定されるものではなかった。戦争激化によって逼迫する戦時財政資金の調達とインフレ急進を阻止するために貯蓄増強が強く叫ばれるなか、郵便貯金における外務員制度が新設されて以来、郵便貯金は郵便局窓口と外務員による募集の2本柱で貯蓄増強がなされていたのである。1938年の集金貯蓄制度の設立当初は、新規預入獲得が相当不振な状況で、積極的に増加を図る方策として翌39年から募集手当を支給することとなり、41

54 前掲『昭和財政史 昭和27～48年度 金融(2)』、199頁。

55 社団法人金融財政事情研究会『金融』(社団法人金融財政事情研究会、2000年)126頁。

年には集金貯金が積立貯金制度に改められると同時に、定額貯金が創設されたことにともない、両者に対する募集手当制度が確立された⁽⁵⁶⁾。これ以降、外務員には歩合制が採用され、定期預金などと比べ、これまでみたように制度的にきわめて複雑で、運用次第で妙味が著しく異なってくる商品である定額貯金についてのコンサルティングを行うことにより、定額貯金を勧誘することが奨励された⁽⁵⁷⁾。

1955年度から65年度にかけて、募集にあたっていた外務員数は、普通局および特定局合わせて約9,000名前後で、普通局外務員における1人あたりの平均募集額は、積立貯金が約3倍なのに対し、定額貯金は約4倍に増額した。61年度までは証券ブームの影響を受け、定額貯金の増加実績が不振であるものの、その後62年度からは目標割合が非常に好調に推移した。62年度の募集実態調査の調査結果によると、定額貯金では募集総額2,820億円のうち、普通局扱いは総額の約30%にあたる836億円を占めていたが、総額の約19%、普通局扱いの約63%にあたる527億円は、実にこの普通局外務員によって募集されたとされている⁽⁵⁸⁾。さらに、63年度からは極めて高率に設定された目標金額を上回る募集実績によって増勢が加速されていくのである。

以上みてきたように、郵便局舎の増設とともに銀行にはみられないインセンティブが与えられた専門的知識を有する外務員による募集・集金組織が郵便局を超え、幅広く展開されることにより、60年代の郵便貯金は、銀行の追従できない広汎かつ稠密な貯金吸収網を展開していったのである。

4 むすびにかえて

本稿では、高度成長期の郵便貯金について、間接金融から直接金融への移行が証券恐慌によって阻止され、後退していくなか、人為的な低金利政策のもとで政策的な支持を背景として相対的に有利な商品性をもった定額貯金を中心として急成長し、そののち残高が一本調子で増加を続けるという定額貯金中心の増強メカニズムの形成過程を中心に検討した。定額貯金の増強メカニズムは、金利先安感が生じる局面において、特にその「魅力」を発揮し、大量の資金を集める一方、郵便局の大拡張とその外延に広げられた外務員制度などを通じ、日本の財政金融構造に確固たるものとしてビルトインされていった。その後80年代からの郵便貯金政策は、この期に大量に預け入れられた定額貯金の満期時の預け替え対策に重点を移していくことになる。

最後に、本稿で明らかにしてきた、高度成長期における郵便貯金の増強メカニズムの形成過程を通じ、「はじめに」において述べた戦前の郵便貯金における3つの資金性格がどのように変化したかについて、手短かに述べておきたい。まず、①国際収支政策の一環としての役割は、「3(2)」でフローとストックの月別統計の詳細な検討から明らかになったとおり、高度成長下の所得上昇過程で、相対的に高利回りの金融資産の提供という役割に変化を遂げた。また、従来戦後については民間銀行と等閑視されてきた③安全な資産としての役割は、「3(1)」において、証券市場とのかかわりからみてきたとおり、60年代前半の証券市場の不安定局面では、相対的に有利でかつ安全な資産としての定額貯金が再評価されるようになっていった。「証券対金融」、あるいは「銀行対郵貯」という対立図式に隠されがちであったが、この時期の個人の金融資産

56 前掲『続通信事業史 第7巻』、239頁。その後、1952年9月に一時的に創設された集金通常貯金取扱い制度が64年4月に、集金積立貯金取扱いが67年に廃止され、翌68年からは集金定額貯金のみ取扱われることとなった。

57 前掲『為替貯金事業百年史』、557頁。

58 『為替貯金事業企画資料集(1)』（郵貯研究会、1968年）448頁。

選択の問題として考えるとき、証券危機の過程は、定額貯金の安全かつ有利という商品特性を預貯金者が強烈に意識するうえで重要な契機となったのである。

このように、低金利政策のもとで、相対的に不利益を被っていた預貯金者層への配慮という「公益性」を標榜して集められた資金が、有利性を兼ねそろえた安全な資産として長期にわたって預入され、自動的に増強を続ける長期資金となった。このことから、②政策的資金配分としての役割は、その展開である社会開発・民政中心の「第二の予算」＝財政投融资の原資として位置づけられ、その「公共的」役割が強調されるようになっていったのである。資金吸収面における背景には、「3(3)」でみた郵便局増設および外務員制度を通じた稠密な貯金吸収網の構築による定額貯金の増強が大きな役割を果たしていた。ここにおいて、郵便局の大増設が、まず大都市近郊から開始されたことは、郵便貯金の経済的役割を考える上で重要であろう。より詳しい分析は今後の課題としなければならないが、大都市近郊は高度成長を通じて開発が進み、所得が急増していた地帯である。第一次的な政策意図がどのようなものであれ、郵便局大拡張により、結果として高度成長期の所得上昇の果実が郵便貯金に流れ込んでいくという基盤が形成されていったということになる。とりわけ、郵便貯金のみならず民間銀行の支店網も集中化された大都市近郊の競争において、定額貯金の商品的有利性は、その強みを発揮したと考えられよう。このようにして集められた長期安定的な資金が財政投融资制度を通じ、政策的に地方へと流されることになれば、所得の地域的な再分配メカニズムが構築されることになる。郵便貯金や簡易保険を兼業する郵便局の拡張は、単に通信ネットワークの拡充による国民便益の拡大という以上の政策的意味を持つことをここで指摘しておきたい。

以上でみてきたとおり、この時期に編み出された郵便貯金増強メカニズムは、1970年代以降、財政金融政策と密接に結びつき、国債政策とも絡みながら、財政投融资を「第2の予算」とした日本の行財政構造が膨張していくうえでの最大の条件となっていたと考えられる⁽⁵⁹⁾。最後に、これまでの叙述に見え隠れするところであるが、高度成長期、特にその後半は、同時に自民党長期政権のもとで、郵政および財政の中枢を田中角栄という一人の政治家が次々に手中に納め、政権を獲得していく過程とも相即していたことを指摘しておきたい。この点を踏まえるとき、田中郵政から田中財政、そして田中政権へと続く過程のなかで、この郵便貯金の増強メカニズムがどのように政策的に位置づけられ、また機能していったかを考えることが、戦後、とりわけ高度成長期以後の日本の財政金融構造、あるいは政治システムのあり方を考えていく上では決定的に重要であろう。本稿では、紙幅の関係もあり、その一端を指摘するにとどめざるを得なかった。その全体については、稿を改め、さらに分析を深める予定である。

(いとう まりこ 青山学院大学大学院 総合文化政策学研究所)

59 その解体過程については、すでに拙稿「郵便貯金の民営化と金融市場」(『青山社会科学紀要』第36巻2号、2008年)および「郵政民営化の政策決定過程」(『青山社会科学紀要』第37巻2号、2009年)によって、その分析の任の一端を果たした。合わせて参照いただきたい。本稿は、同論文で対象としたところの、いわば前史をなすものである。

論文

近代日本における電信電話施設の道路占用

北原 聡

① はじめに

近代日本において道路が輸送面から経済成長に貢献したことはいうまでもないが、公共財的性格をもつ道路は物資や旅客の輸送以外の目的でも利用され、そうした利用例の一つが電信電話など通信施設の道路占用であった。郵便・電信・電話からなる情報インフラはネットワークとして機能し、とくに電柱と架線によりネットワークが構築される電信と電話にとって道路の占用は不可欠の重要性をもっていたため、逓信省による電信・電話柱の道路占用に対しては、電柱の建設が優先的かつ円滑に行われるよう1890年代から法的な優遇措置がとられていた。しかし、電柱の道路占用は道路整備や道路交通にも影響をおよぼしたことから、道路行政を管掌する内務省は自らの道路監督権限に抵触する優遇措置の撤廃を企図し、1919年に道路法を制定した際、逓信省の反対を押し切って電柱の道路占用に関する優遇措置に制約を加えた。近代日本において政府が交通、通信インフラの整備を重視し、道路と電信電話がそれぞれ経済活動の基盤を提供したことは確かだが⁽¹⁾、両者が発展する過程では相互の利害が対立する局面も存在したのである。

電信電話の道路占用については、従来の交通および情報インフラ研究においてほとんど検討が加えられておらず、前段で述べた法的枠組の変遷が指摘されるにとどまっている⁽²⁾。しかし、道路の占用は電信電話の発達だけではなく道路交通および道路整備とも関わっており、情報インフラと交通インフラの接点に位置する重要な問題と考えられる。本稿では、近代日本における電信電話の道路占用の問題を取り上げ、この問題に対する内務省の対応を中心に検討することにより、道路と電信電話の関係を明らかにしたい。本稿では主な資料として、郵政資料館所蔵資料、地方土木主任官会議と道路会議特別委員会の速記録、秋田、埼玉、京都、山口の府県行政文書、および国立国会図書館憲政資料室所蔵の『新居善太郎文書』を使用した。

② 電信電話の道路占用と道路法

(1) 電信柱・電話柱の道路占用

わが国に初めて電柱が建てられ電信の供用が始まったのは1869年であった。幹線のネット

- 1 道路については、高村直助編著『明治の産業発展と社会資本』（ミネルヴァ書房、1997年）第Ⅰ部、拙稿「明治前期における交通インフラストラクチャの形成」（『三田学会雑誌』90巻1号、1997年4月）、拙稿「明治中期における長野県の道路建設」（『三田学会雑誌』91巻2号、1998年7月）などを、電信電話については、杉山伸也「情報ネットワークの形成と地方経済」（近代日本研究会編『明治維新の革新と連続』年報近代日本研究14 山川出版社、1992年、所収）、藤井信幸『テレコムの経済史』（勁草書房、1998年）などを参照。
- 2 日本電信電話公社電信電話事業史編集委員会編『電信電話事業史』第4巻（電気通信協会、1960年）、247頁。

ワークが形成された1870年代以降も電信の地方への拡張は続き、1889年には電話の一般への供用も開始され⁽³⁾、通信ネットワークの全国的拡充は表1に示されるような電柱の増加をもたらした。当時、電柱には主に杉が使用され⁽⁴⁾、耐用年数は防腐剤を注入した電柱で20年ないし30年、未注入の電柱は7年から8年であったが、明治後期以降は防腐剤注入電柱が大半をしめたという⁽⁵⁾。それでは、どれほどの電柱が道路を占有していたのであろうか。道路に建設された電柱の本数については全国レベル、地域レベルともに殆ど数値が得られず、京都府で1896年と97年に、山口県で1905年に行われた電信柱敷地調査について断片的に残された調査結果が利用可能な数少ない資料と思われる。それによれば、電信柱は民有地と官有地の双方を利用して建設され、官有地と民有地の比率は、京都府内3郡で50%（996本）と50%（977本）⁽⁶⁾、山口県南部の22路線では25%（1,723本）と75%（5,294本）となっている⁽⁷⁾。これらの数値から官有地と民有地の比率の傾向を掴むことは難しいものの、電柱の敷地として官有地が一定の割合をしめていたことは確かといえるだろう。では、電柱が建てられた官有地の中で道路はどれほどの割合をしめていたのであろうか。先にあげた京都府の

電信柱敷地調査では官有地の電柱279本の地目が判明し、道路が99%（275本）と大半をしめていた⁽⁸⁾。電話柱についてこうした調査は確認できないが、1897年に埼玉県北葛飾郡で電話線が架設された際、130本の電話柱のうち74本（57%）が道路を利用して建設されている⁽⁹⁾。電柱が建てられた官有地には鉄道線路や山林原野などもあり、ここであげた断片的な数値が必ずしも全国的な傾向と一致するとは限らないが、後述するように、逓信省は道路の使用を重視しており、官有地のなかで道路が中心的地目であった可能性は高い。

電信の創業以来、電柱の建設と電線の架設には「一定ノ法規ナク、専ラ慣例ニ依リ適宜ニ必要ノ土地及営造物ヲ使用シ、敢テ故障ナク円滑迅速ニ処理」されていたが、1880年代になると「所有権ノ侵害」を理由に私有地の使用を「拒絶スル者」が「輩出」し、「法律ノ所定ニ依リ之ヲ処分スルニアラサレハ其整理ヲ見ル能ハサル」という状況に至った。電柱建設に必要な民

年	電信柱	電話柱	計
1870	1,337	—	1,337
1875	45,853	—	45,853
1880	129,150	—	129,150
1885	179,440	—	179,440
1890	—	—	—
1895	279,879	13,659	293,538
1900	436,213	67,796	504,009
1905	486,746	98,336	585,082
1910	544,679	203,664	748,343
1915	567,227	295,651	862,878
1920	571,722	431,272	1,002,994
1925	661,927	949,294	1,611,221
1930	708,962	1,467,375	2,176,337
1935	705,288	1,845,719	2,551,007

（注）1890年までは電信柱のみ。1890年の電信柱数は不明。1893年までの電話柱数は不明。

〔出所〕電信柱は、逓信省編『逓信事業史』第3巻（逓信協会、1940年）、449～452頁。電話柱は、『通信統計要覧』各年（郵政資料館所蔵）。

表1 全国の電柱数

- 3 杉山伸也「情報革命」（西川俊作・山本有造編『産業化の時代 下』日本経済史5 岩波書店、1990年、所収）、140～141、144頁。
- 4 石川留三郎「毎年電信線路の修築を遺憾無く施行するには幾許の工費を要する乎」、（『逓信協会雑誌』第6号 1909年1月）、616～617頁、および農商務省編『電柱ニ関スル調査』（同局、1923年）、5頁。
- 5 逓信省編『逓信事業史』第3巻（逓信協会、1940年）、446～447、450～452頁。
- 6 船井郡、与謝郡、紀伊郡の合計。「明治29年電信柱敷地調」、「明治30年3月4月電柱敷地調」、（『京都府庁文書』明29～46、明30～51、京都府立総合資料館所蔵）。
- 7 「明治38年電柱敷地調書」、（『山口県庁文書』戦前A総務2015、山口県文書館所蔵）。
- 8 船井郡の数値。道路以外の地目は荒蕪地（2本）、堤防（1本）、社境内（1本）であった。前掲「明治30年3月4月電柱敷地調」。
- 9 宝珠村役場・桜井村役場間の電話柱。残りの56本は「田畑ノ界」（39本）、「野道」（8本）、「用水土場」（9本）に建設された。「北葛飾郡宝珠花村電話線架設ノ件」、（『埼玉県行政文書』明3587、埼玉県立文書館所蔵）。

有地を使用するには土地収用法の適用という手段もあったが、それには手間と時間を要し迅速な道路占用が期待できなかったため新たな規定を設けることになり、1890年に電信線電話線建設条例（以下、建設条例とする）が制定された⁽¹⁰⁾。建設条例は8条からなり⁽¹¹⁾、電柱建設に伴う民有地の使用については第1条第1項で、「通信省ニ於テ公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線ヲ建設スル為民有ノ土地又ハ営造物ノ使用ヲ要スルトキハ所有者及其他ノ権利者之ヲ拒ムコトヲ得ス」と定められ、民有地へ電柱を建設する法的権限を通信省に与えることで問題の解決が図られた⁽¹²⁾。一方、第1条の第2項では官有地への電柱建設について、「官有ノ土地又ハ営造物ハ其所管庁ニ通知シテ之ヲ使用スルコトヲ得」と規定され、通信省は道路を含む官有地にも電柱を建設する権限を手に入れた。建設条例は民有地を円滑に使用することを主たる目的に制定されたため、官有地の占用に関する規定は付随的性格が強かったが、この付随的規定が道路行政を担当する内務省の監督権限に抵触したことから、電柱の占用をめぐる内務省と通信省の対立が発生したのである。次節ではこの問題について内務省の対応を検討しよう。

(2) 道路占用問題と道路法の制定

建設条例第1条第2項の規定により通信省は電柱を道路へ自由に建設する権限を獲得し、その際、道路を管理する府県、市町村や道路行政を管掌する内務省の了承を得る必要はなく、電柱を建設する旨を通知するだけでよかった。これらの措置には電信電話事業を円滑に進行させる意図が込められていたが、道路交通へ配慮せず通信事業の観点のみから電柱が建設されることは内務省の道路監督権限の侵害にあたり、電柱が路肩から離れて建てられれば交通の妨げとなるおそれもあった。こうした事態に内務省はどのように対応したのだろうか。条例制定時の状況からみていこう。

建設条例は元老院の議を経て閣議で決定されたが⁽¹³⁾、両会議における議論の詳細は資料の制約から不明で内務省の動向も確認できない。ただ、内務大臣も出席する閣議で条例が認められたことは内務省がその内容を容認したことを意味しており、内務省にとって都合の悪い内容をもつにもかかわらず条例が制定された背景には、当時の交通インフラの利用状況があったと思われる。明治前期には荷馬車や荷車を用いた長距離道路輸送が陸上輸送の中心的役割を果たしており、各地で道路の開削も活発化したが、1880年代後半以降の鉄道建設の進展は交通インフラの再編を引き起こし、陸上輸送の中心は道路から鉄道へと移行し、道路輸送は鉄道の補助輸送を行うようになった。建設条例が制定された1890年は、まさに陸上輸送に果たす道路の役割が相対的に縮小しつつあった時期にあたり、これに対して、電信電話事業はネットワークのさらなる拡充が必要な分野であった。したがって、内務省としても道路行政の重要性を強調しにくかったと考えられ、条例の内容に異議を唱えれば電信電話の発達に水を差すことにもなりかねず、表立って条例に反対できない状況にあったと推測される。

ただし、内務省がその後も建設条例を黙認し続けたのかといえば決してそうではなかった。1880年代後半以来、体系的道路法規（道路法）の策定を企図していた内務省は、道路占用に関する条項を道路法に盛り込むことで事態を打開しようと考えていたのである。道路行政を担当する内務省土木局で1904年から10年まで局長を務めた犬塚勝太郎は、1909年に作成した「道路

10 「電信線電話線建設条例ヲ定ム」、(『公文類聚』2A-11-類507、国立公文書館所蔵)。

11 以下、建設条例の条文は『明治23年 法令全書』による。

12 民有地の電柱に対しては1本につき年4銭の「手当金」が支給され、民有地への電柱建設に伴う障害に対しては補償の措置が定められた（建設条例第6条）。

13 前掲「電信線電話線建設条例ヲ定ム」。

法制定意見」の中で道路法制定が必要な理由として建設条例の存在をあげ、条例の問題点を次のように述べている。「電信線電話線建設条例ノ如キ其第一条ニ官有ノ土地又ハ營造物ハ其所管庁ニ通知シテ之ヲ使用スルコトヲ得ト規定シ為メニ道路ノ関係如何ヲ閑却シ又往々管理者ノ意思ニ重キヲ措カス主トシテ作業上ノ便利ヲ斗リ単ニ一片ノ通知ヲ以テ路上ニ電柱ヲ建設スルカ如キ事体ヲ生シ道路ハ偶々国ノ營造物ナルカ為メ夫レ自体公用ノ目的ニ供セラレツ、アルニ拘ハラス却テ他ノ事業ノ犠牲ニ供セラル、カ如キ奇怪ナル結果ヲ見ルコトアリ之カ為メ交通上ノ不便ヲ来タスコト尠カラス」⁽¹⁴⁾。この意見書からは、通信省が自らの都合によって電柱を建設している状況を土木局が苦々しく思っていたことが伺えよう。

道路法策定の過程で内務省が作成した6つの法案のうち⁽¹⁵⁾、現在条文が確認できる公共道路法案（1896年作成）と道路法案（1911年作成）には道路占用に関する条項が存在し、公共道路法案では「行政庁ハ交通ニ妨ナキ限ニ於テ命令ノ定ムル所ニ從ヒ道路ノ占用ヲ許可シ又ハ之ヲ他ノ公用ニ供スルコトヲ得」（第90条）⁽¹⁶⁾、道路法案では「管理者ハ交通ヲ妨ケサル限度ニ於テ道路ノ占用ヲ許可シ又ハ之ヲ他ノ公用ニ供スルコトヲ得」（第21条第1項）⁽¹⁷⁾と定められており⁽¹⁸⁾、「公用ニ供スル」という部分が電信電話の道路占用を指していた。これらの規定が実現していれば、交通を妨げる道路占用が禁止されるとともに占用には内務省の許可が必要となり、建設条例最大の問題点は解消されたはずであったが、道路法は1919年に制定されるまで30年以上を要した。その要因として個別の政治状況があげられることはいうまでもないが、最大の理由は、明治中期以降陸上輸送に果す道路の役割が相対的に縮小し、体系的道路法規を策定する機運が高まらなかった点にあった。電柱の道路占用についても事情は同様で、陸上輸送における道路の役割が縮小すると道路交通の頻度も低下し、電柱が路肩から多少離れていたとしても交通上大きな問題を引き起こすことは少なかった。しかし、大正期に入り自動車利用が広がると劣悪な道路状況が露呈して道路改良への関心が朝野で高まり、道路輸送の重要性も増加したことから、包括的道路法規の制定が喫緊の政策課題となった。そして、自動車は荷車など従来の輸送手段より大型かつ高速だったため、電柱が交通の障害となる度合いも格段に高まったのである。

道路法を制定する環境が整ったことをうけた内務省は、1911年の道路法案を元に1917年に成案を作成、第40議会に提案する見込みで閣議に法案を提出した⁽¹⁹⁾。ところが、電柱の道路占用に道路法を適用したい内務省に対して⁽²⁰⁾、通信省は「通信事業ニ対シテハ、一切道路法ヲ適用シテ貫ヒタクナイト云フ希望」をもっており⁽²¹⁾、両者の協議が長引いて議会への法案提出が延期を余儀なくされた。道路法案の中で通信省がとくに問題視したのが道路占用を規定した第28条であった。第28条の第1項では「管理者ハ交通ヲ妨ケサル限度ニ於テ道路ノ占用ヲ許可又ハ承認スルコトヲ得」、第2項では「国ノ事業ニ付テハ当該官庁ハ主務大臣ト協議シテ前項道路

14 犬塚勝太郎「道路法制定意見」（『小橋一太文書』278、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

15 法案は1888、1890、1896、1899、1902、および1911年に作成された。（佐上信一『道路法概要』（帝国地方行政学会、1920年）、3～5頁）。

16 日本道路協会編『日本道路史』（同会、1977年）、1322頁。

17 「道路法案ニ関スル件」（『京都府庁文書』大正4年道路橋梁）。

18 新旧の法案には連続性があったため、公共道路法案と道路法案の間に作成された2法案（1899年と1902年に作成）にも道路占用の規定が含まれていたと考えられる。

19 佐上、前掲書、5～6頁。

20 第63条で、建設条例が道路法の定める道路に適用されることが規定された。

21 『第3回地方土木主任官会議録』上（内務省土木局、1919年）、68頁。佐上信一土木局道路課長の発言。

ノ占用ヲ為スコトヲ得」と規定され⁽²²⁾、交通を妨げる電柱の建設が法令違反となり、「国ノ事業」である電柱の道路占用には逓信省（「当該官庁」）と内務大臣（「主務大臣」）の事前の協議が義務付けられた。ただし、電柱を建設するごとに内務大臣が協議するわけにはいかないため、「前項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職権ノ一部ハ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得」という第3項が設けられ、協議の実質的な権限は府県知事に委譲されることになっていた⁽²³⁾。

道路法が成立すると第28条の規定により電柱を自由に建設できなくなる逓信省は、「電信線電話線ヲ建設スル場合ハ、道路法ノ除外例トシテ置イテ、矢張り従前ノ通り、電信線電話線建設条例ノ規定ニ依テ、自由ニ随意ニ建テルコトノ出来ルヤウニシテ置イテ貰ヒタイ、ソレガ為ニハ成ベク道路管理者側ノ迷惑ニナラスヤウナ占用ノ仕方ヲスルカラ、ドウカサウ云フ風ニシテ呉レ」と内務省に求めていた⁽²⁴⁾。交通の邪魔にならないよう電柱を建設するから建設条例の規定だけは存続させて欲しいと逓信省が懇願した理由について、逓信省との交渉に当たった内務省土木局の道路課長佐上信一は次のように述べている。「今マデ地方ハ建設条例デ随分抑ヘラレテ居ツタ、ソレガ急ニ此法律〔道路法〕デ支配サレルコトニナルト、色々ノ要求ガアルデアラウト云フコトデ、ソレヲ心配シテ、此規定〔第28条〕ヲ置クニ就テハ逓信省デハ非常ニ心配シテ居ツタノデアリマス」⁽²⁵⁾。つまり、これまで地方公共団体に配慮することなく自由に電柱を建設し、そうした電柱が交通を妨げていると地方公共団体から苦情を申し込まれていた逓信省は、道路法が制定され建設条例の優遇措置が撤廃されると道路占用について地方の立場が強くなり、思うように電柱が建てられなくなるのではないかと恐れていたのである。

では、実際に電柱はどの程度交通の妨げとなっていたのだろうか。道路法の施行準備のため内務省が実施した全国交通障害電柱調の埼玉県の結果を示した表2をみていこう⁽²⁶⁾。この取調は、交通の障害となっている電柱を直ちに移転が必要なもの（「忍び得べカラザル分」）と現状でもどうにか凌げるもの（「忍び得ル分」）に調査分類し⁽²⁷⁾、埼玉県内の国県道には「忍び

路線	幅員	本数	路肩からの距離、支障の状況
松山川越道	5間	1	6尺、交通ノ際車馬ノ衝突多シ
松山川越道	5間	1	4尺、交通ノ際車馬ノ衝突多シ
松山川越道	11尺	1	3尺、車馬ノ交通上非常ノ障害トナル
小川熊谷停車場道	16尺	1	5尺、車馬ノ交通多シ
小川熊谷停車場道	15尺	1	4尺、車馬ノ交通多シ
小川熊谷停車場道	15尺	1	4尺5寸、車馬ノ交通多シ
松山小川道	15尺	1	4尺、車馬ノ交通多シ
小川秩父道	12尺	1	3尺5寸、車馬ノ交通多シ
羽生古河道	15尺	1	曲角から3尺、交通上障害甚シク攔キ難キ
幸手久喜停車場道	15尺	1	3尺5寸、曲線ヶ所ニ設ケアリ自動車其他車馬交通頻繁ニシテ車馬交通ノ際衝突スルコト屢ニシテ攔キ難シ
6号国道	5間	1	7尺、交通頻繁ニシテ車馬交通ノ際衝突屢アリ
6号国道	5間	4	5尺、交通頻繁ニシテ車馬交通ノ際衝突屢アリ
6号国道	5間	1	4尺、交通頻繁ニシテ車馬交通ノ際衝突屢アリ

〔出所〕「交通障害電柱調ノ件土木局長へ回答」、『埼玉県行政文書』（大1092）

表2 埼玉県内国県道における障害電柱（忍び得べカラザル分）（1920年）

22 以下、道路法の条文は『大正8年 法令全書』による。

23 第4項は「管理者ハ道路ノ占用ニ付占用料ヲ徴収スルコトヲ得但シ前二項ノ規定ニ依ル占用ニ付テハ此ノ限ニ在ラス」という規定で、電柱の道路占用については占用料が免除されることになった。

24 『道路会議特別委員会速記録』第3号（内務省土木局、1921年）、35頁。堀田貢土木局長の発言。

25 前掲『第3回地方土木主任官会議録』上、109～110頁。

26 埼玉県以外の調査結果は確認できない。

27 「交通障害電柱調ノ件土木局長へ回答」、『埼玉県行政文書』大1092。

得ベカラザル分」16本、「忍ビ得ル分」61本がそれぞれ存在した。「忍ビ得ベカラザル」電柱をあげた表2からは、路肩から1間近くも離れて建つ電柱が車両交通の邪魔になっている様子が判明し、極端な例として、小川熊谷停車場道の電柱3本は幅員の3分の1まで飛び出して建てられていた。この調査と同時期に、岐阜県の土木課長は県内の電柱について「道路ノ三分ノ一モ真中ニ出テ居ツテ、通行ヲ妨ゲテ居ルモノガ沢山ゴザイマス」と指摘しているが⁽²⁸⁾、埼玉県の事例を踏まえれば、この発言も強ち誇張とはいえないだろう。大まかな推計では、埼玉県の障害電柱77本は県内全電柱の0.4%にあたり⁽²⁹⁾、その割合が小さかったことは確かである。しかし、幹線道路に1本でも障害電柱があれば、衝突事故が起きるなど道路全体の円滑な車両交通に悪影響を与えかねず、国県道を管理する府県としては見過ごせない事態だったに違いない。埼玉県の事例が全国的傾向を示すとは即断できないものの、程度の差こそあれ、他府県の障害電柱の状況も同様だったと推察される。

1918年6月の地方土木主任官会議において、府県の土木課長からこうした電柱の状況を指摘された通信省の中川通信局長は、「建設条例ノ規定シテ居ルコトハ、決シテ通信部局ノ者ガ自分ノ勝手次第ニ電信電話線路ヲ建設スルコトガ出来ルト云フ意味ノ規定デアルトハ解釈シテ居ラナイノデアリマス」と断った上で、電柱を建設する際は「予メ其ノ設計ヲ以テ地方府県庁其ノ他ノ公共団体ニ通知ヲシテ協議ヲ遂ゲ、其ノ地方庁等ノ意見ニシテコチラノ工事上容レ得ル限りハ、出来得ル限り其ノ地方ノ便益トスル所ニ従ツテ工事ノ設計方法ヲ変ヘテ之ヲ実行スルヤウニ努メヨト云フ事ヲ繰返シ通牒シテ居ルノデアリマス」と強調した。そして、交通を妨げる電柱について、「多数ノ人ガ工事ヲヤル際ニ於テハ、或ハ其ノ執行ノ上ニ於テ時ニ誤リガ無イト云フコトヲ私ハ決シテ信ズルノデハアリマセヌ」と釈明し、「各府県庁等ヨリ色々ノ事例ヲ挙ゲテ、斯ノ如クアルノデアルカラ建設ニ注意セヨト云フ事ノ申出」があった場合、「其ノ府県庁ニ対シテハ、實際ニ於テ斯ノ如ク通知ヲシ、斯ノ如ク取締ツテ居ルト云フ事ノ返事ヲスルト同時ニ、又自分ノ部内ニ対シテハ、能ク注意セヨト云フコトヲ繰返シテ居ルノデアリマス」と対応方針を説明した⁽³⁰⁾。後述するように、電柱問題に対する通信省地方通信局の対応にばらつきがあったことは事実であり、通信局長が言うように、通信本省と地方部局の意思疎通の問題から不都合が生じた可能性はあったと思われる。しかし、通信省側に斟酌すべき事情があったにせよ、内務省は電柱の道路占用には問題が多いと認識しており、堀田貢土木局長は1919年2月の衆議院道路法案委員会において、「道路ノ効用ノ上ヨリ論ズレバ、最モ必要ナル欠クベカラザルサウ云フ場所ニモ〔通信省は〕ドシドシ電柱ヲ建テル……折角金ヲ掛ケテ造ッタ道路モ、電信線等ノ為メニ占用サレテ、思ノ外効用ヲ為サスト斯ウ云フ場合ガ多クッタノデアリマス、デドウカサウ云フ点ヲ出来ルダケ救済シタイ」と述べている⁽³¹⁾。また、たとえ通信省が交通に配慮して電柱を建てたとしても、建設条例に基づいた占用が行われる限り内務省の道路監督権限が侵害される状況は続くのであるから、自主規制を行うので道路法による規制はしないでほしいという通信省の要望を内務省が受け入れる余地はなかった。

ただ、内務省は優遇措置が撤廃されることになる「通信省ノ内情ニモ同情ヲ寄せ」、「相相互」で「譲ルベキハ譲ル」という姿勢で交渉に臨んでおり⁽³²⁾、4つの事項について通信省の要求を

28 前掲『第3回地方土木主任官会議録』上、107～109頁。

29 府県別の電柱数が不明なため、便宜上、1920年の全国電柱数（1,002,994本）を府県数（47）で除したものを県内電柱数（21,340本）とした。

30 『第2回地方土木主任官会議要録』（内務省土木局、1919年）、637～638頁。

31 『第41回帝国議会衆議院道路法案委員会議録』第6回、60頁。

32 前掲『第3回地方土木主任官会議録』上、68、110頁。佐上道路課長の発言。

受け入れた⁽³³⁾。第1の項目は、「第四条ニ依り命令ヲ以テ定ムル工作物中ニハ「マンホール」地下線路等ノ如キ電信電話工作物ヲ含マシメサルコト」というものである。道路法第4条では「本法ニ於テ他ノ工作物ト称スルハ堤防、堰堤、護岸、鉄道用橋梁其ノ他命令ヲ以テ定ムル工作物ヲ謂フ」と規定され、「道路ト他ノ工作物ト効用ヲ兼ヌル場合」には道路管理者がそれを管理することになっていたため（第18条第2項）、道路と効用を兼ねるマンホールなどの管理権が道路管理者に渡ることを嫌った通信省は、マンホールなどを工作物から除外するよう内務省に要請したのである⁽³⁴⁾。第2の項目は、「電信電話工作物ノ工事ハ第二十五条ニ依リ之ヲ執行セシメサルコト」という内容だった。道路法第25条の「道路ニ関スル工事ノ為必要ヲ生シタル他ノ工事ハ管理者道路ニ関スル工事ト共ニ之ヲ執行スルコトヲ得」という規定に従えば、道路改修に伴う電柱等の移転工事を通信省が行えない恐れがあったため、通信省は25条の適用除外を求めたのである。第3の項目は、「第二十八条ノ協議ハ両省ノ間ニ於テ予メ電信電話工作物建設方法ニ関スル標準ニ付一定ノ協議ヲ遂ケ置キ当該官庁其ノ標準ニ従ヒ工事ヲ実施スル場合ニ於テハ占用ノ都度箇々ノ協議ヲ要セサルコト」という規定であった。道路法第28条第2項が定める協議は通信省と地方長官が行うことになっていたが、電柱を建設するたびに協議するのは煩雑であり、通信省も「サウ云フ事柄ハ大体大キナ所デ定メタイ」と希望していたことから⁽³⁵⁾、内務通信両省は道路占用の基準となる要項を道路法施行までに作成することで合意した。

最後の項目は、「道路ニ関スル工事ノ為必要ヲ生シタル電信電話工作物移転等ニ関スル費用ハ第四十一条ノ規定ニ依ル特別ノ事由アル場合ト為ササルコト」というものである。道路法第41条は、「道路ニ関スル工事ノ為必要ヲ生シタル他ノ工事ノ費用ハ管理者特別ノ事由アル場合ニ於テ他ノ工事ニ付費用ヲ負担スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負担セシムル場合ヲ除クノ外道路ニ関スル工事ノ費用ヲ負担スル者ヲシテ之ヲ負担セシム」という内容で、道路工事に伴う電柱の移転費用にかかわる規定であった。道路工事の際の電柱移転費は、建設条例制定以前から工事を行う地方公共団体が負担しており⁽³⁶⁾、それを踏襲した建設条例第5条でも、「公衆通信ノ用ニ供スル電信線路電話線路ヲ移転スル必要アル者ノ請求ニ由リ通信省ニ於テ之ヲ許可シタルトキハ其移転費用ハ請求者之ヲ負担スルモノトス」と規定され、府県などは電柱移転費を通信省に支払わなければならなかった。しかし、移転費には工事費以外に通信吏員の出張費や給料などが含まれていたことに加えて、電柱を1本移転するのに前後何本もの電柱の移転費を併せて請求されることも多く⁽³⁷⁾、限られた予算の中で道路費用を捻出していた地方公共団体にとって、電柱移転の経費まで支出することには負担感が大きかった⁽³⁸⁾。そのため、移転費の支出を拒む府県も現れ、例えば、国道拡幅工事の際、移転費の支出を拒否した栃木県では、通信局が電柱移設に応じなかったため道路の真中に電柱が残され⁽³⁹⁾、また、通信局が移転費を負担

33 「道路法ヲ定ム」（『公文類聚』2A-11-類1329、国立公文書館所蔵）。

34 前掲『第3回地方土木主任官会議録』上、67～68頁。

35 同上書、104頁。

36 「電柱移転工夫給料旅費支給方ノ儀ニ付山形通信管理局ヘ照会」（『秋田県庁文書』930103-05794、秋田県公文書館所蔵）および「山形通信管理局長ヨリ電柱移転ニ関スル費用ノ儀通知ノ件」（『秋田県庁文書』930113-05796）。

37 電柱を直線的に配置しないと電線の耐久力が低下して毀損する割合が高くなるため、こうした複数の電柱の移転が行われた。この点について岐阜県の土木課長は、道路改修費に匹敵する移転費を請求されたと地方土木主任官会議で苦情を述べている（前掲『第3回地方土木主任官会議録』上、107、179頁）。

38 例えば、秋田県は1912年3月に電柱移転費を負担するよう仙台通信管理局に求めている（「国県道筋ニ電信電話柱建設ニ関シ仙台通信管理局ヘ照会」、『秋田県庁文書』930103-05934）。

39 『地方土木主任官会議要録』（内務省土木局、1917年）、458頁、および前掲『第2回地方土木主任官要録』、45～46頁。

する慣例となっていた京都府は⁽⁴⁰⁾、通信局の担当官吏が交代して新任の担当者に負担を拒否されると支払いを拒絶し、拡幅工事後の道路中央に電柱が置かれる事態となった⁽⁴¹⁾。財政的負担を感じつつも、多くの府県は建設条例の規定に従って電柱移転費を支払っていたのであり、栃木県と京都府の対応が例外であったことはいうまでもない。土木局河港課長の池田宏も地方土木主任官会議の席上、府県の対応について、「公共団体タル以上……〔電柱の移転費を〕払ハナケレバナラヌト思フ、ソレガ即チ建設条例ノ解釈ニナリハセヌカト思ヒマス」と述べている。ただ、こうした法律論に池田の発言の力点が置かれていたわけではなく、池田は続けて、「京都府ノ御争ヒニナッテ居ルノハ好ヒ例ト思ヒマス、主務省〔内務省〕ノ厄介ニナラナイヤウニ、通信省ガ〔移転する電柱を〕建テル工夫ガアルナラバ、大変好都合ダト思フ」と指摘し、京都府の対応を積極的に評価するとともに、電柱移転費は通信省が支出すべきとの考えを示した⁽⁴²⁾。池田が内務省の意向に沿って発言したことは間違いなく、内務省は道路法制定にあたり、第41条の「特別ノ事由アル場合」という条項を道路工事に伴う電柱の移転に適用し、通信省が移転費用を負担するよう求めたのである。これに対して、自らの都合によらない移転費の負担に通信省は難色を示し、内務省側も道路法第28条を通信省が受け入れたことに配慮して譲歩を行った。以上の4項目が道路法案とともに閣議決定され、当初の予定より1年遅れた1919年の第41議会で道路法は可決成立した。次章では道路法成立後の電柱の道路占用についてみていこう。

3 道路法成立後の道路占用

(1) 道路占用方法の決定

道路法成立後の1919年6月、道路に関する重要事項を審議する内務大臣の諮問機関として道路会議が設置され、電柱の道路占用については道路会議の特別委員会が審議にあたり、同年11月内務大臣に答申を提出した⁽⁴³⁾。内務、通信両省の合意の上に作成された答申は、電柱建設の方針を示した「道路上ニ建設スル電柱其ノ他ニ関スル件」とそれに付随する「電線路建設其ノ他ニ関スル要項」および「地下工作物施設要項」からなり、「道路上ニ建設スル電柱其ノ他ニ関スル件」には以下の4項目があげられた⁽⁴⁴⁾。①大都市内ノ電信線電話線等ハ可成之ヲ地下式ニ改ムルコト。②電信線電話線等ハ相互添架ノ方法ヲ講シ可成道路上ニ建設スル電柱ノ数ヲ減スルコト。③道路上ニ電柱ヲ建設スル場合ニ於テハ別紙要項ニ準拠スルコト。④道路ヲ占用シテ為ス工作物ノ建設其ノ他ノモノニ付テハ電柱建設ノ要項ヲ準用スルコト。

①と②は、電線の地下化と相互添架によって電柱を削減する長期的方針を示したもので、交通の障害となる電柱をできる限り除去したい内務省の意向を反映していた⁽⁴⁵⁾。電線の地下化は部分的ではあったが当時すでに実施されており、特別委員会での審議の際、通信省の米田通信局長は次のように述べている。「東京ノヤウナ大キナ都会地ノ主要線ハ地下線ニシタイト云フ考デ、既ニ調査ヲ進メテ居リマス、併シソレガ何時ニナッテ実現サレルカト云フコトハ、経費

40 内務技官の沖野忠雄は、電柱移転費の取扱が地方により異なっていた理由について「通信省ノ管理局〔通信局〕ト云フモノガ別レテ居ルカラ、ソレニ依ッテ大変違フト思フ、人ニ依ッテ一向平気デ、向フデ替ヘテシマウ人ト、金ヲ呉レト云フ人ト両方アル……管理局ノ手先ノ手加減ガ大分アルダラウト思フ」と述べている（前掲『地方土木主任官会議要録』、456頁）。

41 同上書、445～446、455～456頁。

42 同上書、455頁。

43 内務省編『道路法ノ施行及道路改良計画』（同省、1920年）、24～30頁。

44 以下、答申の項目は同上書、37～45頁による。

45 電信電話線の地下化と相互添架による電柱の削減については、道路会議による建議も行われた（同上書、59～60頁）。

ノ問題デスカラ、此処ニ御答スルコトハ出来マセヌ唯、主ナル路線ノ輻輳スル所ハ、漸次地下線ニ換ヘテ行キタイト云フ考ヲ有ッテ居リマス、其ノ外尚市外デモ主ナル所デ、線ガ余計架ッテ居リ、障碍等モアルヤウナ部分ハ順次地下線ニシタイト云フ計画デ調査ハ進メテ居リマス」⁽⁴⁶⁾。大都市内の地下線化が特に必要とされた理由は、電話と電力への需要の高まりを背景に市街地で電柱が増え続けていたことにあった。こうした状況を内務省だけではなく逓信省も問題視しており、1919年6月に開催された逓信局長会議の席上、逓信次官は全国の各逓信局長へ「電線路」を「整理」するよう指示している⁽⁴⁷⁾。電線の相互添架については逓信省もその方向性を認めてはいたが、技術的な問題から直ちに実現することは難しいとの立場をとっていた。道路会議でこの問題が審議された際、電話線を電燈線あるいは電信線と併架できるのではないかと指摘された逓信技師は、併架を行った場合「電話ノ方ニ誘導音ガ入ッテ来マシテ、通話ニ障碍ヲ与ヘルノデアリマス」と説明し、現状では公衆用電話線との相互添架が行えないことに理解を求めた⁽⁴⁸⁾。

一方、③と④で電柱等を建設する際準拠すべき要項として指定されたのが「電線路建設其ノ他ニ関スル要項」および「地下工作物施設要項」で、前者では電線路の測量、建設、移転等について交通の妨げや道路管理者の迷惑とならないよう道路占用方法が定められ、後者では電線路を含む種々の地下工作物に関して同様の占用方法が規定された⁽⁴⁹⁾。これらの要項は電柱などの道路占用に規制を加えるものであったが、逓信省は道路会議においてその内容を基本的に承認した。というのも、かねてから電柱が交通の妨げになっていると批判を浴びてきた逓信省は、その頃には交通に配慮して道路を占用するようになっており、府県の土木担当者も逓信省の姿勢の変化を認めていた⁽⁵⁰⁾。ただ、道路交通に理解を示すようになった逓信省も、「電線路建設其ノ他ニ関スル要項」中の電柱の建設場所および地下線路移転の費用負担に関する規定については、道路会議特別委員会で削除あるいは修正を求めて内務省と対立した。これらの点は次節で取り上げる道路法施行後の道路占用問題とも関わっていることから、建設場所をめぐる議論からみていこう。

円滑な道路交通を実現するため道路から電柱を排除したかった内務省は、「電線路建設其ノ他ニ関スル要項」の原案で電柱の建設位置を原則道路外と規定した。しかし、道路会議特別委員会に出席した逓信省の米田通信局長は、「道路ニハ〔電柱を〕絶対建テラレナイト云フコトニナルト、逓信省トシテハ甚シク支障ヲ蒙ル訳デスカラ、是ダケハ是非削ツテ戴キタイ、之ニ就テハ私トシテハ余程強ク主張致シタイ考ヘデス」と発言して条文の削除を強く求め、道路を使用できないと「線路ノ巡視ヲスルナリ、或ハ碍子ノ掃除ヲスルナリ、又ハ修繕ヲスルナリ、其ノ他ノ場合ニ甚ダ不便ヲ感ズルノデアリマス」と反対の理由をあげた。これに対して佐上道路課長は「是ハ絶対ニ禁ズルト云フ意味デハアリマセヌ」と述べ、例外も許容されるという判断を示したが、通信局長は納得しなかった⁽⁵¹⁾。そこで、堀田土木局長が「道路ヲ利用シテ電柱ヲ建設スル場合ニハ、路端ニ建設シ、相当法敷アル時ハ之ヲ利用スルコト云フコトニシタラドウデス」とさらに譲歩する姿勢を示したが、逓信省への過度な譲歩を懸念した内務技師の牧

46 前掲『道路会議特別委員会速記録』第3号、38頁。通信局長は逓信次官の代理として委員会に出席した。

47 『大正8年6月逓信局長会議々事録』（逓信大臣官房文書課、1919年、郵政資料館所蔵）、39～40頁。

48 前掲『道路会議特別委員会速記録』第3号、67～69頁。青山逓信技師の発言。

49 「電線路建設其ノ他ニ関スル要項」の条文は付表を参照されたい。

50 前掲『道路会議特別委員会速記録』第3号、107頁。

51 同上書、50～51頁。

彦七が、「地方ノ道路ノ如キハ、電柱ノ建設サレテアル為ニ随分交通ガ妨害サレテ居ルノデス、殊ニ此ノ頃ノヤウニ自動車ガズツト田舎マデ行クヤウニナルト益々困ルノデス」と指摘、電柱が自動車交通の障害となっていることを強調したところ、車両が行き違えない道路について電柱の建設を制限してはどうかという議論となり、幅員2間以下の道路で電柱の建設を制限する案が浮上した。しかし、幅員2間以下の道路に建っている電柱は全国で約6万本にのぼったことから、通信局長は「若シ二間以下ノ道幅ノ所ニ電柱ガ建テラレヌト云フコトニナリマス、通信省トシテハ甚シク事業ニ影響ヲ受ケルノデアリマスカラ、私ノ方トシテハ先日申上ゲマシタ如ク、此ノ項ハ削除シテ戴キタイノデアリマス」と述べ、この修正案も拒絶したのである⁽⁵²⁾。

通信省がこうした姿勢を取り続けた理由が通信局長の指摘した実務的問題にあったことはいうまでもない。ただ、通信省に頑なな態度をとらせたより根本的な原因は別のところにあり、それを知る手がかりとなるのが、「道路ハ総テノモノニ使用シ得ラレト云フコトヲ本則トシテ貫ハヌト困ルノデス」という通信局長の発言だった⁽⁵³⁾。この発言は電柱を含む種々の道路占用を規制する道路法と対立するものであり、内務省が承服できるはずはなく、堀田土木局長と米田通信局長の間で以下のような議論が交わされた。

菅原委員 電柱ヲ道路ニ建テルコトガ原則デアルト云フノハドウ云フ根拠ガアルノデスカ

米田議員 道路ト云フモノハ、原則トシテ各方面ノモノガ利用スベキモノデスカラ、殆ド言ヲ俟タヌノデス

堀田議員 [道路法] 第二十八条ニハ「管理者ハ交通ヲ妨ケサル限度ニ於テ道路ノ占用ヲ許可又ハ承認スルコトヲ得」トナツテ居ルノデアリマシテ、交通ヲ妨ゲザル限度ト云フコトガ条件ニナツテ居ルノデアリマス、従テ交通ヲ妨ゲルヤウナモノデアレバ、管理者トシテモ許可又ハ承認スルコトガ出来ナイノデアリマス……国ノ事業ニ就テ道路ヲ占用シヤウト云フ場合ニ於テモ、其ノ協議スベキ標準トナルベキモノハ、第一項ノ規定ニ基イテ交通ヲ妨ゲザル限度ト云フコトデナケレバナラス、交通ノ妨ゲトナラナイ程度ニ於テ承認スルカ否ヤヲ定メルト云フノガ、最モ法律ノ規定ニ適合シタ遣リ方デアルト考ヘマス⁽⁵⁴⁾

このやりとりからも分かるように、通信省は道路を占有することが自明の権利であると主張し、それは道路利用に関する根源的な議論につながる論点でもあった。しかし、すでに道路法が成立している以上、道路に関する事柄は道路法の下で処理されなければならない、「本法ニ於テ道路ト称スルハ一般交通ノ用ニ供スル道路ニシテ」という道路法第1条の規定をふまれば、道路利用において電柱より「一般交通」が優先されることは明らかで、占有が行われる場合でも交通を妨げないことが条件だった。通信省がこれらの点を理解していなかったとは考えにくく、こうした事情を承知の上で通信局長が上記の発言を繰り返した最大の理由は、建設条例の制定以来享受してきた電柱建設の優遇措置が撤廃されたことへの不満にあったと思われる。しかも、優遇措置を廃止された上に電柱の建設場所まで一方的に道路外と指定されたのであるから、通信省が強く反発したのも無理は無く、電柱の道路占有が自明の権利であると主張したことは同省として当然の対応だったといえよう。通信局長はこの後も条項の削除を要求したため、特別委員会の委員長は小委員会を設けて議論の着地点を見つけることを提案、土木局長と通信

52 同上書、52～53、60～61頁。

53 同上書、62～63頁。

54 同上書、64～65頁。菅原委員は大蔵官僚出身の貴族院議員菅原通敬。

局長が加わった小委員会で検討が行われた結果、内務通信両省が歩み寄り、「道路ヲ占用シテ電柱ヲ建設スル場合ニ於テ相当法敷（側溝法敷ヲ除ク）在ルトキハ之ヲ利用シ相当法敷ナキ場合ニ於テノミ路端ニ之ヲ建設スルコト」と修正することで合意に達した⁽⁵⁵⁾。つづいて、第2の争点であった地下線路移転の費用負担をめぐる議論をみていこう。

内務省が作成した「電線路建設其ノ他ニ関スル要項」の原案では、橋梁の改築修繕に伴う電信電話地下線路の移転について、「地下線路カ河川、溝渠等ヲ横断スル為之ヲ橋梁ニ架設スルハ妨ケサルモ橋梁ノ改築又ハ修繕ノ場合ニ於ケル線路ニ関スル工事ハ通信省ニ於テ之ヲ負担スルコト」と規定されていたが、米田通信局長は既定予算でこの工事費用を賄えない場合もあるので事前に協議を行うよう文言の修正を求め⁽⁵⁶⁾、特別委員会で内務省側と次のようなやり取りが行われた。

- 池田委員 此ノ費用ハ通信省デハ全部負担シテモ宜イト云フ御考デスカ
- 米田議員 ソレハ全体ノ工事費ヲ負担スル場合モアリマセウシ、サウ行カヌ場合モアリマセウ、必シモ通信省ガ全部ノ負担ヲシナケレバナラヌト云フモノデモナカラウカラ、其負担歩合等ヲ定メル為ニモ、一応御協議ヲシテ欲シイノデス
- 佐上幹事 サウスルト斯ウ云フ電信線電話線ノ方ノ費用モ橋梁ノ方デ持ツコトニナルノデスカ
- 米田議員 全然私ノ方デ負担シナイト云フ訳デハナイノデスカラ、其処ヲ相談デヤラウト云フノデス、ソレ故予メ私ノ方ヘ協議シテ貰ヒタイト云フノデス
- 堀田議員 是ハ通信局長ノ御意見モアリマシタガ、橋梁ノ改築修繕ヲスル場合ニハ、是ハ通信省ナドノ多クノ電線ヲ添架シテ居ル側カラ見マシテモ、ソレヲ支ヘテ居ル橋梁ガ丈夫ニナル、改善サレルノdealカラ、都合ノ好イコトニナル訳デス、ソレ故ニ之ニ要スル費用ハ通信省デ御負担ニナルト云フコトニ原則ヲ定メテ置イテ、相当ノ期間ヲ置イテ、此ノ橋梁ノ架換ヲ致シマスカラ、ドウカ貴方デモ御一緒ニ改築ノ手続ヲシテ欲シイト云フ通知ヲシタナラバ、ソレニ応ゼラレルト云フコトニシタラドウデスカ……
- 池田委員 道路法第四十一条ノ「特別ノ事由」アルト云フ法律ノ意味ハドウ取レマスカ
- 米田議員 道路法第四十一条ニ依テヤル場合ハ、特別ノ事由アル場合ニ通信省ナラ通信省デ費用ヲ負担スル外ハ、道路ニ関スル工事ヲスル方ノ費用デヤルノガ当然deal、ソレヲ御協議デ行カウト云フノデスカラ、通信省トシテハ余程斟酌ヲシテ居ル積リデス
- ……
- 堀田議員 橋梁ノ改築修繕ト云フヤウナコトハ必要モナイノニ無暗ニスルモノデモナク、又此方トシテモ監督シテ居ルノデスカラ、斯ウ云フ場合ニハ大体通信省ノ方デ費用ヲ負担セラレルコトニ願ヒタイノデス
- 米田議員 今マデノ建設条例デアレバ、一文モ出スニ及バナカッタノデスガ、今度ノ道路法デ、国ノ事業ニ付テハ当該官庁ハ主務大臣ト協議シテ道路ヲ占用スルト云フコトニナッタノデスカラ、私ノ方トシテモ従来ニ比ベルト余程事情ガ変ツテ居ルノデス、ソレ故予算ガ許シサヘスレバ費用ノ負担モ致シマスケレドモ、サウ

55 同上書、75～81頁。

56 同上書、82～83頁。

予算ガアル訳デモアリマセヌカラ、ソレデ協議シテ貰ヒタイト云フノデス⁽⁵⁷⁾

以上の議論からは、橋梁工事に伴う地下線路移転費用の全額負担を迫る内務省とそれに抵抗する通信省という構図が判明し、そこで道路法第41条に言及されている点が注目されよう。前章で述べたように、内務省は同条の「特別ノ事由」という条件を使って電柱の移転費用を通信省に負担させたいと考えていたが、道路法の規制を受け入れた通信省に譲歩して、「特別ノ事由」を電柱の移転に適用しないことを承認した。橋梁は道路法第2条で道路の付属物と位置づけられており、橋梁工事が「道路ニ関スル工事」に含まれても不思議はないが、上記のやりとりをみると第41条に関する閣議決定は橋梁工事に適用されなかったとみられる。閣議決定で通信省に譲歩したものの、電柱と電線路の移転費用はすべて通信省が負担すべきと考えていた内務省は、この点を利用して橋梁工事に伴う地下線路移転費の全額負担を通信省に求めたのである。

通信省は、道路法第41条の閣議決定を理由に、橋梁工事も「道路ニ関スル工事」に含まれるとして新たな負担を全面的に拒否することも可能だったと思われるが、内務省に歩み寄り移転費用の一部負担を表明した。譲歩しているという通信省の意識は通信局長の「余程斟酌ヲシテ居ル積リデス」という発言に示されており、本来ならば支出する必要の無いものを一部でも負担しようと譲歩した通信省にとって、移転費を全額負担せよという内務省の要求は無理難題と映ったに違いない。内務省の都合で橋梁の改築修繕を行うのだから移転費用を通信省が全額負担するのはおかしいという通信省の言い分と、電線を架設している通信省も橋梁の改修によって便益を受けるのだから移転費用は全て通信省が負担すべきという内務省の言い分は、それぞれ理に適った点があり、どちらが妥当であるか判断するのは難しいところだが、最終的に内務省は議論をまとめるため通信省の希望を受け入れ、「地下線路ヲ橋梁ニ架設シタル場合ニ於テ其ノ橋梁ノ改築又ハ修繕ノ為地下線路ノ移動ヲ要スルトキハ其ノ工事及費用ニ付テハ道路管理者予メ当該官庁ト協議スルコト」と文言を修正、それを通信省も了承し特別委員会は合意に達した⁽⁵⁸⁾。ただ、その際土木局長は、「予メ斯ウ云フ風ニ御協議ヲ致シマスル結果……通信省ガ全部若ハ大部分ノ費用ヲ御出シニナツテ、此ノ計画ト相策応シテ工事ヲ進メルヤウニ致シタイト云フ切ナル希望ヲ有ツテ居ルノデゴザイマス」と述べ、できる限り費用を全額負担するよう通信省に念を押している⁽⁵⁹⁾。道路法施行後にはこうした内務省の意向を受けた府県が通信省に費用の全額負担を求めており、例えば京都府では、1922年7月に紀伊郡吉祥院村地内橋梁への電話地下線用鉄管の添架を大阪通信局長から通知された際、将来橋梁を改修する場合は無償で管路の移転または仮工事を行うことを条件に添架を認め⁽⁶⁰⁾、1929年7月に葛野郡嵯峨村渡月橋への電話地下線添架を大阪通信局長から通知された際にも、「渡月橋ノ改築ノ際ハ貴局ノ費用ヲ以テ管路ヲ撤却セラルヽコト」という条件を提示し、この事例では大阪通信局長が費用負担を受け入れたことが確認できる⁽⁶¹⁾。

このように、内務省は電線路の移転費用を通信省に負担させることに強くこだわっており、道路法施行後には道路工事に伴う電柱移転費用についても通信省に負担を求めたのである。次節では、この問題について検討しよう。

57 同上書、85～87、92～93頁。池田委員は内務省都市計画課長の池田宏。

58 同上書、114～115頁。

59 同上書、115頁。

60 「電話地下線用鉄管橋梁添架ノ件」(『京都府庁文書』大正11年道路)。

61 「公道橋へ電話地下線路添架ノ件」(同上文書 昭和5年国府県道)。

(2) 電線路移転費用の負担に関する内務通信両省の対立

1920年4月の道路法施行により電信電話の道路占用には建設条例に代わって道路法が適用され、占用は「電線路建設其ノ他ニ関スル要項」および「地下工作物施設要項」に則って行われることになった。電柱の建設や地下線路の敷設の際、通信省は「電線路建設其ノ他ニ関スル要項」に従って測量の段階から事前に地方長官へ工事の区間と期日を通知しなければならず、交通などに支障がある場合には測量換を行うことも義務付けられ、これにより、内務省の道路監督権限が侵害される状況が解消され、電信電話の道路占用の問題も決着したかにみえた。ところが、内務省は建設条例の問題点がいまだ解決されずに残されていると考えており、それが道路法第41条の道路工事に伴う電柱移転費用の負担問題であった。これまでも指摘したように、道路法制定時の閣議決定によって通信省はこの移転費用の支払を免れていたが、内務省はそれを支出するよう通信省に要求した。閣議決定に反して通信省に負担を求めることには無理があるとも思われるが、内務省は閣議の決定について、「電信電話線移転ノ費用ヲ国〔通信省側〕カ負担セサルコトヲ決定シタルモノニ非スシテ唯道路管理者カ一方的ニ負担ヲ命令スルヲ得サラシメ関係庁トノ協議ニ依ラシムル趣旨ナリ」と解釈しており、協議の一環として要求を行ったのである。内務省は自らの主張が正当である理由として地方公共団体の負担が増加する点をあげ、次のように述べている。「国ノ事業ノ為ニスル道路ノ占用ニ付テハ占用料ヲ徴収スルコトヲ得サラシメタルモ本来ヨリスルトキハ公共団体カ費用ヲ負担シテ買収シタル用地ヲ使用スルモノナルヲ以テ之ニ対シ補償ヲ為スラ当然トスルモノナリ然ルニ之ヲ免除シタル上更ニ占用物件ノ移転料ニ関シ移転料ヲ要求スルカ如キハ著シク公共団体ノ負担ヲ加重ナラシメ公平ノ觀念ニ反ス」。地方公共団体が整備した道路を無料で使用しているのだから、通信省は移転料を支払うべきというのが内務省の主張であった⁽⁶²⁾。

こうした方針は各府県に伝えられたとみられ、移転費用の負担を求める府県と通信省の間で対立が生じ、1924年には通信局長が土木局長に苦情を申し入れる事態となった。この申入れで通信局長は岐阜県の事例を取り上げ、同県では道路法第41条に関する閣議決定の内容が「徹底シ居ラサルヤノ感有之ニ付貴省ヨリ相当通牒方御配慮相煩度」と改善を要求した。この照会に対する返信で土木局長は先にあげた閣議決定の解釈を示し、「閣議ノ決定ヲ理由トシテ費用負担ヲ拒否セラルヘキ筋合ノモノニ無之予算ノ許ス範囲ニ於テ相当負担可相成モノト被認候」と述べ、さらに「最近地方庁ヨリ貴省ノ負担命令ニ対シ意見提出致居候モノノ費用左記ノ通ニ有之在庫品使用代金並ニ出張官吏吏員ノ旅費給料ヲ要求セラルル如キハ以上ノ趣旨ニ鑑ミ如何ヤト存候之ニ関スル御意見承知致度」と指摘、通信省が請求する移転費用に移転と直接関係のない費目が含まれていることは問題であると強調した。これに対して通信局長は、「移転費用ニ付予メ協議ヲ要スルモノハ地下線路ヲ橋梁ニ架設シタル場合ニ限定」されていると確認した上で、その他の「移転費用ハ全部道路管理者ニ於テ負担セラルヘキモノト存候条各地方庁ニ其ノ趣旨徹底方可然御配慮相煩度」と述べ、内務省の要求を改めて拒絶し善処を求めたのである⁽⁶³⁾。

上記のやりとりからは岐阜県以外にも複数の府県で同様の問題が生じていたことが伺えるが、移転費用について協議が必要なのは地下線路を橋梁に架設した場合だけで、道路工事に伴

62 「通信省電信電話線建設ノ為ニスル道路占用ノ件」(『新居善太郎文書』224、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。

63 「道路法ニ関スル件」(1924年7月14日)、「道路工事ノ為必要ヲ生シタル電信線電話線移転ニ要スル費用負担ニ関スル件」(10月28日)、および「道路工事ノ為必要ヲ生シタル電信線電話線移転ニ要スル費用負担ニ関スル件 対来第119号(10月28日)」(12月23日)、同上文書(224)。

う電柱の移転費は地方が負担すべきという通信省の言い分は、本稿のこれまでの考察から判断しても正当な主張であり、通信省が負担を拒否している以上、内務省としても移転費用を同省に支出させることはできなかった。電柱等の移転費用は通信省が支払うべきという主張それ自体は議論として成り立つものであったが、第41条の閣議決定に関する内務省の解釈にはかなり無理があり、そもそも、こうした解釈を行ってまで通信省に負担を求めるならば、内務省は閣議決定で通信省に譲歩すべきでなかったとも考えられるが、そのあたりの内務省の動向は確認できない。ただ、いずれにせよ、内務省が道路工事に伴う電線路の移転費を通信省に支出させたいと考えていたことは確かであり、土木局長は前段であげた通信局長の返答に対して、「御来意ニ難応候条後承知相成度」と回答するとともに、「貴省電柱建設ノ為ニスル道路ノ占用ト雖交通ヲ妨クルモノニ対シテハ管理者ニ於テ遺憾ナカラ拒絶スル場合モ可有之」と述べて通信省を牽制したのである⁽⁶⁴⁾。内務省は機会あるごとに自らの考えを主張して粘り強く通信省に負担を求める方針を採っており、1924年に設置された行政調査会や1927年に設けられた行政制度審議会などでこの問題を提起した⁽⁶⁵⁾。内務省の意向を受けた府県も引き続き通信省に移転費の負担を要求し、例えば京都府は、1931年6月に久世郡宇治町への電話地下線路布設について大阪通信局長から通知をうけた際、「将来当府ニ於テ工事施行上必要アル場合ハ地下管路ノ移転等ハ無償ニテセラルコト」という条件を付けている⁽⁶⁶⁾。

行政調査会等での内務省の提案はいずれも審議未了に終わり、京都府の事例でも大阪通信局長は道路法第41条の閣議決定を理由に負担を拒み、この問題の解決は容易ではなかった。しかし、内務省はその後も負担を求める運動を継続し、その結果、1935年に通信省と協議に入ることになり、翌36年12月に電線路の移転費用に関する内務通信両省協定が締結された。協定では内務省の主張が大幅に取り入れられ、道路工事に伴う電線路の移転費は通信省と地方公共団体（道路管理者）が折半し、橋梁工事に伴う移転費は通信省が全額を負担、電線路の移転費には通信省吏員等の旅費、給料および電線路の質的改良費を含めないと規定された。電線路の質的改良費については、電線路の移転に伴い電柱や線条の素材を変更あるいは新品と交換する際、移転費には在来の素材の移転費用を計上し、素材の変更により増加する経費や新品代を算入しないという基準が設けられた。吏員の旅費や給料が移転費に含まれている点を内務省が問題視していたことは先にふれたが、通信省は電線路の移転に便乗して電柱や線条の質的向上を図り、その費用を地方に請求していたのであり、内務省や地方公共団体が不満を抱いたのも当然といえよう。このほか協定では、道路内の電線路が交通の妨げになっている場合、その移転費は通信省と地方公共団体が折半すると規定され、改良予定の道路に電線路を建設し10年以内に工事が施工されたときには通信省が移転費を全額負担することになった。また、道路工事に伴う道路外電線路の移転費は地方公共団体が全額負担すること、および地方公共団体は交通に支障が無い限り電線路の道路占用を認めることも協定に盛り込まれた⁽⁶⁷⁾。

これらの項目の大半は通信省の譲歩によって実現したものであり、同省の主張が取り入れられたのは最後にあげた2項目に過ぎなかった。では、なぜ通信省は内務省に歩み寄ったのだろうか。内務通信両省の交渉の詳細は資料の制約から不明だが、協定内容を伝える地方通信局長宛通牒において通信省工務局長は、「移転費用ノ負担並道路ノ占用方ニ関シテ道路法又ハ通信

64 「道路工事ノ為必要ヲ生シタル電信線電話線移転ニ要スル費用負担ニ関スル件回答」、同上文書(224)。

65 前掲「通信省電信電話線建設ノ為ニスル道路占用ノ件」。

66 「通信省地下電話線路布設ノ件」(『京都府庁文書』昭和6年道路定期占用)。

67 前掲「通信省電信電話線建設ノ為ニスル道路占用ノ件」、および前掲『電信電話事業史』第4巻、247頁。

内務両省協定事項ノ解釈ヲ異ニスルカ如キハ徒ニ手数ヲ繁劇ナラシメ其ノ効果些少ナルヤニ被認且将来事業遂行上益々支障ヲ生スル虞アルノ実情ニ鑑ミ」協定を締結したと述べている⁽⁶⁸⁾。

「徒ニ手数ヲ繁劇ナラシメ其ノ効果些少ナル」という言葉が示すように、道路工事に伴う電線路の移転が行われる度に繰り返される地方公共団体や内務省との対立を煩わしく感じていた通信省は、移転費を折半して対立を回避する方が得策であると判断したと推測される。それは通信省に粘り強く負担を求めた内務省の方針が功を奏したことを示すともいえよう。ただ、この協定では通信省の負担の割合はいまだ半分にとどまっており、内務省は年来の主張である移転費全額負担の実現を目指してその後も働きかけを行い、1942年に実施された協定の改正において通信省の全額負担が実現した⁽⁶⁹⁾。電信電話の道路占用をめぐる内務省の懸案は建設条例の制定から50年余りを経てようやく解決したのである。

最後に、道路法施行後の道路占用の状況についてみておこう。まず、道路会議の答申で示された道路占用の長期的方針（相互添架と地下化）は実現したのであろうか。電線電話線の相互添架は1935年頃から可能となり⁽⁷⁰⁾、電線路の地下化もケーブル化と相俟って進展し⁽⁷¹⁾、電柱の増加を抑制したと思われるが⁽⁷²⁾、表1に示されるように電柱は増加傾向にあり、電柱を減少させる効果まではもたなかった。道路法施行後は「電線路建設其ノ他ニ関スル要項」に基づいて電柱が建設され、測量の段階で府県が問題をチェックできたため⁽⁷³⁾、基本的に電柱が交通を妨げることはなかったと思われる。もちろん、「要項」が遵守されなかった事例も存在するが⁽⁷⁴⁾、それはあくまでも例外であり、道路法が制定された以上、通信省も新たな法的枠組に沿った道路占用を行わざるを得なかった。ただし、こうした議論が当てはまったのは電柱が新規に建設される場合であり、既存の電柱の問題は建て替えによってしか解消されなかった。交通の妨げとなっている既存電柱の建て替えを進めたかった内務省は、「電線路建設其ノ他ニ関スル要項」の原案に、「現在道路ヲ占用セル電柱ニシテ前各号ニ適合セサルモノハ漸次前各号ニ依ルコト、シ殊ニ建替ノ際ハ必ス之ヲ実行スルコト」という規定を盛り込んだ。しかし、道路会議特別委員会に出席した通信省の米田通信局長は建て替えに慎重な姿勢をみせ、「「必ス之ヲ実行スルコト」デハ困ル「成ヘク之ヲ実行スルコト」位ニシテ貫ヒタイ」と文言の修正を要求、内務省もそれを受け入れざるを得ず、最後の部分を「建替ノ際ハ可成之ヲ実行スルコト」と修正したのである⁽⁷⁵⁾。電柱は耐用年数に応じた建て替えが必要であったが⁽⁷⁶⁾、通信省が建て替えより新規の建設を優先した可能性は高く、内務省が望む障害電柱の迅速な建て替えが実施されたとは考えにくい。また、内務通信両省協定とその改正により障害電柱の移転費は通信省が支出することになったが、これまでの議論を踏まえれば、費用を負担する通信省が道路管理者の

68 「通信内務両省協定ニ係ル通信省所管電気通信線路建設移転等ニ関スル件」、『新居善太郎文書』(224)。

69 前掲『電信電話事業史』第4巻、247頁。内務通信両省の交渉の経過は資料の制約から不明である。

70 同上書、184～185頁。

71 同上書、185、195、203頁。

72 相互添架と地下化によって減少した電柱の数は不明である。

73 電柱が交通の妨げとなる場合、府県は通信省に測量換を行わせた。この点については、山口県の事例（「電線路測量立会ニ関スル件」）（『山口県庁文書』戦前A土木197）、および「電柱建設位置立会ニ関スル件」（『山口県庁文書』戦前A土木198）を参照。

74 京都府における「要項」違反の例としては、府に通知した建設予定日以前に無断で電柱が建設された事例（「電柱建設ニ関スル件」、『京都府庁文書』昭和6年市町村道）や、電柱は道路の同一側に建設し、反対側に電柱などがある場合には5間以上錯立させるとの規定、および道路の曲角には電柱を建設せず、やむを得ず建設する場合には占有面積を少なくするとの規定が守られなかった事例（「電話地下線路布設」）（『京都府庁文書』通信省地下線路一件 昭和2年度）があげられる。

75 前掲『道路会議特別委員会速記録』第3号、103～104頁。

76 建替えられた電柱の数は不明である。

求めに応じて積極的に建て替えを行ったとも思われない。なお、先にあげた電線路地下化の一環として既存電柱の地下線化が行われる可能性はあったものの、地下線化はあくまで通信省の計画に基づいて行われており、内務省が建て替えを希望する電柱の地下化が優先される保証はなかった。道路法制定後の道路改良によって自動車交通が全国に拡大すると⁽⁷⁷⁾、既存の電柱が交通の障害となる割合も増加したと推測され、京都市では自動車などの交通量が増加した結果、既存電柱の問題点が露呈している⁽⁷⁸⁾。内務省は道路法の制定と内務通信両省協定によって道路監督権限を回復したが、道路法施行後も建設条例の下で建てられた膨大な電柱は存続したのであり、電信柱、電話柱と道路交通の調和の実現は容易でなかったといえるだろう。

④ おわりに

以上の考察から、近代日本における道路と電信電話について次のようにまとめることができる。明治以降の電信電話の発展において道路の利用は不可欠の重要性を有しており、1890年に制定された建設条例によって電信と電話の道路占用には法的保護が与えられ、通信省は道路へ自由に電柱を建設することができた。しかし、それは道路行政を管掌する内務省の道路監督権限の侵害にあたり、道路交通の障害となる電柱も多かったため、内務省は1919年に成立した道路法で電信電話の道路占用に関する優遇措置を撤廃するとともに、道路交通の妨げにならない道路占用方法を規定し、1936年および42年の内務通信両省協定によって建設条例の問題点を全面的に解消した。

建設条例が制定された明治中期は、陸上輸送における道路輸送の役割が相対的に低下し始めた時期であり、道路事業より通信事業の発展が優先され、内務省は自らに不利な内容を持つ建設条例を受け入れざるを得なかった。電信電話の道路占用に関する通信省の既得権益の撤廃は、道路改良の必要性が高まり道路事業の政策的優先度が上昇した大正期以降になって初めて実現したのであり、建設条例の問題の解決に内務省が50年余りを要したという事実は、状況に大きな変化が無い限り制度の変更は容易でないことを示すといえよう。また、この問題は道路の使用をめぐる内務省と通信省の権益争いという側面が強く、とくに電柱移転費負担の対立からは、自らが属する役所の利益を守ろうとする官僚の姿勢が伺え興味深い。近代日本の道路と電信電話はそれぞれ経済活動の基盤を形成したが、両者の接点に位置する道路の利用をめぐる利害の対立が生じ、所管官庁の違いによる役所の縄張り争いが問題の解決を長期化させた。近代日本において政府が交通および通信インフラの整備を推進したことはいうまでもないが、インフラ形成について政府の内部は必ずしも一枚岩ではなかったといえるだろう。

*引用文中の〔 〕は引用者注である。

77 拙稿「道路法と戦間期日本の道路改良」(『関西大学経済論集』第51巻第2号、2001年9月)、93～99頁。

78 前掲「電話地下線路布設」。

第1 線路ノ測量
1. 線路ノ測量ヲ為サムトスルトキハ相当日数前其ノ区間及期日ヲ関係地方長官ニ通知シテ官吏、吏員ノ現場立会ヲ求ムルコト地方長官其ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ道路管理者ニ通知スルコト 2. 前項ノ官吏、吏員立会ヲ為ササルトキハ便宜工事担当官限り測量ヲ行ヒ其ノ旨ヲ通知スルコト 3. 前二項ニ依リ測量シタル後関係地方長官ヨリ要求アリタルトキハ必要ニ応シ現場ニ就キ説明シ若支障アルトキハ速ニ測量換ヲ為スコト 4. 建柱位置（支柱支線ヲ含ム）ヲ定メタルトキハ其ノ位置ヲ標識シ置クコト
第2 線路ノ建設
甲 架空線路 1. 電柱（支柱支線ヲ含ム）建設ノ際ハ著手前工事担当官ヨリ直接関係地方長官ニ通知スルコト 2. 電柱建設ノ際ハ一般交通ニ最モ支障ナカラシムルコト 3. 道路ヲ占用シテ電柱ヲ建設スル場合ニ於テ相当法敷（側溝法敷ヲ除ク）在ルトキハ之ヲ利用シ相当法敷ナキ場合ニ於テノミ路端ニ之ヲ建設スルコト 4. 前項ノ場合ニ於テハ電柱ハ道路ノ同一側ニ之ヲ建設シ其ノ電柱ノ対側ニ電柱郵便函其ノ他ノ建設物アルトキハ可成五間以上錯立セシムルコト 5. 道路ノ曲角ニハ電柱ヲ建設サセルコト已ムヲ得スシテ道路ノ曲角ニ電柱ヲ建設スル場合ニ於テハ特ニ注意シテ其ノ占有面積ヲ少クシ交通ノ支障ヲ最モ少ナカラシムルコト 6. 電線路ハ道路路面ヨリ十五尺以上ノ高サヲ保タシムルコト特別ノ事由アル場合ニ於テハ引込線ニ限り交通ニ支障ナキ程度ニ於テ其ノ高ヲ低減スルコトヲ得ルコト 7. 道路ニ建設スル電柱ノ脚釘ハ通行者ニ危険ナカラシムル為地上六尺以下ノ部分ニハ之ヲ取附ケサルコト 乙 地下線路 1. 地下線路ノ工事ノ施行ニ付テハ一般交通ニ最モ支障ナカラシムルコト 2. 地下線路ハ一旦埋設シタルトキハ屢掘鑿スルカ如キコトナキ様長期ノ計画ヲ定メ施工スルコト 3. 地下線路ハ幅員狭キ道路ヲ避クルコト 4. 地下線路ト架空線路トノ連絡用鉄管ハ交通ノ妨害トナラサル様成ルヘク電柱ノ道路ニ向ハサル側ニ設備スルコト 5. 地下線路ヲ橋梁ニ架設シタル場合ニ於テ其ノ橋梁ノ改築又ハ修繕ノ為地下線路ノ移動ヲ要スルトキハ其ノ工事及費用ニ付テハ道路管理者予メ当該官庁ト協議スルコト 6. 地下線ノ埋設ニ付テハ左記各号ニ依ルコト イ. 道路ノ掘鑿ハ作業上支障ナキ限り可成其ノ範圍ヲ狭小ナラシメ且同時ニ長区間ニ亘リ施工セサルコト、シ尚其ノ工事ハ成ルヘク之ヲ敏速ナラシムルコト ロ. 道路ヲ横断シテ掘鑿スル場合ハ一侧ノ掘鑿ヲ終リ之ニ完全ナル栈橋ヲ架設シタル後他側ノ掘鑿ヲ為スコト但シ二部ニ分チ施工シ能ハサルトキハ夜間交通途絶シタル後ニ於テシ日出前迄ニ栈橋ヲ架設スルコト ハ. 人家ノ軒先ニ接近シテ道路ヲ掘鑿スル場合ハ居住者ノ出入ヲ妨ケサル様栈橋ヲ架設スルコト ニ. 掘鑿土砂ハ交通ニ支障ナキ場所ニ搬出シ掘坑附近ニハ成ルヘク之ヲ堆積シ置カサルコト ホ. 掘坑ノ周囲ハ勿論掘鑿土砂又ハ工事用物品ヲ置キタル箇所ニハ通行人ニ危険ヲ及ホサ、ル様柵其ノ他ノ設備ヲ為シ且夜間ハ注意燈ヲ点スルコト ヘ. 道路ノ掘坑ハ成ルヘク速ニ埋戻ヲ為スコト ト. 道路埋戻ノ際ハ旧道路ノ構造ト同等以上ニ復旧スルコト但シ特別ナル工法ヲ以テ舗装セル道路ノ路面工事ハ占用者ノ負担ニ於テ道路管理者之ヲ施工スルコト
第3 線路ノ移転
1. 道路管理者ヨリ線路移転ノ請求アリタルトキハ占用者ハ遲滞ナク其ノ工事設計及予算ヲ提示シ工事施工ノ請求アリタルトキハ速ニ工事ヲ施工スルコト 2. 道路改築ノ為電信線路電話線路移転ノ必要ヲ生スヘキ部分ニ付テハ道路管理者予メ当該官庁ト協議スルコト
第4 損害補償（省略）
第5 現存線路ノ整理
1. 現在道路ヲ占用セル電柱ニシテ前各号ニ適合セサルモノハ漸次前各号ニ依ルコト、シ殊ニ建替ノ際ハ可成之ヲ実行スルコト

〔出所〕 内務省編 『道路法ノ施行及道路改良計画』（同省、1920年）、38～42頁。

付表 電線路建設其ノ他ニ関スル要項

（きたはら さとし 関西大学経済学部教授）

研究ノート

明治前期における郵便局配置に関する分析* —千葉県郵便局ネットワークに着目して—

小原 宏

1 はじめに

明治元年（1868）の明治維新に際し、中央政府の行政担当である太政官の組織の中で運輸・通信の行政を担当したのは会計官の中に存在していた駅通司であるが、その実態は、維新直後は諸藩が領内で独自の施政を行っており、また、発足間もない新政府には新しい通信の制度を作り出す余裕もなかったことから、旧来の宿駅や飛脚の制度は従前の仕組みがそのまま引き継がれていた⁽¹⁾。この間、新政府が東京・京都間の通信及び運輸面を重視した動きに応じて、民間の定飛脚問屋仲間は同年8月から東海道の増便を行い、新政府も東海道の宿駅における定飛脚荷物の継立料を旧幕府時代の規定の11倍⁽²⁾と定めたが、宿駅にとっては高騰しつつある物価の前には安すぎた。そのため、明治2年（1869）品川と川崎の宿役人総代から駅通司に継立料金の公定をやめて相対にまかせてほしい旨の願書が出され、これが承認されて飛脚問屋の費用が急増することとなった。しかし、その抜本的な改革は、明治3年6月2日（1870年6月30日）の前島密による民部大蔵両省会議への「新式郵便」制度の建議の提出、その結果を受けた太政官の決裁、前島による施行上の細目立案、同月中に開始された前島の後任である杉浦譲による前島構想の修正・具体化による新式郵便制度の実施準備⁽³⁾、明治4年正月24日（1871年3月14日）の太政官布告を経て実施される「新式郵便」の開業まで待たなければならなかった。

このような流れを受けて、我が国の近代郵便は明治4年3月1日（1871年4月20日）の東京－京都－大阪間の開業によって開始⁽⁴⁾された。その際、東京・京都・大阪の3箇所には郵便役

* 本稿は2008年度及び2009年度に郵政資料館において実施された「郵政資料館の所蔵資料を活用した郵政の歴史・文化に関する研究会」の第一分科会において報告した内容を基に加筆・修正したものです。発表の際主査である石井寛治東京大学名誉教授から、また、査読時に匿名のレフェリーの先生から、貴重なコメントを頂きました。関係者の先生方に深く感謝いたします。なお、本文中の誤りはすべて筆者の責に帰すべきものです。また、本文はすべて筆者個人の見解であり、所属組織の見解を示すものではありません。

1 郵政省（1971）pp.45-46参照。

2 これにより「定飛脚の問屋仲間は、旧賃銭（正徳元年〈1711〉における公定料金）の11倍に当たる馬1匹1里（約4キロメートル）につき440文の料金を支払って、書状類の継立てを各宿駅に依頼することとなった。」（郵政省（1971）p.46参照）。

3 この準備の一環として「杉浦は、東京の飛脚問屋に対して信書の取扱手続に関する報告を提出させ実務的知識を得、東海道路筋・京都・大阪に駅通司官吏を派遣して諸府藩との折衝を開始した。」（郵政省（1971）p.62参照）。

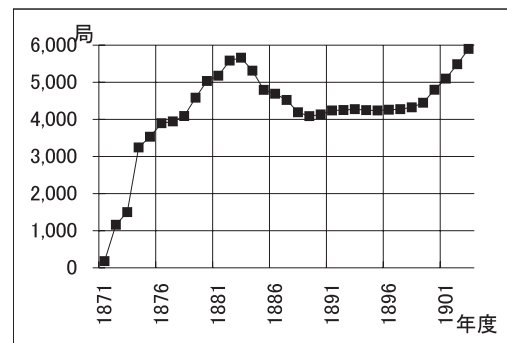
4 明治4年正月24日（1871年3月14日）、「郵便創業の布告」が当時の中央政府である太政官から発せられた。その内容は「来月三月朔日ヨリ京都迄三十六時大阪迄三十九時限ノ飛脚毎日御差立兩地ハ勿論東海道路筋々四五里四方ノ村々並勢州美濃路等モ右幸便ヲ以相達シ候様」とのことであった（郵政省（1971）p.64参照）。すなわちこの布告は、東京・大阪の間を78時間でつなぐとともに、東海道の宿駅周辺の村々等もその対象範囲に取り込んだものであることを示していた。なお、この布告時の郵便路線は旧来の東海道路に基づいて設置されたため、そこから外れていた横浜や名古屋には、横浜は神奈川から、名古屋は熱田から別仕立の路線が設けられた。

所が、また、東海道の各宿駅には郵便取扱所が設置された。なお、大阪以西も下関・山口までの間を飛脚問屋の請負制によって接続されたが、大阪以西への郵便役所などの新設は行われなかった。同年12月5日（1872年1月14日）には早くも東京－長崎間が官営として開始され、また、横浜－横須賀間が船で接続されるなど、郵便ネットワークは急速に伸展されていった⁽⁵⁾。その後、明治5年7月1日（1872年8月4日）には創業から僅か1年数ヶ月で、北海道後志胆振両国以北を除く全国規模での郵便が開設された^{(6)、(7)}。

この間、明治5年3月1日（1872年4月8日）には、東京府の郵便物の増加により開業時の郵便役所1箇所のみでは郵便物をさばききれなくなったこともあり、築地、神田、赤坂など18箇所に郵便取扱所を設け、府外への発信・府内への配達を行うこととなるなど、利用に応じた地域での面としてのネットワークも進展していった⁽⁸⁾。

このように、郵便の引き受けや配達などを行う現業機関は、初年度の178箇所から翌年度には1,159箇所となり、開業から5年で全国3,500超、同10年で5,000超とネットワークが拡大し、1883年度には5,663箇所となり、初期のピークを迎えた。その後、89年度の4,088箇所まで減少し、その数が83年度の水準に回復するのは1903年度まで約20年を要している（図1参照）。

郵便開業から僅かの期間で急速なネットワークの展開が実現した背景には、需要と供給両サイドの事情があったものと考えられる。まず需要の側についてであるが、例えば石井（1994）が指摘するように、その背景として、公用郵便や民間の商取引のための飛脚制度など、郵便類似の業態が成立するだけの需要が存在していたことが挙げられよう。また、供給の側については、郵便の創業に当たって、できるだけ少ない政府の初期投資によって郵便（局）ネットワークの構築を実行するため、地方の名望家に官の職を与え、自宅の一部を郵便取扱所として提供させることによって推進する仕組みを採ったことが効果を挙げたといえる。郵政省（1971）によれば、「郵便取扱所は、郵便創業時には各駅に設置され、独立した建物はなく、伝馬所の一隅を区切って使用していた。取扱所では、府県藩の官吏が駅通掛として、郵便物の運送と配達



出所：郵政百年史資料第30巻「郵第1表」より筆者作成。

図1 郵便創業期からの郵便局数の推移

- 5 郵政省（1971）p.77には、明治4年11月（1871年12月）に「福井県当局から福井－熱田間四四里（一七三キロメートル）、福井～大津間四二里の間に官設郵便実施までの間、仮規則をもって郵便を開始したい旨の申請があり、許可されている。」との記述があり、中央政府による郵便の実施までの間、個別県による郵便制度の実施も認められたことが分かる。
- 6 これに先立ち、明治5年6月（1872年7月）に駅通頭の前島密から開拓使及び3府72県に「信書不達地のないよう」協力を依頼する通達が発せられ、次いで太政官布告が発せられた。その内容は「来ル七月朔日ヨリ北海道後志胆振両国以北ヲ除クノ外国内一般（略）総テ其ノ地ノ模様ニ寄毎日或ハ隔日或ハ毎月五六度宛往復ノ郵便相開右往還筋近傍ノ市村ヘモ夫々往復相成候」というものであった（郵政省（1971）p.78参照）。
- 7 沖縄県においては1874年5月7日の太政官布告第50号により明治政府による新式郵便制度が実施された。内務卿から太政大臣への布告の伺文書には、事前に琉球藩に駅通寮の官員を派遣して同藩と協議の上、首里・那覇・今帰仁の3箇所に郵便仮役所を、浦添等9箇所に郵便取扱所を設ける旨が記されていた（金城（1998）pp.43-46）。
- 8 そのほか、郵便切手の販売のために明治3年11月（1871年1月）には駅通司から「東京府に対し、町の模様に応じて一町もしくは三、四町ごとに切手売りさばき所を設けるつもりであるから、その目的をもって人員・町名を調査するよう通達し、4年正月216か所の氏名の回答を受けている。また、同年正月、民部省は各府県に対し各管内の便宜の地において身元正しい者に切手の売りさばきを命じるよう通達した」。また、同年末には「書状集箱」あるいは「集信函」と称される郵便ポストが東京で11か所、京都で4か所、大阪で7か所、東海道の各駅で上り・下り各1個ずつ設置された（郵政省（1971）pp.64-66参照）。

の任に当たったが、実際には郵便取扱人に指名された飛脚業者などが実務を請負制で処理していた」が、「五年七月伝馬・助郷廃止という駅通制の大改革が行なわれた結果……これまでの宿駅が公的機関ではなくなったため、郵便現業機関としての郵便取扱所は、新たに各地に駅通寮官吏が所轄する郵便機関を設置しなければならなくなったのである。それにはばく大な費用が必要であり、創業まもない郵便事業の耐えうるところではなかった。」とし、また、「郵便取扱人の仕事は……世間から全く重要視されてはいず、その所得も郵便物が少ないためにわずかであり、進んでこれに任じる者はいなかった。」と述べている。そこで、「配達・運送・切手売りさばきを請け負っていた各宿駅の郵便取扱人を役人として郵便機関の構成員に組み入れる方法」を考え、その結果「明治四年十二月十七日、大蔵省議は郵便取扱人を各地方から採用し、準官吏として高い社会的地位を名目的に与えることとし、五年三月、取扱人の自宅を仮役所とし、さらに七年一月から全国の取扱所を郵便役所と改称した。」とある。この点についても「前島は『郵便創業談』で、「役人と言はれて役所の事務を執ることは、地方の人々などは別して名誉としてゐたからです。是も矢張実費を掛けずに虚栄を利用して、斯業を発達させる私の一つの方略でした。」と苦心のほどを語っている。」と記述している（郵政省（1971）pp.80-81参照）。

このような背景のある郵便局ネットワークの伸展・局数の増減について、近年の研究では、当時の個別郵便局の資料を基に、変動の激しい経済情勢による郵便取扱役（郵便局長）の負担増による組織維持の困難性に言及するものが見受けられる。それらの根拠となっているものは、個々の郵便局長（郵便取扱役）の事情や府県・地域の社会情勢などを積み上げた分析であり、個別地域において当時の郵便局ネットワークが置かれた状況をよく表している反面、国全体として郵便局ネットワークの伸展を対象としたときにはその全体像を必ずしも的確に捉え切れているとは言い難い面もあると考えられる。そこで本稿では、巨視的な視点から、当時の経済変動が局数増減の主因であったのかについて検討を加え、関連情報を踏まえて、その妥当性を検討することとする。

2 先行研究

黎明期の郵便局ネットワークの状況をわが国経済の観点から検討したものとして、最近では藪内（2006）及び山崎（2006）が挙げられる。

前者では、1883年（明治16）の「郵便条例制定前後における郵便取扱役の処遇を中心に検討する」として、82年7月24日に農商務省から太政大臣あてに提出された「郵便規則同罰則ノ名称ヲ止メ更郵便条例御発行之儀伺」に掲載された課題としての郵便取扱役の手当ての額を検討し、同伺の中に示された郵便取扱役の1月の平均俸給87銭が当時の大工の日当の約50銭、役人のなかでの薄給代表のように言われる巡査の月給の6円と比較して、いかに低いものであったかを示し、「どうみても正当に支給されるべき月給の1割以下であることは間違いない」としている。また、82年の手当ての増額要求は、歳入超過が前年までの大幅なものからデフレの影響で僅かな超過に留まったため大幅な増額は認められず、代わりに従来10銭程度だった筆紙墨料に代わるわずか1円50銭程度の職務取扱費のみが認められたことに言及し、『郵政百年史』においてデフレ経済下での手当て増額の否決をやむを得ないとしたことに対して、「駅通総官前島密の意見でもあるこの値上げ案を可決し、郵便取扱役の給料の増額と局舎の改善を図るべきであったのではなかろうか」としている。さらに『郵政百年史』の記述を引いて「『郵便取扱役の給与（手当）は低く、多分に取扱役の個人資産・個人所得に依存していたため、インフ

レーション、デフレーションが激しく起こった時期には廃局する局の続出する」と当時の状況を説明している」とした上、83年からの郵便局数の減少に触れた後その減少について、「もちろん効率化による僻地の郵便局の整理などにもよるが、多くの場合、郵便取扱役のデフレによる退職の影響と考えられる」とし、「特に取扱の少ない僻地の郵便局・兼業不可能の郵便局の経営は困難だったようである」と述べて、84年に退職した北海道の四等郵便取扱役の退職届を紹介している。

また、後者では、明治期の四国地方の郵便局所（郵便局・郵便取扱所）675ヶ所の36%に当たる243ヶ所のほとんどが開設から10年以内に廃止されている事実を指摘した上、その理由について「当時の社会情勢とのかかわりなどを調べて解明を試みる」とした上、「その原因を探求してみると、一は郵便取扱役の処遇であり、その二は不況等に伴う取扱役の資産消滅であろうと推測される」という仮説を立て、その検証を行っている⁹⁾。当時、郵便取扱役は「実価二百円以上ノ土地又ハ家屋ヲ有スル者」であって「郵便局ハ自宅ノ一部ヲ以テ之ニ充ツヘシ」とされていたがその手当ては一般の給与に遠く及ばず、山崎は郵便取扱役の手当てを「提供した資本に対する利益でもなく、労働に対する賃金でもなく、いわば取扱役としての責任に対する手当てといったものであった」と述べている。このような郵便取扱役の状況と、廃局所数の推移から、山崎は当時の社会情勢に着目する。そこでは当時の物価の基準として松山の米相場を示し、1877年の西南戦争に伴う物価上昇に触れた上、81年以降の松方デフレ等に言及し「それまでの地主等有産階級の中にも没落する者が続出した。その中には、当然郵便取扱役も含まれた」と述べている。さらに、山崎は84年、85年当時の四国各県の災害・不況の記録を列挙した上「このような明治17、18年の暴風雨、不況により廃止された局所は次のとおりであった」として、両年の廃止局（30局、69局）の廃止の原因を示した。特に徳島県の状況に言及し「特に悲惨であったのは徳島県下で、56か所も廃止になった。そのうち40か所は、あまり経費のかからない郵便受取所（現在の無集配局）として再設置し、16か所は完全廃止されていた。これをみても、いかに徳島県下の災害・不況の状況が大きかったかが想像される」とした上、「明治時代の多数の廃局数をみると、収支相償わない経営に困難を感じ、名誉よりも実利を選んで辞任したことが推察される」とし、「近代郵便事業は、その発達過程においてあまりにも国家投資を節約して、資産家の名誉心を利用して出発したため、短期間に国内全域に広めることができた反面、一時多数の廃止局を生ずる挫折を味わったといわざるを得ない」と結んでいる。

一方、田原（2001）、磯部（2006）、繪鳩（2006）では、地域における実際の郵便ネットワークの伸展の際には、地域の情勢に詳しい者の情報や意向が反映していたことが明示されている。田原（2001）では、郵便事業の創設期からの全国の収支状況、滋賀県内各郵便局の取扱物数と収支の状況を分析した上で、東海道上の石部郵便局に関する史料を基に、同局及びその周辺地域の郵便局に着目した事業の効率化に関する検討・分析を行っている。それによれば、石部郵便局長が周辺地域の社会・経済情勢を勘案して、それに応じた上申を行うことにより、周辺の郵便局が設置されたり、郵便物の輸送経路としてのそれらの郵便局間の郵便物の継ぎ越し経路が整備されていく様子が描かれている。このように、明治前半期において既設局の周辺事情を良く知る者としての取扱役（郵便局長）が各府県に上申して郵便局の設置がなされていく様子等がうかがえる。

9 なお、山崎（2006）の表2「明治期四国地方郵便局開廃数」によれば、82年末までの廃止率は10.3%、87年末までの累積廃止率は41.6%、97年末では45.8%、1912年末で36.0%となっており、四国においても82年からの数年間で廃止となった局が多数であったことが分かる。また表3の「明治期年別県別廃止郵便局所数」からは1884、85、87及び89年の4年で74年～1903年までの30年間の全廃止局所数の69.1%が廃止されており、この期間に集中していることが明示されている。

また、磯部（2006）では、1881年に設置された埼玉県の下奈良郵便局の設置の動きから設置の決定、同局の運営、85年の郵便局廃止及びその後の郵便受取所への転換、88年の郵便受取所の廃止までを史料に基づき詳述している。このなかで、埼玉県令あての郵便局設置の請願書などからこの動きが本人ほか7名の出願であること、また、近隣の郵便取扱役2名も了解し応援していること、設置後の郵便局収支を示し、これが黒字化したものの「郵便局の配達区線が短すぎるため、かえって業務が煩雑になり経費もかかるため郵便局そのものが廃止されてしまったと考えられる」こと、さらには、地域に必要とされた郵便局が郵便局資金残高の黒字維持に成功したにもかかわらず、郵便局が廃止されたのは駅通局の都合であり、郵便業務の効率化が図られたためであるとして、「そこには地域の需要・必要性といったものは考慮されていない」としている。

さらに繪鳩（2006）では、中央政府と郵便取扱所との中間の管理機関として府県の機能を指摘し、それらの点について厚い情報の整理・検討を行って、その役割を明示している。その内容をみると、「駅通司は明治4年に東京－京都－大阪間に郵便を開始し早くも全国展開の準備に入りました。明治5年2月各府県に郵便掛また郵便御用掛が設置され取扱所や取扱人の選定、郵便線路の指定など準備に入りました。」といった指摘や、新治県及び印旛県の職制情報の明示を行っている。前者の内容をみると、「新治県職制の中で庶務課に郵便掛を置く、その事務は、「郵便局ノ位置、線路ノ便否ヲ考定シ為換局、牒簿ヲ検シ其ノ取扱人ヲ黜擧ス、並駅通ノ事ヲ掌リ水陸運輸営業願ヲ処分シ渡船場賃銭等ヲ査定ス」とあります。」とあり、「郵便局の設置、郵便線路の指定、往復の度数、そして事務の監督まで県庁の仕事の一環として行われていました。」と述べた上、「東京から大阪まで施行を開始したわずか一年余で全国展開を果たした影に各府県の行政が大きな力があつたことを知るべきでしょう。」と指摘し、郵便に関する中央政府の地方機関としての都道府県の役割を明らかにしている（繪鳩（2006）pp.17-21）。また、1874年の具体的な郵便局の設置について、県から村に選任するよう通達が出された旨も紹介している⁽¹⁰⁾。

③ ネットワーク形成過程における全国の均衡

明治3年（1870）の前島密の建議後、実際に駅通司を率いて新式郵便制度を実施したのは杉浦譲であるが、構想から創業にかけてのこの時期には、郵政省時代における地方郵政局のような、地方ごとに郵便事業の推進を管理・統括する直接の地方機関を政府が持っていなかった。このため駅通司は、中央からの情報を書面等により伝達していたものの、具体的な郵便取扱所設置の推進を各府県に負わせていたことから、この点については中央の意思を直接反映できる仕組みとは言い難い面が存在していた可能性がある。実際に、繪鳩（2006）や磯部（2006）が指摘するように、当時は取扱役が近隣の状況を確認の上、戸長・取扱役等といった地域の主だった者の連携のもと、県に上申の上、最終的には中央政府の許諾を得て開局する仕組みであったこと、田原（2001）が指摘するように地域の実情を知る者からの上申がネットワークに反映さ

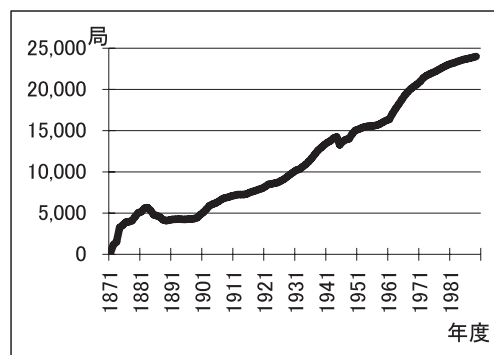
10 繪鳩（2006）pp.24-25には「各地方管内官民往復シ公書類郵便ニ可託議ニ付昨六年第159号付令大蔵省第97号布達之趣モ有之候処現場之便宜未タ充実セザルニ付便宜要衝之地ト新ニ線路ヲ開キ既開之線路ト往復ヲ増加候筈ニテ今般駅通官員派出協議ノ上其区内鐺木村へ郵便取扱所ヲ可設置候ニ付別紙書式之通里程取調取扱人壺名精撰本月七日迄無相違可差出此旨相候事 明治七年六月二日 新治県権令 中山信安代理 新治県参事 大木良房 当鐺木村ヨリ府馬村へ何里何町何間 但何村へ何里何町何間 八日市場村へ何里何町何間 但書 同上 小見川村へ何里何町何間 但書 同上 右之通相違無御座候 以上 明治 年 月 日 正副戸長名 印（出典 古城村誌復刻版）」と記載されている。

れること、また、郵便局（取扱所）の設置に関する政府の初期投資は少なくてすむことを勘案すれば、近隣ネットワーク形成には地域の状況に明るい者による積極的な働きかけや判断が実際に反映される仕組みであったといえる。このように、それぞれの地域における郵便局の必要性に関する個々の状況判断が府県に上申され、設置が認められる可能性のある仕組みであることから、全国ネットワークの伸展の推進に当っては、府県間の濃淡のバランスを取って直接的に調整するということは十分にはできなかった可能性がある。

4 経済情勢と郵便局数の関係

先に見たように、郵便局数は、黎明期から1883年度にかけての急増期から、ピークを超えて89年度までの減少期、それ以降の横ばい期を経て1900年度頃から再び増加傾向となり、第2次世界大戦の一時期を除いて、その傾向が近年まで続いた。創業期からの120年間を通してても、初期のピーク前後から回復期の変動が大きいことが明らかである（図2参照）。

以下では、この創業期から初期のピークを経てピークの水準に回復した1871年度から1903年度までの間における郵便局数とマクロ経済データの時系列比較から、当該期間の郵便局数の増減とマクロの社会経済情勢との相関がそれほど高くはないことを示した上で、郵便物数や郵便ネットワークデータとの比較から、郵便局数の増減は郵便局ネットワークにおける重複店舗の是正あるいは再配置であった可能性を示す。



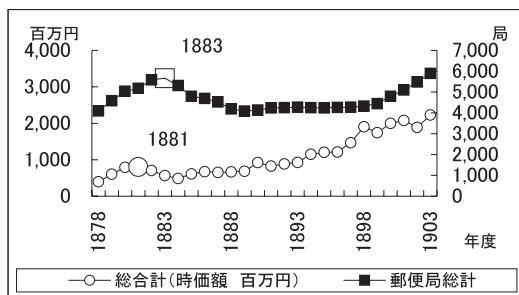
出所：郵政百年史資料第30巻「郵第1表」より筆者作成。

図2 創業から120年間の郵便局数の推移

(1) マクロ経済と郵便局数の関係

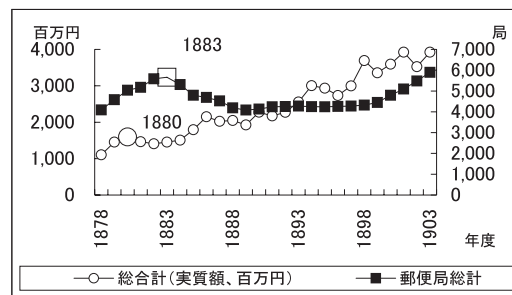
明治期のマクロ経済データを体系的に示したものは少ない。その中で、ここでは経済企画庁「平成12年度 年次経済報告」において原資料として提示された大川一司編（1956）『日本経済の成長率』から、当時の状況を概観する。同文献の附表には大川等によって算出された1878年以降の生産国民所得が掲載されている。その状況をみると、名目値（＝時価額）は図3のとおりであり、デフレーターにより物価の水準を調整した実質値（＝実質額）は図4のとおりとなっている。郵便局数（1883年）と比べて、名目値では2年、実質値では3年前にピークがある。

これらの郵便局数と生産国民所得の値の相関をみると、前者の決定係数（ R^2 ）は0.04、後者



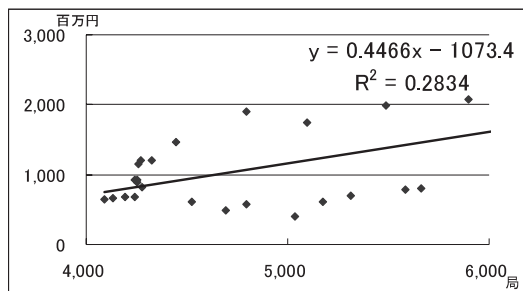
出所：大川編「日本経済の成長率」附表及び郵政百年史資料第30巻「郵第1表」より筆者作成。

図3 郵便局数と生産国民所得（時価額）



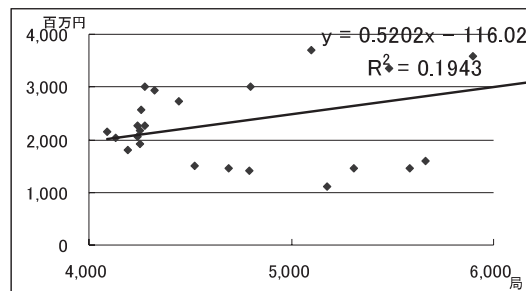
出所：大川編「日本経済の成長率」附表及び郵政百年史資料第30巻「郵第1表」より筆者作成。

図4 郵便局と生産国民所得（実質額）



出所：大川編「日本経済の成長率」附表及び郵政百年史資料第30巻「郵第1表」より筆者作成。

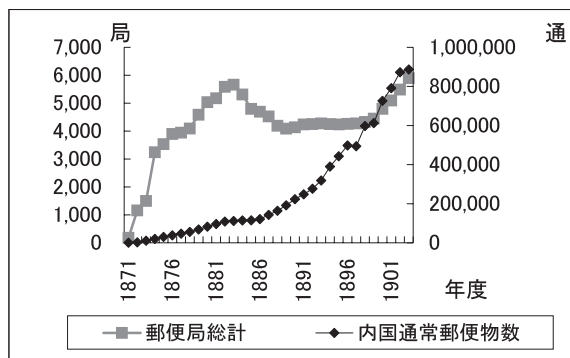
図5 郵便局数と生産国民所得（時価額）の相関



出所：大川編「日本経済の成長率」附表及び郵政百年史資料第30巻「郵第1表」より筆者作成。

図6 郵便局数と生産国民所得（実質額）の相関

のそれは0.00となっている⁽¹¹⁾。これは、対象期間が26年次と少ないものの、マクロ経済データと郵便局数はほとんど相関がない、という結果である。そこで、ピークを合わせるため、名目値の生産国民所得に対して2年後の郵便局数との関係を、また、実質値の生産国民所得に対して3年後の郵便局数との関係をみってみる。結果は、図5及び図6のとおりであり、それぞれ R^2 が0.28及び0.19と上昇しているが、双方の R^2 は2割～3割程度に留まっており、関係性が十分に説明できるとは言えないことが分かった。



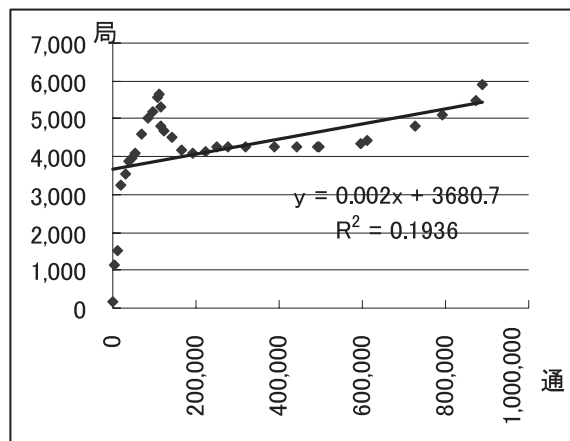
出所：郵政百年史資料第30巻「郵第1表」及び郵便創業120年の歴史資料編より筆者作成。

図7 郵便物数と郵便局数の推移

(2) 郵便物数と郵便局数の関係

マクロ経済の情勢で十分な説明ができないことは明らかになったので、そもそも直接の需要である郵便物数との関係で郵便局数が変動しているかどうかを確認する。1871年度の創業から郵便局数の初期のピークの水準に回復した1903年度までの郵便物数と郵便局数の推移をみると、結果は図7のとおりである。郵便局数が当時のピークとなった83年度から郵便物数も上昇が頭打ちとなり4年ほど横ばいを続けたが、極端な落込みは無く、郵便局数が減少から横ばいを続ける中で、郵便物数はその後着実に上昇を続けた。

両者の関係をみても、図8のとおりであり、郵便創業から郵便局が急速に増加した時期に郵便物数が徐々に増加し、郵便局数が減少に転じた際に若干の調整期間を経て郵便局が徐々に増加する中、従前と比



出所：郵政百年史資料第30巻「郵第1表」及び郵便創業120年の歴史資料編より筆者作成。

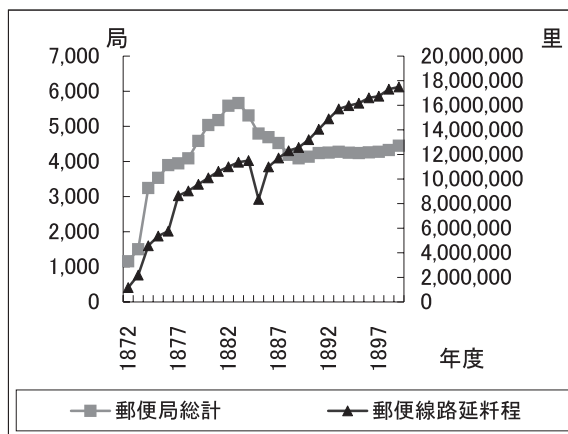
図8 郵便局数と郵便物数の関係

11 x と y の散布図において直線 $y = a + \beta x + \varepsilon$ （ただし、y は被説明変数、a は定数項、x は説明変数、 β は回帰係数、 ε は誤差項とする。）の回帰式（最小二乗法一次式）でそれぞれのグラフに現れた点の散らばりをどの程度説明できるかを表す仕組みであり、 R^2 が1に近いほど散布図の各点が回帰式の表す線上に近寄っていく、つまり、点の散らばりをこの式で表現できているということである。

べると郵便物数の急速な伸びが認められる時期に入ったことが明らかである。この期間全体を通した郵便局数と郵便物数の関係は、マクロ経済データとの比較時と同様、2割程度の説明力しか持っていなかったが、これは両者の関係が弱いというよりも、郵便局数と郵便物数の間には、2つの異なる構造の期間とその間の調整期があったため、それらのすべてを一本の回帰直線で説明してみると、全体がうまく説明できないという結果になったものと考えられる。

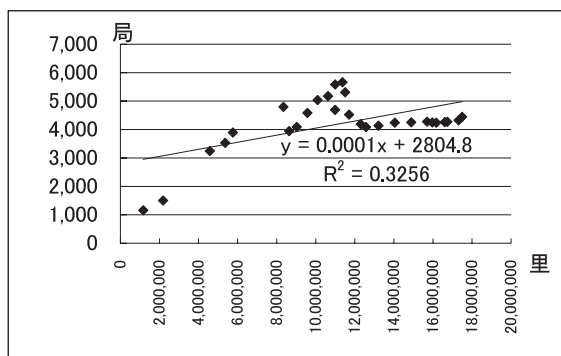
(3) 郵便局数と郵便線路延長程の関係

郵便ネットワークの規模は、そのネットワークの各拠点である郵便局間の送達経路に郵便線路という概念を用いて、全国に張りめぐらされたネットワークの大きさをその総合計の長さである「郵便線路延長程（のベキロ）程」⁽¹²⁾として表される。郵便局がランダムに減少したとすれば、当然そのネットワークの総体もそれに伴って縮小し続ける期間があることが考えられる。そこで、以下では、郵便局数と郵便線路延長程との関係を確認する。結果は、図9のとおりであり、1883年のピークから郵便局数の減少が続く中で延長程が85年度に大きな減少を示すものの、その後の郵便局数の減少過程で郵便局数が3割程度減少したにもかかわらず、郵便線路延長程は85年度の谷を境に順次増加を続けており、郵便局数の減少局面での郵便線路延長程の連動は認められない。そこで、両者の関係をみてみると、マクロ経済データや郵便物数よりは強い関係性が認められるものの、その回帰直線の説明力は3割程度のものではあった。しかしこれも、散布図をみれば、郵便局数と郵便線路延長程の間には、局数増の局面で郵便線路延長程も順調に増加するという正の相関と、局数減にもかかわらず郵便線路延長程が増加するという負の相関、さらには局数が横ばいあるいは微増の中で郵便線路延長程が順調に増加するという3つの関係をまとめて説明しようとするために、全体がうまく説明できないという、前述の郵便局数と郵便物数との関係と類似の傾向が明らかとなった。



出所：郵政百年史資料第30巻「郵第1表」及び「郵第7表」より筆者作成。

図9 郵便局数と郵便線路延長程の推移



出所：郵政百年史資料第30巻「郵第1表」及び「郵第7表」より筆者作成。

図10 郵便局数と郵便線路延長程の関係

(4) 郵便物数と郵便線路延長程の関係

前述のとおり、郵便の創業期からの郵便物数及び郵便線路延長程は、一時期の調整期間を経てはほぼ順調に増加した。そこで、両者の関係をみてみると、図11のとおりとなっている。郵便物数と郵便線路延長程の関係は85年度を除いてほぼ指数関数の近似線上に並んでおり、両者の関係は、郵便線

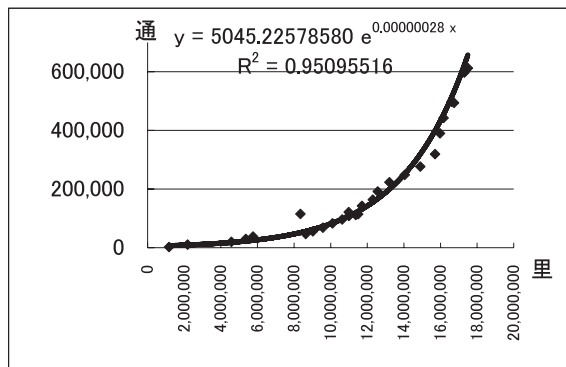
12 この名称は明治以降のデータ集において使用されており、そのままの表現をとったが、本論で扱うデータは当時の単位である「里」のままとした。

路延程の伸びと郵便物数の爆発的な増加として表わすことができるものであることが確認された。ちなみに、この期間の郵便物数の推移を指数関数で近似した場合の R^2 は0.88であり、単純な郵便物数の増加よりも、郵便線路延程と郵便物数の関係のほうが指数関数的な関係性が高いことも分かった。

(5) マクロ経済と郵便物数の関係

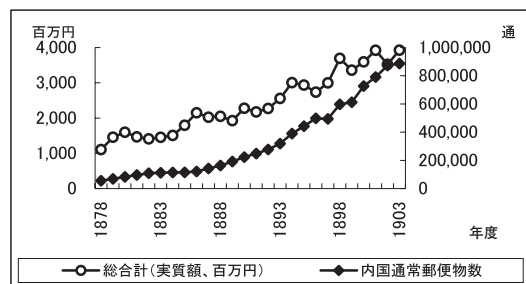
ここで、マクロ経済と郵便物数の関係を確認しておく。一般に、経済の規模が拡大すれば種々の経済活動の活発化に伴って郵便物数も増加していくことが考えられるが、郵便局数のピーク前後からその水準回復までの間の両者の関係はどのようなものであったのか。結果は図12のとおりであり、マクロ経済が長期的には上昇傾向を示す中で郵便物数が順調に増加していたことが分かる。両者の関係をみると、図13のとおりであり、 R^2 が0.91と高く、両者の正の相関が確認できた。

以上から、郵便事業の創業期から初期のピーク時を経てその水準の回復期における郵便局数



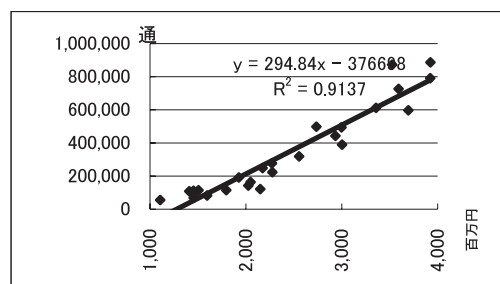
出所：郵政百年史資料第30巻「郵第7表」及び郵便事業120年史資料編より筆者作成。

図11 郵便物数と郵便線路延程の関係



出所：大川編「日本経済の成長率」附表及び郵便創業120年の歴史資料編より筆者作成。

図12 生産国民所得（実質額）と郵便物数



出所：大川編「日本経済の成長率」附表及び郵便創業120年の歴史資料編より筆者作成。

図13 生産国民所得と郵便物数の関係

と全国規模で見た場合のマクロ経済情勢の関係は明確な関係性が示されないこと、郵便局数と郵便物数の関係及び郵便局数と郵便線路延程との関係も、同期間を通じてみた場合は明確な関係性が示されないこと、ただし、郵便局数と郵便物数及び郵便局数と郵便線路延程の間には、郵便創業期から初期のピークである1883年までの間とその後の調整期間及びピークの水準に回復するまでの間の3期間でそれぞれ別の関係構造があることがうかがわれた。さらに、これらの期間を通してみた場合、郵便物数と郵便線路延程との間にはほぼ指数関数的な関係があることが、またマクロ経済と郵便物数との間にも正の相関があることが分かった。これらから、経済発展に伴って郵便物数が順調に増加するとともに、郵便線路も伸長していったが、郵便局数はそれとは別の動きをしており、これらとの関係性が認められないことが明らかとなった。

5 郵便局数調整期前後の調整事例

以下では、当該期間中で大きな局数変動のあった千葉県のエリアを対象として、GIS（Geographic Information System、地理情報システム）を用いた複数年次の郵便局の配置を



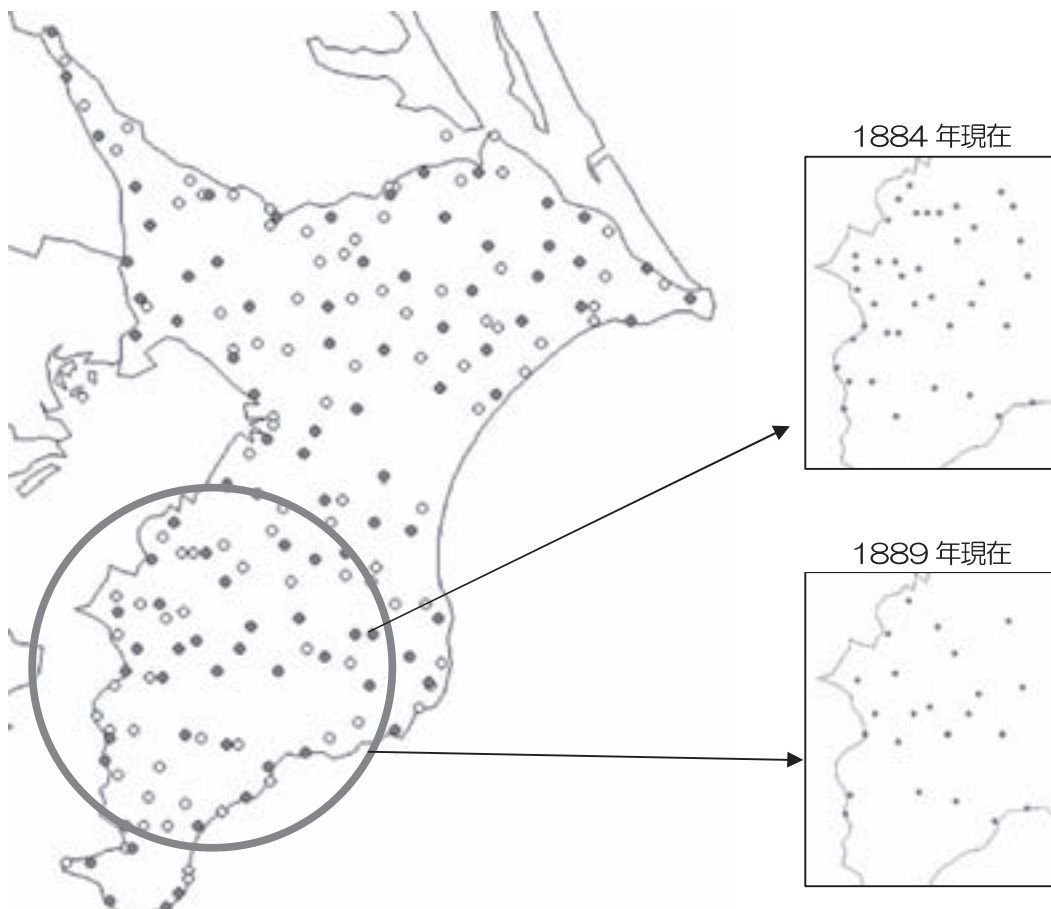
出所：郵便線路図及び郵便局名録（84年）より筆者作成。

図14 千葉県における郵便局の配置（84年）



出所：郵便線路図及び郵便局名録（89年）より筆者作成。

図15 千葉県における郵便局の配置（89年）



出所：郵便線路図及び郵便局名録（84年及び89年）より筆者作成。

図16 千葉県における郵便局の配置（84年及び89年の比較）

比較することにより、郵便局数の減少がどのような形であったのかを確認する。

まず、初期の郵便局数のピークである1883年度以降の郵便局情報として、郵政資料館蔵の84年及び89年の郵便線路図及び郵便局名録から、下総・上総・安房の3国の情報をみる。郵便局名録からこれら3国の郵便局数を確認すると、84年現在は185局、89年は94局となっており、5年間で半減している。そこで、これらがどのような減少であったのかを、千葉県地図の中にそれぞれの年次の各郵便局を表示することにより確認してみる。結果は、図14から図16のとおりであり、隣接している郵便局が間引かれていることが明らかとなった。ここから、当時の郵便局の配置は、かなり計画的に実施されたことが推測される。

6 明治期前半における郵便制度の検討

マクロ経済の発展に伴い郵便物数が増加し、郵便線路も拡張する中で、郵便局数は一時期調整期に入った。そして、その時期の郵便局の減少は、近隣郵便局の整理による計画的なものであることが推測された。そこで、以下では、その理由を検討してみることとする。

まず、本稿冒頭で述べたとおり、創業期の郵便事業は、中央政府と現業機関である郵便取扱所との間に地方管理局が存在せず、その意味で直轄運営はできない状態であった。1872年（明治5）の郵便制度の全国展開に先立ち、中央政府は各府県に郵便掛を設置するよう令達を発し、その事務推進を負わせた。その後、全国の宿駅・助郷の制度を廃止したり、飛脚業の廃止をしたりして、全国均一料金による郵便事業の独占運営の仕組みを確立し、75年には郵便役所・郵便取扱所を郵便局に変更し、事業経営の拡大に伴って77年には中央の仕組みが駅通寮から駅通局に昇格したりしたが、中間管理機関の機能は引き続き府県が維持していた⁽¹³⁾。この頃の状況について、逓信省（1940）では、「（明治）十五年末には遂に五千五百十八局の多数に上つた。けれども元来十四、十五両年度に於ける増加の如きは約束郵便施行の際地方廳からの請求に駆られて、濫りに置局したことに依るものであつて、其の後の経験によれば、郵便局の数が多きに失すると、却って郵便の通送を遅延せしめるの弊害があるのみならず、従来の設置は専ら地方廳の調査に基づいてなされたので、自然、地方に依つて粗密の差を生じ、各地均衡を欠く嫌あることが発見せられ、山間僻地の如く置局の価値尠いものに就いては、漸次之を廃止する方針に改められた結果、十六年以降は情勢全く逆転し却つて年々多少の減少を見ない年は無いといふ状態を示すに至った」と述べている（p.4 参照）。1882年（明治15）の「郵便条例」の制定に伴い創業期以降の抜本的な法令整備が行われたが、この中で地方管内の官民往復郵便料金を半額とする「地方郵便」制度が廃止された。その理由として郵政省（1971）には「制度設置のころとは習慣も変わって郵便利用が一般化してきたから、もう不必要である」とあり（p.185 参照）、それまで郵便ネットワークの維持・活用のためには半額であってもそのようなものを取り扱う必要があったことを示唆している。翌83年（明治16）には「駅通区編制法」により郵

13 この頃、府県は郵便の普及に積極的であった。例えば、千葉県では、当時の県令から次のような郵便利用に関する論達が出されたりしていた。「甲第六拾四号 管内郵便之儀漸次其筋へ協議ヲ遂ケ、既ニ郵便局ヲ新置シ線路ヲ増開候ニ付、官民往復ノ文書ハ勿論一般信書ノ通セサルノ地ナク、頗ル便益ヲ得ル少トセス、然リト雖トモ管下人民の多クハ郵線ノ通スルト、彼ノ往復方法トヲ熟知セサルカ故ニ、信書ノ投函（郵便函設置アルノ地ハ開函時間ハ函場ニ付テ了知スヘシ）又ハ郵便局ヘノ差出方ニ於ルモ、出発時間ヲ過ルヲ以テ空シク時日ヲ費シ、終ニ意ノ如クニ達セサルノミナラス、其間公私ノ不便ヲ来ス尠ナカラス、故ニ這般現時局置ノ地位及ヒ線路並往復方法等各符号ヲ分チ、別紙図面更ニ製調候条、得其意篤ト熟読了解シテ、兼々相達置候通官民往復ノ文書を初メ、一般交通ノ私信ヲモ郵便ニ託シ候様可致、此段論達候事 明治十年五月十日 千葉県令 柴原 和」（君津市市史編さん委員会（1994）p.495参照）。

便事業の運営機関が整備された。その内容は全国を52の「駅通区」に分けて、それぞれの駅通区をさらに「郵便区」に分けて郵便区ごとに郵便局を置き、郵便区ごとに集配受持町村を明確化したもので、全国の駅通区を1つの駅通本局と35の駅通出張局とが管理することとなった。これにより、それまでの府県による中間管理が廃止され、中央政府の出先機関が直接管理運営を行う方式が実現した。郵政省（1971）によれば、「この郵便区の設置とともに同一区内の局

の統廃合行われ、明治十七年の局数は……減少した」とのことである（p.192参照）。その上で、1885年には通信省が創設され、郵便事業を管轄する単独の役所が成立し、翌86年、地方通信管理局が設置されて、名実ともに全国直轄運営の体制が確立した。なお、図17にあるとおり、83年の駅通区編制法実施後の郵便局数の内訳をみると、それ以降の数年の間、郵便受取所が増加しているのが分かる。駅通区編制法以降、一時期、郵便局の統廃合が急速に進んだが、その内実は需要を見込んだ合理的な措置が採られた可能性が高く、郵便局としての需要が少ないところについても、その利用実態に応じた地域の利便性が勘案された可能性があると考える。

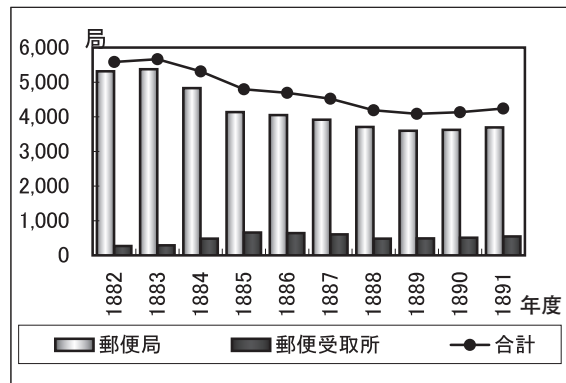
7 おわりに

以上見てきたように、近年の郵便研究の中には、創業期から明治中期における経済動向や社会環境と郵便局ネットワークの関係を推測して、郵便局数の減少要因あるいは一つの原因をそれらに求めるものが見受けられるものの、それらは、個々の郵便局長（取扱役）の辞退の要因として働いている可能性があるとはいえ、当時の郵便局数の増減を十分に説明できるものではないことが明らかとなった。当時の郵便局の増減は、事業史などが述べているように、創業期から府県やそれぞれの地域の状況を各府県ごとに勘案・反映してきた郵便局設置の実質的な権限や仕組みが中央政府の機構の整備に伴って中央政府に移ったことにより、全国的な視点から需要に応じて均衡が図られ、順次調整されていった結果であるとするのが妥当であると考える。

なお、本稿の検討では、駅通区編制法以降数年間の郵便局数調整の詳細については明らかにできなかった。本稿に挙げた大きな制度変革のタイミングと郵便局数増減のタイミングに多少のタイムラグがあるようにも見える部分があるため、今後は、それらの時期にどのようなタイミングで個別の調整が行われたのか、詳細に確認することにより、その実態を明らかにしていく必要がある。これらの点については、今後の課題とし、別稿に譲ることとしたい。

【参考文献】

- 天野宏司 [2006] 「沖縄における郵便路線の展開と変遷 近代日本のネットワーク形成」『文化情報学』駿河台大学文化情報学部、第13巻第2号、pp.37-55.
- 石井寛治 [1994] 『情報・通信の社会史』有斐閣
- 磯部孝明 [2006] 「五等郵便局の経営実態—埼玉県下、下奈良郵便局の事例—」『郵便史研究』郵便史研究会、第21号、pp.16-28.
- 繪鳩昌之 [2006] 『明治郵便事始 千葉県における発達史』新風社



出所：郵政百年史資料第30巻「郵第1表」より筆者作成。

図17 郵便局と郵便受取所の推移

- 大川一司編 [1956] 『日本經濟の成長率』 岩波書店
- 君津市市史編纂委員会 [1994] 『君津市史 史料集Ⅳ 近代Ⅱ』 千葉県君津市、第四節 郵便・通信、pp.495-522.
- 金城康全 [1998] 『琉球の郵便物語』 ボーダーインク
- 經濟企画庁 [2000] 「平成12年 年次經濟報告—新しい時代が始まる」 第2章
- 杉山伸也 [2001] 「通信ネットワークと地方經濟—明治期長野県の郵便と電信を中心に—」『郵便史研究』 郵便史研究会、第12号、pp.1-13.
- 田原啓祐 [1999] 「明治前期における郵便事業の展開と公用郵便—滋賀県の事例を中心として—」『経済学雑誌』 大阪市立大学經濟学会、第100巻第2号、pp.91-113.
- [2001] 「明治前期における郵便事業の展開とコスト削減」『社会經濟史学』、第67巻第1号、pp.69-86.
- 通信省 [1940] 『通信事業史』 財団法人通信協會
- 藪内吉彦 [2006] 「郵便取扱役制度の一考察—郵便条例制定当時の処遇を中心に—」『郵便史研究』 郵便史研究会、第22号、pp.1-7.
- 山崎善啓 [2006] 「明治期における郵便局所開廢の実態—四国4県の事例から—」『郵便史研究』 郵便史研究会、第22号、pp.8-14.
- 郵政省 [1971] 『郵政百年史』 吉川弘文館
- 郵政省編 [1968] 『郵政百年史資料 第九卷 駅通志稿・駅通局年報』 吉川弘文館
- [1971] 『郵政百年史資料 第三十卷 郵政統計資料・駅通局統計書・郵政百年史資料総目次』 吉川弘文館
- 郵政省郵務局郵便事業史編纂室編 [1991] 『郵便創業120年の歴史』 ぎょうせい

(おばら こう 日本郵政株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 グループリーダー)

資料紹介

郵政資料館所蔵資料概要

井上 卓朗

① はじめに

博物館は、一般的には所蔵している資料によって、「科学系博物館」、「歴史系博物館」、「美術館」などに分類されることが多いが、郵政資料館は所蔵資料から見ると、そのいずれにも属していると言える。そのため設置者の事業経営から発生した資料を所蔵しているという観点から「企業系博物館」として分類されている。しかし、このように雑多な所蔵資料を持つ博物館は他にあまり例を見ない。それもただ広い分野の資料をもつというだけでなく、どの分野においても一級品の資料が存在しているのである。

郵政資料館が平安期の東大寺文書⁽¹⁾から電離層探査ロケット模型⁽²⁾までの多種多様な資料を収蔵することに至った最も大きな原因は、郵政資料館の資料収集のターゲットである「通信」そのものの成り立ちと、その母体となった「逓信省」という組織にあると言えよう。

本稿では、まず郵政資料館の誕生から資料収集の過程を概説した上で、郵政資料館における資料分類から見た所蔵資料の概要を紹介し、資料の分野ごとに特徴ある資料をピックアップして解説することにした。

② 郵政資料館の沿革

郵政資料館は、開館以来「資料の収集、保存、展示、資料提供、調査研究などの活動を通じて郵政に関する文化の普及・啓発を図ること」を目的として活動を行ってきた。

明治35年（1902）6月20日、万国郵便連合（UPU）⁽³⁾加盟25周年記念祝典行事の一つとして、東京市京橋区木挽町の逓信省構内⁽⁴⁾に創設されたもので、創設時の名称は「郵便博物館」（図1）であった。明治38年（1905）、新庁舎建設のため一時芝区芝公園内の通信官吏練習所⁽⁵⁾に移転したが、明治43年（1910）逓信省新庁舎が完成すると名称を「逓信博物館」と改めて同庁舎内に再び移転した。大正11年（1922）、逓信省内のスペースでは手狭となったため、麹町区富士見町の病院として使われていた洋館に移転した。



図1 創設時の郵便博物館玄関

- 1 井上卓朗「新たに発見された東大寺文書」（『郵便史研究』第27号、2009年3月）pp. 42～47。
- 2 K-8型機（初期のカッパ型ロケット）搭載用プラズマプロローグ測定機。
- 3 万国郵便連合（Universal Postal Union）：1874年設立、日本は明治10年（1877）に加盟。
- 4 中央区銀座8-20-26、現在の郵便事業（株）銀座支店の位置。
- 5 港区芝公園2-5-20、現在のメルパルク東京の位置。

この建物は、幸いにも関東大震災や戦争の被害を受けなかった⁽⁶⁾ため、「飯田橋の通博」(図2)として多くの人に親しまれていたが、老朽化により昭和39年(1964)に現在の所在地である大手町へ移転、それ以降「通信総合博物館」⁽⁷⁾として現在に至っている。

3 博物館創設の功労者「樋畑雪湖」⁽⁸⁾

樋畑雪湖(ひばた せっこ)は、郵趣研究の第一人者、切手原画作者、江戸時代の宿駅、街道など交通史の研究者として著名な人物であるが、郵便博物館創設の功労者であることはあまり知られていない。

樋畑雪湖は、安政5年1月20日(1858年3月5日)、真田藩士樋畑翁輔(おうすけ)⁽⁹⁾の長男として江戸深川の真田(信州松代)藩の下屋敷に誕生した。本名は樋畑正太郎、雪湖の号は故郷の諏訪湖の雪景にちなんでつけたものである。父翁輔は画才があり、嘉永6年(1853)のペリー来航時に高川文筈(ぶんせん)とともにその様子を描いたスケッチ⁽¹⁰⁾は、当時の状況を知るための貴重な資料となっている。

父の才能を受け継いだ樋畑雪湖は、幼い頃から絵画を学んでいる。文久2年(1862)、翁輔が病気のため江戸詰を解かれ松代に戻り、松代藩校の文武学校に入学、山寺常山に学び、かたわら父の進めにより酒井雪谷に師事して画を学んだ。

明治8年(1875)、絵の修行のため上京し、浮世絵の富岡判六、洋画の川上冬崖に師事した。同年、陸軍参謀本部図生に任用されるが、明治9年(1876)母大病のため松代に帰郷、明治11年(1878)長野県庁図生として再出発し、明治13年(1880)史誌編輯掛、明治15年(1882)駅通御用掛兼務となる。明治17年(1884)志賀重昂が長野中学校に赴任したことで重昂との親交が始まり、明治27年(1894)に重昂の代表作『日本風景論』の表紙、挿絵を描いている。

明治18年(1885)、通信省に出向を命じられ上京、同省駅通局に勤務、明治25年(1892)、郵務局計理課物品掛長となる。掛長として郵便用品の改良などを担当するかたわら、通信事業に関する資料の収集・保存を行った。郵便博物館が創設されると同館の主任として勤務し、大正12年(1923)に退官するまで、郵便創業関連資料の収集、江戸時代の飛脚や街道など通信・交通関係資料の収集、電気通信資料の収集を行った。また、切手・はがき原画制作、特殊通信日



図2 麹町区富士見町(飯田橋)の通信博物館

- 6 但し、写真資料だけは、展示に必要なものを通信省内の写真室に保管していたため、震災によって焼失してしまった(通信博物館『通信博物館75年史』信友社、1977 pp. 103~104)。
- 7 通信総合博物館(ていぱーく)は、昭和39年(1964)12月に郵政省、日本電信電話公社、日本放送協会、国際電信電話株式会社によって設立され、現在は日本郵政株式会社・NTT東日本・日本放送協会の3機関で共同運営を行っている。郵政資料館は其中で郵政部門を担当している。
- 8 樋畑正士「樋畑雪湖(正太郎)の履歴(草稿)」(2002)、『通信博物館75年史』、横山要『樋畑雪湖年譜』(非売品、1982)、郵便文化史刊行会『日本の郵便文化選書解題』(示人社、1983) pp. 173~184、中村日出男『樋畑雪湖』(『郵政』12月号、郵政弘済会、1993) p. 71。
- 9 真田藩士。文化10年(1813)生。能役者、鼓の技は奥義に達していたという。画才があり歌川国芳の門下で画を学ぶ。ペリー来航時を描いた絵図で知られている(『もしもし80年 異聞東京史』東京新聞、1969)。
- 10 『米国使節彼理提督来朝図絵』(樋畑雪湖、1931)。

附印の印面作成なども担当した。鉄製赤色ポストの開発にも関与していたとみられる。退官時には自ら収集した交通関係資料321点を博物館に寄贈、その後も通信・交通に関する研究を行い、『交通』、『通信協会雑誌』、『交通文化』等に論文を発表し続け、昭和18年（1943）8月13日、86歳で没した。樋畑雪湖の幅広い博物館活動に対し「博物館創立の功労者」という評価が与えられ、昭和37年（1962）には逓信総合博物館60年記念として樋畑雪湖展も開催された。主な著書に、『日本郵便切手史論』（日本郵券倶楽部、1930）、『江戸時代の交通文化』（刀江書院、1931）、『日本交通史話』（雄山閣、1937）、『日本駅鈴論』（国際交通文化協会、1939）などがある。博物館において、樋畑雪湖が収集、整理、展示等を行った資料は通信・交通に関連する分野全般に及んでおり、その多岐にわたる雑多な業務を担当した雪湖は、まさに日本における博物館学芸員の草分け的存在と言えるのではないだろうか。

4 所蔵資料の変遷

(1) 郵便博物館時代の資料収集

博物館的な資料収集は、郵便博物館の母体となった郵務局計理課物品掛が明治25年（1892）に設置された当初から行われていた⁽¹¹⁾。同掛は、物品及び郵便切手類の調製・配給を行う傍ら、機器機械類の改良・考案・設計を担当していたが、そのために必要な参考品を収集し、30㎡の参考品室に整理・展示していた。明治30年（1897）には、諸外国の郵便用品の調査研究を目的に、万国郵便連合加盟国に参考資料の寄贈を依頼し、ポスト、制服、郵便用品等の送付を受けている。このように収集した資料が増加したため、2,640㎡の陳列所を兼ねた参考品室が明治32年（1899）に設けられた。同時期に篤志家からの伝馬文書その他の交通関係資料が寄贈され、電気試験所が保管していた電信機、電話機類、外国郵便課で保管していたUPU交付の外国切手類も移管された。

明治33年（1900）の陳列品原簿には既に「郵便博物館」という名称が記載されていることから、明治32年（1899）には、一般公開はしていないものの、実質的に郵便博物館としての活動が開始されていたと考えられる。この原簿によると当時の資料数は約600点であり、その大半は「創業時のポスト」など国内外の郵便に関連した資料であるが、駅通局所管資料として「五街道分間延絵図」、上野～高崎間、京都～神戸間などの「鉄道線路図」が陳列されていたことが分かる。

明治35年（1902）6月郵便博物館が開館し、最初の展覧会「万国郵便連合加盟25周年祝典記念展覧会」が開催された。その展示に際し、東京帝室博物館から「伊達政宗よりローマ法王への書簡」など10数点の出品があったほか、部内外から約300点の資料が出品された⁽¹²⁾。その出品資料の多くは展覧会終了後逓信省に寄贈され、郵便博物館に収蔵されることになった。

(2) 郵便博物館から逓信博物館へ

郵便博物館は、開館後日露戦争の影響でしばらくはその活動が停滞したが、国内では博物館施設が希少な時代にいち早く創設されていたことから、部内外からその存在は重要視され、明治42年（1909）逓信省庁舎の新築に合わせて新しい博物館施設が同庁舎内に設けられた。新博物館は、従来からの郵便、電信、電話の展示に、電気、海運、航路標識、駅制等の資料を加え

11 『逓信博物館75年史』 pp. 11～15。

12 『万国郵便連合加盟25周年祝典記念展覧会出品目録』（逓信省通信局、1902）。

て展示したため、通信事業全般を網羅する博物館として、名称も「通信博物館」と改められた。

これを機会に、通信事業に関連する有益な資料を収集するため、明治44年（1911）5月、「通信博物館陳列品寄贈及び出品手続」が次のとおり定められた。

通信博物館陳列品寄贈及び出品手続（明治44年5月13日告示547号）

当省構内通信博物館へ郵便、電信、電話、船舶、電気其ノ他海陸運輸交通ニ関スル内外古今ノ文書図書物品等ヲ寄贈又ハ出品スル場合ノ手続左ノ通定メタリ

通信博物館陳列品寄贈及び出品手続

- 一 通信博物館へ陳列ノ為メ文書図書物品ノ寄贈又ハ出品セントスルモノハ直接通信博物館又ハ最寄郵便局若シクハ通信局ヲ經テ申出ツルヲ要ス 此ノ場合ニ於テハ先ス其ノ品名、形状、容積、重量、所伝来歴等詳記シタル書面ヲ通信博物館長ニ宛テ差出サルヘシ 但シ運搬費ヲ要求セラルル向キハ其ノ概定額ヲモ付記ヲ要ス
- 二 通信博物館ニ於テ前項申出ニ接シタルトキハ直ニ審査ノ上直接若シクハ經由局ヲ經テ其ノ要否ヲ申出人ニ通告スヘシ
- 三 前項ニ依ル寄贈又ハ出品通告書ニハ其ノ物品ヲ提出スヘキ局所ヲ付記スヘキニ依リ申出人於テ右通告ヲ受ケタルトキハ指定ノ場所ニ現品ヲ提出セラルヘシ 但シ遠隔ノ地ヨリスル寄贈又ハ出品物ノ運搬費ハ通信博物館ニ於テ之ヲ支弁スルコトアルヘシ

また、同時に、通信次官から各府県知事に、運輸交通に関する資料参考品の寄贈、出品の勧誘を依頼するという、今では考えられない方法で資料収集が行われている。次の文書は通信省の総務部長から部内各所長に通達した文書であるが、このうち博第1号（明治44年5月15日）が各府県知事への依頼文書である。

通信博物館陳列品寄贈及び出品ニ関スル件（明治44年5月23日庶第610号 総務部長より各所長へ通牒）

標記ニ関スル手続本月13日告示547号ヲ以テ制定ト同時ニ之カ勧誘手続方左記ノ通通信次官ヨリ各地地方長官へ依頼セラレタルニ付テハ寄贈又ハ出品等直接申出ノ向アラハ丁寧懇切且便宜ノ取扱セラルル様致度

博第1号 明治44年5月15日

通信次官 仲小路 廉

知事殿

当省通信博物館陳列品寄贈及び出品手続告示547号ヲ以テ発表致シ候処今ハ汎ク内外古今ニ涉リ運輸交通ニ関スル文書図書物品ヲ蒐集陳列シ事業ノ発達進歩ノ状況ヲ示シ一面ニハ海運事業、電気事業ノ一様ヲモ公衆ニ周知セシメ度其陳列整備ノ緒ニ就キ候実況ハ過般御出京ニ際シ御案内セシ如ク貴官既ニ御了知ノ通りニ有之爾来毎週日火土ノ三日一般縦覧ヲ開始致候ニ就テハ貴縣ニ於テモ右ニ資スヘキ物品等御出品相成度殊ニ我邦維新以前ニ属スヘキ資料ノ如キハ極メテ稀少ニ有之候ニ付其所傳ノ正確ニシテ苟モ交通ノ資料トナルヘキモノハ進デ出品及寄贈スヘキ様管内一般へ勧誘方御取計相成度又直接本館ニ物品ヲ受領シタル場合ニハ其品名、代償、寄贈者ノ族籍姓名身分等必要ノ事項ヲ詳記シ御通知可致ニ付成規ニ依リ賞與方取計ハレ度参考ノ為メ別紙本館ノ位置及陳列区分調書等相添此段及御依頼候

それ以降、日英博覧会出品物の返還品、欧州各国からの新収蔵品を加え、大正元年（1912）には、郵便切手類以外に6,800点を超える展示品を持つに至った。主な概要は次のとおりである。

通信博物館展示概要

- 一 駅傳部 郵便業務開始以前に属する参考品及び文献
駅鈴、傳鈴、駅傳箱、書状封印の沿革、状箱、文箱、会符、高札、見合印鑑、宿割帳、継立帳
- 二 内国郵便部 郵便の歴史資料、野戦郵便、台湾、樺太、朝鮮、遼東等の交通資料
- 三 外国郵便部 汎く海外に於ける郵便用品及図画
- 四 万国郵便切手部 内外各国に於ける郵便切手類を、年次を逐って陳列し、併せて内外の趣味のある絵葉書の展示（時々陳列替を行う）
- 五 電信電話部 内外古今に渉る各種の通信機械を陳列し、其の一部の機械は時々実演し、実際の取扱方を示す。
- 六 郵便為替貯金部 郵便為替貯金の発達を示す統計、その他、取扱上に於ける器具、図書等を陳列して貯蓄心の涵養に資す。
- 七 船舶部 造船及び灯台の沿革を模型又は図書を以て示し、航海の図表、灯台の位置、海員の養成等を示し、専ら海事思想の開發に資す。
- 八 電気事業部 発電の装置、電気応用の一斑を示し、専ら此の新事業に対する知識の普及に資す。

(3) 飯田橋の通信博物館

大正11年（1922）3月、富士見町（飯田橋）に移転した通信博物館の展示室は増加した資料を展示するため13室に及んだ。各室の陳列区分と主な展示資料は次のとおりである。

- 第1室 電信 ペリー提督が幕府に贈った電信機、我国電信業務創始当時の電信機及び電信符号表、佐久間象山が電信実験に使用したる本人自製の絹巻銅線、各種電信受信機、送信機、明治38年頃の電信交換機、海底電敷設船南洋丸及び沖縄丸の模型、ヒューズ印刷電信機等
- 第2室 電話 グレハム・ベル発明の電話機模型、明治11年我国最初の国産磁石式電話機より最新の自動式三号卓上電話機に至る各種電話機、明治29年始めて東京及び横浜に電話交換事務を開始当時の東京横浜電話加入者人名表、外国電信電話機、テレフンケン式搬送電話端局装置等
- 第3室 無線電信、無線電話 我国に於いて発明された最初の無線電話機、信濃丸にて使用せる無線電信機等
- 第4室 現用電気通信機の実演 電磁オシログラフ、無線方向探知機、ストロージャー式電話自動交換機、録音器、周波数通減装置、簡易写真電送装置等
- 第5室 交通史料 駅鈴、鐸鈴、通信沿革を示す模型、飛脚及び伝馬に関する参考品、交通類風俗を描写したる絵図、版画、印鑑、会符、道中案内記、乗物の模型等
- 第6室 海運 林子平著「三国通覧」、その他日本往時の船舶参考資料、陸奥丸、秦買丸の模型、台湾、南洋の刳舟模型、豊臣、徳川初期の艦船日本丸、天地丸千石船の模型等

- 第7室 郵便切手
- 第8室 航路標識 石油白熱燈、アセチリン瓦斯閃光燈、其の他灯台用機器類、日本各地の灯台写真
- 第9室 電話、テレビジョン
- 第10室 航空 二宮忠八氏考案の飛行機模型、小島式航路標識燈、航空用発動機、航空地図、各種飛行機模型、飛行機のプロペラ、計器、航空写真機、飛行服、郵便小包用パラシュート等
- 第11室 電気 佐久間象山の地震予知機、象山及びシーボルトの電気治療器、平賀源内のエレキテル、電動機、電気扇等及び照明器具、住宅の電気設備模型等
- 第12室 電気 水力発電所模型、電力の利用を示す模型
- 第13室 郵便、貯金、保険 我国郵便創始当時以降の規則布告、文献、郵便集配、通送用具各種、我国最初の郵便旗、内外通信日附印、野戦郵便用具、各種行囊、郵便貯金、郵便為替、簡易生命保険、郵便年金に関する参考品、我国郵便創業当時の郵便箱等

その後、毎年、郵便切手類は数千点、それ以外の資料は200点前後のペースで増加しており、昭和13年度における展示資料数は、郵便切手類が192,090点、それ以外が16,867点となっている。昭和15年（1940）には来館者が年間5万人を超えるなど博物館の運営は順調に推移してきた。

しかし、昭和16年（1941）の日米開戦以降、戦時体制が強化されたことに伴い、博物館は昭和19年（1944）4月ついに閉館することになった。戦局の悪化した昭和20年（1945）には、新潟にある通信博物館分館の前島記念館へ重要な資料を23箱の茶箱に積めて疎開させた。しかし、終戦後の昭和21年（1946）3月にはふたたび東京に運び戻し、資料整備を行い、昭和22年（1947）11月に再開館している。

(4) 大手町へ移転

飯田橋の通信博物館の建物は、移転した当時としてはモダンな洋館として国内でも主要な建築の一つに数えられるほどであったが、老朽化が進んだため、新たな博物館構想が検討されることになった。昭和32年（1957）には、通信・放送の総合博物館を目指す通信総合博物館建設計画が提案され、建設委員会が発足し、昭和39年（1964）、郵政省、日本電信電話公社、日本放送協会、国際電信電話株式会社の4機関による共同運営の「通信総合博物館」が大手町に完成した。

通信総合博物館の延床面積は13,500㎡で、総工費8億円、建築に1年10ヶ月を要した。エレベータ、エスカレータ、冷暖房付で資料室、教室、会議室、映写施設のある講堂、図書閲覧室などがあり、当時としては最新の設備を備えた大きな博物館であった。

(5) 他官庁への資料の移管⁽¹³⁾

通信博物館は、これまで通信省時代に所掌していた電気・管船・灯台・航空等に関連する多数の資料を展示していたが、昭和18年（1943）に通信省の所管外となった船舶、航空、電気等の事業に関連する資料については、その時点から一般公開を中止し、それ以降は国立科学博物

13 『通信博物館75年史』 pp. 212～216。

館や交通博物館（当時）⁽¹⁴⁾などの要請があったときにのみ出品展示を行っていた。これらの資料は、大手町への移転計画の中で「必要とするところで有効に活用してもらうのが好ましい」との意見があり、逓信省と運輸省、文部省で協議の上、昭和40年（1965）にその大半が運輸省と文部省へ移管された。

運輸省に移管された資料は、船舶模型ほか536点で、交通博物館（当時）と船の科学館に譲渡され、文部省に移管された資料は、電流計など電気関係資料62点で、こちらは国立科学博物館に譲渡された。

（6）大韓民国への資料引渡し

昭和40年（1965）12月8日、我が国と大韓民国の両国間に「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」が批准され、この協定に該当する資料約20点が逓信博物館から外務省へ移管された。

移管された資料は湖南電報局看板、電報司標札、逓伝夫帽前章額、郵電線路図本、郵通司日附印などである。

（7）逓信総合博物館以降の資料収集

大手町移転後は主に郵政部内資料の収集に努めてきたが、その一環として、全国の郵便局を対象に調査票を送付して残存する郵便局資料の調査を行い、昭和61年（1986）、館外資料目録を作成している。収集した主な郵便局資料としては、袋井郵便局資料、赤坂郵便局資料、三島郵便局資料、石部郵便局資料、久住郵便局資料などがある。これらには郵便創業期からの連続した業務関連文書が含まれており、郵便史研究の上で大変貴重なものとなっている。袋井、赤坂、三島等の創業期資料については、その一部を資料図録、研究報告書として刊行している。

地方郵政局関連では、北陸郵政局資料、北海道郵政研修所資料がある。これらは、管内の郵便局から移管された資料がほとんどで、文書類のほか、雪道の集配に使用するスキー、かんじき、はかり、時計、提灯など業務に使用した郵便用品が含まれている。

郵政本省からは、雑誌『郵政』表紙原画、簡易保険扇子原画、郵政省以降の郵便切手・はがき原画、周知用ポスター、郵便局員制服等を収集した。また、郵政公社図書室が民営化に伴い閉鎖される際、所蔵図書の中で特に貴重なもの約15,000点を収集している。

また、郵便創業の父「前島密」に関する新たに発見された資料についても収集を行った。この中の明治3年（1870）と4年（1871）に書かれた書簡は、前島密が郵便を創業する前後のものであり、非常に貴重である。

電気通信関係では、平成5年（1993）に「逓信省時代の通信の歴史に関する調査研究」⁽¹⁵⁾を日本電信電話株式会社、国際電信電話株式会社と共同で行い、黎明期の有線電信、無線電信、電話に関する所蔵資料の再評価、資料収集を行った。更に、幕末から明治初期の電信機について、通信総合研究所と共同研究を行い、「平賀源内のエレキテル」の原理解明と機能模型の製作、「ペリー提督献上のエンボッシング・モールス電信機」、「ブレゲ指字電信機」、「榎本武揚のディニエ印字電信機」の通信機能回復と通信実験、「エンボッシング・モールス電信機用ダニエル電池」の復元を行っている。

14 現・鉄道博物館（埼玉県さいたま市）。

15 「日本最初の工学博士 志田林三郎」の業績再評価からスタートしたもので、東海大学教授若井登氏を中心として研究を行った。研究報告書として『逓信省時代の通信の歴史に関する調査研究報告書』（1993）、出版物として若井登・高橋雄造編著『てれこむノ夜明ケ』（1994）がある。

5 所蔵資料の分類

郵政資料館では、所蔵資料を「一般資料」、「図書資料」、「写真資料」、「日本切手」、「外国切手」の5つのデータベースで管理している。

郵便切手については、昭和60年（1985）からコンピュータによるデータ管理を始め、平成4年（1992）にミュージアムデータシステム（ワークステーション）による運用を開始し、平成9年（1997）には展示場と連動したクライアントサーバシステムの切手データベースを完成させた。平成12年度には「図書資料」、「写真資料」、「一般資料」のデータベースを構築し、平成16年（2004）からは美術館用ASP⁽¹⁶⁾を利用してデータを管理・運用している。このデータベースには、現在、一般資料33,330点、図書資料32,462点、写真資料12,368点、日本切手6,488点、外国切手321,076点、計405,724点のデータが登録されている。資料分類は後掲の表1のとおりである。

6 主な収蔵資料

所蔵資料を内容別に見ると、①郵政事業（郵便・貯金・保険）関係資料、②郵便創業以前の通信・交通等に関する資料、③電気通信等に関する資料④電気・管船・灯台・航空・鉄道等に関連する資料⑤美術資料に大別される。

(1) 郵政事業関係資料

郵政三事業（郵便・貯金・保険）の創業から現在に至るまでの各時代の状況を示す実物資料と関係文書類である。

この中で最も大きな比重を占めるのが郵便切手である。日本切手は郵便創業時に発行された竜文切手から現在発行されている切手まで約6,500種、外国切手は既に存在していない国も含めて255カ国（地域）約32万種を所蔵している。

郵便創業期の重要な文書資料としては、「正院本省郵便決議簿（第壱号、第貳号）」、「駅通改正草稿」、「紀事編纂原稿」、「駅通明鑑」、「郵便切手類沿革志」「前島密自伝草稿 行く道のしるし」などがある。

創業期の代表的な用品資料としては、創業時に使用された都市用と街道筋用の郵便ポスト「書状集め箱」、機器類としては「自働郵便切手葉書売下機」がある。

その概略は次のとおりである。

(a) 正院本省郵便決議簿(第壱号、第貳号)⁽¹⁷⁾(図3)

正院本省郵便決議簿は、郵便創業時からの2年間の文書類をまとめたもので、前島密が起案した郵便創業の起案文書を筆頭に明治3年（1870）25件、明治4年（1871）93件の文書が収録されている。当初は庶務、会計、建築等様々な決議簿が存在したと考えられるが、現存するのは2冊の郵便決議簿のみである。各種決議簿が作成されたのは、駅通寮が



図3 正院本省郵便決議簿（第壱号 第貳号）

16 自館の資料データベースを、事業者の所有するサーバと博物館・美術館用アプリケーションソフトを使用して、インターネットを通じて利用する Application Service Provider。

17 『郵便創業時の起案文書 正院本省郵便決議簿 第壱号』（郵政研究所附属資料館、1991）。

大蔵省に所属していた明治5年（1872）頃と考えられるが、郵政資料館所蔵の郵便決議簿は内務省の公用箋を使用しているため、駅通寮が内務省所属となった明治7年（1874）頃に写本として作られたものと考えられる。

(b) 駅通改正草稿⁽¹⁸⁾

明治3年（1870）から明治4年（1871）までの駅通、郵便に関する決議文書を写したもので、前島密の後任となった杉浦譲が所持していた。新式郵便施行のための準備状況等を知ることができる。

(c) 紀事編纂原稿⁽¹⁹⁾

明治元年（1868）から明治6年（1873）までの駅通、郵便に関する事項を年表的に記録したもので、第1冊から第5冊までが本編（駅通）、第6冊から第8冊までが郵便編となっている。「駅通志稿」（大日本帝国駅通志稿・同考証）編纂時に作成した駅通志料の一部である。

(d) 駅通明鑑⁽²⁰⁾

農商務省駅通局が、郵便を含む交通・運輸・通信に関する各種決議簿より明治元年（1868）から明治5年（1872）までの決議文書を採録・編集、明治15年（1882）に「駅通明鑑」と題して出版したもので、全11巻（10冊）に及ぶ。郵政資料館と国立公文書館が原本を所蔵している。

(e) 郵便切手類沿革志⁽²¹⁾

郵便切手類の沿革を解説し調製決議文書と切手類を収録したこの資料は、明治前期の郵便切手類の発行に関する決議書綴とも言えるもので、明治4年（1871）から明治27年（1894）までを記録した正編の「郵便切手類沿革志」、その別冊で切手類の製造枚数や費用、販売枚数、収入金額等を記録した「郵便切手類沿革志附録諸表」、明治28年（1895）から明治34年（1901）までを記録した続編「続郵便切手類沿革志」から成っている。内容は、切手、はがき、封皮、帯紙、電信切手、飛信通送切手等の沿革を編年的に列挙し、その根拠となる回議文書を掲載している。これらの沿革志は、通信省が廃止となった切手やはがき等の使用を明治22年（1889）に禁止したため、各国の郵政庁等から郵便切手の沿革についての質問や参考のための寄贈を求める依頼が相次ぎ、その煩雑な手数に悩まされた同省が、その対策として編纂したものである。

(f) 前島密自伝草稿 「行き路のしるし」⁽²²⁾

前島密が明治14年（1881）に退官した直後に書いた自伝草稿で、出生、幼少時から郵便創業、駅通総官を退官するまでのことが書かれている。

(g) 書状集め箱⁽²³⁾

書状集め箱は明治4年（1871）の郵便創業時に設置された最初の郵便ポストである。市内用と街道筋用の2種類があり、「市内用」は東京市内に12ヶ所、京都市内に5ヶ所、大阪市内に8ヶ所設置され、「街道筋用」は東海道の各宿駅に「上り方」と「下り方」の各1、計2個ずつが設置されている。市内用・街道筋用とも白木のままで、字は墨色である。支柱の下方は土中に入り固定され、箱と掲示板は見守人が朝夕出し入れをした。郵便切手を貼らずに封筒に現金をくくりつけて郵便差出箱に投げ込む者や、書状を路上の郵便ポストに投函することに不安を感

18 土屋喬雄編『杉浦譲全集』第3巻（杉浦譲全集刊行会、1978）。

19 『郵便創業時の年表 駅通紀事編纂原稿』（郵政省郵政研究所附属資料館、1990）。

20 『郵政百年史資料』第12巻（吉川弘文館、1968）。

21 『郵便創業期の記録 郵便切手類沿革志』（郵政省郵政研究所附属資料館、1996）。

22 橋本輝夫監修『行き路のしるし 前島密生誕百五十年記念出版』（日本郵趣出版、1986）。

23 『資料図録No. 1：郵便差出箱（ポスト）のうつりかわり〈その1〉』（1974）、『資料図録No. 39：郵便ポストのうつりかわり〈その1〉』（1989）。

じて、集配人が取集めに来るまで物陰から見張っている者がいたという話が残っている。

(h) 自働郵便切手葉書売下機⁽²⁴⁾

明治37年（1904）に製作された切手とはがきの自動販売機で、現存する日本最古の自動販売機と言われている。この機械は、投入されたコインの作用だけで作動するという江戸時代からのからくりの技術で作られており、動力は全く使われていない。向かって右側が3銭切手、左側が1銭5厘はがきの発売口で、在庫がなくなると「うりきれ」と表示される。下半分は郵便ポストになっており、つり銭口の下に差入口が付いている。

この機械を考案したのは山口県赤間関（現在の下関市）の俵屋高七という発明家である。俵屋高七は明治23年（1890）に「煙草やその他の物品の自動販売機」の特許を取得しており、日本最初の鉄製赤色ポスト（俵屋式ポスト）の考案者でもあった。

(2) 郵便創業以前の通信・交通等に関する資料

郵政資料館では、郵便創業以前の通信に関する資料は、通信と相互に関連する交通関係資料とあわせて「駅通資料」と称している。「駅通資料」に含まれる時代やものは広範囲だが、主として江戸時代の飛脚関係資料、旅に関する資料、宿駅に関する資料となっている。

「郵政資料館は通信（郵便）の博物館なのになぜ江戸時代の街道や宿駅など交通関係資料を所蔵しているのか」という疑問を持たれる方が多い。

この答えとしては、①駅通司、駅通寮、通信省は、通信だけでなく交通分野についても所掌していたため、有史以来からの通信・交通の歴史調査を行い、資料を収集したこと、②駅通司は、道中奉行所の系譜を引く役所であったため、江戸幕府の街道や宿駅などの資料の一部をそのまま道中奉行所から引き継いだため、③創業時の郵便制度は江戸時代の交通（宿駅）制度をそのまま利用した部分が多く、宿駅の本陣、問屋が明治期に郵便取扱所となっているため、江戸期から明治期にかけての宿駅資料を連続的に収集したこと、④前述の樋畑雪湖が、東海道交通資料展等の展覧会を開催して、さまざまな通信・交通関係の実物資料、錦絵などを積極的に収集したこと、などが挙げられる。

この分野の代表的な所蔵資料としては、「駅通志料」がある。また、珍しい資料として、まぼろしの絵巻である東海道絵巻を写した「東海道絵巻」写真資料がある。その概要は次のとおりである。

(a) 駅通志料

日本の交通・通信の歴史書「駅通志稿」（大日本帝国駅通志稿・同考証）を編纂するために、駅通寮が調査し収集したもので、約370冊に及ぶ一連の図書である。この中には、「五街道宿村大概帳」、「五街道取締書物類寄」、「御伝馬方旧記」、「定飛脚問屋仲間仕法帳」、「五駅弁覧」、「島屋佐右衛門家声録」など江戸時代の交通・通信に関する貴重な資料が含まれており、これらの一部は、学習院大学名誉教授の児玉幸多氏の編集で吉川弘文館から「近世交通史料集」⁽²⁵⁾として公刊されている。

中でも「宿村大概帳」⁽²⁶⁾（図4）は、幕府の道中奉行所が天保より安政年代（1830～50年代）にかけて調査した五街道とその脇街道の宿駅の記録で53冊が収蔵されている。各宿駅の人口、戸数、本陣、旅籠の数、高札の内容、道路の広さ、橋、寺社、地域の産業、特産品など宿駅と街道筋の村落の状況が記載されており、次に紹介する「五街道分間延絵図」と併せて道中奉行

24 『切手・はがき自動販売機 動作調査報告書』（1973）。

25 児玉幸多校訂『近世交通史料集1～10』（吉川弘文館、1967～1980）。

26 児玉幸多「解説」（『近世交通史料集』4 東海道宿村大概帳、吉川弘文館、1970）、福井保「209 宿村大概帳」（『江戸幕府編纂物 解説編』雄松堂出版、1983）。

所が使用したと考えられる。五街道の全宿駅を同時期に調査した記録として現存するのは本書だけであり、近世史研究に欠かせない貴重な資料となっている。

この宿村大概帳と同様に、幕府道中奉行所が使用していたものとして、「五街道其外分間見取延絵図」⁽²⁷⁾ (図5)がある。江戸幕府の道中奉行所が、寛政年中に幕府の命を承け製作にあたり、1800分の1の縮尺で描いたもので文化3年(1806)に完成した。この絵図は全部で3部が作成され、1部が將軍献上品として江戸城内に、2部が道中奉行所に置かれた。現在、東京国立博物館と郵政資料館がそれぞれ1部所蔵している。この絵図には、宿場、寺社、旧跡、一里塚、高札場、橋など街道の様子が詳細に記入されており、行政上必要な内容がすぐに分かるようになっている。郵政資料館所蔵本は、折本仕立てで92冊あり、東海道、中山道、甲州道中、日光道中、奥州道中の五街道とその脇街道が描かれている。そのうち、日光御山内見取絵図控、本坂道分間延絵図控、箱根湯治場見取絵図控、信州松本道見取絵図控の4点については郵政資料館のみに現存している。東京国立博物館所蔵のものは江戸城内(おそらく紅葉山文庫)にあったもので、91の卷子仕立てとなっている。

(b)「東海道絵巻」写真資料⁽²⁸⁾(図6)

東海道絵巻は、江戸時代中期に幕府の要職を務めた秋元喬知の遺品として旧子爵の秋元家が所蔵していたものであるが、大正12年(1923)の関東大震災により焼失してしまった。東京大学史料編纂所が模写絵を作成していたが巻頭の部分のみであったため、その全貌を知ることはできなかった。ところが、郵政資料館で江戸時代の通信制度に関する調査研究を行った際に、この東海道絵巻全編を撮影した写真帳を発見し、デジタル画像処理による精密な修復を行った結果、平成9年(1997)、

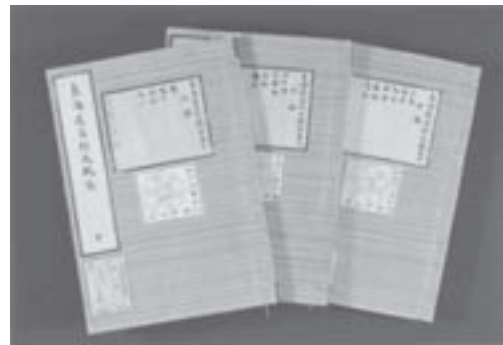


図4 東海道宿村大概帳



図5 本坂道分間延絵図控(気賀関所附近)



図6 東海道絵巻 江戸城

- 27 児玉幸多監修『東海道分間延絵図 解説』(東京美術、1977)、本田隆成「『東海道分間延絵図』作成の基礎調査」(『東海道交通史の研究』、静岡県地域史研究会、1996)、樋口秀雄「江戸から東京へー五街道分間延絵図と大概書をめぐって〈1〉〈2〉」(『五街道』3号・5号、東京美術、1978)、『五街道』編集部「絵図編修の背景とその伝来①②③」(『五街道』11~13号、東京美術、1978)、福井保「143 五街道其外分間見取延絵図」(『江戸幕府編纂物 解説編』雄松堂出版、1983)。
- 28 樋畑雪湖『江戸時代の交通文化』(刀江書院、1931)、井上卓朗「江戸時代の東海道における通信と交通について」(『郵政研究所10周年記念論文集』(1998))、同「よみがえった東海道絵巻の世界」(第12回郵政研究所研究発表会 郵政文化セッション、2000)、山本光正『街道絵図の成立と展開』(臨川書店、2006)。

この絵巻の完全な姿をよみがえらせることに成功した。

この絵巻には、江戸から京都までの神社仏閣、城郭、名所旧跡、河川、橋など東海道沿いの風景が詳細に描かれており、街道を行き来する旅人の姿や街道沿いに生活する人々の日常生活の様子に至るまで見る事ができる。地域別にみると、江戸から品川までが5場面、大津から京都までが8場面、両京から最初の宿場までが特に詳しく描かれている。また江戸から10番目の箱根宿までが16場面なのに対し、京都から10番目の石薬師までが24場面となっており、関東よりも関西方面がより多く描かれている。

「東海道分間絵図」(元禄3年(1690))、「道中記」(天明6年(1786))、「東海道名所図会」(寛政9年(1797))などの原型といえるほど街道の情報は豊富で、地名だけでなく戦国時代の城跡や故事伝説に関連した名所旧跡の記述も多い。

江戸城、二条城を含む城郭、関所、要害となる河川、各宿駅の状況、里程、それに將軍の宿泊施設である御殿が詳しく描かれているため、老中である秋元喬知が街道の重要事項を絵巻にして残したとも考えられなくはないが、制作目的は、鑑賞用として、その当時旅する人が増え脚光を浴び始めていた東海道の様子を描かせたものと考えられる。

この絵巻は、いわば「洛中洛外図」や「江戸図屏風」の東海道版といえるのではないか。街道のさまざまな事象が細かく具体的に描かれ、登場する人物の表情も豊かであり、もし、現存していれば、美術的にも高い評価が与えられたと想像できる。

(3) 電気通信等に関連する資料

郵政資料館が黎明期の電気通信の貴重な資料を所蔵するに至った一因として、明治32年(1899)に電気試験所所長浅野応輔氏が、黎明期の電信・電話に関する資料を後世に残すため、同所が所蔵していた電気通信に関連する機器類を郵政資料館の前身に当たる通信省郵務局計理課物品掛の参考品陳列所に移管したことが挙げられる。

江戸時代の電気通信関連資料としては、「平賀源内のエレキテル」、「シーボルト所有の電気治療器一式」、「佐久間象山の電気関係資料」がある。佐久間象山は電流として流れる動電気を日本で最初に研究し、嘉永2年(1849)に電信機の実験を行ったとされている。その根拠のひとつが当館所蔵の「佐久間象山の絹巻銅線」、U字形の永久磁石に糸巻銅線を巻いた「佐久間象山の永久磁石」である。安政3年(1856)「地震計」は、永久磁石に付着した鉄片が落下して地震を知らせる仕組みであったと言われている。この他にも、ボルタの電池を使った「佐久間象山自製の電気治療器」がある。

初期の電信関係資料としては、「ペリー提督献上のエンボッシング・モールス電信機」、「ブレゲ指字電信機」、「榎本武揚のディニエ印字電信機」、オーストリア政府より明治天皇に献上され初のモールス電信実用機となった「エンボッサー・モールス電信機」(2座)、「アーリンコート生写伝信機」(フランスのアーリンコート社製)、鉄道電信用としてイギリスより購入し、明治5年、東京横浜間に初めて鉄道が開通した時に使用した「単針式電信機」、長崎線開通時の「シーメンス・モールス印字電信機」(イギリス製)、警察で使われた「ABC電信機」(ヘンリー社製 電磁誘導式指字電信機)、「大北電信会社電信機」(St. N. T. Ss. FABRIK) などがある。

「平賀源内のエレキテル」、「ペリー提督献上のエンボッシング・モールス電信機」、「ブレゲ指字電信機」の3点は国の重要文化財に指定されており、概要は次のとおりである。

(a) 平賀源内のエレキテル (図7)⁽²⁹⁾

平賀源内が製作した摩擦起電機で、我が国で最も古い電気関連の機械と言われている。箱の横に付いた取手を回すことで内部のガラス瓶を回転させ、金属箔との摩擦を起こし、静電気を発生させる。

エレキテルは電気ショックを利用した医療器具としてオランダから伝えられたが、日本では発電の見世物として評判を呼んだ。平成9年(1997)6月に、国の重要文化財に指定されている。



図7 平賀源内のエレキテル

(b) ペリー提督献上のエンボッシング・モールス電信機(図8)⁽³⁰⁾

安政元年(1854)、日米和親条約締結のために2回目の来日を果たした米国遣日使節のペリー提督が、米国大統領フィルモアから将軍家定への贈答品の一つとして持参したエンボス式(インクを使わず凹凸によってモールス符号をテープに記録する方式)のモールス電信機(2台)で、外箱中央のプレートには「For the Emperor of Japan」と彫刻してある。

ペリーは、この電信機2台と電線や電池など装置一式を持参しており、横浜の応接所から約1マイルの間に電線を架し、通信実験を行ったとされている。しかし、「ペリーの通信実験はアースして行ったために、電信線1マイル(約1,609m)のうち、使用したのはその半分の約800mであり、地図上で計測しても両地間は約800mである。」と若井登氏⁽³¹⁾は主張している。



図8 ペリー提督献上のエンボッシング・モールス電信機

この電信機は明治維新により新政府が接收

し、東京帝国大学の所蔵を経て、明治43年(1910)に通信博物館の所蔵となっている。この電信機は、エレキテルと同じく平成9年(1997)6月に、国の重要文化財に指定された。

(c) ブレゲ指字電信機(図9)

我が国初の公衆電信事業開始時に使用された電信機である。東京の築地運上所と横浜裁判所に伝信機役所が設けられ、明治2年9月19日

(1869年10月23日)に横浜から架線工事が始められた。この日が電信電話記念日となっている。その約3ヶ月後の明治2年12月25日(1870年1月26日)に、初の公衆電信事業が開始された。このとき使用された電信機は、訓練を受けた電信士を必要とするモールス式電信機ではなく、操作方法の簡単なフランス製のブレゲ指字電信機であった。



図9 ブレゲ指字電信機

29 樋畑雪湖『江戸時代の交通文化』(刀江書院、1931)、若井登・井上恵子「平賀源内の「エレキテル」と機能模型による静電気実験」(第14回郵政研究所研究発表会 郵政文化セッション①、2002)、井上恵子「あれきてる考証」(『郵政研究所月報』郵政省郵政研究所、2002)。

30 樋畑雪湖『江戸時代の交通文化』(刀江書院、1931)、井上恵子「ペリー提督が献上した「エンボッシング・モールス電信機」(複製機)の機能改造と通信気実験」(第13回郵政研究所研究発表会 郵政文化セッション①、2001)。

31 「The 6th International symposium on Wireles Multimedia Communications」における発表(2003)。

送信者は、まずハンドルを時計方向に回して受信者側のベルを鳴らし、送信開始を合図する。それを受けた受信者は、同じ様に送信機のハンドルを回して送信者側のベルを鳴らし、受信の態勢に入ったことを知らせる。送信者は円形の文字盤のハンドルをゆっくり回して、送りたい文字の上に止める。すると断続信号が送られ、受信機の針は回転して同じ文字の位置で止まる。この文字を読み取り、通信を行うが、送信スピードは1分間に5、6文字程度であった。

郵政資料館所蔵のブレゲ指字電信機（送信機1台、受信機2台、携帯型1台）は、その当時使用されていたもので、平成14年（2002）6月、全機とも国の重要文化財に指定された⁽³²⁾。

(4) 電気・管船・灯台・航空・鉄道等に関連する資料

通信省所管の電気・管船・灯台・航空・鉄道等に関連する実物資料は、その大半は上記のとおり他官庁に移管されたため残っていない。しかし、図書資料、写真資料は移管されず、そのまま残されたために、約1,800点が現在も郵政資料館に所蔵されている。

資料としては次のようなものがある。

電気

電気事業要覧、発電力地点要覧、電力国策に関する資料、電力評価審査委員会議事録、電灯事業創始時代の発電機写真、アレキサンダーソン式高周波発電機写真、東京放送局発電室写真、銀座電話局発電室写真

管船・灯台

航路標識便覧表、海事摘要（大正13年～昭和4年）、灯台要覧、日本灯台表、工部統計志（灯台）、日本海運図史、各種船舶写真、各種灯台写真

航空・鉄道

航空年鑑、航空統計年報、主要各国民間航空輸送事業概要、中央航空乗員養成所写真、各種航空機写真、日本鉄道会社創立規則草稿、鉄道院所管線路図、鉄道布告、各線鉄道線路図

(5) 美術資料

郵政事業の長い歴史の中で、さまざまな理由から絵画が制作され、郵政資料館に所蔵されている。その代表的なものが切手・はがき類の原画である。また、郵便事業だけでなく郵便貯金事業、簡易保険事業においても周知用ポスター、奨励用扇子などが作成され、その原画が保存されている。また、郵政が発行した機関誌『郵政』の表紙原画も約450点が残されている。

これらの作品の作者には、黒田清輝、横山大観、川端龍子、上村松園、藤田嗣治、宮本三郎など日本画、西洋画の巨匠と呼ばれる画家が数多く含まれているが、一般の美術研究者にはその存在がほとんど知られておらず、作者の作品リストにも含まれていないケースが多い。

また、江戸時代の文読み、状箱、飛脚に関する通信関係錦絵、北斎、広重等の交通関係錦絵や絵地図、絵巻物、明治初期を中心とした錦絵⁽³³⁾、郵便作業を描いた「郵便取扱の図」、「郵便現業絵巻」などの絵巻⁽³⁴⁾が所蔵されている。

32 「ブレゲ電信機の修理復元」（『共同研究報告書』郵政研究所附属資料館、2001）。

33 『近代郵便のあけぼの』（通信総合博物館、1990）、『資料図録No. 56：第一部 郵便錦絵展 明治の新しい風』（郵政資料館、2007）。

34 『日本郵便のあけぼの』（郵趣サービス社、2003）。

「切手・はがき原画」⁽³⁵⁾、「簡易保険扇子原画」⁽³⁶⁾の作者、作品等については、表2、表3のとおりである。

7 今後の資料調査と資料収集

平成20年（2008）10月、「郵政資料館の所蔵資料を活用した郵政の歴史・文化に関する研究会（郵政歴史文化研究会）」が郵政資料館に発足した。この研究会は「郵政資料館の対外的な情報発信力の強化や社会貢献活動の拡大を図るため、郵政資料館の所蔵資料を活用して研究を行うとともに、その過程で得られた所蔵資料の活用、研究成果の公表方法、活用方法を検討する」ことを目的としており、親委員会の下に次の5つの分科会の研究と1つの個別研究が行われている。

第1分科会	第二次大戦以前における郵便局の経営史
第2分科会	近代日本における郵便と戦争―戦地と銃後のポスタル・コミュニケーション―
第3分科会	日本における公的金融の歴史と郵便貯金
第4分科会	通信と地域社会
第5分科会	郵政資料館所蔵近世交通資料群の研究
個別研究	館蔵の古文書・古典籍類の研究

分科会では、それぞれのテーマに関係する郵政資料館所蔵資料の調査・研究を行うほか、館外にある関連資料についても調査を行い、比較研究を行っている。今後は、この研究会の活動を中心とした資料調査と資料収集を行っていく予定である。

8 おわりに

郵政資料館所蔵資料は、資料の分野が多岐に渡るため統一的な分類が難しく、郵政資料館独自の分類を行っているが、研究者が専門分野での研究等で資料調査を行う場合に検索し難い面がある。また、郵政資料館の歴史的経緯から分類の混乱、資料名称付定の不統一性等の問題が発生している。

これらの問題を解決していくには、まず、分野別に一般的に標準化された分類方法がある場合には、それを採用していく必要がある。また、すべての資料の内容を1点ずつ再評価し、それに基づいて分類、資料名の修正を行っていく必要がある。そのためには、長期的な資料調査と分野別の専門家のアドバイスが必要となってくる。

郵政資料館の「郵政歴史文化研究会」は、この役割を担うとともに、郵政資料館の所蔵する膨大な文化遺産を学術的に再評価し、その歴史的、文化的価値を再発見していく予定である。郵政資料館としてはその成果を特別展や出版、インターネット等を通じて広く社会に公開する活動を行っていきたい。

35 『展示図録：切手原画にみる日本の美』（通信博物館、1987）、『展示図録：華麗なる日本画の世界』（郵政研究所附属資料館、1991）、『展示図録：ふみを彩る女流画家たち』（郵政研究所附属資料館、1991）、『資料図録No. 58：第三部 切手原画展 ふみをかざるひとひらの美』（郵政資料館、2007）。

36 『簡易保険創業75周年記念扇子原画集 扇』（郵政省簡易保険局、1991）、『展示図録：華麗なる日本画の世界』（郵政研究所附属資料館、1991）、『展示図録：ふみを彩る女流画家たち』（郵政研究所附属資料館、1991）、『資料図録No. 55：魅せられる扇面画の世界』（2005）、『資料図録No. 57：第二部 扇子原画展 美しく華ひらく』（郵政資料館、2007）。

一般資料 33,330点

分類番号	分 類	主 な 資 料
駅通資料		
1000	古代・中世関係等	駅鈴（香取秀真複製）、土符、木契、矢文
1100	飛脚関係（用品類）等	飛脚問屋定、定飛脚看板、飛脚屋印
1200	飛脚関係（携行品類）等	定飛脚焼印札、飛脚箱、飛脚胴乱、会符、飛脚法被、胸当
1300	書状関係等	文書袋、状箱、切手箱、先触板、絵封筒版木
1400	文具類等	筆、矢立、硯箱
1500	交通・街道・宿場関係等	道中高札、駕籠、輦台、門札、御状葛箆引替札、講札
1600	旅行用品類・運送関係等	笠、道中着、旅合羽、御用箱、挟箱、両掛、現金運送箱、胴乱、早道、路銀袋、財布、脇差型金子入、里時計、提灯、茶弁当器、旅行火、天狗背負面
1700	その他	さき毛、茶御用旗、馬鈴
1800	飛脚状関係等	飛脚状、回状、古書状、絵半切、絵封筒、飛脚屋証文
1900	交通関係等	今川氏伝馬文書、後北条氏伝馬朱印状、徳川氏伝馬朱印状、関所手形、休泊切手、関札、駄賃定書、駄賃帳、駄賃札、人馬請負証文、助郷資料、旅籠帳、継飛脚書状留綴
郵便資料		
2000	郵便物、郵便差出箱類等	書状集箱、黒ポスト、回転式ポスト、丸ポスト、角型ポスト、掛箱（白木、春慶塗等）、外国ポスト
2100	被服・装身具類等	帽子、制服、外国制服、ワイシャツ、ネクタイ、脚絆、靴、肩章、バッジ類、法被、頭巾、野戦郵便局員用装備
2200	標章類、販売機器類等	野戦郵便局携帯天幕、郵便旗、通信旗、局前灯器、八角時計、看板、公印類、料金計器、自働郵便切手葉書売下機
2300	日附印類、事務用品類等	地名入検査済印、賃銭切手済印、不統一印、記番印、二重丸印、丸一印、丸二印、櫛型印、特殊通信日附印、小型印、風景印、記念印、初日印、標語入り自動押印機活字、はかり
2400	局内用機器・備品・郵袋類等	区分機1号機、外国製自動押印機、林式押印機、自動は束機、区分だな、区分かご、郵便行李、行のう、郵袋
2500	外務関係用品・模型類等	取集用番号札、取集用かばん、携帯時計、郵便ラッパ、灯器、人車、郵便自動車、鉄道郵便車模型、郵便船模型、郵便受箱
2600	雑品等	非常持出袋、用品外おおい、帳簿立、事務用版木
2700	記念品関係等	万国郵便連合像、年賀お年玉商品、鉄道郵便局廃止記念品
2800	郵便物等	年賀状、国際年賀状、日附印原画、封筒、帯紙
2900	郵便物運送・配達関係等	飛信継送帳、送達関係書類、郵便物日計表、付せん紙、郵便経費受払書、履歴原簿、引札、案内印刷物
貯金・為替・振替		
3000	貯金箱類等	たぬき型・車型・砲弾型等各種貯金箱
3100	外国貯金箱等	世界の貯金箱
3200	標章類等	駅逋局看板、公印類
3300	貯金印等	事務用印、為替貯金金額印、そろばん
3400	備品類等	貯金預入申込保管箱、資金運送箱
3500	外務関係用品類等	貯金外勤用かばん
3600	焼印等	為替貯金焼印
3700	周知用関連等	周知用品、紙芝居用具、手帳、周知用扇子、手拭
3800	貯金通帳類等	預入申込書、貯金通帳、定額小為替
3900	式紙・帳簿類等	出納帳、各局印鑑簿、案内・周知印刷物

表1 郵政資料館の資料分類（一般）

保険・年金		
4000	保険料貯金箱等	保険料貯金箱
4200	標章類等	保険年金看板
4300	事務用品等類	紀元二千六百年記念印
4500	外務関係用品類等	保険外勤用かばん
4700	周知用品等	簡易保険事業功労者用扇子、扇子原画、周知用筆記具
4800	式紙・帳簿類（保険）等	保険申込書、集金票、保険証書
4900	式紙・帳簿類（年金）等	郵便年金証書、案内・周知印刷物
郵便切手類関連		
5000	郵便切手類図案原画等	通常切手原画、特殊切手原画、記念絵はがき原画、試作図案、郵便切手類原画
5100	献上郵便切手類帖等	献上郵便切手類帖、郵便切手沿革帖
5200	切手類はり込み帖等	外国郵便切手類はり込み帖
5300	郵便消印帖等	明治時代年月順消印集、欧米各国郵便日附印集、エンタイア
5400	意匠関係文書等	郵便切手、通信日附印意匠関係文書資料綴
5500	郵便はがき等	郵便はがき、封皮、帯紙、郵便書簡、現金書留封皮
5600	切手・はがき類参考品等	切手貼り絵、事務用はがき
5700	郵便切手類試刷品等	通常郵便切手類試刷品、特殊郵便切手類試刷品
電気通信		
6000	電波関係等	電離層観測装置、マルコーニ式波長計、テレビジョン受像機
6100	電信関係等	ペリー提督献上のエンボッシング・モールス電信機、ブレゲ指字電信機、ABC電信機、榎本武揚のディニエ電信機、エンボッサー・モールス電信機、単針電信機、シーメンス・モールス印字電信機、アーリンコート生写伝信機、国産一号電信機、大北電信社電信機、放電間隙、デコヒーラ、時報器（田中久重銘入）
6200	電話関係等	電話機（ベル型、国産、ガワーベル、卓上）、磁石式（ロイド、バイユ、ソリッドバック）、磁石式卓上電話機、共電式壁掛電話機、テレビジョン電話機
6300	電気関係等	平賀源内エレキテル、佐久間象山電気治療器、佐久間象山絹巻銅線、佐久間象山永久磁石、シーボルト所有の電気治療器、ボルタ電池、ダニエル電池、各種真空管、碍子
6600	標章類、外務用品類等	電気庁看板、制服、かばん
6800	電報頼信紙類等	電報頼信紙、欧文電報頼信紙、電報送達紙
6900	その他電報関係等	電報封筒、電報統計表、辞令、信濃丸感状
その他		
8000	逓信博物館関係等	看板、記念印
8100	功労者の遺品遺墨類等	前島密遺品等関連資料、坂野鉄次郎遺品
8200	標章類等	駅鈴型香合、駅鈴型花入
8300	記念品類等	帝都復興記念品
8400	交通機関模型類等	郵便飛行機模型、郵船模型（あるぜんちな丸）
8500～8900	その他	はきもの、水消火器、鉄道乗車券、展覧会案内、賞状、郵政審議会資料、紙幣、宮中式典心得、逓信講習所資料、征討御用出張旅費並人名簿
郵便局資料		
9000	郵便局関係等	雑誌『郵政』表紙原画、境町郵便局資料、大間越郵便局資料、越谷郵便局資料、北陸郵政局資料、北海道郵政研修所資料

表 1 郵政資料館の資料分類（一般）

図書資料 32,462点

分類番号	分 類	主 な 資 料
A	郵政一般	
A A	事業概論および事業史	駅通明鑑（原本11巻）、駅通寮調整決議、駅通志稿、駅通司図面、万国郵便連合加盟25年式典書類、通信事業概要、駅通略史、通信事業史
A B	年鑑および統計書	駅通寮年報、通信省年報、通信一覧
A C	経理関係	駅通寮諸経費の経理方、通信省所管歳入歳出予算各費
A D	従業員、人事、共済、厚生、監察関係	通信省高等官・判任官定員表、共済組合事業概要、職員保健統計報告、郵政監察年次概況
A E	法規類集	郵便創業の太政官布告（各地時間賃銭表、書状を出す人の心得）、大阪以西運賃賃銭表、郵便馬車賃銭記、郵便の全国実施布告、均一料金制実施の布告、郵便法規類集
A F	外国事情	万国郵便条約加盟布達書及び関連文書、各国郵便法規類
A G	会議議事録	通信管理局長会議議事録、通信局長会議議事録
A H	職員録	郵便取扱役姓名録、官員録、駅通局職員録、通信省職員録
A J	局名録、区画便覧	村里名数書、郵便局原簿、地名字引、郵便区画町村便覧
A K	雑書	郵便報知新聞、文明開化内外事情、火曜日東京日々新聞、特定郵便局制度調査会議事録、郵便遭難史資料、駅通寮と四日市郵便役所（油絵）大臣等肖像画
A L	通信博物館関係	通信博物館陳列品原簿、通信博物館発行図書
A M	達書、公報	中外郵便週報、駅通局報、通信公報、郵政公報、宿駅御用留
A N	逐次刊行物	交通、通信協会雑誌、郵政、新聞の声
A P	機械、器具等仕様書	差立区分棚仕様図、自動押印機仕様図、自動読取区分機図面
A R	庁舎工事写真	郵便局等庁舎新築工事写真
B	郵便	
B A	一般	正院本省郵便決議簿、郵便法説諭振り、駅通改正草稿、差出日割記、通信事業に関する諸用具雛形、郵便保護銃関係書類、郵便器具図
B B	雑書	郵便馬車函の組上、野戦郵便局日誌、郵便日記帳
B C	郵便線路図、集配図	郵便線路図、郵便地図、集配線路図
B D	逐次刊行物	ゆうびん、ぼすとまん、エアメール
C	切手	
C A	一般	郵便切手発行布告類、戦役記念絵葉書文書綴
C B	通信日附印	大日本帝国郵便記念日附印目録、特殊通信日附印目録
C C	カタログ	大日本郵便切手類標準型録、大日本郵便切手類鑑、スコットカタログ、ギボンスカタログ、イバールカタログ
C D	逐次刊行物	切手、フィラテリスト、郵楽、郵便切手雑誌、切手文化、切手趣味、郵趣
C E	外国切手雑誌類	ミンクス・スタンプ・ジャーナル、ル・モンド・デ・フィラテリア
C F	雑	第5回戦役記念絵葉書売捌状況写真、絵葉書の展覧会書類
D	為替・貯金・振替	
D A	一般	郵便貯金局振替貯金事務史、郵便為替制度沿革史資料、郵便為替御用留、貯金預法論告の大意、為替貯金事業史
D B	統計書	郵便為替貯金事業概要、郵便為替貯金事業統計図表
D C	雑書	郵便貯金案内、郵便貯金唱歌、郵便貯金奨励談
D D	逐次刊行物	郵貯時報、郵便貯金
E	簡易保険、郵便年金	

表1 郵政資料館の資料分類（図書）

E A	一般	簡易保険事業史、生命保険事業ノ沿革
E B	統計書	簡易保険統計年報、簡易保険事業概要
E C	雑書	米国メトロポリタン生命保険会社保険体操ラジオ放送事業概要、国民保険体操講演集、健康相談所利用実話
E D	逐次刊行物	保険年金展望、簡保資金
F	電気通信	
F A	事業概要および事業史	日本最初の伝信機布告書、佐賀電信録、電信沿革略史、本邦電信資料、大日本帝国電信沿革史、電信電話事業史
F B	年鑑および統計書	電務年鑑、工務年鑑、電気通信年鑑、工務統計報告書
F C	業務一般	諸御用留、電信寮事務簿記録、電信線妨害取締布達、本寮達、工部省布達
F D	法規類集	横文電信表、和文電信表、電気通信法規集、電信における正午報辰規則
F E	雑書	ペリー献上電信機実験之図、米国使節実験電信機図、女子電話使用の図、テレビジョン実験と電力節約の展覧会
F F	外国事情	電気万国公報、万国電信条約書
F G	公報	電気通信公報
F H	逐次刊行物	電気通信経営月報、電気通信
F J	有線工学	電話機使用問答、自動電話交換、写真電報
F K	無線関係	無線電信、国際無線電信会議復命書、日本無線史
F L	放送	テレビジョン資料、ラジオ年鑑、聴取書統計要覧
F M	電信電話線路図	電信電話線路図
F N	電話番号簿	電話番号簿（明治40年～）
F O	地方通信局	電話開通関係書類
G	地方郵政局	
G A	東京郵政局	東京郵便局報、東京郵政局報、東京逓信業務一覧
G B	関東郵政局	関東郵政局報、栃木駅逓公文書、横浜郵便局報
G C	信越郵政局	長野郵政局報、信越郵政局報、県庁御布達
G D	東海郵政局	名古屋郵政局報、東海郵政局報
G E	北陸郵政局	金沢郵政局報、北陸郵政局報、新湊郵便局沿革史
G F	近畿郵政局	大阪逓信局報、大阪郵政局報、近畿郵政局報
G G	中国郵政局	広島郵政局報、中国郵政局報、赤間関逓信管理局関係達書
G H	四国郵政局	松山郵政局報、四国郵政局報
G J	九州郵政局	熊本逓信局報、熊本郵政局報、九州郵政局報、大分県庁達書、高橋善三郎日誌の逓信関係事項抜粋、久住郵便局資料
G K	東北郵政局	仙台郵政局報、東北郵政局報、仙台鉄道郵便局局務概要
G L	北海道郵政局	札幌逓信局報、札幌郵政局報、北海道郵政局報
G M	沖縄郵政管理事務所	沖縄郵政管理局報、琉球政府行政記録
H	書簡文	
H A	往来物	庭訓往来、自遺往来、農業往来、女筆手本、女萬籙古草紙、庭訓往来来諺解大成、年中時候往来、女今川梅花文庫、商売往来、明治文證大全
H B	一般	松葉楼叢書、手紙雑誌、明治女子消息文かきぶり、手紙講座
L	歴史	
L	歴史	三国通覧、和漢船用集、牧民金鑑、東講商人鑑、商用日本地図附録、嬉笑遊覧、大内裏図考証、古事類苑、東海道駅路の鈴、諸国道中金草鞋
M	電気	

表 1 郵政資料館の資料分類（図書）

MA	通信省刊行物	本邦における電気事業概況、電気試験所事務報告、電気事業要覧、電力評価審査委員会議事録
MB	民間会社等刊行物	電灯市営の十年、エレキテル図説、電気学会雑誌、平賀源内肖像、佐久間象山肖像、地震に関する佐久間象山書、電力国策に関する資料
N	美術	
N	美術	明治郵便錦絵、東海道五十三次（広重 保永堂版）、北斎道中画譜、北斎東海道五十三次画帳、東海道五十三次一覽、木曾街道六十九次、東海名所改正道中記、東海道絵巻、東海道改正道中記、東海道名所図会、江戸名所図会、絵本江戸土産、江戸図鑑綱目坤、東京開花名所、東京名所画譜、東京名勝図会、今切御閑所之図
P	法規類集	
P	法規類集	太政官日誌、布告全書、太政官布告書、法規分類大全
S	交通	
SA	一般	浦々高札の写、伏見本陣図、郵便会社仕方御規則、日本交通図会、交通文化
SB	駅逓	駅逓志料（紀事編纂原稿、御伝馬方旧記、定飛脚問屋仲間仕法帳、定飛脚旧記、五駅便覧等）、五街道宿村大概帳、五街道取締書物類寄、五街道分間延絵図、旅行用心集、道中記、日本駅逓志、箱根古閑所の図
SC	海運	大日本籌海全図、廻送会社蒸気船表、陸運元会社水運規則、日本海運図史、海事摘要
SD	灯台	工部統計志、航路標識管理所年報、航路標識便覧表、日本灯台表
SE	陸運	各地諸物貨運送賃銭表、陸運元会社関連資料、鉄道国有始末、内国通運社関連資料
SF	空路運輸	帝国飛行協会資料、航空年鑑、通信省航空局資料、中央航空研究所彙報、航空統計年報、主要各国民間航空輸送事業概要
SG	郵便創始以前の通信	旗振信号の沿革及仕方、江戸三度、飛脚の変遷、七里飛脚、三度飛脚の図、早馬の図
SH	外国事情	外国通信事略、交通史、朝鮮駅制集成
SJ	古文書	江戸六組飛脚仲間、尾州七里飛脚御用留、飛脚問屋京屋大細見、伝馬所助郷廃止布告、皇女と宮関連資料、浪花講資料
W	前島・坂野遺品遺墨	
WA	前島密遺品遺墨	梅の朽枝、紙幣製造御用留、自叙伝「行く路のしるし」自筆草稿、鴻爪痕関連自筆原稿、遺墨、まいにちひらがなしんぶんし、自筆遺稿、大久保書簡集
WB	坂野鉄次郎遺品遺墨	通信要録、画帖、坂野翁赤裸々集
X	ポスター	
XA	一般	郵便絵葉書展覧会、通信記念日通信文化展覧会
XB	郵便	郵便規則改正、年賀郵便、歳末贈答品小包、速達郵便
XC	切手	年賀切手、切手発行
XD	為替貯金・郵便貯金・郵便振替	郵便貯金の種類、愛の影に貯金の光、一銭を笑うものは一銭に泣く
XE	簡易保険・郵便年金	災害に予告なく保険に後悔なし、安らかな老後、ラジオ体操五周年、健康相談と巡回看護
XF	電気通信	電話番号簿に広告募集、東京大阪間写真電報開始
Y	外書	
Y	外書	諸外国の郵政関係図書
Z	雑書	
Z	雑書	お江戸尽し、善悪双六極楽道中図会、日々新聞、印刷局沿革録、日本印刷大観、国民保険体操

表1 郵政資料館の資料分類（図書）

写真資料 12,368点

A	郵政関係	B E G	各種看板
A A	法令規類・証・辞令類	B E H	郵便旗
A B	周知	B E J	線路図・地図
A C	建物	B E K	災害時・事故
A D	調印・記念祝典	B E L	手紙を書く・読む
A E	視察	B E M	雑
A F	集会・行事	B X A	ポスト
A G	博覧会・行事	B X B	集配
A H	各種競技会	B X C	郵便局窓口・局内作業
A X	外国郵便庁マーク	B X D	外国郵便局・局舎
A Z	雑	B X E	運送
B	郵便事業	B X F	鉄道郵便
B A A	ポスト	B X G	万国郵便連合
B A B	集配	B X H	周知物図表ポスター等
B A C	集配	B X J	国別郵便関係
B A D	服装	B X K	郵便受箱
B A E	道順組立	B X Z	その他
B A F	私書箱と受箱	B Y	絵（郵便現業絵図）
B B A	窓口	B Z	雑
B B B	搬出入（運搬）	C	郵便切手、はがき
B B C	取り揃え・消印押印	C A A	日本切手
B B D	自動押印	C A B	世界の切手
B B E	郵袋	C A C	切手関係会合・行事
B B F	区分	C A D	各種切手展
B C A	運送	C A E	製造（印刷局・切手のり）
B C B	騎馬・人車・馬車	C A F	郵便切手原画
B C C	自動車	C A G	郵便切手原画資料
B C D	船舶	C A H	返信切手券
B C E	鉄道郵便車両	C B A	はがき
B C F	鉄郵「車外・車内作業」	C B B	絵はがき
B C G	航空	C B C	封皮 帯紙
B C H	特殊	C B D	外国はがき
B C J	台湾の郵便	C B E	エンタィア
B D A	局舎・北海道・東北	C B F	各種消印と使用例
B D B	局舎・信越	C B Z	その他
B D C	局舎・関東	D	為替貯金
B D D	局舎・東京	D A	書類・証書・通帳・原簿
B D E	局舎・北陸・東海	D B	周知奨励
B D F	局舎・近畿・中国	D C	建物（局舎）集合
B D G	局舎・四国・九州・沖縄	D D	事務処理（窓口・貯金局・外務）
B E E	軍事郵便・野戦局	D E	行事・競技会
B E F	自動発売機	D F	用品・器具

表 1 郵政資料館の資料分類（写真）

E	保険年金	L A A	図版
E A	書類・証書	L A B	周知
E B	周知・奨励	L A C	行事
E C	建物（局舎）	L B A	一般無線電信機
E D	事務取扱（保険局・窓口）	L B B	一般無線電信操作状況
E E	会議・行事・競技	L B C	船舶無線
E F	資金の運用（保養施設）	L B D	航空無線
H	電気通信	L B E	無線放送
H A	解説・周知（展覧会）	L B F	無線放送（テレビジョン）
H B	回線（線路）海底線	L C A	無線電信局
H D	行事（講習・競技）	L L B	放送局
H E	視察・招待	L X	外国無線
J	電信	L Z	その他
J A A	法規・図解統計	M	電気
J A B	周知（錦絵・絵画）展覧会	M A A	周知・展覧会
J A C	講習会・競技会	M A B	会議
J A D	視察・会合・行事	M A C	行事・視察
J A E	佐久間象山（日本電信記念公園）	M B A	発電機
J B A	電信機	M B B	発電所
J B B	電信機操作	M B C	変電所
J B C	印刷電信機	M B D	電気の利用
J B D	走査器	Q	船舶
J B E	付属機器	Q A A	図版
J B F	受付（窓口）配達	Q A B	行事
J B G	建物（窓口）配達	Q A C	船員の養成
J C	建物（電信局）	Q B A	設計・造船
J D	電報用紙	Q B B	船舶・造船・布設船
K	電話	Q B C	漕船
K A A	解説	Q B D	帆船
K A B	周知	Q C A	灯台
K A C	行事	Q C B	建物
K A D	通話	Q A	外国船
K A E	開通式	R	航空
K B A	電話機	R A A	解説・図版
K B B	交換機	R A B	行事
K B C	自動電話機	R A C	飛行士養成所
K B D	自動交換機	R B A	各種飛行機
K B E	自動局設備	R B B	グライダー・パラシュート
K B F	付属設備	R C A	建物・設備
K B G	公衆電話ボックス	R C B	航空写真
K B X	外国	S	昔の交通・通信
K C	局舎（外景・内部）	S A	駅鈴
L	無線	S B	通信（絵巻物・風俗）

表1 郵政資料館の資料分類（写真）

S C	飛脚（錦絵・読み書き）	W B C	前島翁・銅像・胸像
S D	道中記（風俗）	W B D	遺品・遺墨
S E	日本交通図会	W B E	各種行事
S F	旅行具（手形・状箱）	W B Z	その他
S G	書状・帳簿・広告	W C A	坂野記念館外景・内部・遺品・遺墨
S X	外国の通信（飛脚）	W C B	坂野鉄次郎肖像
W	博物館	W C C	坂野記念館行事
W A A	博物館外景	W C Z	その他雑類
W A B	常設展示場	W D	久住展示室
W A C	逡信博物館長	W E A	樋畑雪湖翁関係肖像・その他
W A D	逡信博物館	W E B	樋畑雪湖翁関係遺品・遺墨
W A E	博物館各種行事	Z	肖像
W A F	見学	Z A A	肖像
W A H	博物館出版物・特別展等	Z A B	次官・参与官・参事官
W A J	博物館施設	Z A C	局長・課長・秘書官
W B A	前島記念館外景内部	Z A D	発明及び功労者
W B B	前島翁・仲子夫人肖像	Z A E	職員

日本切手	郵便創業時に発行された竜文切手から現在発行されている切手まで約6,500種を発行年順に管理
外国切手	既に存在していない国も含めて255カ国約32万種を国別、発行年順に管理

表 1 郵政資料館の資料分類（写真・日本切手・外国切手）

作 者	発 行 名 称	意 匠	発行年月日
棟方志功	放送50年記念	観聞頌	1975/03/20
佃公彦	ラジオ体操50年記念	ラジオ体操50年記念シンボルマーク	1978/08/01
永田萌	国際花と緑の博覧会寄付金付	花気球	1989/06/01
永田萌	国際花と緑の博覧会記念寄付金付	花と妖精	1990/03/30
黒井健	国際花と緑の博覧会記念	樹	1990/03/30
黒井健	国連防災世界会議記念	水辺の家	1994/05/23
村上勉	環境の日制定記念	生きものの環	1994/06/03
やなせたかし	第50回児童福祉週間記念	おひさまとなかよし	1996/05/01
永田萌	ふみの日	妖精と手紙	1982/07/23
永田萌	ふみの日	妖精からの便り	1983/07/23
永田萌	ふみの日	花と手紙	1984/07/23
村上勉	ふみの日	少年と手紙	1985/07/23
村上勉	ふみの日	少女と手紙	1986/07/23
村上勉	ふみの日切手帳 (表紙)	メルヘンの世界	1986/08/23
村上勉	ふみの日小型シート	(夜空)	1986/09/20
村上勉	ふみの日	ぞうと手紙	1987/07/23
村上勉	ふみの日ゆうペーン (表紙)	ねこの母子	1987/07/23
村上勉	ふみの日小型シート	(大きな木)	1987/09/21
村上勉	ふみの日	猫と手紙	1988/07/23
永田萌	ふみの日	妖精と手紙	1988/07/23
黒井健	ふみの日	お母さんと手紙	1989/07/21
永田萌	ふみの日	はばたく想い	1990/07/23
永田萌	ふみの日	夢の草原	1990/07/23
永田萌	ふみの日ゆうペーン (表紙)	(夢の草原)	1990/07/23
永田萌	ふみの日	あさがおだより	1991/07/23
永田萌	ふみの日	虹色の地平線	1991/07/23
葉祥明	ふみの日	犬と小鳥のてがみ	1992/07/23
葉祥明	ふみの日	木陰の子犬と手紙	1993/07/23
やなせたかし	ふみの日	飛べ手紙	1993/07/23
やなせたかし	ふみの日ゆうペーン (表紙)	(飛べ手紙)	1993/07/23
やなせたかし	ふみの日	手紙の船	1994/07/22
やなせたかし	ふみの日	手紙の家	1995/07/21
加藤栄三	魚介シリーズ	いせえび	1966/01/31
堅山南風	魚介シリーズ	こい	1966/02/28
前田青邨	魚介シリーズ	まだい	1966/03/25
橋本明治	魚介シリーズ	かつお	1966/05/16
杉山寧	魚介シリーズ	あゆ	1966/06/01
吉岡堅二	魚介シリーズ	うなぎ	1966/08/01
上村松篁	魚介シリーズ	まさば	1966/09/01
森田沙伊	魚介シリーズ	さけ	1966/12/01
奥村土牛	魚介シリーズ	ぶり	1967/02/10
山田申吾	魚介シリーズ	とらふぐ	1967/03/10

表2 切手・はがき原画(切手)

高山辰雄	魚介シリーズ	するめいか	1967/06/30
山口蓬春	魚介シリーズ	さざえ	1967/07/25
杉本健吉	昔ばなしシリーズ「花さかじじい」	ここほれワンワン	1973/11/20
杉本健吉	昔ばなしシリーズ「花さかじじい」	おばさんともちつき	1973/11/20
杉本健吉	昔ばなしシリーズ「花さかじじい」	枯木に花をさかせましょう	1973/11/20
堀文子	昔ばなしシリーズ「つる女房」	娘	1974/02/20
堀文子	昔ばなしシリーズ「つる女房」	機織	1974/02/20
堀文子	昔ばなしシリーズ「つる女房」	つる	1974/02/20
滝平二郎	昔ばなしシリーズ「一寸法師」	舟	1974/06/10
滝平二郎	昔ばなしシリーズ「一寸法師」	鬼	1974/06/10
滝平二郎	昔ばなしシリーズ「一寸法師」	小槌	1974/06/10
森田曠平	昔ばなしシリーズ「かぐや姫」	竹	1974/07/29
森田曠平	昔ばなしシリーズ「かぐや姫」	姫	1974/07/29
森田曠平	昔ばなしシリーズ「かぐや姫」	月へ	1974/07/29
片岡球子	昔ばなしシリーズ「こぶとりじいさん」	鳥居	1974/09/09
片岡球子	昔ばなしシリーズ「こぶとりじいさん」	踊	1974/09/09
片岡球子	昔ばなしシリーズ「こぶとりじいさん」	こぶ二つ	1974/09/09
大山忠作	昔ばなしシリーズ「浦島太郎」	亀	1975/01/28
大山忠作	昔ばなしシリーズ「浦島太郎」	竜宮	1975/01/28
大山忠作	昔ばなしシリーズ「浦島太郎」	玉手箱	1975/01/28
黒崎義介	昔ばなしシリーズ「ねずみの浄土」	出会い	1975/04/15
黒崎義介	昔ばなしシリーズ「ねずみの浄土」	浄土	1975/04/15
黒崎義介	昔ばなしシリーズ「ねずみの浄土」	もてなし	1975/04/15
谷内六郎	日本の歌シリーズ第1集	夕やけこやけ	1979/08/24
滝平二郎	日本の歌シリーズ第1集	荒城の月	1979/08/24
堀文子	日本の歌シリーズ第2集	もみじ	1979/11/26
村上勉	日本の歌シリーズ第2集	ふるさと	1979/11/26
石川滋彦	日本の歌シリーズ第3集	冬げしき	1980/01/28
白旗史朗※	日本の歌シリーズ第3集（下図 写真）	ふじ山	1980/01/28
安野光雅	日本の歌シリーズ第4集	春の小川	1980/03/21
森田曠平	日本の歌シリーズ第4集	さくらさくら	1980/03/21
谷内六郎	日本の歌シリーズ第5集	うみ	1980/04/28
堀文子	日本の歌シリーズ第5集	おぼろ月夜	1980/04/28
渡辺義雄※	日本の歌シリーズ第6集（下図 写真）	日のまる	1980/06/16
安野光雅	日本の歌シリーズ第6集	夏の思い出	1980/06/16
根岸敬	日本の歌シリーズ第7集	赤とんぼ	1980/09/18
林静一	日本の歌シリーズ第7集	浜辺の歌	1980/09/18
米倉斉加年	日本の歌シリーズ第8集	椰子の実	1981/02/09
森田曠平	日本の歌シリーズ第8集	子もり歌	1981/02/09
村上勉	日本の歌シリーズ第9集	春がきた	1981/03/10
林静一	日本の歌シリーズ第9集	花	1981/03/10
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第1集	大浦天主堂	1981/08/22

※ 白旗史朗、渡辺義雄は写真家

表2 切手・はがき原画（切手）

近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第1集	表慶館	1981/08/22
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第2集	旧開智学校校舎	1981/11/09
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第2集	同志社礼拝堂	1981/11/09
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第3集	聖ヨハネ教会堂	1982/01/29
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第3集	旧札幌農学校演武場	1982/01/29
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第4集	旧日本銀行京都支店	1982/03/10
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第4集	旧済生館本館	1982/03/10
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第5集	尾山神社神門	1982/06/12
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第5集	旧岩崎家住宅	1982/06/12
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第6集	北海道庁旧本庁舎	1982/09/10
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第6集	旧西郷従道住宅	1982/09/10
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第7集	旧睦沢学校校舎	1983/02/15
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第7集	桜宮公会堂玄関	1983/02/15
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第8集	豊平館	1983/06/23
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第8集	旧グラバー住宅	1983/06/23
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第9集	旧五十九銀行本店本館	1983/08/15
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第9集	旧学習院初等科正堂	1983/08/15
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第10集	日本銀行本店本館	1984/02/16
近岡善次郎	近代洋風建築シリーズ第10集	旧ハンター住宅	1984/02/16
麻田鷹司	奥の細道シリーズ第1集	華厳	1987/02/26
江守若菜	奥の細道シリーズ第2集	ほととぎす	1987/06/23
田淵俊夫	奥の細道シリーズ第2集	柳陰	1987/06/23
青木義照	奥の細道シリーズ第3集	栗の花	1987/08/25
森田曠平	奥の細道シリーズ第3集	早苗	1987/08/25
江守若菜	奥の細道シリーズ第4集	あやめ草	1988/01/23
森田曠平	奥の細道シリーズ第4集	懐古	1988/01/23
松尾敏男	奥の細道シリーズ第5集	紅花	1988/03/26
後藤純男	奥の細道シリーズ第5集	山寺	1988/03/26
堀文子	奥の細道シリーズ第6集	最上川	1988/05/30
今野忠一	奥の細道シリーズ第6集	月山	1988/05/30
松尾敏男	奥の細道シリーズ第7集	ねぶの花	1988/08/23
青木義照	奥の細道シリーズ第7集	荒海	1988/08/23
大野俣嵩	奥の細道シリーズ第8集	わせの香	1988/11/11
中路融人	奥の細道シリーズ第8集	赤映	1988/11/11
今野忠一	奥の細道シリーズ第9集	那谷寺	1989/02/13
後藤純男	奥の細道シリーズ第9集	月光	1989/02/13
田淵俊夫	奥の細道シリーズ第10集	浜の秋	1989/05/12
大野俣嵩	奥の細道シリーズ第10集	蛤	1989/05/12

はがき原画

作 者	発 行 名 称	意 匠	発行年月日
黒井健	絵入り国際郵便葉書（裏面）	夕暮れの港	1993/11/22
加山又造	昭和58年用絵入り年賀葉書（裏面）	飛翔	1982/11/05

表2 切手・はがき原画（切手・はがき）

堀文子	昭和58年用絵入り年賀葉書（裏面）	春の籠	1982/11/05
森田曠平	昭和58年用絵入り年賀葉書（裏面）	献寿	1982/11/05
小倉遊亀	昭和59年用絵入り年賀葉書（裏面）	紅梅	1983/11/04
山口華楊	昭和59年用絵入り年賀葉書（裏面）	鳴鶴	1983/11/04
上村松篁	昭和60年用絵入り年賀葉書（裏面）	紅梅	1984/11/05
佐藤太清	昭和60年用絵入り年賀葉書（裏面）	鴛鴦	1984/11/05
片岡球子	昭和61年用絵入り年賀葉書（裏面）	富士	1985/11/05
堀文子	昭和61年用絵入り年賀葉書（裏面）	献花	1985/11/05
松尾敏男	昭和62年用絵入り年賀葉書（裏面）	寒牡丹	1986/11/05
上村松篁	昭和62年用絵入り年賀葉書（裏面）	うさぎと梅	1986/11/05
田淵俊夫	昭和63年用絵入り年賀葉書（裏面）	わか松	1987/11/05
杉本健吉	昭和63年用絵入り年賀葉書（裏面）	梅下麗人	1987/11/05
竹山博	平成元年用絵入り年賀葉書（裏面）	竹に小鳥	1988/11/05
岡信孝	平成元年用絵入り年賀葉書（裏面）	福寿草	1988/11/05
野々内良樹	平成2年用絵入り年賀葉書（裏面）	千両の紅ひわ	1989/11/02
牧進	平成2年用絵入り年賀葉書（裏面）	実南天	1989/11/02
佐藤太清	平成3年用絵入り年賀葉書（裏面）	瑞鶴	1990/11/01
後藤純男	平成3年用絵入り年賀葉書（裏面）	初雪	1990/11/01
吉田善彦	平成4年用絵入り年賀葉書（裏面）	富貴	1991/11/01
加倉井和夫	平成5年用絵入り年賀葉書（裏面）	朝陽	1992/11/02
西村昭二郎	平成7年用絵入り年賀葉書（裏面）	紅梅にシジュウカラ	1994/11/01
田淵俊夫	平成7年用絵入り年賀葉書（裏面）	金采	1994/11/01
上村淳之	平成8年用絵入り年賀葉書（裏面）	瑠璃鵲	1995/11/01
岡信孝	平成8年用絵入り年賀葉書（裏面）	藪柑子	1995/11/01
郷倉和子	平成9年用絵入り年賀葉書（裏面）	若木の紅梅	1996/11/01
加山又造	平成10年用絵入り年賀葉書（裏面）	初雪	1997/10/31
大山忠作	平成10年用絵入り年賀葉書（裏面）	千両	1997/10/31
松尾敏男	平成11年用絵入り年賀葉書（裏面）	うさぎ	1998/11/02
西村昭二郎	平成11年用絵入り年賀葉書（裏面）	万両とホオジロ	1998/11/02
原田泰治	昭和59年用絵入り年賀葉書（地方版）（裏面）	雪の山村	1983/11/04
葉祥明	平成3年用暑中見舞葉書	高原の風	1991/06/03
葉祥明	平成3年用暑中見舞葉書	潮風	1991/06/03
石井柏亭	昭和25年用暑中見舞葉書（裏面）	湖畔風景	1950/06/15
川島理一郎	昭和25年用暑中見舞葉書（裏面）	蘭花	1950/06/15
川端龍子	昭和25年用暑中見舞葉書（裏面）	海辺の貝	1950/06/15
宮本三郎	昭和25年用暑中見舞葉書（裏面）	金魚鉢	1950/06/15
吉岡堅二	昭和25年用暑中見舞葉書（裏面）	とんぼ	1950/06/15
和田三造(指導) 大槻武雄・ 矢嶋様子	昭和27年用暑中見舞葉書（裏面）	朝顔模様	1952/07/01
和田三造(指導) 大槻武雄・ 矢嶋様子	昭和27年用暑中見舞葉書（裏面）	墨流し模様	1952/07/01
中川一政	昭和28年用暑中見舞葉書（裏面）	かれい	1953/07/01

表2 切手・はがき原画（はがき）

中川一政	昭和28年用暑中見舞葉書（裏面）	かえる	1953/07/01
清水崑	昭和29年用暑中見舞葉書（裏面）	童女かっぱ	1954/07/01
山田申吾	昭和35年用暑中見舞葉書（裏面）	しらかんば	1960/07/01
山田申吾	昭和35年用暑中見舞葉書（裏面）	つゆくさ	1960/07/01
加藤栄三	昭和36年用暑中見舞葉書（裏面）	ききょう	1961/07/01
加藤栄三	昭和36年用暑中見舞葉書（裏面）	う	1961/07/01
野間仁根	昭和37年用暑中見舞葉書（裏面）	おおまつよいぐさ	1962/07/01
野間仁根	昭和37年用暑中見舞葉書（裏面）	くぎきりぎりすとせすじつゆむし	1962/07/01
橋本明治	昭和38年用暑中見舞葉書（裏面）	てっせん	1963/07/01
橋本明治	昭和38年用暑中見舞葉書（裏面）	けしのみ	1963/07/01
前田青邨	昭和39年用暑中見舞葉書（裏面）	う	1964/07/01
前田青邨	昭和39年用暑中見舞葉書（裏面）	なす	1964/07/01
橋本興家	昭和40年用暑中見舞葉書（裏面）	山	1965/07/01
橋本興家	昭和40年用暑中見舞葉書（裏面）	海	1965/07/01
森田元子	昭和41年用暑中見舞葉書（裏面）	ひまわり	1966/07/01
森田元子	昭和41年用暑中見舞葉書（裏面）	いちじく	1966/07/01
山名文夫	昭和42年用暑中見舞葉書（裏面）	水	1967/07/01
山名文夫	昭和42年用暑中見舞葉書（裏面）	風	1967/07/01
奥村土牛	昭和43年用暑中見舞葉書（裏面）	きんぎょ	1968/06/25
奥村土牛	昭和43年用暑中見舞葉書（裏面）	あさがお	1968/06/25
鈴木信太郎	昭和44年用暑中見舞葉書（裏面）	あじさい	1969/07/01
鈴木信太郎	昭和44年用暑中見舞葉書（裏面）	ききょう	1969/07/01
横山操	昭和45年用暑中見舞葉書（裏面）	夕涼し	1970/07/01
横山操	昭和45年用暑中見舞葉書（裏面）	波	1970/07/01
関野準一郎	昭和46年用暑中見舞葉書（裏面）	水鳥	1971/06/28
関野準一郎	昭和46年用暑中見舞葉書（裏面）	氷水屋	1971/06/28
香月泰男	昭和48年用暑中見舞葉書（裏面）	いぐさ	1973/07/03
香月泰男	昭和48年用暑中見舞葉書（裏面）	海	1973/07/03
やなせたかし	平成3年はあとめーる	心に太陽を	1991/09/02
やなせたかし	平成4年はあとめーる	人生に花を	1992/09/01
黒井健	平成5年はあとめーる	おてがみ書いた	1993/09/01
黒井健	平成5年はあとめーる	かわいい手紙	1993/09/01
黒井健	平成6年はあとめーる	野原の手紙	1994/09/01
黒井健	平成6年はあとめーる	元気ですか	1994/09/01
村上勉	平成7年はあとめーる（原画（兼下図））	おじいちゃんお元気ですか	1995/09/01
村上勉	平成7年はあとめーる（原画（兼下図））	おばあちゃんお元気ですか	1995/09/01
村上勉	平成8年はあとめーる	コオロギとカキ	1996/09/02
村上勉	平成8年はあとめーる	銀杏色の傘	1996/09/02
やなせたかし	平成4年はあとめーる（表面）	（元気な子共たち）	1992/09/01
黒井健	平成5年はあとめーる（表面）	うさぎと手紙	1993/09/01
黒井健	平成5年はあとめーる（表面）	こども達と手紙	1993/09/01
黒井健	平成6年はあとめーる（表面）	自転車	1994/09/01
黒井健	平成6年はあとめーる（原画（表面））	ねずみ	1994/09/01

表2 切手・はがき原画（はがき）

村上勉	平成7年はあとめーる（原画（表面））	女の子	1995/09/01
村上勉	平成7年はあとめーる（原画（表面））	男の子	1995/09/01
村上勉	平成8年はあとめーる（原画（表面））	秋雨だより	1996/09/02
村上勉	平成8年はあとめーる（原画（表面））	葡萄とギリギリス	1996/09/02
小山正太郎	第四回戦役記念郵便絵葉書 旅順口ノ部	水師營ニ於クル彼我司令官の會見	1905/10/15
小代為重	大禮記念繪葉書	即位禮紫宸殿御式場之圖	1915/11/10
吉川靈華	大禮記念繪葉書	太平樂之圖	1915/11/10
鍋木清方	平和記念繪葉書	少年少女と鳩	1919/07/01
南薫造	平和記念繪葉書	収穫の図	1919/07/01
結城素明	大禮記念繪葉書	五節舞之圖	1928/11/10
岡田三郎助	大禮記念繪葉書	承明門ヨリ紫宸殿ノ儀ヲ望ム圖	1928/11/10
小磯良平	大東亜戦争記念報国葉書 第一輯	香港黃泥涌高射砲陣地奪取	1943/12/08
宮本三郎	大東亜戦争記念報国葉書 第一輯	シンガポール英軍の降伏	1943/12/08
川端龍子	日本国憲法公布記念 日本絵葉書 第一輯	不盡	1946/12/27
藤田嗣治	日本国憲法公布記念 日本絵葉書 第一輯	迎日	1946/12/27
石井柏亭	日本国憲法公布記念 日本絵葉書 第一輯	平和	1946/12/27
上村松園	不発行絵葉書	融	
川合玉堂	不発行絵葉書	上高地	
宮本三郎	不発行絵葉書	編もの	

表2 切手・はがき原画（はがき）

作 者	名 称	制作年代			
平福 百穂	竹林の隠者	1924	松林 桂月	ぶどう	1940
山村 耕花	金魚	1924	野田 九浦	網打	1941
山内 多門	山水	1925	奥村 土牛	柿	1942
荒木 十畝	花鳥	1925	堂本 印象	百合と薊	1943
竹内 栖鳳	金魚	1926	川崎 小虎	ばら	1943
竹内 栖鳳	あやめ	1926	田中 咄哉州	毒だみと蛙	1945
小杉 未醒	ざくろ	1927	堂本 印象	柳につばめ	1946
石井 柏亭	百合	1927	木村 莊八	つばき	1948
福田 平八郎	川蟬	1928	高間 惣七	縞ひよ	1949
福田 平八郎	金魚	1928	山口 華楊	せきれい	1950
長野 草風	甘草	1929	鴨下 晁湖	百合	1953
長野 草風	撫子と桔梗	1929	西山 英雄	縞あしと赤とんぼ	1955
小室 翠雲	一瞬千里	1930	樋口 富麻呂	熱帯魚	1955
小室 翠雲	一八	1930	浜田 台児	青栗	1956
山元 春拳	牡丹に黄金虫	1931	西山 翠嶂	おもだか	1957
山元 春拳	巖に松	1931	加藤 晨明	首夏	1957
榊原 紫峰	楓に鳩	1932	橋本 明治	桔梗	1959
榊原 紫峰	竹に雀	1932	奥村 厚一	波紋	1960
土田 麦僊	鮎	1933	松林 桂月	あじさい	1962
土田 麦僊	あやめ	1933	朝倉 攝	夏の太陽	1963
川合 玉堂	緑陰投網	1934	三岸 節子	花	1964
山口 蓬春	うつぎ	1934	小倉 遊亀	桔梗	1991
横山 大観	富士雪景	1935	上村 松皇	矢車草	1992
小林 古径	赤まんま	1935	平山 郁夫	河畔涼風	1993
前田 青邨	かささぎ	1936	東山 魁夷	青富士	1994
富田 溪仙	あじさい	1936	佐藤 太清	朝顔	1995
橋本 関雪	鶴	1937	高山 辰雄	濱邊	1996
川端 龍子	おしどり	1937	奥田 元宋	奥入瀬涼々	1997
西山 翠嶂	京洛春色	1938	片岡 珠子	桜花	1998
安田 靱彦	白百合	1939	加山 又造	初秋	1999
			大山 忠作	朝顔	2000

表3 簡易保険扇子原画

参考 郵政資料館発行図書（1974年以降）

〔資料図録〕

- No. 1 郵便差出箱（ポスト）のうつりかわり〈その1〉創業から明治30年まで
- No. 2 郵便差出箱（ポスト）のうつりかわり〈その2〉明治30年から昭和20年まで
- No. 3 郵便差出箱（ポスト）のうつりかわり〈その3〉昭和20年から現在まで
- No. 4 郵便貯金通帳のうつりかわり（通常郵便貯金）
- No. 5 図書資料（その1）郵便決議簿、駅通明鑑、諸達綴、法規分類大全、中外郵便週報
- No. 6 図書資料（その2）東京日々新聞、駅通局報
- No. 7 図書資料（その3）郵便創業の太政官布告・各地時間賃銭表・明治6年郵便規則等
- No. 8 図書資料（その4）明治6年内国郵便税之定・郵便規則等
- No. 9 図書資料（その5）明治7年日本帝国郵便規則・郵便交換条約等
- No. 10 図書資料（その6）明治7年郵便為替取扱い役所地名表・郵便為替証書雛形等
- No. 11 図書資料（その7）明治8年英文外国郵便税表・郵便規則及罰則等
- No. 12 図書資料（その8）明治9年英文外国郵便税表・郵便規則及罰則等
- No. 13 図書資料（その9）明治11年貯金預り規則抄録、明治15年英文郵便税表等
- No. 14 図書資料（その10）明治15年郵便条例、明治16年郵便心得等
- No. 15 図書資料（その11）明治17年郵便心得摘要、明治19年現行駅通法令類集等
- No. 16 図書資料（その12）明治21年郵便条約類纂、明治23年現行郵便電信法令索関要録等
- No. 17 郵便物の輸送（その1）郵便行李、郵便御用絵符、明治5年郵便線路図等
- No. 18 郵便物の輸送（その2）郵便証印記、明治5～7年郵便線路図等
- No. 19 郵便物の輸送（その3）大阪郵便役所写真、東海道駅傍村名等

- No. 20 郵便物の輸送（その４）郵便法説諭振、郵便かばん、明治８年郵便線路図等
- No. 21 郵便物の輸送（その５）書状集箱、明治８～９年郵便線路図等
- No. 22 郵便物の輸送（その６）横浜郵便役所・横浜郵便局、明治８～９年郵便線路図等
- No. 23 郵便物の輸送（その７）大阪以西郵便賃銭表、エンタィア等
- No. 24 郵便物の輸送（その８）蒸気車と郵便物の輸送、エンタィア等
- No. 25 郵便物の輸送（その９）東海道筋の郵便取扱い、エンタィア等
- No. 26 郵便物の輸送（その10）郵便規則改正、切手売り捌き関係記録、福井県郵便取開の儀等
- No. 27 郵便物の輸送（その11）明治４年の郵便取扱い方法、エンタィア等
- No. 28 郵便物の輸送（その12）東京府下市中往復郵便、エンタィア等
- No. 29 郵便物の輸送（その13）鉄道による運送、エンタィア等
- No. 30 前島密生誕150年記念特集号
- No. 31 郵便物の輸送（その14）特殊通信日附印 船による郵便物の輸送
- No. 32 郵便物の輸送（その15）特殊通信日附印 一般乗合馬車による郵便物の輸送
- No. 33 郵便物の輸送（その16）特殊通信日附印 郵便馬車による郵便物の輸送
- No. 34 郵便物の輸送（その17）特殊通信日附印 自転車の使用、分館展示資料
- No. 35 郵便物の輸送（その18）特殊通信日附印 自動車による郵便物の輸送
- No. 36 郵便物の輸送（その19）特殊通信日附印 飛行機による郵便物の輸送
- No. 37 郵便物の輸送（その20）郵便物輸送のあゆみ
- No. 38 特集 諸外国の郵便ポスト〈世界の街角から〉
- No. 39 郵便ポストの移り変わり〈その１〉創業時から昭和初期まで
- No. 40 郵便ポストの移り変わり〈その２〉戦時中から現在まで
- No. 41 郵便ポストの移り変わり〈その３〉掛箱
- No. 42 東海道五十三次 初代広重作保永堂版全55枚
- No. 43 一明治の郵便外務員一制服の移り変わり〈その１〉
- No. 44 一明治の郵便外務員一制服の移り変わり〈その２〉
- No. 45 一大正・昭和の郵便外務員一制服の移り変わり〈その１〉
- No. 46 一大正・昭和の郵便外務員一制服の移り変わり〈その２〉
- No. 47 一大正・昭和の郵便外務員一制服の移り変わり〈その３〉
- No. 48 一大正・昭和の郵便外務員一制服の移り変わり〈その４〉
- No. 49 街道往来 江戸・明治の錦絵集 江戸から明治にかけての交通関係錦絵
- No. 50 モダニズムの時代と郵政ポスター 大正・昭和初期の郵政ポスター
- No. 51 三代広重の錦絵と郵便 三代広重の描いた郵便錦絵集
- No. 52 日本切手の20世紀 20世紀の貴重な日本切手に関する資料集
- No. 53 郵便事業の創始者 前島密の人生と業績 前島密一代記
- No. 54 江戸開府400年記念特別展「江戸東京独案内」展示資料集
- No. 55 魅せられる扇面画の世界（通信総合博物館所蔵）
- No. 56 前島記念館資料集
- No. 欠 日本郵政グループ発足記念展図録 第一部：郵便錦絵展 「明治の新しい風」
- No. 57 日本郵政グループ発足記念展図録 第二部：扇子原画展 「麗しく華ひらく」
- No. 58 日本郵政グループ発足記念展図録 第三部：切手原画展 「ふみをかざるひとひらの美」

〔研究調査報告書〕

- 郵政省通信博物館資料図録別冊 1 前島密にあてた大久保利通書簡集
- 郵政省通信博物館資料図録別冊 2 日本郵便の父前島密遺墨集
- 郵政省通信博物館資料図録別冊 3 静岡県駅通御用留 明治7年（その１）
- 郵政省通信博物館資料図録別冊 4 静岡県駅通御用留 明治7年（その２）
- 郵政省郵政研究所附属資料館研究調査報告 1 郵便創業時の記録 赤坂郵便御用取扱所史料
- 郵政省郵政研究所附属資料館研究調査報告 2 郵便創業時の年表 駅通紀事編纂原稿
- 郵政省郵政研究所附属資料館研究調査報告 3 郵便創業時の起案文書 正院本省郵便決議簿第壹号
- 郵政省郵政研究所附属資料館研究調査報告 4 郵便創業前の記録 袋井郵便御用取扱所史料（その１）
- 郵政省郵政研究所附属資料館研究調査報告 5 郵便創業時の記録 袋井郵便御用取扱所史料（その２）
- 郵政省郵政研究所附属資料館研究調査報告 6 郵便創業時の記録 全国実施時の郵便御用取扱所
- 郵政省郵政研究所附属資料館研究調査報告 7 郵便創業期の記録 郵便切手類沿革志
- 総務省郵政研究所電気通信共同研究報告 黎明期の通信に関する調査研究報告書

（いのうえ たくろう 日本郵政株式会社 郵政資料館 資料専門員）

資料紹介

『各線鉄道線路図』
（東京・高崎間を中心として）

杉山 正司

一 はじめに

明治十六年（一八八三）七月二十八日、日本で最初の私設鉄道である日本鉄道会社が開業した。上野―熊谷間六一・二キロメートルの線路敷設が完了し、仮開業したものである。計画は、上野―高崎間に鉄道を敷くというもので、前橋まで延伸することを目論んでいた。

この上野―高崎間の路線は、日本鉄道会社では「第一区線」と呼んでおり、のちに「高崎線」となって、JRとなった現在まで続く路線である。この後日本鉄道会社では、第一区線に引き続き、第二区線―第五区線建設によって青森までの敷設を計画していた。

ところで、日本鉄道第一区線は、もともと官設鉄道として計画されて準備が進められたが、政府の資金不足から中断を余儀なくされ、私設鉄道の日本鉄道会社の設立を認め、建設を委ねたのである。

郵政歴史文化研究会第五分科会は、郵政資料館所蔵資料を把握するために、古文書や絵図・地図資料などの資料調査を行っている。その調査過程において、第一区線の計画図とみられる東京―高崎間の新たな線路略図が発見された。この図面は、『各線鉄道線路図』^①に収められているが、これまで資料館の性格から、その存在に気づかず注目されてこなかった。『各線鉄道線路図』は、第一区線だけではなく、関西方面の鉄道計画線図など全十一図からなる。

残念ながら、筆者はそのすべてについて資料紹介をする力をもっていない。そのため小稿では、『各線鉄道線路図』に収められているうちの、四図にわたる日本鉄道会社第一区線の計画図についての資料紹介をかねて、別本の同線図と比較することにより、資料の考察を行おうとするものである。

なお、小稿では、便宜上既に紹介されている図との混乱を避けるため、四図については「郵政資料館本」と称する。また、地図や資料等には、今日の駅を「停車場」「駅」「ステーション」などの用語が用いられ、同一資料内でも混在しているため、引用以外は「停車場」を用いることとする。

二 東京―高崎間鉄道敷設計画前史

はじめに当該資料について述べる前に、その作成にいたる時代背景を知るため、東京―高崎間の鉄道敷設計画について『日本鉄道史』^②をもとに触れておきたい。明治五年（一八七二）の新橋―横浜間の日本の最初の鉄道開業は、文明開化の象徴のひとつとなり、政府内部ばかりではなく民間においても鉄道の必要性を知らしめる出来事であった。

そもそも政府では、両京間（東京・京都）を鉄道で結ぶことが重要であり急務と考えていた。そこで東海道ルートとするか、中山道ルートをとるか論争があった。明治三年（一八七〇）六月、政府は土木司員である佐藤政養・小野友五郎らを東海道ルート視察調査に派遣している。翌年に

報告書が提出されたが、そのなかで中山道ルートに鉄道建設が必要として
いる。

明治四年三月になると中山道ルートの調査を行うこととし、お雇い英国
人のR・V・ボイルにも調査を命じている。ボイルは、明治七・八年の二
回にわたり調査して報告書を同九年に提出している。この中でボイルは、
東海道は海に近く、既に開かれていて海運に便利である。一方、中山道は、
山間部が多く、道路状況も険粗で、輸送には不便である。しかし、こうし
た地理的環境の悪い土地に鉄道を建設すれば、新たに広大な荒地を開くこ
とができ、両京と南北両海（太平洋と日本海）との交通が容易となるとし
た。

ボイル案は、既に開業していた新橋停車場から数寄屋橋・昌平橋付近
不忍池・王子・赤羽から中山道に沿って高崎に至るルートである。

特にボイルは、高崎を重視し、その理由として前橋地方で産出する生絹、
生糸を東京へ輸送するための集散地であり、東京と高崎を鉄道で結べば、
生糸や絹の輸出を容易にし、殖産興業に資するとした。

このほか、開拓使のお雇い米国人のJ・U・クロフォードも、ボイルと
はルートは異なるものの、東京・高崎間の調査と提案を行っている。

明治十三年（一八八〇）になって政府は、ボイル案を採用して、二月か
ら起工の許可を得て、東京・前橋間の測量に着手した。ところが、十一月
には財政上の理由から、建設許可が取り消されて、建設着工が中止され
てしまった。

三 日本鉄道会社創立

この敷設計画は、設立計画のあった日本鉄道会社に委ねられることにな
る。日本鉄道会社の設立準備は、明治五年に遡る。英国留学中の蜂須賀茂
韶が、明治天皇に鉄道事業の興隆こそが国家にとって緊急不可欠であると
の上奏文を提出した。翌年三月に蜂須賀の意向を受けて大名華族たち十名
が、鉄道会社創立請願書を太政大臣・三条実美宛に提出した⁽³⁾。

政府は回答を保留し、翌年になって蜂須賀の建言と華族の請願に対して

工部省への計画書提出を指示した。これに応じて華族組合（後の東京鉄道
組合）が結成された。

翌八年二月、組合は奥州鉄道建設計画を発表⁽⁴⁾、三月前島密と華族た
ちとの第一回会議が開催され、さらに渋沢栄一らの実業家を加え、同十年
華族銀行が創立、後の日本鉄道会社の母体となる第十五国立銀行である。
これにより翌年組合は解散している。また同時期に士族を中心にした東山
社も設立されて鉄道建設運動が展開した。

そのような中、明治十三年十一月の東京・高崎間鉄道建設計画中止は、
これら鉄道建設計画の関係者を岩倉具視のもとに結集させ、日本鉄道会社
設立の動きとなった。明治十四年一月二五日、第十五銀行の安場保和らは、
右大臣の岩倉具視を訪ね、華士族の金禄公債を資金にして鉄道建設をする
ことを訴えた。岩倉は計画に賛同し、鉄道会社が興されることとなった⁽⁵⁾。

当初の計画では、第一に東京から上州高崎に達し、その中間から青森ま
で、次いで高崎から中山道を通り越前敦賀に接続して両京の連絡をするな
ど、全国規模の計画であった⁽⁶⁾。

同年五月二一日に、発起人池田章政ほか四六一名の連名により「鉄道会
社創立願書」が東京府知事に提出され、八月十一日に仮免許状が交付され
た。創立願書では、東京・青森間、東京・高崎間などを申請したが、仮免
許状では高崎が前橋に延伸変更されて許可されている。

その後発起人総会により定款が議決されたが、第一区線が高崎から前橋
利根川手前までとされ、第二区線も第一区線中央から白河までとしていた
ものが、第一区線中より阿久津河岸を経て白河までとしている。前橋と阿
久津河岸は、ともに河岸場として繁栄を見せており、周辺の物資の集散地
であった。そのため当時物流の中心であった舟運に対抗し、貨客を鉄道に
誘引しようとする意図があったとみられている。そして、提出された定款
に基づき、特許条約書が下付されて、日本最初の私設鉄道である日本鉄道
会社が設立された。この会社は、設立の経緯から、半官半民的な会社であ
り、建設や経営などに様々な優遇策が講じられている。そのため測量から
敷設、当面の営業などは、政府の力を借り、技術者は官設鉄道から派遣を
受けている。

日本鉄道会社は、当初の計画どおり第一区線として東京―高崎間を建設することとした。第一区線については、既に井上勝鉄道局長が明治十四年（一八八一）十二月に「東京・前橋間調査報告書」の中で第一部品川―川口間、第二部川口―熊谷間、第三部熊谷―前橋間の三区間に分けて建設すべきとしている。また、新橋停車場から東京市街を縦貫して上野を経由して川口に至る線も提案されている⁽⁷⁾。ここで注目したいのは、のちに上野が起点となるが、当初は品川停車場を起点として官設鉄道と接続することが目論まれていたことである。

さて、第二部の川口―熊谷間は、三区間のうち最も距離が長いが、比較的平坦な地形である。また川口付近を流れる荒川の舟運を利用することで、資材の運搬も容易であることなどから、第二部から建設すべきであるとした。実際に建設工事は、明治十五年六月一日に川口付近から始まり、北上しながら進められた。

一方、第一部は、明治十六年九月二四日に川口―下板橋―新宿―目黒―品川で官設鉄道に接続する路線として布達されている。しかし、品川を起点に川口へ向かう予定であったが、複雑な地形と距離の長さから計画が遅れ、明治十八年三月になりようやく完成し、新橋―品川―板橋―赤羽間の直通運転が開始されている。

結局、起点は比較的平坦で距離も短く、井上の報告書でも検討された上野へと変更された。上野は、上野台地の下には寛永寺の僧坊があったが、明治維新後に政府が官有地としていたため、建設が容易であったためである。明治十五年十月には鉄道局の測量が終わり、上野から建設が着手された。途中の寛永寺下の上野台地や飛鳥山などの丘陵地は裾を迂回し、開業時には上野停車場の建築工事が間に合わないなどの問題があり、荷物取扱所を仮駅舎としている。つまり、計画段階から品川始発が危惧され、次善の案として上野始発も検討されていたことを示している。

明治十六年七月二八日に上野―熊谷間は仮開業され、上野・王子・浦和・上尾・鴻巣・熊谷の六停車場が開設された。なお、桶川・吹上の開設は、同十八年三月一日のことであった。

明治十七年五月一日には高崎までの営業を開始し、深谷・本庄・新町・

高崎の四停車場が開設されている。六月二五日には、明治天皇臨席のもと開業式が挙行されている。そして、八月二十日には、前橋（利根川西岸）まで延伸されている。

ところで、当初の計画にあった品川―赤羽（岩淵）間は、明治十八年三月一日に開通し、品川・渋谷・新宿・板橋の駅が開設された。列車は、官設鉄道の新橋停車場を起点に、品川で日本鉄道会社線に入って赤羽で上野からの第一区線に接続した。同月十六日には、目黒・目白の二停車場が開設されている。

小稿で紹介する当該地図の鉄道については、こうした経緯により開業しているのである。

四 東京高崎間鉄道線路図の諸本

日本鉄道会社第一区線は、政府の関与が大きいことは既に述べたとおりである。このため政府関係の公文書に、東京―高崎間の鉄道敷設計画の図面が遺されている。

小項では、既に知られている、次の代表的な諸図について概観しておきたい。なお、（一）内は、小稿における便宜上の略称とした。

- （一）国立公文書館本（公文書館本）
- （二）鉄道博物館本（鉄博本）

（三）埼玉県立歴史と民俗の博物館本（埼玉県博本）

まず、（一）公文書館本は、「東京高崎間鉄道線路図」といい、「公文録」⁽⁸⁾の「公文附属の図」に含まれている。

解説では、明治十四年十二月二三日、工部卿佐々木高行から太政大臣三条実美に提出された東京―高崎―前橋間の線路図としている⁽⁹⁾。

前述のとおり東京の起点が開業時は上野であったが、公文書館本は起点を「品川ステーション」としているところに特徴がある。品川以外の「ステーション」の位置は示されているが名称はない。その後の開設から駅名は明らかで目黒⁽¹⁰⁾・渋谷・新宿・目白・板橋・川口・蕨・浦和・大宮・上尾・鴻巣・吹上・熊谷・深谷・本庄・新町・倉賀野・高崎・（前橋）の

各停車場である。このうち上尾停車場は、実際の位置とは異なり、上尾・桶川間の位置に置かれている^⑪。また、前橋停車場は、実際には利根川西岸に開設されたが、公文書館本では、停車場の位置は示されていないものの線路は前橋市街まで伸びている。線路が利根川を越えて前橋市街まで延伸するのは、両毛鉄道会社が利根川に架橋して、利根川東岸の両毛鉄道会社前橋停車場に接続した明治二十二年十二月を待たねばならなかった^⑫。したがって建設計画の初期段階から前橋市街までの延伸が目論まれていたことがわかる。

さらに開業時に開設されていない蔵・大宮・吹上・倉賀野の各停車場の位置が示されている。

このように見てくると、資料の性格や前出の井上勝による「東京・前橋間調査報告書」などから見て、明治十四年十二月段階には、本図にある建設計画であったことは疑いえない。

次いで(二)鉄博本は、「東京高崎間線路略図」^⑬といい、「工部省記録」^⑭巻廿六ノ一に収められている。

巻廿六は、明治十五年の綴りであり、同年二月七日の「太政官へ鉄道線路実測図及建築経費予算表上図」に関連した実測図である。停車場とされる場所は、公文書館本と同一である。

地図表現は、先行する公文書館本と同一で、鉄道敷設の箇所は朱線で、哩表記は数字にメートル、「ステーション」の文字も朱色、沿線の村の位置は灰色の丸で示され、縮尺も同一である。おそらく、本文の史料は約三ヶ月の時差があるが、鉄博本は、公文書館本と原図を一にし、原図を敷き写しにより作成されたと考えられる。その原図については、存在を確認することはできないが、次に掲出する埼玉県博本の関係が想像されてくるのである。

(三)埼玉県博本^⑮は、左端に次のような識語があるので、掲出する。

東京高崎間鉄道略図

此圖ハ東京ヨリ高崎ヲ経テ前橋迄ノ鉄道線路ノ實測地圖ノ補遺ニシテ専ラ該地方ノ位置ヲ示スモノナレハ固ヨリ距離遠近ノ差ナシ

ト云フ可カラス

而シテ荒川以北川口町地内即チ拾四哩ノ点ヨリ高崎駅迄五十六哩間ノ橋梁各駅位置土工及ヒ使用ノ地坪等ヲ見易カラシメンカ爲ニ其概畧ヲ擧クル事左ノ如シ

- 一 停車場 拾三駅
- 一 橋梁 七ヶ所此長延一千尺
- 一 避溢橋五ヶ所此長延一千尺
- 一 溝橋 五拾六ヶ所此長延五百尺
- 一 渠樋 百五拾ヶ所
- 一 踏切公道 四拾ヶ所
- 一 全 村道 百七拾ヶ所
- 一 使用地坪 九拾四町
- 一 築堤及切除地共八万立方坪

明治十四年五月 測者 九鬼隆範識ス^⑯

これによれば公文書館本に半年先行することが明らかである。しかも三田藩家老出身で工部省の鉄道測量技師九鬼隆範の手になる地図であり、しかも「鉄道線路ノ實測地圖ノ補遺」とあることから、公文書館本の下図といふべき図ではないかとも推測される。

だが、公文書館本との異同もみられる。この埼玉県博本は、川口・前橋間のみで、荒川以南、すなわち東京分が描かれていないのである。このことは、前述のとおり明治十四年十二月に井上勝により、品川・川口間が第一部として建設すべきことが決定されており、五月段階では「東京」をどことするか決定までには至っていなかったと考えられる。また、地名も公文書館本・鉄博本が「川口町」としているのに対して埼玉県博本は「川口村」となっている。

このほか、詳細に比較していくと、前者二本と地図の表現方法が酷似しているのである。線路の敷設箇所と停車場の位置。特に凡例にある「停車場十三駅」は、川口・蔵・浦和・大宮・上尾・鴻巣・吹上・熊谷・深谷・本庄・新町・倉賀野・高崎の個所に「ステーション」と朱書されており、赤羽以南の記載はないものの、二本と同一で、しかも上尾の位置も現在の北上尾駅付近である。また哩表記、中山道、河川、そして沿線の村を灰色の丸で示している点、尺度の凡例、利根川東岸の前橋市街までの延伸計画など、枚挙にいとまがないほどである。

したがって埼玉県博本は、公文書館本・鉄博本に先行する計画図といえ、補遺としているが本図の概略図であろう。埼玉県博本の本図が、公文書館本と鉄博本の原図であり、やはり九鬼隆範の手になるもので、二本はこれをもとに作成されたとみるべきであろう。

つまり埼玉県博本（明治十四年五月）、公文書館本（明治十四年十二月二三日）、鉄博本（明治十五年二月七日）という成立順になるが、原図は補遺との関係から明治十四年五月前後にできていたと考えられる。

五 郵政資料館本の概要

それでは、郵政資料館本について見ていこう。

まず、来歴については不明な点が多い。郵政資料館の前身を辿っても、工部省や鉄道局など鉄道建設に直接関係した役所ではない⁽¹⁶⁾。ただ、わずかな手掛かりとして図面に押印された「運輸課地理掛」の朱印である。

郵政資料館は、収蔵資料からも明らかとなり、幕府道中奉行所の重要資料を引き継いでいる⁽¹⁷⁾。明治初期には農商務省駅通局の所管となり、本図は局内の運輸課地理掛⁽¹⁸⁾に保管されたのであろう。その後の本資料は、通信省郵便博物館、通信博物館と組織の変遷とともに移り、現郵政資料館に所蔵されている⁽¹⁹⁾。

さて、「各線鉄道線路略図」について見ておきたい。この表題がついた帙には、次の十一図が収められている。（順不同。名称の記載がない図もあり、筆者が地図の記載内容から他図との整合のため、仮に名付けた図もある）

- ① 品川岩淵間鉄道線之図
- ② 上野新町間鉄道線路図
- ③ 新町高崎間鉄道線路縮図
- ④ 高崎前橋間線路図
- ⑤ 飯原横川間線路図
- ⑥ 半田名古屋間線路図
- ⑦ 関ヶ原大垣間線路図

⑧ 関ヶ原長浜間線路図

⑨ 長浜敦賀間線路図

⑩ 大津京都間線路図

⑪ 京都神戸間線路図

これら十一図は、通信省通信局郵務課作成の「明治三十三年六月 郵便博物館陳列品原簿・内国之物」⁽²⁰⁾に、本図と思われる記載がある。

原簿によれば⑤・⑥の記載はなく、⑨は員数が三点となっている。うち二点は記載上の誤りとみられ、⑤と⑥の可能性がある。また②は、上野新町間であるが、原簿では上野高崎となっており、③の新町高崎間の図があるため、単なる誤記かと思われる。

次に各線路図をみていきたいが、小稿で対象とする図は①・②・③・④の四図である。この四図は、前項までみてきた日本鉄道会社の第一区線の線路図である。四図は、すべて別筆により作成されているが、同一縮尺の三二〇〇〇分の一、線路図は朱線、基本的に一哩毎の表示、沿線の河川、村名の記載、周辺を通る旧東海道や旧中山道、そして主要道路も描いている。各図を合わせると正確に接続することから、統一された測量に基づく作図であることが確かめられる。

まず①の「品川岩淵間鉄道線路図」⁽²¹⁾は、新橋―横浜間の官設鉄道と品川停車場で接続し、ここを起点にして高崎まで建設することが最初の計画であった。本図も、「品川停車場」から現在の山手線のルートを通じて岩淵までを描いているが、停車場名は新橋と品川のみで、岩淵を含めて「停車場」の書き入れはない。品川からの一哩毎の表記は、算用数字で「1哩」とあるが以後は、算用数字のみの記載となるなど、比較的簡略化されている⁽²²⁾。

また、品川付近での官設鉄道との接続が描かれているのに対して、岩淵付近での上野からの本線の接続が描かれていない。ただ右端書きに、「十条村・赤羽間 但シ上野ヨリ六哩ニテ分ル」とある。さらに本図と③の「新町高崎間鉄道線路縮図」には「第百七十七号」などの朱書があり、①と③の同系統図であることが分かり、記載はないが内容から②と④図も同様と推測される。朱書の数字が大きいことから、多くの地図、あるいは資料の

一部ということがわかるが、どのような資料群であるか不明である。

②の「上野新町間鉄道線路図」⁽²³⁾は、四図のなかでは最も長距離区間を描いている。そのため途中熊谷で方位の修正が見られる。

起点は「上野停車場」、次いで「王子停車場」と黒色であるが、以後、「熊谷」まで記載がない。しかも記載は「熊谷ステーション」、「深谷ステーション」、「本庄ステーション」、「新町ステーション」と朱書である。前項三本の図が、位置を明確にしているのに対し、線の近くに記載する点などが相違している。

近接する旧中山道の各宿場については、旧来の「蕨宿」や「熊谷駅」などと記載しているが、街並みの形など詳しく、他の沿線の村も大まかな集落の粗密を描き分けている。また神流川が埼玉県と群馬県の県境であるが、本図では武蔵国と上野国としているなど、旧宿場名とともに明治十年代半ばになっても特徴的な記載である。

③の「新町高崎間鉄道線路縮図」⁽²⁴⁾は、新町部分が②と重複して描かれている。四図のなかでは唯一の描法である。また他の町の表現が黒一色で塗り潰されているのに対し、高崎には街路がひかれており、停車場もホームなど駅舎が描かれているなど詳細である点に特徴がみられる。なお、倉賀野停車場の記載はない。また前橋方面は、線路図が線路を朱線で断ち切るような表現がとられている。

④の「高崎前橋間線路図」⁽²⁵⁾では、前橋まで停車場の記載はない。前掲三本同様、前橋までの延伸計画図であるため前橋停車場はなく、利根川東岸の群馬県庁側先まで伸びているが、具体的な描写はない。

また左端書に「高崎前橋間着手」とあり、しかも哩表記がない⁽²⁶⁾という他の三図とは異なる特徴がある。なお、高崎方面は、線路図が朱線で断ち切られた状態であるが、これは③にも同様な表現があり、作成者は異なるものの④図は③図と連続した図となっている。

いずれにせよ①～④図は、従来知られている日本鉄道会社第一区線敷設計画図の中では、最大の地図である。作成者（筆者）は同一者ではないため地図の表現方法は異なるものの、同率の縮尺、朱書された番号、押印された印など共通点が多く、しかも連続する鉄道路線の計画図であることは

間違いない。

六 郵政資料館本の考察

これまで知られている三本の日本鉄道会社第一区線の計画図とは、表現法が異なり、しかも目的も明らかではないため、作成年代も不明である。限られた資料などから郵政資料館本を推定考察してみたい。

まず、郵政資料館本の十一図から見ると、四図を含めて路線開業年は、明治十年⁽²⁷⁾～十八年⁽²⁸⁾にかけてと時間的な幅があり、同時期に作成されたとは考えにくい。したがって、郵政資料館本は、農商務省駅通局運輸課地理掛が設置される以前に作成された図があるわけであり、順次作成された図が、運輸課地理掛に所蔵されていたのであろう。

何故、農商務省が所蔵していたのであろうか。

農商務省との接点は、第一区線に限ってみれば上野～川口間の建設が決まった時点で、中里村や上野公園下寺跡は農商務省の管轄地であり、払い下げについて工部省とのやり取りがある⁽²⁹⁾。これ以外の地点については未確認であるため保留としたいが、少なくとも地図の表現などからは農商務省管轄地の情報は見いだせない。

ところで所蔵していた運輸課地理掛を所管する駅通局は、農商務省が新設される以前は、明治七年一月から内務省にあって駅通業務を行っていた。前年五月には、信書の通送は駅通頭の特任として他者が信書を通送することを禁じて郵便制度が確立されている。内務省移管後には駅通業務が拡大し、同十年一月に駅通寮を駅通局に改め、同十四年四月に新設の農商務省所管となっている。やがて同十八年十二月に通信省が創設されて駅通局もその所管となり、同二十年四月に通信省官制により駅通局は廃止されている。

この流れが、郵政資料館本と関係しているのではないかと考えられる。すなわち、十一図に描かれた鉄道開業年代を考えると、駅通局が存在した年代と一致するのである。もちろん計画図であるため、その開業以前に作成されたことを考慮しなければならないが、駅通業務との関係が類推

できないだろうか。鉄道建設は工部省の所管であり、駅通局とは直接の接点がない。駅通局が、鉄道と関係するのは、鉄道による郵便輸送である。郵政資料館には、日本鉄道株式会社線を走った郵便車の構造図⁽³⁰⁾もあり、このあたりが関係してくると思われる。つまり、郵便制度を軌道に乗せるため、迅速に遠隔地に通送するには鉄道輸送が必要であることが認識されていた。その通送計画立案資料として、鉄道敷設計画図を入手したと考えられないだろうか。入手先は、描法は三本とは異なるものの、こうした地図は鉄道建設に関わる政府関係機関以外で作成したとは考えにくい。工部省鉄道局周辺であろう。その後、地理掛が駅通地理、駅通地誌編纂を担っているところから、通送の地理・地誌資料として所蔵されたのではないだろうか。

次に①～④図の作成年代について検討してみたい。ポイントになるのは、東京の起点をどこに採るかである。これまで資料や研究から、中止となった明治十二年の官設鉄道計画以来、日本鉄道会社の創立願書で終点を高崎とした以外は、川口以北は前橋迄の敷設計画は継続していた。そのため、四本の図は描法が違うものの、路線は軌を一にしている。そのため第一部とされた東京～川口間が問題となる。

第一区線第一部は、当初品川を起点として計画されたが、複雑な地形と距離の長さ等の理由で上野起点に変更したのは、明治十五年七月の株主総会である。しかし、前年十二月には、井上の報告書では建設の便などの理由から、上野から建設することの利があげられている。この報告書や前掲の「工部省記録」の中では、具体的距離（六哩）と経費、通過村名など具体的であり、すでにこの時点で測量を含めた具体的調査がなされたとみるのが自然である。そうであるとするならば、明治十四年十二月時点以前に作成されていたと考えられるのである。

前述したように明治十三年にボイル案を採用して、東京～前橋間の測量に着手している。しかも、ボイル案は、不忍池や王子を通過する計画であり、同年十一月になって財政上の理由で中止されているが十ヶ月近い月日は測量を進め、製図が完成するのに十分な時間であったのではないだろうか。例え未完であったとしてもボイル案の測量図は存在し、これを完全に

廃棄して半年もたたない翌年四月に品川起点に変更したとは考えにくい。井上の報告書などにもある通り、上野案も生き続けていたとみるべきで、郵政資料館本はボイル案の測量図を基にした計画図と考えられないだろうか。そのため九鬼による作図とは異なる描写であることも納得できる。また停車場の位置決定をみていない箇所も多く、既知の三本より不明確な部分が多い一方、熊谷以北は三本より詳細に描かれ、開設が不明であった倉賀野停車場がない点や旧国名使用もあり、三本より先行する可能性が残されている。

これらは裏付けとなる資料がない以上推論にすぎず、今後資料が見出され、郵政資料館本の資料的価値が高められることを期待したい。

七 おわりに

郵政資料館本は、これまで資料館の性格や活動から注目されず、資料の存在自体が埋もれてきた。郵政資料館には、本資料に限らず未だ存在が認識されていない所蔵資料がある。郵政資料館では、三冊の資料目録⁽³¹⁾が刊行されているが、残念ながら同目録に記載された資料名称からは内容が判別できない。また他では大いに利用されている資料と同質同等な資料であるにも関わらず、同館の資料分類法が確立されているとはいえない。そのため、それらの優れた資料が埋もれていると言わざるを得ない。

一般に博物館、文書館や図書館などの類似機関でも、同様に見過ごされてしまうことは、よくあることである。当たり前のことであるが、丹念な資料調査を重ねて新たな資料分類法を確立し、第三者による検索ができることが必要である。

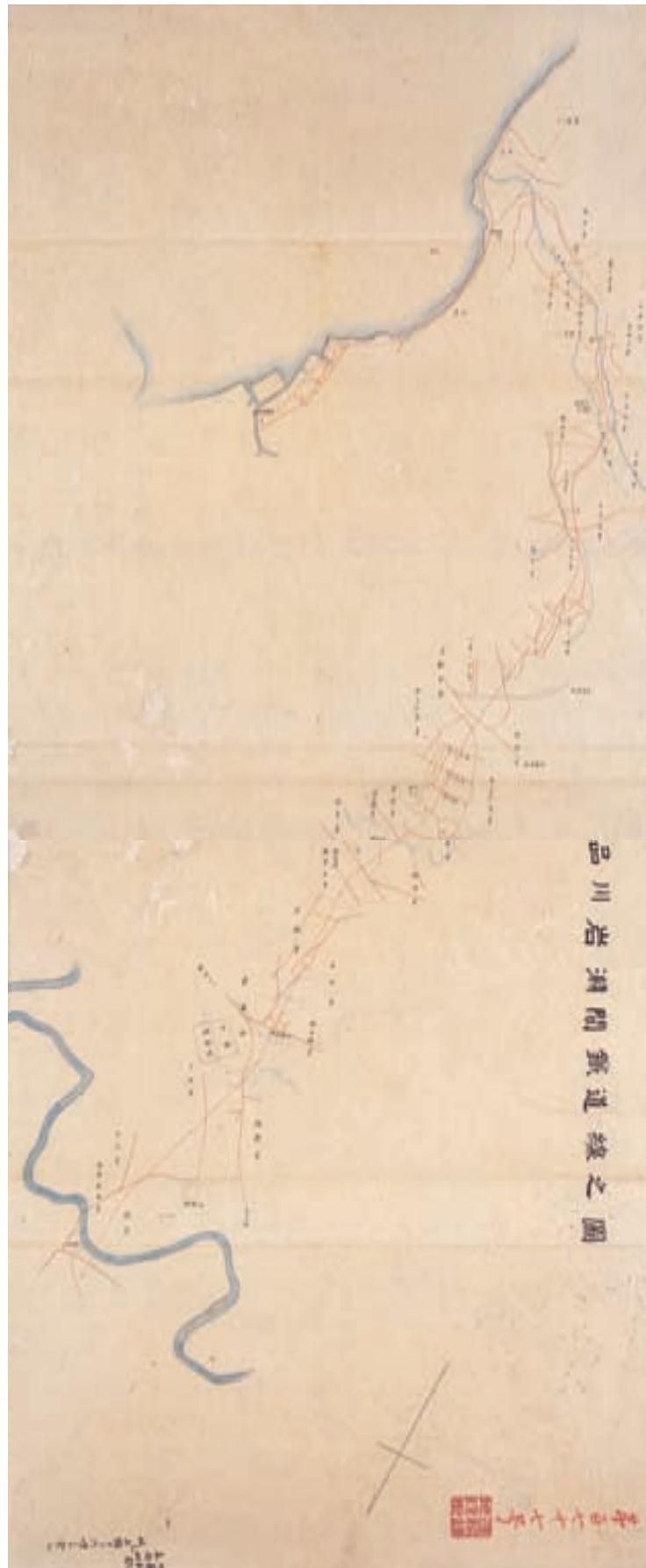
郵政歴史文化研究会第五分科会は、郵政資料館所蔵資料の近世交通資料群を調査研究対象としているが、これまで刊行された資料目録をもとに近世に限らず幅広い視野に立つて所蔵資料の悉皆調査を行っている。地道で時間を要する作業であるが、博物館活動において、また資料研究においても基本であり、郵政資料館の存在意義と所蔵資料価値を内外に示すことの一端を担っている。今後も継続的に調査研究活動を行うことにより、さら

なる資料の発掘、公開をして研究の進展の一助としていきたい。
 なお、小稿執筆にあたっては、第五分科会主査の国立歴史民俗博物館教授・山本光正氏、同分科会所属の茨城大学教授・小野寺淳氏、鉄道博物館客員学芸員・佐藤美知男氏の御教示をいただき、写真撮影にあたっては、河出書房新社・三村泰一氏に労を煩わした。また資料閲覧にあたっては郵政資料館資料専門員・井上卓朗氏と同学芸員・小泉文美氏に便宜を図っていただいた。末筆ながら記して、感謝を申し上げます。

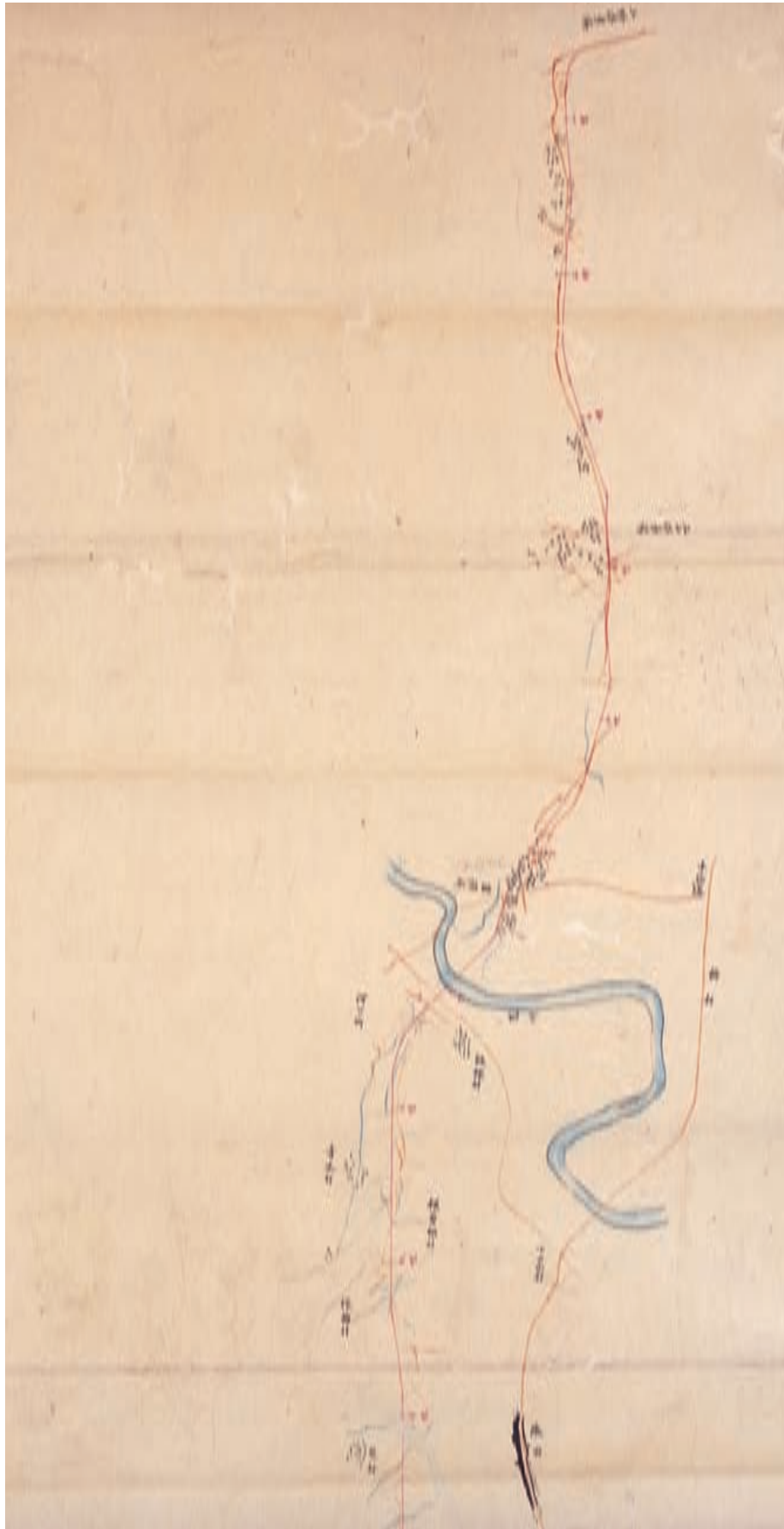
- 資料番号SEA-19
 鉄道省編『日本鉄道史』一九二一
 「明治六年会社設立請願書」(写) 亀井温故館蔵
 「明治八年急務五ヶ条」(写) 亀井温故館蔵
 「日本鉄道会社創立計画書岩倉具視公書簡添」 鉄道博物館蔵
 「日本鉄道株式会社沿革史」(『明治期鉄道史資料』第一期・第二期 日本経済評論社 一九八〇) 八九
 鉄道省編『日本鉄道史』(上巻) には、井上の報告書では、東京起点を仮に上野へ置くことの利点をあげ、まず距離や経費の面から上野から戸田川、すなわち川口までを建設することをあげている。また太政官へ提出された「鉄道線路実測図及建築経費予算表上図」の説明にも同様な記述があり、必要性を判断すべきであるとしている。しかし、経費や距離などで計画を変更することなく、品川起点の変更はないとしている
 平成十年に国指定重要文化財に指定されている
 国立公文書館HP内電子アーカイブズ参照
 縦三七・〇×横一二・四・〇センチメートル 縮尺一〇八〇〇〇分の一
 目黒駅の位置の部分は墨で汚れており、停車場の文字が不明瞭で確認できない
 現在のJR高崎線北上尾駅付近
 両毛鉄道会社創立の命令書に、利便性の必要から利根川に架橋して日本鉄道会社線と結ぶことが記されている
 縦三九・〇×横一二・〇センチメートル 縮尺一〇八〇〇〇分の一
 平成十五年に『鉄道古文書』として国指定重要文化財に指定されている。
 縦三六・四×横一〇三・五センチメートル 縮尺一八・一〇〇〇〇分の一
 開業時の鉄道錦絵などのほか、通信省時代は、鉄道で郵便を輸送していたため郵便車を保有していたよう、郵政資料館には郵便車の構造図を含む日本鉄道株式会社の「客車略図」などの鉄道資料も収蔵されている。

- 17 一例として「宿村大概帳」、「五街道分間延絵図並見取絵図」など、近世交通史研究上、第一級の資料が収蔵されている。その一部の資料は、翻刻、あるいは写真版などで出版されて広く利用されている。
 18 農商務省は、明治十四年に発足。翌年八月運輸課が新設され、課内に本務掛と地理掛が置かれ、駅通地理駅通地誌編纂を行ったが、明治十八年十二月通信省に移行した(井上卓朗氏の御教示による)。
 19 郵政資料館収蔵資料のうち、郵政省の所管外となった船舶、航路標識、航空、電気関係などの資料を関係省と協議して管轄の博物館へ移管された。昭和四十年に運輸省関係では、五三六点が交通博物館に、文部省関係では六二点が国立科学博物館に移管された(『通信博物館75年史』一九七七)。しかし、現在の収蔵資料を見ると鉄道関係資料は、交通博物館への移管対象から除外されている。
 20 この原簿は、郵政資料館の前身である明治三五年に創設された郵便博物館の設立準備段階で整理された台帳とみられる。資料によっては、「駅通課」「駅通局」「駅通司」などの原在部署や、備考として材質、使用年代や、分間延絵図などには、絵図の描かれた区間名も記されている。
 21 縦三六・五×横八五・〇センチメートル
 22 他三図の哩表記は、漢数字である。
 23 縦三五・五×横三一・五センチメートル
 24 縦三六・二×横六六・〇センチメートル
 25 縦三六・一×横四四・一センチメートル
 26 貝沢村付近に、他図と共通する哩位置の描法が見られる。
 27 京都、神戸間が明治十年二月開業
 28 高崎、横川間が明治十八年十月開業
 29 『鉄道古文書』のうち「工部省記録」巻廿六
 30 日本鉄道株式会社発行「客車略図」(SEA-34) には、郵便緩急合造車が十五図と郵便車、小包郵便車が各二図収載されている。
 31 『一般資料目録』(一九九〇)、『図書資料目録』(上・下) (一九九二)

(すぎやま まさし 埼玉県立歴史と民俗の博物館 学芸主幹)



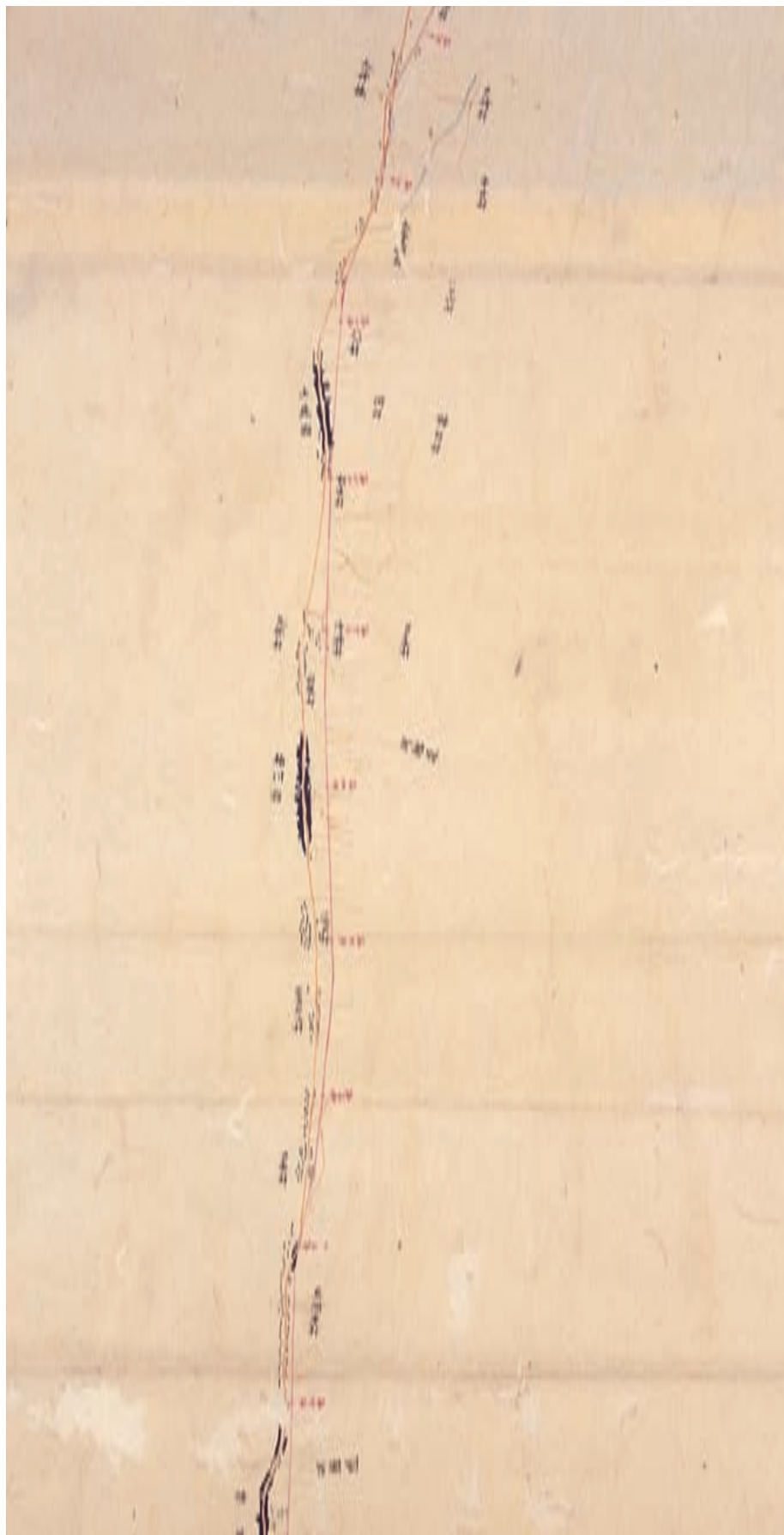
① 「品川岩淵間鉄道線之圖」



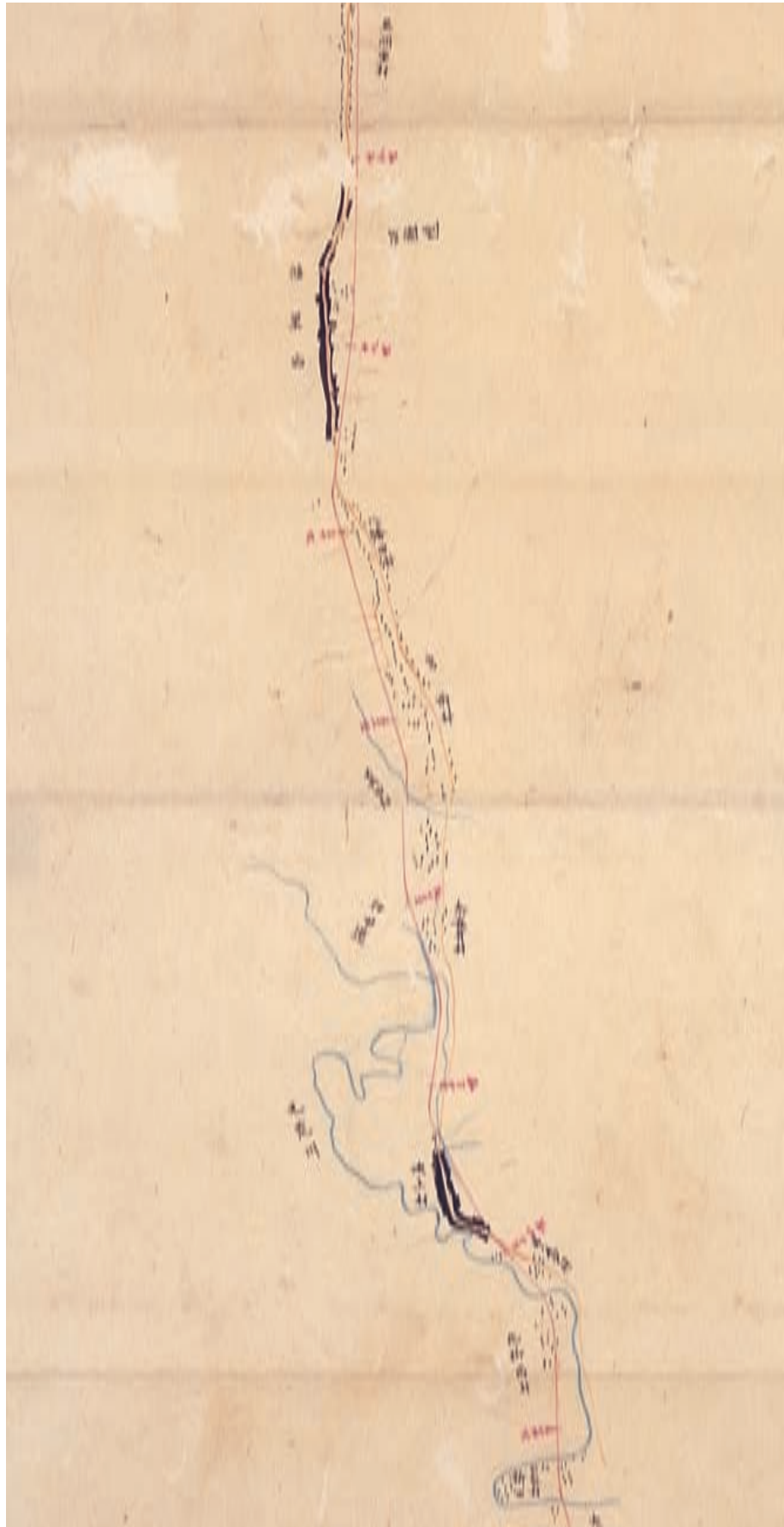
② [上野新町間鉄道線図] ①



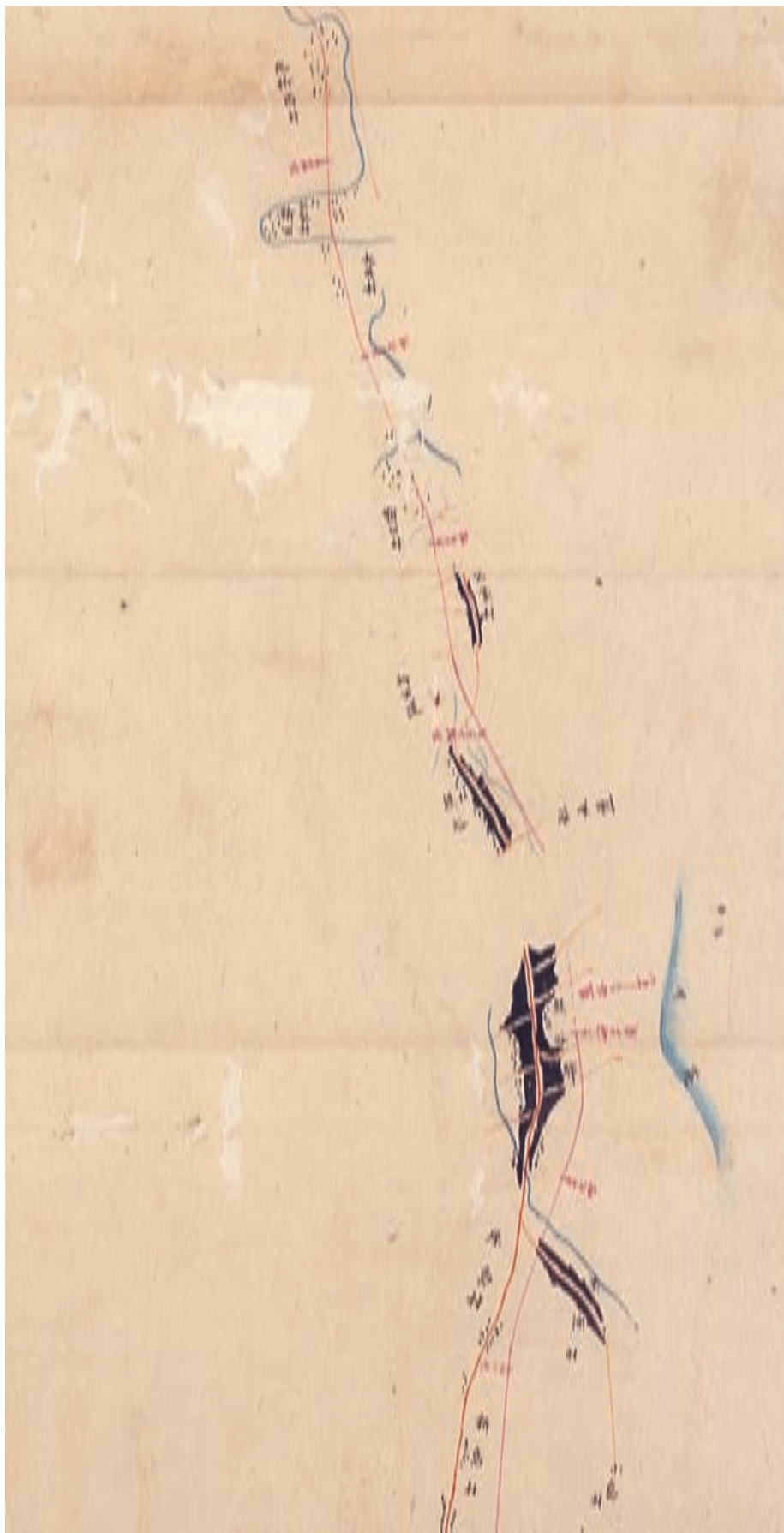
② [上野新町間鉄道線路図] ②



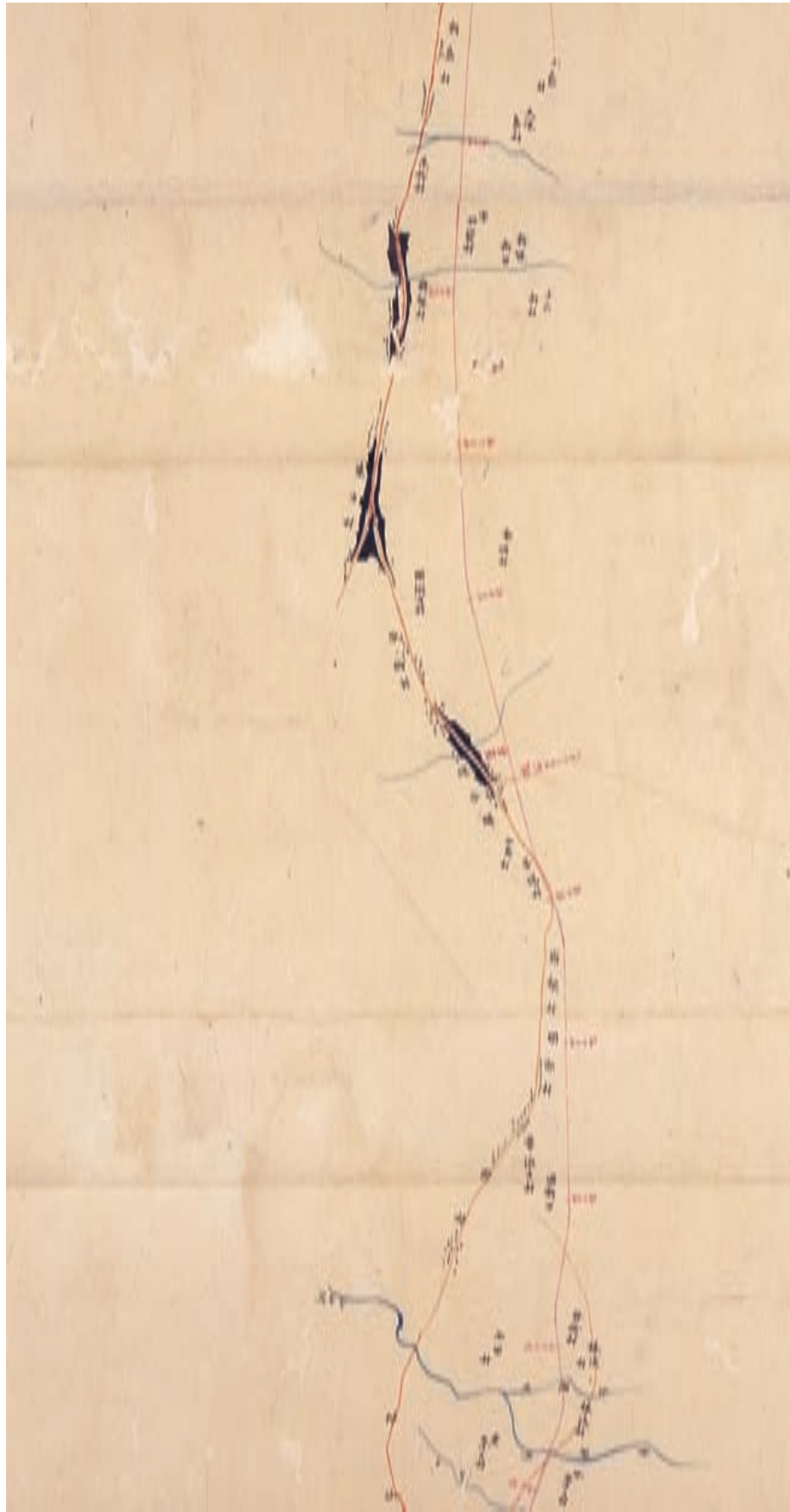
② [上野新町間鉄道線図] ③



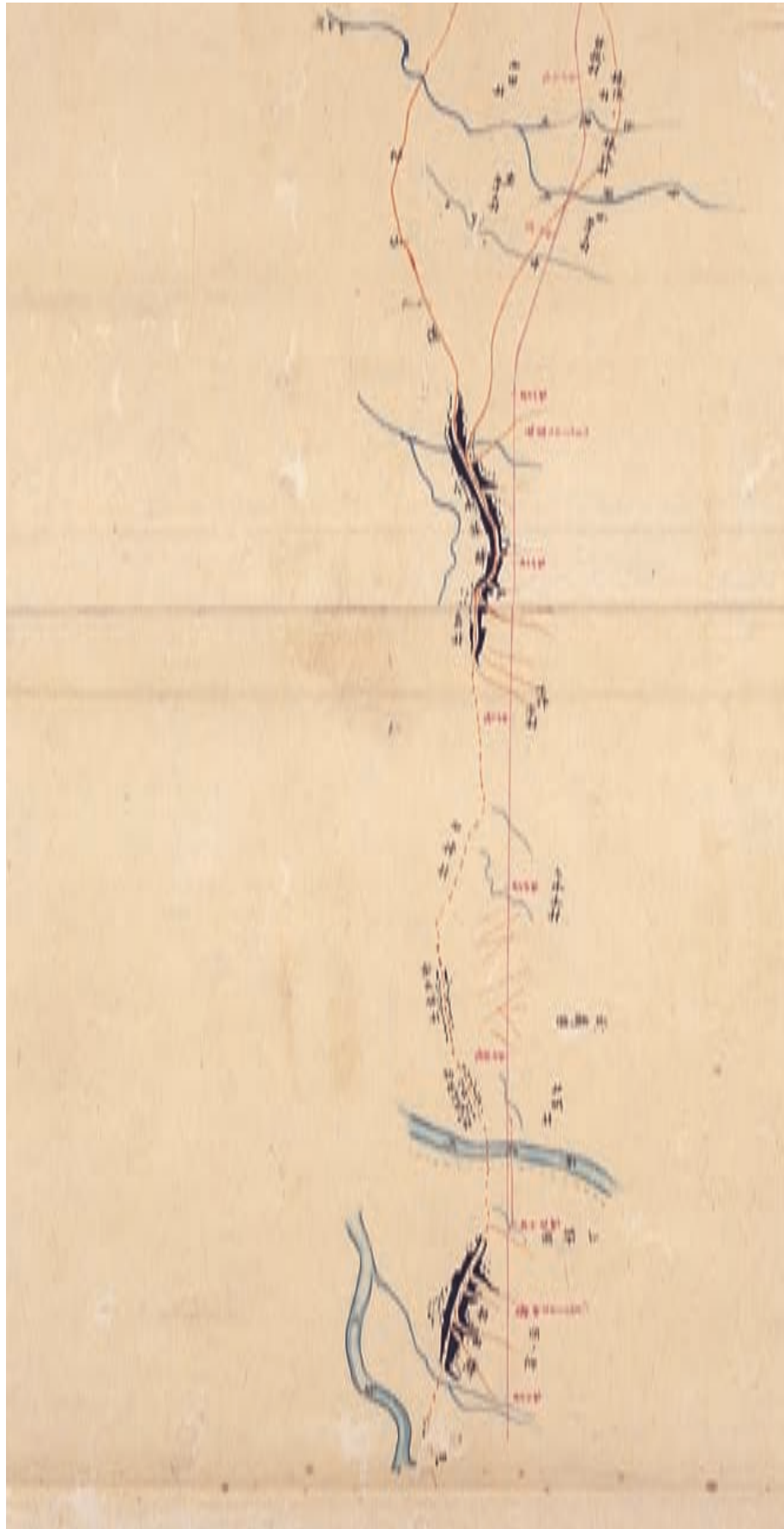
② 「上野新町間鉄道線路図」 ④



② [上野新町間鉄道線図] ⑤



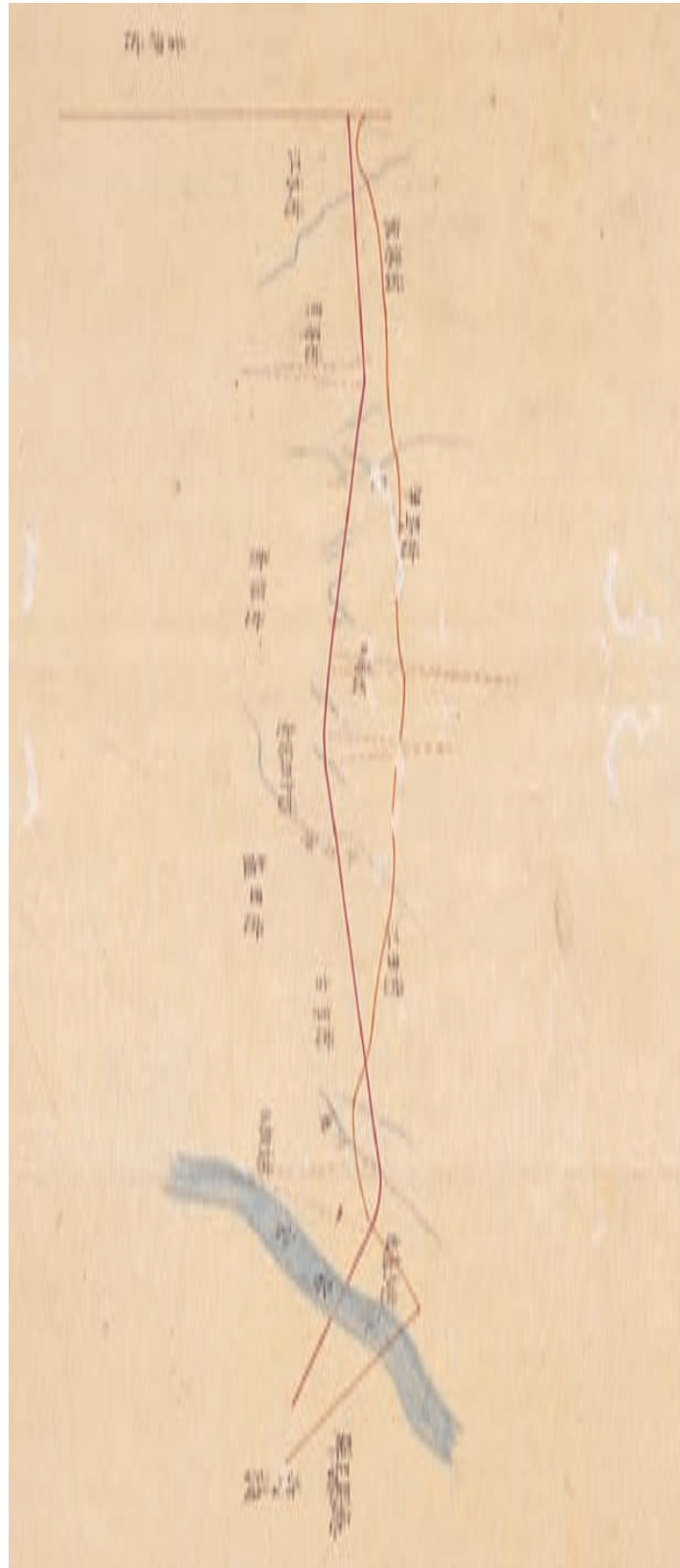
② [上野新町間鉄道線路図] ⑥



②「上野新町間鉄道線図」⑦



③ 『新町高崎間鉄道線路縮図』 (地図部分) と地図番号部分 (拡大)



④ 「高崎前橋間線路図」(地図部分)と押印部分



資料紹介

郵政資料館蔵「東海道宿毎応対日記 上」

「駅通志料」を読む会

郵政資料館には、明治初年に『駅通志稿』が編纂された際に用いられたと考えられる一群の史料が、「駅通志料」の名の下に所蔵されている。これらの史料については、戦前の国際交通文化協会発行・樋畑雪湖監修『日本交通史料集成』第一輯・第二輯（いずれも一九三八年・のち一九八五年に復刻）のほか、児玉幸多校訂『近世交通史料集』の一〇七、十・

一九六七（一九八〇年）に多数収録され、近世交通史研究の基本史料となっていることは周知のとおりである。しかしながら、同館には、同じく『駅通志稿』編纂のために用いられたと思われるものの、その後右の史料集に収録されずに、いまだ活字化されていない近世期の文書史料が、町飛脚関係の史料を中心に少なからず残されている。今回、ここに紹介する「東海道宿毎応対日記 上下」もそれら町飛脚関係の未公刊史料の中の一つである。

ところで、本史料については、郵政資料館に同名の和装のテキストが二種存在している。その内一種は「和第二百四十九号」の番号が記され、「駅通局庶務課編輯係章」という朱印が押印してある付票と、「郵便博物館」の所蔵図書であることを示す付票が表紙に貼付されている。また、前表紙の裏に駅通局図書番号「二七六号」を示す朱印と、本文冒頭に「駅通局図書章」の文字のある朱印が押されている。史料本文は「駅通局」の文字の入った罫紙に筆写したものである。いまひとつは駅通局による写本の原本と思われるもので、表紙には「郵便博物館」の所蔵図書の付票が貼付されている。そこで原稿作成に当たっては、後者を底本として適宜前者を参照

した。本史料は上下二冊に分かれているので、本号ではまず「上」を掲載し、次号では「下」と史料解題を掲載する予定である。

本史料の解読と校正作業は、「千葉古文書の会」の有志、青柳整・亀井道生・隅田孝・古川和市の各氏が「駅通志料」を読む会」を組織して行った。同会では、平成十八年以来、郵政資料館所蔵の未公刊の町飛脚関係史料の解読作業を進めており、ここに掲載するのはその成果の一部である。作業に際しては、物流博物館（東京都港区高輪）の玉井幹司が史料の配布その他の事務局を務めた。これは、日本通運株式会社『社史』（一九六二年）編纂の際に使用されたと思われる郵政資料館所蔵資料の写真複写版が、同社の史料を保存している物流博物館に残っており、郵政資料館のご許可を得て便宜的にこれらを利用して解読作業を行ったためである。したがって、同会では最終的には郵政資料館のご協力を頂き、二種類の史料原本を確認し校正作業を行った。なお、最終的な校正作業には玉井も参加した。最後になりましたが、原稿作成に際しては山本光正氏より懇篤なご指導を頂き、また、郵政資料館の井上卓朗氏、小泉文美氏には多くのご教示・ご協力を頂いた。記して御礼を申し上げます。

（物流博物館・玉井幹司記）

凡 例

資料の翻刻にあたっては、原文書に忠実に活字化することを原則とした

が、通読の便を考慮して次のような処理をした。

イ 異体字を含め漢字は原則として常用漢字を適用した。常用漢字にならないものは原文のままとした。

ロ 明らかな誤字は本文中の()内に正字を示し、または右傍に(マ)とした。

ハ 脱字は本文中に()または(□□脱カ)で示した。

ニ 変体仮名は原則として現行の字体に改めた。ただし、助詞として用

いられる江(へ)、茂(も)、与(と)、而(て)、者(は)、之(の)、ハ(は)、ニ(に)、ニ而(にて)は残した。

ホ 合字(より、等)は普通字体に改めた。

ヘ 踊り字は、漢字は「々」、仮名は「ゝ」「ゝ」「ゝ」とした。

ト 最小限の並列点(・)や読点(、)を付した。清濁は原本のままとし、ふり仮名については煩瑣なものは省略した。

チ 虫損・汚損等で判読出来ない文字については、字数の判るものは□

□で示し、字数のわからないものは□を採用した。

リ 重複した文字、文章には右傍に(衍)と示した。

ヌ 貼紙、異筆等は「」で示し、()内にその旨を示した。

ル 闕字は一字あけ、平出は改行した。

ヲ 史料中に記された狂歌は全て改行して表示した。

ワ 編者の加えた注は()で示した。

(表題)

「天保九戌戌年九月ヨリ

品川宿より

藤川ニ至る迄

東海道宿毎応対日記 上」

東海道宿毎応対日記

于時天保九戌年、仲間熟談なりて東海の宿々江応対に出向可申二相決シ、右惣代利右衛門罷越候積り、然れ共先以親宿品川江出向添翰相頼、又者出向可然哉否之儀、内評可致迎々甚兵衛・兪伊助・令清次郎・^①文七・惣代利右衛門連立、九月朔日早朝より出向、「才領惣代林兵衛・藤右衛門・勘七・与助」と添え書きあり、供近喜与助、令川崎問屋平十郎殿入来を請ふ

九月二日雨天、河崎問屋入来品川両問屋面会各演舌書披見、御威光ケ間敷義を不申立おとなしき文体二而、頼之筋宿々二而茂否とハ申間敷、添翰茂可致なれとも、安藤氏伊勢参宮の志願もあれば同道可致哉之発声二而、仲間一同夫杜望所なり迎ひたす御出向を請ふ、御同役并平十郎殿御同意可然との事二而留主之儀者井沢氏江諾(談)す、然れとも酒席之雑談より之事なれば信用しかたし、一応宿内下役等へも申談、其上決着之挨拶可致迎座興となりぬ、夫より一同奈良屋楼へ登りて惣一座の一興あり

但 令主人を始、令清次郎無拠店用有之迎中座して戻る

九月三日未明、兪先かけ二而追々引払ふ、尤居残り^②文七并利右衛門、川崎問屋南ノ村田屋ニおゐて再評、一席に決して弥宿内差支なし、此上者明四日、両問屋江戸表江罷越、

御支配 御代官所江旅行届之願を致し、御聞届あらハ速に発足すへしとの事なり

九月四日仲間一同会合して品川御役頭の御出向を待

但 八方江遠見を出して今や遅しと待懸たり、夕刻ニ至りさや町伊

豆屋と申仲間寄合所江御両処入来ある
御支配所江伺候所五十日之旅行 御間届二付、然ル上者明日吉辰二付
発足可致との事なり

へ振逢ふ茂他性(生)の縁や袖ケ浦なみ打馴し海苔の名ところ
但 利右衛門義ひつくり仰天してたらゝ急の発足、いまた夫々江
の暇乞茂不致、然れとも猶予難成、若遅滞せは安藤氏之御心替
り茂難計、又者御宿用之御臨時用出来可申茂難計、待たりとハ
言れすとの衆評二而、夫より宅江引取草履かけ二而欠(駄)廻
る、尤明五日安藤氏品川発足ありて河崎二而為待合被呉候筈、
利右衛門ハ明朝宅より旅行の発足、諸向を廻り日本橋泊り、一
宿して六日未明出立、河崎宿二而安藤氏江出会之積り、其烈敷
事順風に帆をかけて走るか如く目さましかりける次第なり、才
領惣代大坂林兵衛・藤右衛門・京早方勘七・与助勇進んで同伴
せり

一 同六日天気快晴、今主人を始仲間一同并近江屋詰番居合才領并利右衛
門俸其外見送り、業体之奴僕老夫生前之本懐たるべし、心ある従臣後
世其業に勤めゝて可ならん歟

品川宿二而小休、夫より井沢御氏・御年寄庄九郎様其外帳付衆各安藤
御氏江之御見立として河崎宿江御出向、御同伴して賑々敷旅行たり
へ六郷のわたし越れは会津やとかねて仰の枕ならべて

但 八時頃会津屋二而安藤御氏被待受、遅かりしと呵られたり

両宿御役頭評儀ありて演舌書之奥書極る、御調印相済、扱河崎宿之儀
者京・大坂より之諸荷物江戸江附込之場処二而諸事下り荷物之要なれ
は、格別之訳を以今般相對之一割増を籠宿場助成金として一ケ年金拾
兩宛永代差贈可申旨為取替、其外時々之駄賃才領中熟談して、翌七日
夕刻よりかな川江越る

但 扱状増銭之引合 宿帳を仕立、才領中止宿之節娯酒・博奕之
製制定宿連印を取、尤河崎平十郎殿かな川迄見送りある

九月八日天気、かな川白はたやにおゐて当宿役頭源太左衛門殿・清一
郎殿入来、安藤氏江面会、飛脚問屋頼之挨拶あり、夫より下り早馬之

駄賃極、才領中より帳付・馬指江応対ありて取極る、以来日限便一割
増積銭年々相渡し可申旨為取替致す、則左之通

為取替申一札之事

今般東海道宿々江京都・大坂・江戸より差立候定飛脚荷物御継立之儀、
別紙演舌書之趣御承知被下、早馬其外駄賃銭取究、問屋御役場江御引
請被下、於途中馬士之者追銭・酒手・沓代等ねたり不申様、其外諸荷
物夫々無滞御継立被下候上者、以来日限便之分御定元駄賃銭之沓割増
銭積立置、毎年十一月限迄之分三ヶ処より取纏無相違相渡可申候、為
後日為取替一札仍如件

天保九戌年九月ヨリ

十一月迄

京都 定飛脚問屋
大坂 同
江戸 惣代 利右衛門印

京都本番才領 同 与三郎 印

同 近江屋才領 惣代 勘七 与助

別紙駄賃極之宿印紙と
此一札と為取替なり

大坂 宰領

同 林兵衛

藤右衛門

神奈川宿ヨリ

草津宿迄

問屋 御役人衆中宛

右者宿每一例之文談二而差入候事

(へ) 納(治)れる御代かな川の白簾やふきなひかして登る惣代

但 神奈川より京本番才領惣代与三郎駄付連判、尤其宿場二より日
有之分者書面二現す 惣代

河崎宿 為取替一札之事

今般東海道宿々江及御引合御定元駄賃錢江壹割増之積立錢之儀、京・大坂之分乗込方格別之訳を以御対談之上、馬数二不拘一ヶ年金拾兩宛永代御宿内江為介(助)成無相違差贈可申候、然上者登早馬定日丸三并下り方大坂柳屋番荷四駄持狀箇仕立京都近江屋早馬大 御番合印狀箇、其外先番・早番大荷、臨時八九立とも無遲滞御継送り可被下候、いつれ茂対談錢之外馬士衆於途中追錢・酒手・沓代等ねたり取候ハ、御取戻し可被下旨及御対談候、為後日為取替一札仍如件

年号九月八日

河崎宿 問屋御役人衆中
京都 大坂 定飛脚問屋
江戸 惣代
京・大坂才領惣代 連印

九月八日雨天、夕刻発足して新町三度屋差図ふしや四郎兵衛殿方止宿、抑当宿三度屋新兵衛を始、問屋年寄中演舌書披見之上、当宿ハ勿論宿毎篤与勘弁不致而者承知印形難致、いかんとなれば双方隣宿馬士相互二取遣も有之、或者於途中往返換替候便利を以持合相凌候次第も有之、旁以当宿ニおゐて差支無之共、隣宿又者組合宿之存念難計、左候得ハ各之存念書宿毎申聞被相登、尚大津・伏見より下りなから承知印被申請然るべし、一応之引合ニ而者組合・隣宿江対し承知・不承知可申様無之旨一同衆評被申聞候

答、一応御然尤之示談なれとも、遠路之儀八九人連立往返も難致、殊ニ演舌書ニ茂申演候通、中道ニ至り馬士利不尽之振舞有之、才領共無詮方役場江申入候而茂、元来相对駄賃之事故取戻しかたく被申候宿場も有之、又者右等之腕付駄賃、追々外宿江押移り乱妨ニ相成候而者何様之異変を仕出し可申哉難計、心ある才領者渡世之往返を断申出、必至之難義旦夕に相せまり、随而三ヶ処之間屋共国用為為料理従前々蒙 御免候家業難相成、不得止事時節茂不弁御頼出向候次第御察被下、外宿者格別、於御当駄御聞届被下候ハ、御承知判被

下度旨及懸合、漸下り駄賃其外応対書付之取引夜半ニ至る、此方より之一札ハかな川ニ准す

一 程ヶ谷の程よくのべし請判を申請ねばならぬ義理詰

同十日雨天、早朝発足、戸塚宿三度屋江止宿、問屋役人衆安藤氏江見舞一応定飛脚問屋頼之筋演舌ある、尤当宿之儀者登継出しニ而馬指・帳付衆江之酒肴代挨拶目録を出す、依而三度屋二階ニ而帳付・馬指・馬持等之古狸打寄、往返之駄賃極衆評ある、尤徳左衛門・才三郎双方江立入骨折けり、翌十一日夜二入漸熟談なりて、夜八半時頃引取同十二日朝、いまた為取替調印不揃、尤引別れ先駈之面々藤沢宿三留屋江越す

「貼紙」(狂歌抹消)

三留屋を以即刻引合ニ取懸る、問屋入来安藤江面会、尚また馬持頭取入来駄賃荒増取極、夜四ツ半頃引取

同十三日、双方為取替致す、至而速なり

但 大坂屋伊右衛門入来、尚又同家江参、用談して跡廻り先駈平塚宿江越ス

宿江越ス

一 演舌は藤沢山の御説法駄場濟度の利益あれかし

一 秋寒み平塚宿の留女夕部くゝに霜や置らん

同日平塚宿三度屋惣兵衛宅ニおゐて夜喰して駄賃取極り、夜すから大磯宿江越る、尤拔処引替申度旨同人江諾(談)す、いさゝ大磯江被参候様申置発足、同夜荒増拔状仕法申聞る、同夜橘屋江面会、宿内雇揚馬代金相断る、宿内当惑

同十四日、引請馬代金断之押合ニ而双方手を組詮方なし、折節北問屋両三日以前出奔して差懸り新参之年寄衆大勢ひして何事も役向不弁、既大磯宿役場退転可致迎、橘屋実以当惑いたし十(途)方ニくれ候次第なり

私慮して曰、此宿雇馬致置候由来者去ル寛政年中之頃迄命より水戸様定日立^① 紀州様定日ニ而差立出日翌日小田原詰之折柄、兼定日之分右ニ引続小田原詰可致為、大磯宿夜継ニ相成候故を以頼状箇と名付、雇入馬致置候例たり、然ル処享和年中ニ押移り、おもき

御称号を以荷物相廻し候類例増長して、既於京地貸会府（符）之一件差発り、御吟味之上重科二被、仰付たり、依之登り方、水戸様立之儀ハ仲間論ニ而相止、紀州様立之儀者自分より慎相止、いづれも京屋之形を以頼状箇立ニいたし、其已来より之立馬代金ニ而年久敷宿場助成金ニ相成来候処、今更皆無斷難申切、勘弁いたし今般一割増を籠駄数ニ不拘、壹ヶ年金子拾五両差出可申旨相発し候、然ル処大磯宿引立と存、何卒是迄之半金貳拾貳両貳歩差贈り呉候様との頼二付、彼是与おし合候得とも、橘屋を始として宿場困窮之事故、取賄難相成旨ひたすらの頼二付無是悲任其意候

此決着永代ニ拘り不容易といへとも、登り四里下り平塚付通シ四里余、双方之長丁場ニ而、途中替馬無之時者馬士之見込戻り夜分ニ相成、馬之出方不宜訳も有之、双方之利詰勘弁いたし、且ハ是迄之仕来りを断候上者無下ニ難手離見切を付申候

永代為取替一札之事

今般東海道御宿々江京都・大坂・江戸より差立候定飛脚荷物御継立之儀御引合申入、御熟談之上御定元駄賃錢之一割増錢積立、年々御宿内江割渡可申段及御引合候、然ル処御当駅之儀者登長丁場ニ而夜分ニ茂相懸り候儀も有之、格別之訳柄を以右一割増之助成を籠一ヶ年金貳拾貳両貳歩宛、永代御宿内為成介（助成）差贈可申段御約定いたし候処実正也、然上者往返共早飛脚ハ勿論之儀、三組定日状箇下り同断并間立荷物ニ至迄、御宿内江不留置、早々御継立可被下旨忝存候、且又御当駅者勿論、御隣宿之馬士不法之義才領中江申懸ケ候敷、何様之異変有之候共、御実意を以御取計ひ可被下候、為後日永代議定一札為取替候処実正仍如件

天保九戌年九月十四日

江戸	大坂宰領惣代
京都 定飛脚問屋	林兵衛
大坂 惣代 利右衛門	藤右衛門
	京都本番才領

右者此方より差出候一札也、宿方より之一札別紙あり、同夜中為取替相済

大磯の虎はむかしの事ならめいまは馬さへ少将にして

同十五日雨降る、暁七時発足、小田原宿問屋内川屋四郎兵衛殿方二止宿、小西秩父屋入来、折柄、御用懸り御往来ニ而大混雜いたし、且者当宿役人割増願として江戸発足之見送り、彼是以応対ならず、其夜者酒肴を以旅のうさを払ふ

同十六日天気、問屋四郎兵衛殿安藤出逢并九ヶ年已前早馬之引請人ニ而名染なれは頼合相済、夫より下役為打合之評儀取懸る、同夜馬指頭取三人より別席江出向呉候様申来る、依之外宿屋江参る、酒肴之餐ありて、内意之趣者近來宿法厳重ニ而役益惣割となる、然る処馬継立之儀者我々三人之諸事取計ひニ而外役人の知る事ニあらず、されは内々頼之一儀者此度相对壹割之宿助成金之儀、我々共江之挨拶金仕分贈り呉候様致度、尤此義我々より申入候趣、小西を始問屋江相聞得候而者不可然、各方之心得を以我々江之心付として被贈呉候積りニ御含被下度、依之別席江御招申入候旨内意有之、依而差心得候旨申聞馳走二なる

同十七日雨天、役頭・帳付・秩父屋馬指立会、三ヶ処より差立候八九立之儀、問屋宿馬順帳継ニ致時ハ子細なしといへとも、先着諸荷物之跡廻しニ而者遅滞可致敷之評儀ニ而、別而登り方立馬ニ致不申而者日限もの之義、登山如何可有之哉、下り方茂同様之次第

惣代 与三郎
近江屋才領 勘七

与助

大磯宿問屋

御役人衆中

同 定宿

橘屋権左衛門殿

此衆評至而六ヶ敷、宿馬ニ而繼立相頼候而者登丸三同様ニ相成、宿場順着繼之馬ニ而過貫目荷者勿論馬之撰嫌ひ不相成、立馬と申時者早より茂定日も無之事故、立馬之引請手おもく被申聞いづれとも決心致かたく、良暫く評儀区々にして不決、愚意下り者格別、登り方宿馬繼ニ而者何分延着之基与見込、早同様立馬引請被呉候様申談、則先年之形を以、壹ヶ年凡七八十駄之積りを以、壹疋錢三百文宛敷、金三兩八間之立馬被引請候様申談候処、臨時立之儀ニ而難見切旨錢四百文宛ニ而一ヶ年七拾駄之見積り金四兩二極る、都合立馬代金拾兩宛者江戸より出金之対談ニ取極、尤京・大坂之分ハ其節之見計ひニ極る

但 当年分ハ一駄錢四百文宛之引合決着

但 大磯馬來合候節ハ六百文

仕立馬 八百文

右懸合隙取発足延引、尤箱根宿類焼後いまた宿出来す、依而林兵衛・与三郎先駈宿取ニ登山す、残り同勢六人ハ畑茗荷や泊り

へ佐々木とハ名乗されとも小田原の四郎兵衛かはやの請馬

小田原宿 為取替一札之事

今般東海道御宿々江京・大坂・江戸より往返差立候定飛脚荷物繼立之儀、夫々部訳いたし及御懸合候趣左之通

一 登早馬之儀者九ヶ年以前致御対(談)候ニ付、仕舞越・一番越・新谷詰一番越共立馬を以御繼立可被下候事

一 今般定日之外八九日目参着之分一ヶ年凡六拾駄を限之分を加、以来立馬代金拾兩宛無相違差贈可申候事

但 当年分臨時立之分、一駄ニ付錢四百文積りを以、当暮勘定可

致事

一 下り早馬近江屋・柳屋共先規取極有之候得共、双方未熟之儀有之候ニ付、以来駄賃錢別紙取究候通為相払可申候事

右之外登三組状箇并京よりハ先番、大坂よりハ是迄番荷之分、以来四駄持状箇立二いたし候御対談之通無相違御繼送被下候上者、御定元駄賃錢江一割増年々積錢致置、毎年十一月限迄之分三ヶ処より取纏、御

宿内介(助)成并馬繼御世話被成下候御役人方江無相違差贈可申候、依之早番大荷・登三駄持状箇・間荷共、無等閑御繼立可被下候、且また駄賃錢問屋御役場へ御引請被下候上者、於途中馬士追錢・酒手・沓代等ねたりヶ間敷義一切不申様御取締可被下候、若不法之儀有之候ハ、御役場江其段申立候間御始末可被下候、為後日為取替一札仍如件

年号 九月十七日

江戸・京・大坂
定飛脚問屋惣代

才領同 誰

小田原宿問屋

御役人衆中

一 同十八日天氣、為取替印形不揃ニ而跡より箱根へ差越候積り、彼是遅刻ニ而畑茗荷や泊り

一 同十九日天氣、箱根懸合、折節問屋兩人湯治ニ参り候留主ニ而、同役又左衛門殿新宅ニ而一同面会応対問答あり、いつれ今晩下役人江申談決着可致積り

但 松屋一人ニ而当惑之次第ハ、当宿焼後馬置場も無之、禁より宿々備馬飼立置、日毎繼立之点検ニ而三組沼津泊り之儀繼立不行届旨難義かり、演舌調印難致困り入候様子ニ而逃廻り、随而下役人も当惑之体なり

一 同廿日天氣、何分調印不致、問屋行衛不相知迎隠れ居たり、安藤氏ニ被見付、無扨実印無之迎問屋場役判を致ス、折節宿之仮宅正面ニ富士を見て快晴たれば

へ峠とはまた定まらぬ泊り付箱根のやとに富士を残して

問屋殿「いし山に続けり」(抹消)ふし木隠れを致されて判もはなさす旭も放さづ

同日彼是と隙入昼後より発足、世古江止宿

此段小田原ニ而才領中江為掛合、三島宿取次用向違論あれば両家江やとらす外宿ニ止宿可致旨相断置候処、近江屋与助先駈之やと取ニ

参り、兼而宿可致約束有之由二而世古へ付込、依而取次之用向を判不致段申堅め脚半を解く

一 同升一日天気快晴、問屋不快之由年寄兩人入来酒興に長し、浄瑠璃(璃)座興の餐し、尤年寄佐七殿・正左衛門殿入来

但 世古を以内意、当宿之儀表一道何様之懸合あり共、継合不承知とは不申、演舌調印茂可致由なれとも、御聞及之通大借之宿方二而信実継立不行届、依之宿役人いつれも出役命かけ也、されハ利詰二而も詮なし、三都二而千金之用立あらハ御代官所江預ケ置、右利益を以三島宿を救ひ被下候ハ、格別、別之談合無益也との事なり

一 同升二日天気、右之内意二而問屋病氣申立、安藤氏江も面会致兼候由二付出役中内評、利右衛門発言、当宿より引返し候義も如何なれば是より二タ別れ二相成、一手者宿おし二被登べし、我等外一兩人引残り、葦山 御役所江可致愁訴、不取敢迎此場処より引返すも如何也、然ル迎先々江茂捨置参りかたし、然れとも一応世古を以申談、此度之一割増を竈毎年金三拾両宛宿場為介(助)成差贈り、右を以立馬致置候共、宿場之備金二引請、早馬其外定飛脚荷物之継合不差滞様役場江引受被呉候様書面を以世古江申入る

但 此挨拶何とも不申聞候得者模通り不申と見得たり
一 同升三日曇天、問屋善助殿入来、安藤氏江内談あり、表一道を以、定飛脚之懸合否とは不被申、殊二貴公様御差添之事故、演舌帳江之承知印者可致、なれとも御案内之通、当駄之借財と申、馬飼立難行届、依而今般御登り之上、京・大坂飛脚問屋中江御談被下、何卒金千両三都二而出金被下、御代官江御預ケ金二相成、右利益を以御役所より三島宿立行候様御相談被下度旨、内実をあかし物語有之候由、依而安藤氏之請答、出来不出来者難計、いつれ無抛次第我等兩地へ罷越候二付、飛脚問屋江可申談、勿論頗る大金之事故調達之程者難計、いつれ調印者可被致旨被致応対候

此段江戸惣代并才領中江被申聞、尤調達無覺束被存候とも、表一道之調印を取、先宿々を引合、此先々迎も不同心之宿方も難計、然ル

時者当宿二も不限、難題申聞候向々出訴被致候共、又者大金之調達者不行届共、宿場を余内私慮も有べし、如何与被申聞候

右之趣一同迎茂とは乍申、先宿之様子も見届ケ度、且ハ三州路早馬駄賃之崩れを關立(掛直力)し度、遠州路之定飛脚早荷物之心得方も取示し度、旁以心ならずといへとも任其意発足せり

一 へ邯たんの枕があらは千金の夢にみしまも用に立たし

一 同升四日天気、昼前発足沼津元問屋江止宿、当処山王御祭礼、御時節柄おとけ行烈(列)あり、安藤氏同道役場江出向夫々面会、一応申演て演舌書差置、後刻宿役人中より安藤氏江酒肴を贈る、年寄兩人旅宿江演舌帳連判して持来る、尤駄賃之引合当宿之儀者双方隣宿一里半にして兩宿におゐて承知之駄賃ならは子細なし、勿論諸事取締之引合なれハ申聞度一儀あり、当駄三度之宿不如意二而毎々宿場之割増錢を引負不渡、如何と尋れば、三度之宿二而世渡り不成毎度やとの断を申す、取調たる処一ケ年金拾兩位之助成たり、右二而者立行難成、何歟之取調被致候ハ、宿茂立行様勘弁あれかし

但 金三拾兩無利足二而用立遣し候共、又ハ盆暮心付之金子差贈り遣候とも、いつれ役場江之世話不相懸様相談被致遣候様、染々と被申聞候、是より駿河の国なれば取敢す

一 へ扱茂また沼津喰すの三度宿とふするがなと極る問屋場
一 同升五日雨天、先駄之面々原宿へ越す、四ツ過よりせり立翌朝(以下欠カ)

一 同升六日天気快晴、調印相済、尤八九立口前錢三拾式文ハ別払之積り一札を渡

但 早馬ハ口前錢共四百文可相渡対談之処、三百八拾文二極、問立二而三拾式文増、差引十六文余錢之対談して引取、然れとも跡二而不収由二而蒲原宿より勘七・藤右衛門よし原并原へ引帰す
一 誤あり

一 同夜甲子にして三金奥座敷一興あり、同宿よりずばんぼしの酒興歌・三味線各伝授せり

一 同升七日朝、役頭同道問屋場江参る、一応申演引取、無程役人相揃候

二付惣代ニ罷越候様申来る、則出向候処問屋八郎兵衛殿応対、演舌書之趣逸々相尋聞請演舌書調印被相渡、利右衛門引取、下役人江申付、駄賃其外取極之儀者才領中居残り候様無残方差図なせしハ実に問屋之権式見得たり、御本陳(陣)兼役之由

へ人品も骨柄迄もよし原の問屋本陳(陣)かねし応対

同日八時過より役頭同道与助・林兵衛諸とも蒲原江越る、勿論富士川夜越無之差急、尤富士川向ふ川役人江応対して問屋役三河屋久右衛門殿方ニ止宿、折柄 御支配替ニ付、同夜府中宿江同人罷越候支度之処へ駄付、一応宿ニ而申談、居残り問屋病氣、年寄役酒肴持参、帳付米吉殿入来

同廿八日天気、当宿懸合最中吉原宿より下り柳屋豊七・近江屋伝助より飛脚到来、駄賃錢応対馬士江不行届差滞候ニ付引返し呉候様申越候ニ付、藤右衛門・勘七取て帰す、跡居残り馬指之応対之折柄、馬指半右衛門、備後 御用物ニ差添、よし原宿へ参り候由ニ而不取極延引、止宿

但 京都年番書状持参、利兵衛名代として参着ある

吉原宿役人之内右場処抜状之取次致度存込候もの有之、役場ニ而申出候得者、先年継状之儀者 御停止被 仰出、其後者早飛脚之者差急候分いつれの宿より成とも抜状ニいたし為持走候仕法ニ候得者、継人足御役場江者難相頼訳柄御推察可被下旨断状遣し候事

但 人足役人之内抜状取次之世話料利益有之筋を以、兼々及懇望罷有、此度折柄と存申出たるもの也

一 扱茂蒲原宿駄賃極荒増片付、先駈之面々由比江越す

一 同廿九日天気快晴、由比温頓屋江止宿、是又 御代官御場処替ニ付、

一 問屋郷助殿其外役人留主勝二而不取敢逗留

一 同晦日天気同断、右之次第第二而帰宿不被致逗留、神無月江移れは

へ由比おきつかみの御留主へ来かゝりてついたち茂せず寝て暮すと
者

一 神無月朔日天気快晴、昼後より興津江越る、薩埵峠の地蔵尊開帳参詣ある、靈験あらたなる尊像なり

一 興津宿帳付清水屋多三郎殿方江止宿、至而上宿なり、追々及懸合

一 当宿抜状之支配伏和之持歩不宜、毎々及延刻候ニ付、既柳屋組相談之上引替同人方相断候積り、尤代り同宿三度屋武兵衛方江大坂より下り之節懸合置候由ニ而、此度由比江出向ひ待請引受度心底ニ相聞得、依而京・江戸之分茂近江屋より出向候兩人江も申談候処、是又同意たりといへとも、少々意味合も有之、追而沙汰可致旨ニ而駈と不申堅罷越候事

一 同二日天気快晴小春之陽氣、昼前荒増駄賃之応対相済候、先駈之面々江尻宿大竹屋江越す

一 私曰、当宿元追分村と申ハ街道より少し在江入、延寿院と申一字あり、乳母が池迎乳母之尊体を安置す、此池水をひたし取小児の百日咳に吞す時ハ、健に平愈なさしめんとの誓願なり、依而聞伝諸侯の達上聞、一字建立ありて諸人尊敬す、小児ある輩求て御影を戴き置、用意して可ならん

一 同三日天気快晴、大竹屋之主年寄又七殿ニ而面会之上委細演舌す、夫より問屋場江出向、諸役人江面会、演舌帳相渡頼置引取、夫より品川役頭与三郎・与助被召連久能山江参詣ある、其跡江役人中より安藤氏江酒肴持参、諸役人被参、頗る無手持といへとも直様酒肴を進め一献有、相互ニ餐し為取替相済、ハッ過より府中江越す、尤三度屋弥左衛門見舞当宿之継合不宜旨内意ある

一 同夜府中宿中万屋孫助殿方江夜ニ入参着、一別以来之情を述る、尤近来不如意にして諸事不都合たり

一 十月四日天気快晴、孫助殿を以申入、夫より問屋場江出向問屋久左衛門殿・孫助殿立会諸役人立会、松屋藤兵衛諸とも於役場夫々応対、演舌書調印、駄賃極相済荒増にして先駈発足、尤安藤氏跡残りニ而問屋久左衛門殿方江誘引被致、松屋其外下役人衆一列之酒興、大酩酊ニ而馳走有ける由

一 私曰、江尻不(府)中ハ名におふ駿河の難場なれとも、人摺れたれば敢而此度之引合手おもく不存、調印茂外並之事と心得、別ニ心配致さす有姿ニ而仕様もないと平氣と見得たり、勿論此隣宿々之儀、

問屋日ノ帳江不揚、拾ひ馬ニ而継送り候由、商人荷物同様宿場稼之助成荷と扱ふ由、此義兼而 御触茂有之候得ハ、以来問屋日ノ江付、到着之順を以継立被呉候様孫助殿江ハ勿論役場ニ而も精々相頼、承知とハ乍申心伏（服）したる気色なし、後年延継之論処とも可成歟しらす

扱又丸子宿江先駈いたし、折節問屋場三度屋伊兵衛居合、尤自宅病人有之由を以、役場之隣つたや江止宿、改役場江出向年寄面会応対、夫より無怠慢引合、荒増熟談なりて（以下欠力）

一 同五日程、せき立ノ発足して岡部江越る

一 岡部ハ三度屋次郎兵衛方江止宿して問屋場江出向かんと欲る処、宿懸り之往還破損場有之、近々

姫宮様御通行ニ付繕ひ検分御役人御入来ニ而、右検使場江不残宿役人出向、日中者一人茂不居合旨、依而待受夜中引かけノ申談、夜もすから熟談して（以下欠力）

一 同六日程曇天、晴る、を励として調印相済、発足して藤枝江越る、抑此宿場は登継場と下り継場と問屋二ヶ処にして、上下之伝馬場半道程隔りあれば二タ手ニ別れ、一ト手者下之問屋江懸合候積り、鍵屋江立寄、同家案内ニ而問屋殿自宅江出向留主江申置、無程問屋場より面会可致旨申来る、問屋又七殿面会ありて、演舌帳見終り被申出候者、先以当宿ニおゐて格別之延継茂不致、馬士之者不法之筋も有之候哉、身軽之ものニ而難計といへとも、当宿之儀者渡り馬士を不遣、在々馬持共或は百姓之内身軽きものたり共抱人を以馬を為牽候得者、大勢ひ集り不法之儀可致様茂無之筈、然ル所外宿之渡り馬士不法之儀有之迎、当駅迄茂演舌帳江連印可致とハ近頃迷惑之次第、勿論宿場程々ニ茂被引合候事も如何敷、一別之引合たるべし、併相応ニ無疎略継送り候宿茂不取扱なる宿々同体之御引合ニ而者同類ニ落入候道理ニ而迷惑たり、其許出向られたる心得方承たし

答、御尤なる御察度たりといへとも、宿々御継合之御役場者御一類たるたるへし、其場処・其国風・宿法ニ随ひ、時之御差配ニも応し欠（懸）隔ありといへとも、他より名差で論する時ハ御一体江之不

敬たり、且ハ是迄之御籠略・親疎を分るにあらず、以来貴宿之ことく御取扱被下度旨之御頼ニ出向候次第

是迄取扱之よしあしを可引合筈、一体江不敬とハ如何

答、たとへハ人ひとりの体を得て、眼盲し、耳不聴時ハ一体之不自由ならずや、手足ありといへとも、自在ならざる時ハ其体自在ならつや、其理に等し

又七殿笑ふて宿並之調印ニ而当駅江之申分なくは、上伝馬江為申合調印すべし

やれうれしや、さらハ迎鍵又江挨拶ニも立寄らず、逸参（散）に上伝馬江駈付けり

上伝馬之方ハ三度屋十兵衛方江落付、安藤氏才領召連役場江被参候之処、帳付計ニ而上役不居合、いつれ下伝馬江為打合調印可致由、然らハ論なしと申談、利右衛門・与三郎者島田宿野田屋江よとる

一 同七日程、早朝役頭始才領中参着、尤黒田・浅倉藤枝迄出迎ひ、当駅之儀者駄賃取極者勿論、大井川越立之儀別而川支之節川明一番越之手筈、六左衛門案内して川庄屋夫々江才領中相廻り、夫より川会処江出向、一札を取る、左之通

差入申一札之事

一 定飛脚荷物之儀、従前々数度 御触茂有之候得者、一体ニ無遅滞越立候得共、取訳近江屋之唱候早飛脚荷物并二条・大坂 御城内御番衆刻付御状箇者勿論、日限便登三組状箇・丸三状箇共、一番越・仕舞越とも無遅滞越立可申候、右之趣御懸合ニ付承知一札差入申処仍如件

天保九戌年十月七日

島田宿大井川

庄屋

八右衛門 勘藏 孫八 万藏 印 印 印 印

嘉右衛門 印
清太夫 印
次郎右衛門 印
小頭惣代
弥八 印
久五郎 印
定飛脚問屋
惣代衆中
右之通一札を取直様大井川趣く、折節西風烈敷河原表砂石を飛し、寒風肌を貫く、夫より金谷川会所江立寄、下り方越立欠(懸)合、尚又左之通一札を取る

差入申一札之事

定飛脚御荷物之儀、従前々数度 御触茂有之候得共、取訊大坂より差立候柳屋、京都より差立候近江屋早荷物者勿論、二条・大坂 御城内御番衆様刻付御状箇并京・大坂先番御状箇、其外日限便之分大井川越立之儀 御用御通行者格別、諸家様御飛脚一同壺番越可致候、依之今般右之趣訳而御引合御出向二付致承知、為念一札差出申処仍如件

金谷宿川庄屋

天保九戌年十月十日

伴左衛門 印
三郎右衛門 印
佐次右衛門 印
長兵衛 印
惣右衛門 印
昌平 印
川役人物代
吉右衛門 印
正助 印
小頭惣代
四郎兵衛 印

定飛脚問屋
御惣代衆中
清助 印

右者島田宿川会所江懸合之上、当宿問屋江申談調印可致迎案文彼是入筆いたし、漸十日調印いたし持参之事

扱又当駅之儀、大井川長支之節 諸家様御飛脚者勿論

御参勤・御交代之折柄継立相湊、定飛脚往返之状箇、三組・四株茂一処二相成、其外早馬者勿論刻付状箇等順継之手段無之迎、宿役人中評儀不決談二而諸役人不致面会、終日終夜待詫けり

同九日曇天、宿役人面会会応対致ス、漸昼夜荒増引合済、尤雨天なれとも日坂江越る、

当処拔状支配之儀、宿役人より挨拶、浅倉江月代り二為取次呉候様下役人彦八殿・藤兵衛殿態々入来頼ある

日坂宿江戸屋善左衛門出迎ひ、尤黒田屋富右衛門殿と申仁、先年品川役頭之世話二相成候由、呉々御宿之儀申来り、依而日坂宿黒田屋止宿、

当駅之儀御同人取持、殊二善左衛門取扱向行届、暫時二引合相済、殊二街道稀なる上酒・珍肴馳走ある、上宿なり

同十日雨天、当駅之儀手早く片付発足為致候義を馳走として、黒田其外問屋至而気転者二而、早速調印相済懸川江越る

掛川宿之儀、差宿先客ありて帳付八十八殿宅江止宿、夫より役場江出向無程役頭・帳付入来、酒肴持参あり一応申談引取

同十一日天気快晴、尤西風はけしく、旅宿浅間にして至而寒し、安藤氏待詫て

へ一銚子かん懸川はいかならん寒さに太田御城下のやと 百枝

昼飯後演舌帳調印して来る、夫より一同袋井太田江夕刻着、同夜八蔵殿病氣之由舎弟見舞、田代も同断、連名二而生鯉来、問屋役場より酒肴到来、一献して休む

同十二日天気快晴、早朝より懸合、年寄長右衛門殿入来面会及対談、然るといへとも、問屋兩人違論二付年久敷 公訴を経ていまた落付せ

す、此節組合宿取扱中二而八藏殿病気分二而、役場出勤差留有之、田代八郎殿いまた問屋之役名を不請、無問屋年寄長右衛門殿當時差配たり、右体混雜之折柄なれば、帳付・馬指不_レ応_レ下知、宿八兵衛殿を以駄賃極之入割申といへ共帳付・馬指中馬士江荷胆して隣宿二不落合、既二破談となる

へ彼是といわく袋井おし込てた、何となく引かつき行け 百枝

へ引かつければ千里を一ト飛の馬の有処を見付もやせん 夷白

同夕安藤氏問屋役場へ参られ、駄賃不落合候ハ、待合候詮もなし、強而可申道理なし、先き宿江越可申断、発足被致けり、其跡年寄長右衛門立腹して、帳付・馬指を呼寄、当駄之不人情を示シ宿場の浮沈を解(説)れたり、依而おれ合太田八兵衛扱二而熟す、頃ハ五交(更)の一天ひや、かにして月ほがらかなり、夜すから見付宿江越す、此宿二而府中宿孫助殿一件、御糺中之講釈を解(説)、宿役人聞決す

へ腰をおす一言坂の苦めんを茂いとふ隙なき月の夜の駒 夷白

後(五)夜過て見付宿大三河屋へ止宿

同十三日、役場江出向一応申演で、安藤氏夫より

紀州御七里部屋佐竹勝助様江名染二而音信ある、程なく問屋年寄被召連旅宿江入来、酒興長して大一座となる

一 駄賃極之義者才領中より帳付・馬指江之懸合其夜決せず

同十四日朝より天気、せき立く昼後熟談整ふ、尚また金谷より舞坂迄之宿役人 御支配替二而中泉 御役所江出向、組合之宿々安藤江頼

一 之筋二而酒肴持参、一座して酒興ある

同日八時頃より追々浜松江越る、尤先駄利右衛門、天龍川端双方江引合、夜二入浜松はやし江参着止宿、馳走ある

へ(狂歌、欠)

一 同十五日天気快晴寒し、昼頃宿役人演舌書調印して持参、尤駄賃・追錢取究之儀者馬指中留主之由二而不取極、才領中居残り、惣代面々舞坂江越へ、さ、やへ止宿、夜中追々参着

一 同十六日天気快晴、尤西風強く渡海難成、尤当駄之義者下り一方、浜松江之駄賃極而已、問屋那須田又七殿と申仁は組合宿の口聞二而中泉

江出役留主たり共、承知印可致旨居残り問屋伝左衛門殿外役人中江文通有之、無子細応対相済、昼後少し風鎮りてあら宿江渡海致す、尤大波二三度船中江打込、着類濡る、といへとも無程船頭撰人二而八時頃今切江参着、御関所二而三度の飛脚二ござり升

へ通りおれ三度処敷時暮の仕舞船待つ今切の関

当宿之儀者登一方の引合にて、宿気転よく駄賃極相済、熟談調印済て、白須賀扇や江止宿

へ「晴渡る」(抹消)旅寝する身にも寒さを白すかや起出見れば今朝の初霜

へ晴渡る月をひかしに三河路や人もなく越し遠江なた

一 同十七日天気快晴寒し、霜は雪に似たり、役場江出向三度や佐平次より見舞、はぜ酒到来

一 国用弁理之家業蒙 御免罷有候段、去ル文化十四丑年中道中御奉行榊原主計頭様於 御役所御尋之節請書御聞置之趣宰領中江申示す

但 宿々二おゐて荷物過貰目なる察度之請開可致一介(助)たる旨

才領中江心得方を論す

一 昼後決着せつ、駄賃おし合之扱二立入漸熟談して、八時過より二夕川へ越る、夕暮同宿三とや十右衛門・角や権六出迎ひ

一 同夜宿役人一同立会評儀之砌、年寄善藏・次郎吉演舌書を難して泊り付・宿割并荷物過貰目を拒む、彼是不取極

一 同十八日天気晴渡り、早朝より宿役人寄合内評のよし、不相決、漸夕刻二至り定日泊り宿付之日操(繰)違ひニ参着之分ハ、馬壺正二付待

錢銀式匆宛、出戻り駄賃相渡可申旨一札差入候ハ、演舌書へ調印可致旨申来る、依而差当り絶句せりといへとも左之通一札を遣す

差入申一札之事

今般東海道御宿々江及御引合候演舌書之内、登三組状箇并丸三状箇、其外京・大坂より下り先番状箇立泊り宿之儀、急度御当宿江参着之積り二御座候得とも、いまた前後之御宿々引合中二而定例二前後之御

宿々繼立相拘(均)し候上者演舌書江御調印被下候とも、右泊り付二不拘、是迄之通御繼立可被下候、追々乗拘(均)し候迄之為念一札差入申処仍如件

京・大坂・江戸

定飛脚問屋

惣代 利右衛門印

天保九戌年十月十八日

京本番才領

同 利兵衛 印

大坂才領

同 林兵衛 印

藤左衛門印

二夕川宿 問屋

御役人衆中

右一札差入、漸馬待之出戻り銀差出す二不及旨得心之上、演舌書へ調印いたし候二付、暮方より吉田江越る、こふもあらふ歟

へ時ならぬ蝙蝠に似て昼は臥し夕暮れよりぞ羽をのしてたつ 夷白

夕暮の立場にてよめる

同十九日天気快晴、よし田宿紺屋孫八殿方止宿して、同人より宿役人江申入、演舌書を渡す

但 二夕川宿演舌調印相拒候故を以、過貫目之言訳、泊り付之申開

之両条才領中江示談致ス

扱吉田宿役場江出向、問屋与右衛門殿江面会、年寄立会いさゝ演る、承知被致、尤同役良平殿御油江出向、今ひとり病氣引なれとも、外宿々承知なれば当駄迎も同意たるへし、然れ共夫々江申聞、追而挨拶可致との別れなり

同升日曇天、朝之内調印相済、尤登り方駄賃之儀者御油へ馬指一人差添遣し、同宿へ相談之上取極可申との事二而発足、折ふし雨降出し候へとも豊岡稲荷江廻り、九半頃御油いてうや江止宿、直様問屋役場江出向、同夜役頭入来、面会之上いつれ明朝之挨拶として引別れたり

但 当宿加宿願二而檢使之役人三四日已前より出役二而致混雜、宿

役人不揃二而はかとらす、尤よし田より下役人来り漸極る
桑名松全江向、先案内演舌書登す

資料紹介

郵政資料館所蔵の中世東大寺文書と往来軸

田良島 哲

一 調査の経緯

郵政資料館が所蔵する歴史資料の中には、時折思いがけないものが含まれていて、コレクションの奥深さをうかがうことができる。ここにとりあげる中世文書も、二〇〇八年に郵政資料館所蔵資料の評価のため同館を訪問した折に、井上卓朗氏からその存在についてご教示をいただいたものである。史料の概要については、井上氏もすでに紹介されているが⁽¹⁾、その後多少の知見が得られたので、ここに報告させていただく。

筆者が最初に実見した際には、文書はかなり損傷した状態で往来軸に巻き付けられていた。後述するように往来軸の実例は珍しく、開いてみたところ文書自体も一見して平安時代の原文書で、東大寺関係のものと判断された。そこで古文書として史料価値が高いので、保存に万全を期されるようお願いした。その後、資料館の適切なご判断で、二〇〇九年度に保存修理が施され、面目を一新したことは喜ばしい。

関連史料を確認した結果、文書と往来軸の間に、直接の関係はないことが判明したので、以下、文書と往来軸について、それぞれ判明したことを述べる。

〔寸法〕

縦二九・三センチメートル 横四九・六センチメートル 一紙

〔本文〕

謹解 申売買田事
之内壹段沽却了

合参段者 在東大寺川上御庄内
字山小田南辺者

四至 限東横道 限南又道
限西溝 限北類地

右件田、賢算相伝領掌無他妨、
而依有要用、限直米拾参斛
伍斗、紀乙先生永所売渡也、
但依有類地、於本文書者不
副渡之状、如件、

天永元年十一月十五日

売人僧（花押）
買人紀

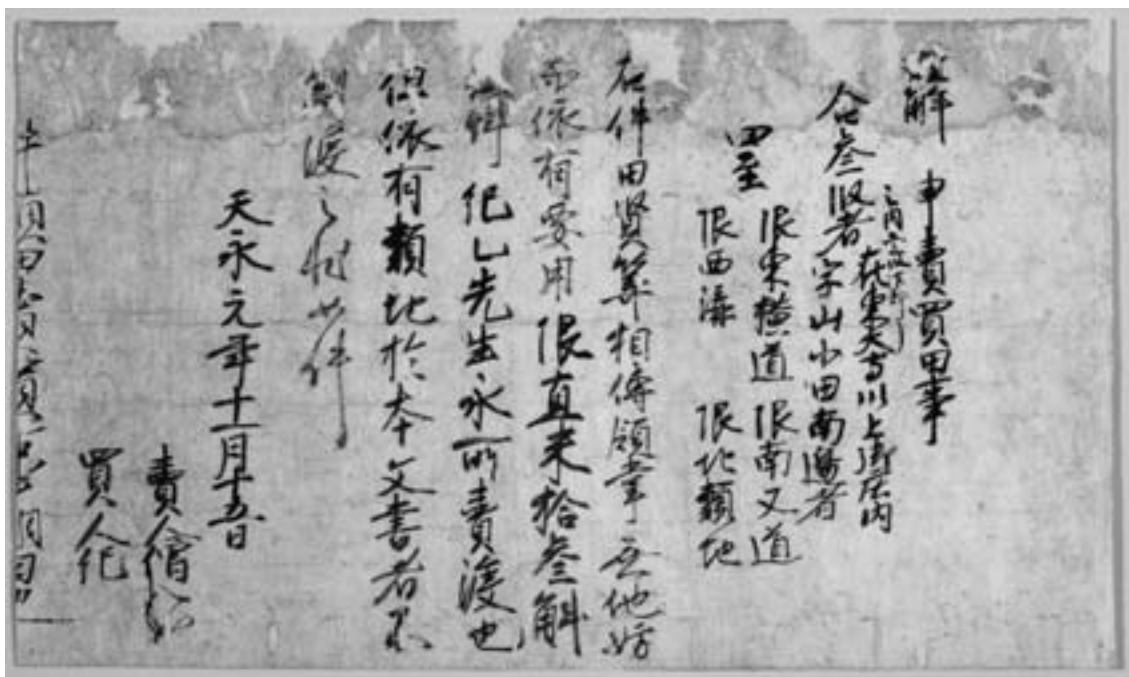


図1 天永元年11月15日 僧賢算田地売券（表）

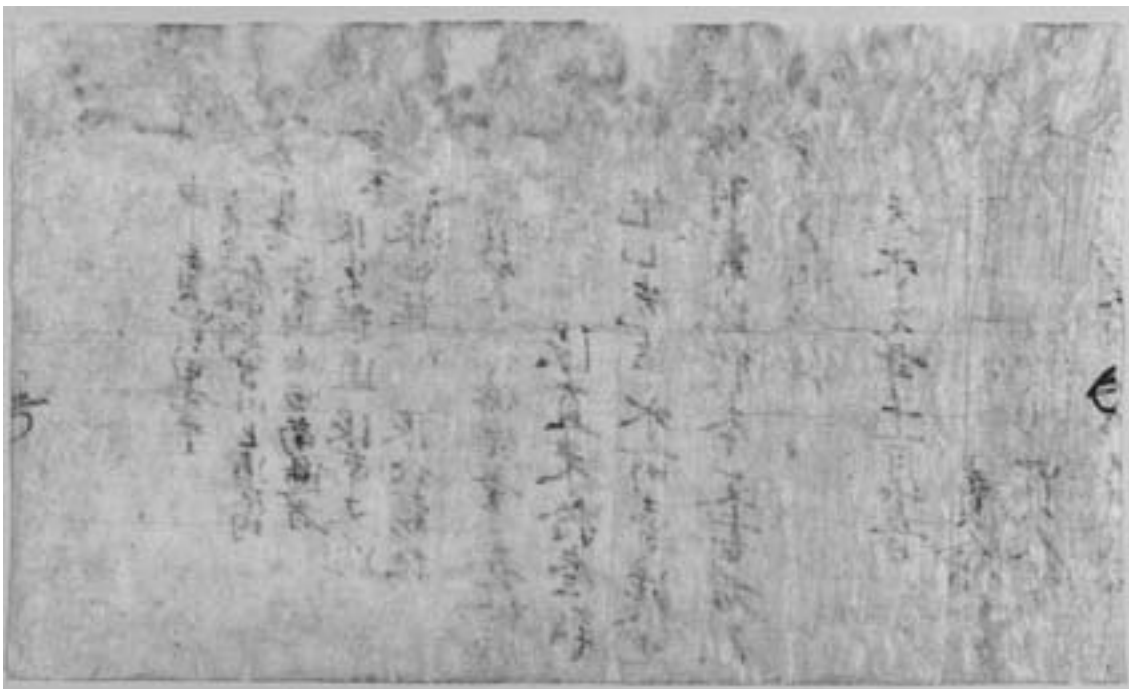


図2 天永元年11月15日 僧賢算田地売券（裏）

(紙継目)

(件領田売買実正明白也^カ)

□□□□□□□□□□□□□□□□

※袖裏及び奥裏の紙継目に花押あり。

(翻字はおおむね現行通用の字体とした。)

この文書(図1)は「売券」すなわち売買の事実を証明して、売主から買主へ交付される文書であり、本文書の場合、天永元年(一一一〇)に「僧賢算」から「紀乙先生」へ田地が売り渡されたのである。紙継目裏に花押を据えて文書の抜き取りを防ぐ措置を講じていることから判断して(図2)、本来は権利の継承関係を証明するために複数の文書を貼り継いだ「連券」「手継証文」と呼ばれる形になっていたことが知られる。

中世の売券は「売渡申…」と書き出すものが多いが、この文書は「謹解」で書き出している。「解」は古代では上申文書に用いられる様式で、「謹解」で書き出すのは売買自体が申請行為であったことの名残りを示す比較的古い形式である。

「川上庄」は河上庄と表記されることもあるが、大和国添上郡に所在した東大寺領荘園の一つで、名は佐保川の上流であることに由来すると言われる。現在でも奈良市北部に川上町の字名が残り、中世では奈良の町から京都へ向かう街道である奈良坂の近辺にあたる。関連史料は平安時代中期

から東大寺文書に見え、多くはすでに『大日本古文書』や『平安遺文』に翻刻されている。史料上の初見は康平五年(一一〇六二)であるから、本文書は比較的古い史料と言えよう。

川上庄は中世東大寺の膝下庄園の一つとして、古くは清水三男氏の先駆的な研究があり、第二次大戦後では泉谷康夫氏や伊藤鋭彦氏がとりあげている⁽²⁾。「川上庄」という名を持つてはいるが、一円的な支配領域ではなく、個別の寄進による断片的な田地の集合体であったことは、先行研究の共通して指摘するところである。この売券も平安時代に東大寺領として集積された田地の一つであろう。残念ながら、現段階では東大寺等が所蔵する原史料の状況を調査するいとまがなく、接続する連券に含まれる他の文書を確認することはできなかった。この点については後考を期したい。

三 往来軸

往来軸は題箋軸あるいは立籤とも呼ばれ、卷子の軸の上部に見出しとして文書の表題や日付を書き込めるような題箋を付したものである。題箋部は平たい板状のものと、四面に記載が可能な駒形のものがある⁽³⁾。正倉院文書の中には文書を貼り付けた当初の状態が残ったものがある⁽³⁾。郵政資料館では、この往来軸に前述の売券を巻きつけた状態で保存されてきたが、両方の史料は、東大寺旧蔵であるという以外に直接の関係はない。往来軸は伝存例の他に、遺跡からの出土例も見られるが⁽⁴⁾、全体として遺存は

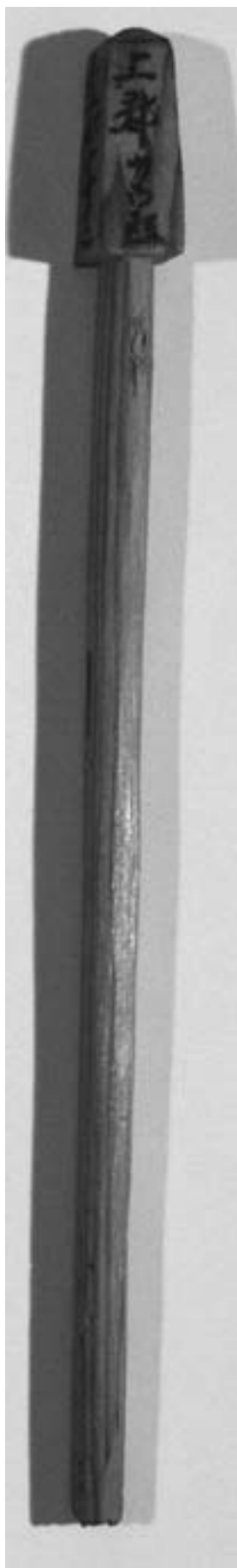


図3 題箋 全体

少なく、実物史料として貴重である。今回確認した往来軸の概要は、以下のとおりである。現状は図3および図4に示した。

〔寸法〕

全長 三五・八センチメートル 軸径一・三センチメートル 題箋部長さ五・五センチメートル 題箋部上幅一・八センチメートル 題箋部下幅二・二センチメートル

〔本文〕

（第一面）「大和国添」

（第二面）「上郡カウ殿」

（第三面）「壱町寄進」

（第四面）「状宇都宮入道」

この往来軸に対応する文書であるが、寄進者の名前と田地の面積から判断して、「東大寺文書（成卷文書）」に収める左記の建長二年（一二五〇）二月十五日沙門蓮生（宇都宮頼綱）田地寄進状（鎌倉遺文）一〇一七（一六三号）が関係するのではないかと思われる。

（端裏書）「□□宇都宮入道□□□□進状」

寄進 大和国水田壱町者

在管四至坪付所出等、別紙載之

右件田、南都東大寺大仏脇土觀世音菩薩

毎夜不退燈明用途料、限永代令寄進□、

此尊者祖父禅門重阿弥陀仏所奉造

立之像也、仍彼焚魂為令得無垢清淨之

光、兼蓮生為令結花台迎接之縁、寄進

如件、

建長二年二月十五日

沙門（花押）



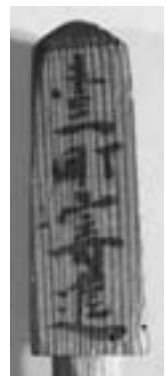
（第2面）



（第1面）



（第4面）



（第3面）

図4 題箋 本文

寄進者である宇都宮頼綱は、下野宇都宮に本拠を構えた鎌倉時代前期の有力御家人の一人であるとともに、歌人としても名を知られる。寄進状に言及されている「祖父禅門重阿弥陀仏」は宇都宮朝綱で、東大寺再建に当たって源頼朝から大仏の脇侍観音菩薩像の造立を任されたことが知られている。五十年後に孫の頼綱がその後生における往生を祈って仏前の燈明料として東大寺に田地を寄進したのである。したがって、この往来軸は鎌倉時代に作成された新たな伝存例として評価されるものである。

四 伝来をめぐって

大正六年（一九一七）頃の刊行と見られる通信博物館『陳列品目録』^{〔5〕}の中に「往来軸 一個 田山宗堯氏出品」という記載がある。田山宗堯（たやま むねとう）は明治から大正にかけて東京市日本橋区数寄屋橋にあった書籍商・出版社「警眼社」の社主で、その名の示すとおり警察行政関係の書籍や雑誌を多く編集発行していた^{〔6〕}。

一方、東京大学史料編纂所が所蔵する影写本の中に、大正六年に「東京市京橋区数寄屋橋」在住の田山宗堯所蔵の文書十三点を影写した「田山文書」が伝わる。この文書はその後天理大学附属天理図書館の所蔵に帰しているが^{〔7〕}、その内容はいずれも奈良の春日若宮の神主を務めた千鳥家に関するもので、田山宗堯が奈良から出た古物を入手していた事実が判明す

る。この往来軸は「出品」とされているところから、この当時は寄託されていたのであろうが、一つの館で、古い往来軸がいくつも持ち込まれるとは想定しにくいので、田山所蔵の往来軸が通信博物館（郵政資料館）の所蔵になったと見るのが妥当である。東大寺文書は、巷間で分蔵されているものが多く、この二種の史料もそういった一例と言えよう。

〔謝辞〕 調査の機会を与えられ、修理後写真の提供をいただいた郵政資料館に記して感謝申し上げます。

- 1 註
井上卓朗「新たに発見された東大寺文書」〔郵便史研究〕第二十七号二〇〇九年三月。
- 2 清水三男「東大寺領大和国添上郡河上荘」〔日本中世の村落〕一九四三年）、泉谷康夫「東大寺領大和国河上庄の構造」〔赤松俊秀教授退官記念事業会編『国史論集』一九七二年）、鈴木鋭彦「東大寺領大和国河上荘の売券」〔愛知学院大学論叢（一般教育研究）〕十一、一九六五年）など。
- 3 〔刊行物紹介 正倉院文書目録 三 続修後集〕（『東京大学史料編纂所報』第二十九号、一九九四年）。
- 4 国立歴史民俗博物館編『古代日本 文字のある風景』二〇〇二年。
- 5 国立国会図書館「近代デジタルライブラリー」を参照した。刊行年の推定は同館所蔵本の受け入れ印の日付による。
- 6 東京書籍商組合編『東京書籍商組合史及組合員概歴』一九一二年。なお、田山の履歴については下記の考察がある。吉原敏彦「警眼社社主田山宗堯とは誰ぞ」、<http://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/kayama.pdf>
- 7 藤原重雄『大日本史料』第三編関係史料の収集・校正および春日大社関係散逸史料の調査』（『東京大学史料編纂所報』第三十六号、二〇〇一年）。

（たらしま さとし 東京国立博物館 学芸研究部 室長）

『郵政資料館 研究紀要』投稿規定（平成22年度）

- 1 応募資格
「郵政事業および通信の歴史と文化に関する諸問題」に関する研究者であること。
- 2 論文等テーマ
「郵政事業および通信の歴史と文化に関する諸問題」について自由に論題を設定した研究論文・研究ノート・資料紹介などとする。
- 3 応募の条件
郵政資料館の資料、またはそれと同様な基礎資料を活用したものとする。
「日本語」で書かれたものとする。
応募は、1人1編（共同執筆は可）のみとする。
応募原稿は、未発表のものに限る。また、他の学会誌などとの二重投稿は認めない。
応募原稿の返却はしない。
- 4 論文等応募方法
論文等の投稿を希望する執筆者は、あらかじめ所定の「論文応募用紙」を編集委員会へ提出し、投稿についての許可を得ること。
- 5 論文応募用紙の入手方法
論文応募用紙は、2010年4月14日（水）午前10時以降に、下記入手先宛にて、返信用封筒（角2サイズ）を同封の上、郵送をもって請求すること。その際、封筒表には「論文応募用紙希望」と赤字で記入すること。
なお、返信用封筒は、返送先住所・氏名のほか、140円切手を貼付した上で同封すること。
送付先の記入、および切手の貼付がない場合は発送しかねる。
- 6 応募要項入手先
日本郵政株式会社郵政資料館内 「郵政資料館 研究紀要」編集委員会
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目3番地1号
- 7 応募用紙提出方法および期限
2010年5月26日（水）午後5時必着にて、氏名・連絡先等の必要事項を記入した「論文応募用紙」を編集委員会宛に送付すること。
- 8 応募結果の通知
応募された「論文応募用紙」に基づき、「郵政資料館 研究紀要」編集委員会において、学術的な視点からの審査を行い、投稿の可否について連絡する。投稿原稿については、専門家による査読をさらに行い、掲載の可否を決定する。
なお、審査に関する問い合わせには応じかねる。
- 9 原稿提出方法および期限
2010年10月29日（金）午後5時必着にて、MS-WORD2003で読み書き可能なファイル形式で作成したファイル（図を掲載する場合は原図ファイルを含む）を保存したメディア（CD-R等）および打ち出し原稿1部を提出すること。
なお、投稿原稿は完全原稿とする。
- 10 原稿執筆要項（概要）
原稿はパソコン使用のこと。
文字量は、換算値として、論文原稿はA4用紙（1行40字×40行）15～20枚程度、研究ノート・資料紹介はA4用紙（1行40字×40行）15枚以内とする。

図表・注は枚数に含まれるものとする。

写真・図版等の掲載・転載許可は、執筆者の責任において処理すること。

詳細は投稿許可者に対し送付する「執筆要領」を参照すること。

11 提出先

日本郵政株式会社郵政資料館内 「郵政資料館 研究紀要」編集委員会

12 査読

上記9の期限までに投稿された原稿は、編集委員会が指名する専門家において査読を実施し、その結果を踏まえて編集委員会が掲載の可否を決定する。

査読の結果、掲載可となった場合でも、掲載種別（研究論文・研究ノート等の別）の変更や、投稿された原稿に対して分量や内容等の修正を求めることがある。

13 著作権の帰属

本誌に掲載された論文等の著作権は郵政資料館に帰属するものとする。

新刊紹介

日本郵政株式会社監修

『郵政建築 通信からの軌跡』

発行：建築画報社 発行年：2008（平成20）年12月

ISBN：978-4-901772-43-3

島田健造著 友岡正孝編

『カラー復刻版 日本記念絵葉書総図鑑』

発行：日本郵趣出版 発行年：2009（平成21）年1月

ISBN：978-4-88963-703-8

郵政省貯金局

『昭和二十五年二月一日現在 為替貯金取扱局記号番号簿』復刻版

発行：鳴美 発行年：2009年2月

小林 正義著

『知られざる前島密 日本文明の一大恩人』

発行：郵研社 発行年：2009年4月

ISBN：978-4-946429-20-0

専修大学文学部日本近現代史ゼミナール編

『ケータイ世代が「軍事郵便」を読む』

発行：専修大学出版局 発行年：2009年11月

ISBN：978-4-88125-230-7

※当該ゼミナールは、新井勝弘専修大学教授（第2分科会）が指導するゼミである。

松平乗昌編 杉山正司著

『図説 日本鉄道会社の歴史』

発行：河出書房新社 発行年：2010（平成22）年1月

ISBN：978-4-30976-134-3

展覧会紹介

◆郵政資料館が主催した展覧会

特別展「愛を奏でる切手のかたち 愛×切手デザイン」展

期間：2009（平成21）年6月6日（土）～7月12日（日）

会場：ていぱーく1階

概要：「愛」をテーマに、ご成婚50周年を迎えた天皇皇后両陛下や歴代天皇・皇太子のご結婚、家族の愛、人類愛、自然や動植物への愛などを描いた切手と切手デザイン関連資料を展示。

特別展 原田泰治「ふるさと心の風景」展～切手原画でめぐる日本のふるさと～

期間：2009年9月5日（土）～11月13日（金）

会場：ていぱーく1階

概要：画家として活躍中の原田泰治氏が全国各地のなつかしいふるさとの風景を訪ねて描き続けた四季の美しい絵が、ふるさと切手「ふるさと心の風景」シリーズの切手になった。このシリーズ切手発行を記念して、第1集から第6集までのすべての切手原画60点のほか、同氏の近作などを展示。

特別展「年賀festa！」

期間：2009年11月17日（火）～12月13日（日）

会場：ていぱーく1階

概要：日本における年賀の歴史を紐解きながら、年賀状にデザインされた「祝い」のかたちを紹介。そのほか、「新しい年賀状のかたち」を提案するため、一般公募やアーティストの絵封筒、絵手紙のほか、北海道で人気上昇中の「往来葉書」など工夫を凝らした年賀状を一挙公開。

特別展 「はなたれ小僧は元気な子」～さよなら滝平二郎～遺作展

期間：2009年12月19日（土）～2010（平成22）年2月3日（水）

会場：ていぱーく1階

概要：2009年5月16日に逝去した絵本作家、きりえ・版画家の滝平二郎氏（享年88歳）への追悼の意を込めて遺作展を開催。郵便切手原画、絵本原画「花さき山」「モチモチの木」など、懐かしい農村の風景や庶民の暮らしを詩情豊かに描いた初期から晩年までの作品約250点を展示。

特別展「スロヴァキアの切手展～ドゥシャン・カーライとブラチスラヴァの絵本文化～」

期間：2010年2月13日（土）～3月28日（日）

会場：ていぱーく2階

概要：スロヴァキア郵便博物館、チェコ郵便博物館の協力を得て、東欧を代表する絵本作家であり切手デザインも多く手がける、ドゥシャン・カーライ氏によるチェコスロヴァキア時代から現在までの切手原画（日本初公開）のほか、郵便関連グッズ、スロヴァキアの絵本文化を背景とする記念切手や関連の絵本原画など約150点を展示。

◆郵政資料館が協力した展覧会

特別展示「発行20周年記念《ふるさと切手》ぜんぶ見せます！」

主催：財団法人 日本郵趣協会

期間：2009年8月8日（土）～9日（日）

会場：ていぱーく1階

概要：第37回夏休み切手まつり〈サマーペックス'09〉における特別展示として、ふるさと切手シートの下図等を貸出、展示。

特別展示「第44回全国切手展〈JAPEX'09〉」

主催：日本郵趣出版

期間：2009年10月30日（金）～11月1日（日）

会場：サンシャインシティ文化会館2階

概要：【郵政資料館による展示】

郵便印（野戦郵便局、軍事郵便取扱所など）や野戦郵便局日誌、野戦郵便局関係写真などを貸出、展示。

【専修大学教授新井勝紘氏（第2分科会）の展示】

軍事郵便研究の一環として、日清戦争、日露戦争、日中戦争、太平洋戦争の各時期における軍事郵便や、兵士が整理した軍事郵便綴りなどを展示し、解説を行った。

また、専修大学生田キャンパスでも、「『いのち』の便り展—兵士のこころと銃後の想い—」と題して、「小泉書簡」などの軍事郵便のほか、慰問帳、凱旋記念品など計150点を展示。

◆郵政資料館所蔵資料が展示された展覧会

企画展「日本を明るくした男たち—近代化を支えた電気のエンジニア—」

期間：2009年9月15日（火）～11月29日（日）

会場：国立科学博物館（東京都台東区）

概要：アーリンコート書画電信機（現存最古のファクシミリ装置）や、モールス電信機（通信省製作、明治16（1883）年製造）を貸出。

特別展「箱田良助と榎本武揚」

期間：2009年10月3日（土）～11月23日（月・祝）

会場：福山城博物館（広島県福山市）

概要：ディニエ印字電信機（榎本武揚旧蔵品）のレプリカ機（沖電気製作）を貸出。

特別展「没後35年 宮本三郎展—留学・従軍・戦後期を中心に—」

期間：2009年10月24日（土）～2010年1月11日（月・祝）

会場：神戸市立小磯記念美術館（兵庫県神戸市）

概要：宮本三郎作の絵葉書原画2点を貸出。

特別展「激動の明治国家建設」

期間：2009年11月5日（木）～27日（金）

会場：憲政記念館（東京都千代田区）

概要：黒塗柱箱などを貸出。

企画展「放送前史」

期間：2010年2月2日（火）～4月18日（日）

会場：NHK放送博物館（東京都港区）

概要：エンボッシング・モールス電信機（ペリー提督幕府献上品）のレプリカ機、無線関係の写真資料、米村嘉一郎関係資料、関東大震災当時における通信省日記抄、震災はがき、分銅はがきなどを貸出。

企画展「伝えようヒロシマ・ナガサキ 被爆65周年 東京原爆展」

主催：社団法人東友会・東京都原爆被害者団体協議会

期間：2010年2月9日（火）～13日（土）

会場：東京都庁第1本庁舎45階 南展望室（東京都新宿区）

概要：原爆の悲惨さを伝えた「はがき」（複写）を貸出。

[執筆者]

石井 寛治（いしい かんじ）

東京大学名誉教授（第1分科会）

磯部 孝明（いそべ たかあき）

総合研究大学院大学 文化科学研究科日本歴史研究専攻（第1分科会）

田原 啓祐（たはら けいすけ）

大阪経済大学 日本経済史研究所 特別研究所員（第1分科会）

伊藤真利子（いとう まりこ）

青山学院大学大学院 総合文化政策学研究所（第3分科会）

北原 聡（きたはら さとし）

関西大学 経済学部 教授（第4分科会）

小原 宏（おばら こう）

日本郵政株式会社 コーポレート・コミュニケーション部（第1分科会）

井上 卓朗（いのうえ たくろう）

日本郵政株式会社 郵政資料館 資料専門員（第1分科会、第5分科会）

杉山 正司（すぎやま まさし）

埼玉県立歴史と民俗の博物館 学芸主幹（第5分科会）

「駅通志料」を読む会（えきていしりょうをよむかい）（第5分科会）

田良島 哲（たらしま さとし）

東京国立博物館 学芸研究部 列品管理課 登録室長（個別研究）

（掲載順）

編集後記

ここに『郵政資料館 研究紀要』の創刊号をお届けします。

この紀要は、冒頭の石井先生の「創刊のことば」に詳述されているように、郵政資料館が明治以来収集、所蔵してきた郵便、郵政をはじめとする膨大な歴史的資料が調査・研究され、その成果や関連情報が発信されることによって、関係分野の研究者の方々にそれらの資料を広くご認識いただけるようになり、さらに世にある多くの資料と合わせてご活用いただくことで、関連分野の研究が進展し、郵政資料館所蔵資料が一層有効に活用されることを願って発行を企画したものです。

この創刊号は、その最初の取り組みとして、2008（平成20）年10月から1年数ヶ月間、郵政歴史文化研究会およびその分野別分科会に参加された研究者の皆様に期間中にご研鑽いただいた成果を投稿論文または研究ノートとしてまとめていただき、査読を経て収録しています。

この紀要が想定する分野の研究課題については、石井先生の巻頭論文「日本郵政史研究の現状と課題」において多くのご提示がなされています。本誌をお読みいただいた研究者の皆様には、郵政資料館の所蔵資料にご関心をお持ちいただき、是非ご活用いただきまして、その成果をこの紀要にご投稿いただければ幸いです。

関係分野の研究が一層深化・発展する一助となることを願い、発行を続けてまいりますので、引き続きご愛読いただき、また、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（小原）

〔編集委員〕

石井 寛治（東京大学名誉教授）

新井 勝紘（専修大学文学部教授）

杉浦 勢之（青山学院大学総合文化政策学部教授）

杉山 伸也（慶應義塾大学経済学部教授）

藤井 信幸（東洋大学経済学部教授）

山本 光正（国立歴史民俗博物館教授）

田良島 哲（独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館学芸研究部室長）

（分科会担当順）

郵政資料館 研究紀要 創刊号

印刷 平成22年3月8日

発行 平成22年3月9日

編集 郵政歴史文化研究会

発行 日本郵政株式会社 郵政資料館

〒100-0004

東京都千代田区大手町二丁目3番1号

